

平成 26 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成26年
 第3回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 9月 3日～9月22日（20日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 3日（水）	提案説明	
4日（木）	休 会	
5日（金）	”	
6日（土）	”	
7日（日）	”	
8日（月）	会派代表質問	
9日（火）	会派代表質問	
10日（水）	一般質問	
11日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
12日（金）	”	”（総括質疑）
13日（土）	”	
14日（日）	”	
15日（月）	”	
16日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
17日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
19日（金）	”	
20日（土）	”	
21日（日）	”	
22日（月）	討論・採決等	

平成26年
第3回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月3日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第30号	3
	○市長提案説明（議1～29）	3
	○提案説明（議30 川畑議員）	7
1	日程第3 休会の決定	9
1	散 会	9

○ 9月8日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし第30号	13
	○会派代表質問 山田議員	13
	○会派代表質問 中島議員	28
1	散 会	47

○ 9月9日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	49
1	欠席議員	49
1	出席説明員	49
1	議事参与事務局職員	50
1	開 議	51
1	会議録署名議員の指名	51
1	日程第1 議案第1号ないし第30号	51
	○会派代表質問 千葉議員	51
	○会派代表質問 佐々木（秩）議員	68
	○会派代表質問 安齋議員	84
1	散 会	95

○ 9月10日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	97
1	欠席議員	97
1	出席説明員	97
1	議事参与事務局職員	98
1	開 議	99
1	会議録署名議員の指名	99
1	日程第1 議案第1号ないし第30号	99
	○一般質問 吹田議員	99
	○一般質問 小貫議員	103
	○一般質問 中村議員	108
	○一般質問 濱本議員	111
	○一般質問 斎藤（博）議員	118
	○一般質問 新谷議員	128
	○一般質問 高橋議員	137
	予算特別委員会設置・付託	146
	決算特別委員会設置・付託	146
	常任委員会付託	147
1	日程第2 陳情	147
	常任委員会付託	147
1	日程第3 休会の決定	147
1	散 会	147

○ 9月22日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	149
1	欠席議員	149
1	出席説明員	149
1	議事参与事務局職員	150
1	開 議	151
1	会議録署名議員の指名	151
1	理事者から発言の申出	151
1	日程第1 議案第1号ないし第30号並びに請願及び陳情並びに調査	151
	予算特別委員長報告	151
	○討 論 川畑議員	155
	採 決	156
	決算特別委員長報告	157
	採 決	157
	総務常任委員長報告	157
	○討 論 小貫議員	159
	○討 論 鈴木議員	161
	○討 論 林下議員	161
	○討 論 秋元議員	162
	採 決	164
	経済常任委員長報告	164
	○討 論 北野議員	166
	採 決	169
	厚生常任委員長報告	169
	○討 論 川畑議員	171
	○討 論 斎藤（博）議員	172
	採 決	173
	建設常任委員長報告	174
	○討 論 新谷議員	175
	採 決	176
	学校適正配置等調査特別委員長報告	177
	○討 論 小貫議員	178
	採 決	179
1	日程第2 議案第31号	179
	○市長提案説明（議31）	179
	○討 論 小貫議員	179

採 決	180
1 日程第3 意見書案第1号ないし第15号及び決議案第1号	180
○提案説明 (意1～9、決1 新谷議員)	181
○提案説明 (意10 松田議員)	184
○討 論 酒井議員	185
○討 論 小貫議員	186
○討 論 千葉議員	190
○討 論 林下議員	191
○討 論 安斎議員	192
採 決	192
1 閉 会	193

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第3号	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第4号	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案第5号	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第6号	平成25年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案第7号	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第8号	平成25年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第9号	平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第10号	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第11号	平成25年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第12号	平成25年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第13号	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第14号	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第15号	平成25年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第16号	平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第17号	平成25年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案第18号	平成25年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案第19号	平成25年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案第20号	平成25年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案第21号	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
議案	案第22号	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案
議案	案第23号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案第24号	小樽市手数料条例及び小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第25号	小樽市総合福祉センター条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	案第26号	小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	案第27号	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
議案	案第28号	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案	案第29号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第30号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第31号	小樽市教育委員会委員の任命について

意見書案

意見書案	案第1号	希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める意見書(案)
意見書案	案第2号	希望する教職員全員の再任用を求める意見書(案)
意見書案	案第3号	「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書(案)
意見書案	案第4号	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書(案)
意見書案	案第5号	「行き届いた教育」の前進を求める意見書(案)
意見書案	案第6号	国家公務員の給与制度の総合的見直しの中止を求める意見書(案)
意見書案	案第7号	カジノ合法化法に反対する意見書(案)
意見書案	案第8号	電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書(案)
意見書案	案第9号	オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書(案)
意見書案	案第10号	魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書(案)
意見書案	案第11号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)
意見書案	案第12号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書(案)
意見書案	案第13号	奨学金制度の充実を求める意見書(案)
意見書案	案第14号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書(案)
意見書案	案第15号	土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書(案)

決議案

決議案	案第1号	議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議(案)
-----	------	---------------------------------

陳情

陳情	案第811号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について
陳情	案第812号～案第834号	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について
陳情	案第835号	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

山田議員（9月8日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長公約と新たな政策課題への対応について
 - （1）七つの公約の達成状況等について
 - （2）2期目に向けた政策課題について
 - （3）新たな財源と電気料金の値上げによる本市への影響について
- 2 危機管理について
 - （1）津波対策について
 - （2）防災教育について
 - （3）土砂災害警戒区域について
- 3 市内経済の活性化に関連して
 - （1）北海道新幹線開業効果について
 - （2）商人塾等について
 - （3）道の駅について
- 4 安全・安心な市民生活に向けて
 - （1）空き家の活用について
 - （2）おたるドリームビーチの道路整備等について
- 5 女性の活躍の推進について
 - （1）人口減対策としての環境整備について
 - （2）女性の管理職登用について
 - （3）女性の勤労促進について
- 6 教育に関連して
 - （1）全国学力・学習状況調査について
 - （2）北海道家庭教育サポート企業等制度について
 - （3）中1ギャップについて
 - （4）社会教育施設について
- 7 その他

中島議員（９月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 集団的自衛権について
- 2 財政問題について
 - (1) GDP大幅下落について
 - (2) 普通交付税平成26年度分について
 - (3) 北海道電力電気料金値上げについて
 - (4) 平成25年度決算について
- 3 子ども・子育て支援新制度について
 - (1) 条例提案について
 - (2) 保育認定
 - (3) 保育士配置
 - (4) 保育料
 - (5) 小樽市独自支援の方向
- 4 カジノ問題について
- 5 石狩湾新港港湾計画改訂について
 - (1) マイナス14メートルバースと荷さばき地利用状況
 - (2) 新たなバルク貨物について
 - (3) 改訂計画費用について
- 6 その他

千葉議員（９月９日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総務について
 - (1) 決算について
 - (2) 市税の収入状況と滞納対策について
 - (3) 電気料金値上げ申請について
 - (4) 人口対策について
- 2 経済について
 - (1) 小規模企業支援について
 - (2) 観光について
 - ア 外国人旅行者の環境整備について
 - イ 小樽市観光基本計画について
- 3 厚生について
 - (1) 介護保険制度と地域包括ケアシステムについて
 - (2) 消費者問題と対応策について
- 4 土砂災害について
- 5 学校給食における食物アレルギーについて
- 6 その他

佐々木（秩）議員（９月９日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 議案に関連して
 - (1) 財政問題について
 - ア 地方交付税について
 - イ 市税収入率について
 - ウ 財政調整基金について
 - (2) 生活困窮者自立促進支援モデル事業について
- 2 地域防災について
 - (1) 本市の土砂災害防止対策について
 - (2) 津波避難計画について
 - (3) 原子力防災計画について
- 3 人口問題について
- 4 教育について
 - (1) 学校における食物アレルギー対策について
 - (2) I C T機器の導入について
 - (3) 教職員の多忙化解消について
 - (4) 児童・生徒のインターネット上のプライバシー保護について
- 5 その他

安斎議員（９月９日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 平成２５年度決算について
 - (2) 電気料金の再値上げについて
- 2 人口対策について
 - (1) 人口対策庁内検討会議の設置について
 - (2) 海士町の取組事例から
 - (3) 子ども・子育て会議から
- 3 土砂災害について
- 4 市民の交通安全について
- 5 その他

○一般質問

吹田議員（9月10日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 飲酒にかかわって
- 2 携帯電話・スマートフォンにかかわって
- 3 その他

小貫議員（9月10日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 JR南小樽駅のバリアフリー化について
- 2 その他

中村議員（9月10日3番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 フッ化物洗口について
 - （1）推進の根拠
 - （2）児童・生徒の虫歯の実態、要因と予防
 - （3）フッ化物洗口の効果と安全性
 - （4）フッ化物洗口に向けた手順と市教委の具体的導入案
- 2 その他

濱本議員（9月10日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長公約について
 - （1）公約の達成状況と評価について
 - （2）自治体経営の観点から
 - （3）自治基本条例に関連して
 - （4）クルーズ客船誘致に関連して
- 2 第6次総合計画に関連して
 - （1）中間点検報告と後期実施計画について
 - （2）街路灯助成事業について
 - （3）人口対策について
 - （4）除排雪について
 - （5）学力定着推進事業について
- 3 その他

斎藤（博）議員（９月１０日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 子ども・子育て支援新制度について
- 2 再生可能エネルギー等の導入・普及促進について
- 3 予算編成過程の公開について
- 4 その他

新谷議員（９月１０日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 土砂災害対策について
 - (1) 土砂災害警戒区域指定について
 - (2) 住民周知について
 - (3) 避難勧告・避難指示の発令、伝達について
 - (4) 朝里川温泉区域の問題
 - (5) 体制について
- 2 人口増対策について
- 3 雇用問題について
- 4 おたるドリームビーチの海水浴客の安全対策について
- 5 その他

高橋議員（９月１０日７番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 ワンストップサービス（総合窓口）について
- 2 代読・代筆支援について
- 3 健康マイレージ事業について
- 4 廃棄物最終処分場について
- 5 道路の予防保全について
- 6 その他

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次長 中 崎 岳 史
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐々木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成26年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月22日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第30号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第29号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を申し上げます前に、私は来春の市長選におきまして、再選を目指すことといたしましたので、報告させていただきます。

平成23年の春に小樽市長に就任させていただいて以来、これまで3年4か月、市政を担う中で、財政の健全化をはじめ、企業誘致や観光振興の推進などを通じて地域経済の活性化に精力的に取り組んでまいりましたが、少子化を含めた人口問題、公共施設の耐震化や防災対策など、小樽にはまだ解決すべき幾多の課題が山積しており、課題解決に向け、さらに取組を進めていくことがみずからの責務であると考えました。

今はまだ任期半ばであり、まずは残された在任期間に全力を傾けてまいりたいと考えております。

それでは、各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの平成26年度各会計補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、平成25年度に国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上したほか、税・社会保障・災害対策分野における情報連携のための社会基盤となる、いわゆるマイナンバー制度のシステム整備事業費、来年4月1日からの生活困窮者自立支援法施行により実施が義務づけられる自立相談支援事業のモデル事業費、福祉バスの老朽化に伴う新車購入経費、PM2.5など市内の大気汚染状況を常時監視するためのシステム整備事業費、本年10月から定期予防接種に追加される水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種に伴う費用などについて、所要の経費を計上いたしました。

また、本年度の普通交付税の交付額が決定したことから、予算額を上回る分について所要の補正を計上いたしました。さらに、平成25年度一般会計の決算剰余金である繰越金の2分の1を財政調整基金へ積み立てるとともに、25年度の決算状況なども踏まえ、庁舎建設資金基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、地方特例交付金、地方交付税、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに6億2,137万8,000円の増となり、財政規模は569億8,073万1,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計について説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業において、平成25年度に国や道から超過交

付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

また、病院事業において、債務負担行為として、現小樽病院の解体工事費及び駐車場整備工事費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第20号までの平成25年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額601億8,428万3,954円に対し、歳出総額は598億9,777万9,662円となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は2億8,639万2,292円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は1億2,973万6,158円の黒字、実質単年度収支は4億4,375万9,396円の赤字となりました。

平成25年度は、歳入では、特別交付税が予算を下回ったものの、歳出では、職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことなどにより、実質収支は黒字となりましたが、財政調整基金の取崩し額等を考慮した実質単年度収支は赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度の健全化判断比率等についてであります。実質赤字比率と連結実質赤字比率は、算定の結果、平成24年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。実質公債費比率は13.7パーセント、将来負担比率は88.4パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成24年度と比較しますと、実質公債費比率は同率、将来負担比率は5.2ポイント改善されました。

また、病院事業などの公営企業に係る資金不足比率につきましても、算定の結果、平成24年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成25年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画の「まちづくり 5つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の分野では、児童・生徒が音読に意欲的に取り組むことや家庭への一層の普及を図ることなどを狙いに、読み方や声を工夫して競い合う第1回小樽音読カップを開催したほか、手宮地区統合小学校の校舎建設工事の着手と、山手地区統合小学校の校舎建設に向けた基本設計を行うとともに、桜小学校の耐震補強工事及び大規模改造工事を行いました。

また、新光・オタモイ二つの学校給食共同調理場を統合し、新たな共同調理場として建設工事を進めてきた小樽市学校給食センターが完成し、平成25年8月から供用を開始いたしました。

2点目の「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」の分野では、奥沢保育所の新園舎建設工事が完了し、平成26年4月から供用を開始したほか、銭函保育所の老朽化に伴い、新たに子育て支援センターを併設した保育所として改築するための実施設計などを行いました。

また、地域医療の関連では、市立病院看護師宿舍跡地に建設を進めていた新夜間急病センターが完成し、平成25年7月から供用を開始したほか、新市立病院につきましては、本年12月の開院に向け本體工事を進めてまいりました。

3点目の「安全で快適な住みよいまち（生活基盤）」の分野では、東日本大震災を契機とした防災対策の強化としまして、町会等で行う避難訓練等で活用可能な津波浸水想定映像DVDの作成、市民や観光客の迅速で的確な避難を図るための津波注意喚起標識板の設置、町会等への防災ラジオの配付を行ったほか、避難所の環境整備を促進するため、非常用食糧等の計画的な配備や市内9か所の社会福祉施設と協定を結んだ福祉避難所の機能確保のための備品配備を行い、災害時に安心して生活ができる体制の構築を進めました。

このほか、消防救急無線のデジタル化に対応する高機能消防指令センターの整備が完了したほか、消

防署長橋出張所に災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を配備しました。

4点目の「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」の分野では、本市への企業立地を促進するため、平成24年度に東京で開催した企業立地トップセミナーを平成25年度は大阪で開催したほか、小樽市企業立地促進条例を改正し、新たに本市に進出する企業や既存企業に対する支援制度を拡充いたしました。

また、本市観光の新たな魅力づくりを進めるため、小樽観光振興公社が所有する観光船の老朽化に伴う新造船を目的とした増資に対する出資を行ったほか、北運河地域の観光の将来像などを示した北運河および周辺地域観光戦略プランを策定いたしました。

このほか、大型クルーズ客船の寄港に対応するため、昨年度に引き続き、勝納ふ頭の整備を行いました。

5点目「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」の分野では、小樽市環境基本条例の具体化を図るための環境基本計画策定作業として、基礎調査や市民アンケート等を行ったほか、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園の木製遊具の更新や小樽公園の測量及び実施設計を行いました。

そのほか、依然として厳しい本市の雇用情勢に鑑み、市独自の雇用対策事業をはじめ、北海道の基金を活用した緊急雇用創出推進事業を行うとともに、地域経済活性化等推進資金基金を活用し、地域の雇用維持・創出及び地域経済活性化に資する各種事業を行いました。

また、平成25年1月に閣議決定された国の日本経済再生に向けた緊急経済対策の取組の一つとして、24年度補正予算に計上され、本市へ交付された地域の元気臨時交付金につきましては、25年度に行った建設事業の財源として活用したほか、26年度中に行う建設事業の財源として活用するため、新たに基金を設置し、一部積立てを行ったところであります。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税が約1億4,139万円、国庫支出金が約1億2,335万円、繰入金が約8億2,671万円、市債が6億8,090万円減収となり、歳入総額では約16億4,082万円の減収となりましたが、このうち約7,795万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成26年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き、約18億4,926万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費では扶助費の減などにより約7億8,843万円、教育費では学校給食共同調理場建設事業費の減などにより約2億1,060万円、職員給与費では職員手当等の減などにより約2億1,019万円の不用額を生じました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額175億7,419万8,866円に対し、歳出総額170億9,875万2,463円となり、差引き4億7,544万6,403円の剰余金を生じました。この剰余金のうち2億1,044万6,533円は、国・道支出金が超過交付となったものであり、平成26年度に返還するものであります。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに12億3,126万6,661円となりました。主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、塩谷D住宅及び新光B住宅54、55、56棟の外壁等改修工事を行ったほか、北海道から移管を受けた若竹住宅1号棟の耐震・リモデル工事などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額138億6,411万5,684円に対し、歳出総額138億6,294万5,241円となり、差引き117万443円の剰余金を生じました。

なお、国・道支出金及び支払基金交付金の交付不足額9,958万728円については平成26年度に追加交付され、超過交付となった5,795万1,306円は平成26年度に精算いたします。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額20億369万1,107円に対し、歳出総額19億6,970万7,857円となり、差引き3,398万3,250円の剰余金を生じました。この剰余金のうち3,224万5,780円は、平成25年度の後期高齢者医療保険料のうち後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったもので、平成26年度に同広域連合へ納付するものであります。

なお、土地取得事業会計につきましては、土地開発基金の廃止に伴い、平成25年度末をもって廃止いたしました。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、一般会計繰入金などの増により、平成24年度に比べ収益が増加し、単年度資金収支は7,218万2,489円のプラスとなり、25年度末資金過不足額も、22年度から引き続きプラスを維持しております。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益の減などにより1億9,786万1,297円の減収となり、支出では材料費の減などにより2億4,067万3,940円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れや道補助金の減などにより16億478万2,000円の減収となり、支出では建設改良費の継続費通次繰越額として15億9,688万5,000円を翌年度へ繰り越すことから、不用額は2,011万5,676円となりました。

また、平成25年度末の地方財政法上の資金不足を解消するため、一般会計から財源を繰り入れ、公立病院特例債を全額繰上償還いたしました。

なお、6億375万3,306円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は46億4,498万4,006円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより4,197万8円の増収となり、支出では人件費などで9,201万576円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより2,266万9,339円の減収となり、支出では建設改良費などで4,741万7,327円の不用額を生じました。

なお、4億2,253万8,933円の当年度純利益を生じたことにより、全額を減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の減などにより302万1,817円の減収となり、支出では維持管理費などで1億2,285万7,463円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1億7,956万652円の減収となり、支出では建設改良費などで6,803万9,785円の不用額を生じました。

なお、3億7,062万7,405円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は85億8,476万1,417円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから8,154万7,998円の増収となり、支出では維持管理費などで105万8,052円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、支出の建設改良費で9万5,000円の不用額が生じました。

なお、6,452万9,050円の当年度純利益が生じたことにより、全額を利益積立金として処分する予定であります。

続きまして、議案第21号から議案第29号までについて説明申し上げます。

議案第21号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、防災・減災の対策を推進するための事業の資金を積み立てるため、新たに防災・減災対策事業資金基金を設置するものであります。

議案第22号山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、天神3丁目所在の山林の一部の売却に伴い、地積を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、戸籍の電算化に伴い、磁気ディスクから出力される戸籍記載事項証明等についても従前どおり手数料を徴収できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号手数料条例及び薬事法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、薬事法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号総合福祉センター条例及び福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、さくら学園において行う事業を新たに追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めるものであります。

議案第28号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

議案第29号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイG住宅のうち昭和41年度に整備された50戸のうち24戸及び43年度に整備された45戸の合計69戸並びにオタモイG厚生住宅を用途廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。
(拍手)

○議長（横田久俊） 次に、議案第30号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議案第30号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明します。

1945年8月6日、広島市が世界最初の原子爆弾の惨禍を経験し、9日には長崎市にも投下されました。永遠の平和を確立しようという広島・長崎市民の願いを世界の人々に伝え、世界的行事に発展させた平和祭典が行われてきました。

今年の世界大会開催時点での原爆死没者の累計は、広島被爆では29万2,325人、長崎被爆では16万5,409人にもなります。被爆69年に当たる2014年の平和記念式典は、被爆死没者への追悼とともに、核兵器廃絶と恒久平和の実現を願って、6日に広島市、9日には長崎市において世界大会の平和式典が開催され、平和宣言を世界に向けて発表しました。

今年の上野市長の平和宣言は、「加盟都市が6,200を超えた平和首長会議では世界各地に設けるリーダー都市を中心に国連やNGOなどと連携し、被爆の実相とヒロシマの願いを世界に拡げます。そして、現在の核兵器の非人道性に焦点を当て非合法化を求める動きを着実に進め、2020年までの核兵器廃絶を目指し核兵器禁止条約の交渉開始を求める国際世論を拡大します」と呼びかけ、また、「核保有国の為

政者の皆さんは、早期に被爆地を訪れ、自ら被爆の実相を確かめてください。そうすれば、必ず、核兵器は決して存在してはならない「絶対悪」と確信できます。その「絶対悪」による非人道的な脅しで国を守ることを止め、信頼と対話による新たな安全保障の仕組みづくりに全力で取り組んでください」とうたっています。これは今の核兵器問題の中心点を明らかにしているものではないでしょうか。

また、平和宣言は、政府に対して、「唯一の被爆国である日本政府は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している今こそ、日本国憲法の崇高な平和主義のもとで69年間戦争をしなかった事実を重く受け止める必要があります。そして、今後も名実ともに平和国家の道を歩み続け、各国政府と共に新たな安全保障体制の構築に貢献するとともに、来年のNPT再検討会議に向け、核保有国と非核保有国の橋渡し役としてNPT体制を強化する役割を果たしてください」と訴えています。日本国憲法第9条が国連憲章と比較して恒久平和主義をさらに発展させているのは、広島と長崎のような惨害をこの地球上のどこにも起こしてはならないという願いが込められているからです。その日本国憲法第9条を破壊しようというのが集団的自衛権であり、広島、長崎の平和の願いに真っ向から逆らうものです。

今年の原水爆禁止世界大会での広島決議の広島からのよびかけと長崎決議の長崎からすべての国の政府への手紙は、被爆70年に当たって核不拡散条約再検討会議が開かれる2015年を核兵器のない世界の達成という合意を実現する決定的な機会にしようと訴えています。

原水爆禁止日本協議会は、世界大会の広島総会で、自治体首長を含めた410万4,911人の核兵器全面禁止のアピール署名をアンゲラ・ケイン国連軍縮担当上級代表に手渡し、核兵器全面禁止の国際的な運動を大きく励ましています。

小樽市議会にとって、非核神戸方式の実現に向けた神戸市民と神戸市会の粘り強い運動の継続を学び取ることが大切であります。

1957年、神戸市会は、全世界の人々と相携えて恒久平和の実現に邁進する平和都市であることを宣言し、1975年には核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を行っています。決議内容は、入港を希望する艦船に、神戸港管理者である神戸市長に対して核兵器を搭載していないことを明らかにする非核証明書の提出を義務づけたものです。

1975年以降の神戸港に入港した外国艦船は、カナダ、オーストラリア、フランス、インド、イタリア、スウェーデン、チリなどがありますが、全て非核証明書を提出しています。1983年8月に、イギリス空母インヴィンシブルを旗艦とする機動部隊の入港について、外務省から神戸市長に照会がありました。市は、条件付承認をするために非核証明書を求めたところ、軍事機密のためとして提出を拒みました。その後、11月5日に、再び外務省を通じて、入港の取りやめの通知があり、入港していません。そして、米軍艦船については、1975年の市会決議以後、一切入港の申請がありません。

また、神戸市会は、1983年、人類共通の念願である真の恒久平和に向けて、日本の国是である核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずの非核三原則が完全に実施され、全ての核兵器が廃絶されることを強く希求した非核平和都市に関する決議を行っています。

小樽港では、今年7月18日に、アメリカ海軍の揚陸指揮艦ブルーリッジが寄港しました。米軍艦船の小樽港寄港は、1961年から数えると75隻目になります。小樽市長は従来から、「入出港時及び接岸時の安全性」「商業港としての港湾機能への影響」「核兵器搭載の有無」の受入れ判断の三つの条件に基づいて入港を認めています。しかし、米軍は、日本に寄港する艦船に核兵器を搭載しているかどうかは、これまでも一切明らかにしていません。

日本共産党は、2000年の早い時期に、アメリカの国立公文書館での調査で、1960年1月の安保条約調印の際に結ばれた米国政府の一連の秘密解禁文書を入手し、不破哲三前議長が2000年の党首討論で、こ

の資料を基に核密約の真相の徹底調査を政府に求めました。不破前議長は、1960年1月6日、日米両国政府代表の間で取り交わされた討論記録が核密約であり、日米安保条約と不可分の一部をなしていることをアメリカ側の公文書で立証し、それ以後、この密約に基づいてアメリカが核兵器を積んだ艦船を事前協議なしに日本に入港させ、積載艦船の母港を日本に置くことまでやってきたことを、アメリカ側の公文書で示しました。

このときの政府の対応は、アメリカが秘密開示したという文書に日本政府は関知しない、密約など存在しないと紋切り型の答弁に終始しました。政府の調査では討論記録の存在を認めながらも、核積載艦船の事前協議なしの日本寄港を認めたものと読むのは、アメリカ側の一方的解釈であって、その解釈を日本側に明らかにした形跡はないとしています。

しかし、討論記録では、核兵器を搭載している米軍艦船の日本の領海と港湾への立入りは従来どおり続けられ、事前協議の対象にはならないとされています。したがって、米軍艦船は、この密約の下に当然のように日本の各地に寄港しているのです。日本の外務省も、核兵器を搭載していないことを我が国政府として疑っていないなどと曖昧で無責任な対応をとり続けています。

この状態を解決するためには、討論記録の密約文書を破棄しなければなりません。

一方、密約文書と一体となっている日米安保条約の下で、神戸市会は、1975年に核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を、1983年には非核平和都市に関する決議を行っています。

小樽市議会では、1982年6月28日に核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。この宣言には、「核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となる」と核兵器廃絶を明快にうたっています。本市の核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨にのっとり、非核神戸方式の先例に学び、小樽市民の平和と安全・安心のために、核兵器を積載した艦船が入港することのないように非核港湾条例の制定を求めるものです。

議員皆様の賛同をお願いしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月4日から9月7日まで4日間、休会いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 濱本進

議員 新谷とし

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第30号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して質問を行います。

我が国を取り巻く地政学的環境は刻々と変化しており、特に石油資源を依存する中東地域では紛争が絶えず、石油製品の高騰を招いています。また、アフリカ大陸を発症起源とするエボラ出血熱や直近のデング熱など、発症過程や感染経路のよくわからない病症への対応や、地球温暖化による異常気象と言われる環境の変化、特に今までに経験したことのない豪雨による土砂崩れや河川の増水による住居への冠水など、国レベルでの防災対策が急務となってくると同時に、一方で、少子高齢化による労働力不足、諸外国への先端技術の流出対策など、10年、20年先を見据えた教育を含めた戦略的政策が必須と考えます。

本市にあっても、経済振興や福祉の充実に向け、特に女性の社会進出に伴う子育てや教育環境の整備など、多くの課題が山積する中、市民要望をセレクト、抽出し具現化する強いリーダーが必要です。そこで、1期4年を完結した後も、中松市長の市政運営に期待するものです。

最初に、7つの重点公約の達成状況についてお伺いいたします。

昨年2月27日、中松市長任期の折り返しとなる平成25年度市政執行方針で、小樽の発展のため、まちづくりに全力を注ぐと述べられ、8月29日、定例記者会見で、来年の市長選に再選を目指し立候補する意向を正式に聞きました。今定例会でも改めて市長選再出馬について述べられ、意欲ある決意と思えます。中松市長の意気込みをお聞かせください。

次に、就任当初から7つの重点公約についてお伺いいたします。

私の認識では、1、観光の充実、グローバル化時代の国際観光への挑戦、商工業の振興、雇用創出による若者の定着については、インバウンドの復活、石狩湾新港地域の企業誘致は努力が実ってきています。2、稲一再開発については、取得開発業者が決定し、掖済会病院新築移転とサービス付き高齢者向け住宅の新築が発表されました。3、26年度の新市立病院開業については、順調に施工工事が進み、今年12月1日の開院予定です。4、学校統廃合や給食環境などの教育環境の整備については、手宮地区統合小学校校舎の完成、山手地区統合小学校の候補地が決定、学校給食センターの稼働が開始されています。5、保育所や民間の保育への支援など子育て環境の整備については、奥沢・銭函等の保育所整備が図られています。6、高齢者や障害者が安心して暮らせる支援体制については、市内介護施設の充実、障害者が地域で暮らせる環境が整いつつあります。7、財政再建については、他会計からの借入れなどがあるが、実質収支が黒字化されたなど評価するものです。

市長が考える「市民力を生かした「活力あるおたる」の創造」へ努力したことや、市政執行でやり残

しがあれば、お聞かせください。

次に、2期目に向けた政策課題について伺います。

8月29日には、札幌市長が引退表明をいたしました。報道によると、この11年間で公約の大半は実現でき、年齢的なことや3期を区切りとして政治家を引退することなどを明らかにしました。

私は、日ごろより中松義治市長の行動力や折衝力、社交性、お酒の強さには一目も二目も置いているものです。でも、健康のためには少しはお酒は控えてください。

この項目では、2期目に向けた政策課題について重要項目をお聞かせの上、課題や対策などお聞かせください。

次に、新たな財源と電気料金の値上げによる本市への影響について伺います。

大阪府高槻市では、屋根貸し事業が今年度から始まりました。内容は、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用し、設置場所を持たない事業者にもシステム導入を促す狙いがあります。市内小・中学校や公民館などの屋根を貸し出し、売電収入の4パーセント以上を使用料収入として、年間約60万円の収入を見込んでいますと聞きます。私は、以前に、予算の複数年度管理やネーミングライツ、行政コスト、ふるさと納税など、新たな財源について質問してまいりました。本市でも小規模な太陽光発電設備が見られますが、この屋根貸し事業について本市のお考えをお聞かせください。

次に、北海道電力による電気料金の値上げについて伺います。

現在、北海道電力が国に申請している電気料金改定が仮にそのまま認可された場合、市への影響として年額約2億円の負担増になるとの新聞報道が8月29日にありました。

本市が北電と交わしている高圧、低圧の契約について、それぞれの主な施設や設備とその年間の影響額及び値上げ後の金額をお示しください。

次に、市施設の照明に関連してお聞きいたします。

近年、技術や量産化が進み、LED照明が格段に高品質、低価格になり、初期投資の費用を捻出できれば、多くの企業が電気料金を抑えたいと考えています。市建設部の試算では、40ワット相当の明るさで蛍光管とLEDを比較すると、約5割の経費節減になるといいます。町会が躍起になって街路灯をLED化するわけは、ここにあるといえます。

この項最後に、本市でも、この政策は早急に取り組む必要があると考えます。御所見をお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山田議員の御質問にお答えします。

ただいま、市長公約と新たな政策課題への対応について御質問がありました。

初めに、7つの公約の達成状況等についてです。

まず、市長選再出馬に向けての意気込みのお尋ねにつきましては、私はこれまで3年4か月市政を担う中で、財政の健全化をはじめ企業誘致や観光振興の推進などを通じて、地域経済の活性化に精力的に取り組んでまいりましたが、少子化を含めた人口問題、公共施設の耐震化や防災対策など、解決すべき課題が山積しております。市民の皆さんの負託を受け、2期目の市政を担うことになれば、それらの課題解決へ向け、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「市民力を生かした「活力あるおたる」の創造」へ努力したことにつきましては、市民力を生

かしたまちづくりの土台となる自治基本条例を、市民の皆さんの御意見を伺いながら制定いたしました。

地域経済の活性化に向けては、企業誘致や観光振興の推進に取り組むとともに、安心・安全で住みやすい環境整備に向けては、新市立病院の建設や保育所の建替え、自然災害についての体制を強化したほか、教育環境の充実に向けては、校舎の耐震化や改修を推進するなど、公約の実現に向け努力してまいりました。

また、真の財政再建に向けては、道半ばでありますことから、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

次に、2期目に向けた政策課題についてですが、重点項目やその課題、対策につきましては、我が国全体が本格的な人口減少社会を迎え、今後、本市を取り巻く状況はさらに厳しさを増していくと思われることから、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要であると考えております。また、公共施設の耐震化や防災対策、そして真の財政再建へ向けた取組など、いずれも早急に対応していく必要がありますが、まずは残された在任期間に全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、新たな財源と電気料金の値上げによる本市への影響についてですが、いわゆる屋根貸し事業につきましては、一般的に太陽光発電により売電事業を行う民間事業者に対して、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取り期間である20年間、公共施設などの屋上や屋根部分の貸付けを行うものであり、契約を行った民間事業者が事業継続ができなくなった場合の設置した設備の処理をどうするか、また契約期間中の建物の建替えが制限される、冬期間の積雪対応をどうするかなどの問題点があると認識しております。

次に、北海道電力の電気料金値上げの影響につきましては、まず高圧で受電する契約の主な設備・施設といたしましては、水道局庁舎を除いた上下水道関連施設で年間影響額約6,000万円、値上げ後の金額約3億円、市役所本庁舎で年間影響額約400万円、値上げ後の金額約2,100万円と試算しております。

また、低圧で受電する契約の主な設備・施設といたしましては、ロードヒーティングで年間影響額約6,500万円、値上げ後の金額約3億円、市所有分の街路灯で年間影響額約600万円、値上げ後の金額約3,500万円と試算しております。

次に、市施設の照明のLED化につきましては、省エネと経費節減の両面から、いずれは取り組むべき課題と認識しておりますので、LED化のメリットやデメリット、初期投資の財源や費用対効果、技術的課題、LED以外の他の省エネ照明の可能性、その改修のタイミングなど、多方面から研究してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）

○24番（山田雅敏議員） 次に、危機管理についてお伺いいたします。

最初に、日本海地震による津波被害についてお伺いいたします。

8月26日、国の有識者検討会が、北海道から長崎県の16道府県173市町村で想定される津波の高さと到達時間を初めて公表し、地震の規模はマグニチュード6.8ないし7.9と想定されました。この時期に発表したのは、日本海の津波は詳しい実態が不明なため、昨年1月から国土交通省と内閣府、文部科学省の合同検討会が国としての統一見解を初めてまとめたと聞きます。

本市でも、本年度中に避難計画を作成し、来年度から地域防災計画に組み入れようと準備していたと聞いております。今回示された小樽市における津波の最大津波高をお聞かせください。

そこで、本市の津波避難計画の策定をやり直す聞き、多岐多様な方面が変更されると考えられます。道防災会議地震火山対策部会の地震専門委員会では、4年前にまとめた日本海側の津波浸水予測をシミュレーションに1年かけ、見直すと言います。津波避難計画がどの程度遅れるのか、内容についてもお聞かせください。

また、蘭島・塩谷地区、祝津・高島地区、手宮を含めた港湾地区、銭函地区別に過去の津波ハザードマップと比べ想定よりも高く早い津波で、今までの対策と比べて変更点や新たな課題があればお聞かせください。

次に、防災教育についてお伺いいたします。

平成25年度に検討を進めてきた防災教育推進のあり方に関する有識者検討委員会による提言を踏まえ、今年度道が取り組むもので、防災教育にかかわる機関や企業、地域の方々などで構成するほっかいどう防災教育協働ネットワークが設置されたと聞きました。

そこで、本市にも協力企業があると聞きます。6月に設立されたほっかいどう防災教育協働ネットワークを構成する機関、企業等をお聞かせください。

また、防災教育ポータルサイトやフェイスブックからの情報発信や防災教育モデルテキスト、DVDの普及に努めるとともに、地域で防災教育を担う市町村職員や地域防災マスター等を対象とした研修会の拡大に努めると聞きます。

そこでお聞きしますが、今回、取り組む防災教育の情報発信で、イベント、テキスト、データベースなど、どのようなものがあるのかお聞かせください。

この項最後に、防災教育の担い手として、人材教育について本市の状況、研修についてお聞かせください。

次に、土砂災害警戒区域についてお聞きいたします。

8月28日早朝、電話で町会内にある住宅の急傾斜地について周知をしたいという相談を受け、後日、町会役員と国の基準による危険斜面に建つ住宅地の指定について説明を受けました。

話は変わりますが、8月20日に起きた広島市の土砂災害では、9月1日現在、死者72名、不明者2名に上り、改めて御冥福をお祈りいたします。いまだ被災地では1万2,600世帯、約3万人を対象に避難勧告が長引く中、解除は容易ではないと聞きます。

この土砂災害警戒区域の指定に当たり、道が道内でも調査したと聞きます。本市では運河のある縁で災害時相互応援協定をしている自治体があると承知していますが、ある市民からは、近隣である札幌市と救援協定を行い、相互援助の提案が議会に寄せられています。

まず、この調査の過程や市町村の状況をお聞かせの上、本市の状況をお聞かせください。

土砂災害には、地滑り、急傾斜地の崩壊、土石流の3種類があると聞きます。今回、広島市で起きた土砂災害では、土と硫黄のまざったにおいがした、土のにおいや生木や草のにおいが強くしたなど、ふだん感じる事のない兆候があったと聞きます。

土砂災害警戒情報についてお聞きいたします。

まず、どの部署がどのような状況のときに発表するのか、また解除する時期や状況もあわせてお聞かせください。

この気象情報に応じ市町村は、土砂災害警戒情報を参考として3段階の情報を出さなければならないと聞きます。具体的にこの情報が出た場合、市民はどのような行動をとらなければならないのか、段階別にお聞かせください。

住民は、ふだんから自分が暮らす地域の危険性を把握し、大雨が予想される際には、早めに避難する

ことが重要と考えます。

この項最後に、自治体においては、市民から前兆現象に関する通報を受けることがあるとは思いますが、市民の方が防災情報を迅速かつ正確に把握するために、防災ラジオは有効であると考えますが、現在の配付状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、危機管理について御質問がありました。

初めに、津波対策についてですが、まず日本海における大規模地震に関する調査検討会が推計した小樽市に到達する津波の最大津波高については、市街地などの平地で3.9メートルと推計されております。

次に、津波避難計画の策定の時期などにつきましては、現在、本市では北海道が行った平成22年度のシミュレーションに基づき、津波避難計画を作成中であり、避難区域の設定や沿岸地域の津波到達時間や最大遡上高を記載し、津波の発生から終息までの間、市民の生命、身体の安全を確保することを目的とした内容としておりました。しかし、日本海における大規模地震に関する調査検討会が推計した沿岸での津波高が高くなったことから、今後、北海道が行うシミュレーションの成果と照合する必要があるため、計画の策定期間は平成27年度以降と考えております。

次に、今までの津波対策からの変更点や新たな課題につきましては、調査検討会が発表した報告書を参考に北海道が行う日本海沿岸における津波シミュレーション及び被害想定によって、小樽市内の各地区における津波遡上高や到達時間の詳細が判明することとなりますことから、これらを踏まえて対策の変更点などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災教育についてですが、まず、ほっかいどう防災教育協働ネットワークを構成する機関・企業につきましては、札幌市などの地方自治体のほか、民間企業や気象台などの団体が39機関、個人で参加されている方が10名となっております。

次に、ほっかいどう防災教育協働ネットワークが取り組む事業につきましては、ポータルサイトほっかいどうの防災教育のほか、フェイスブックページ、メールマガジンを活用した情報発信、ショッピングセンターやイベントスペースにおいて、楽しみながら災害から自分の家族や地域を守る知識や知恵を学べるイベントを開催する計画となっております。

次に、防災教育の担い手としての人材育成につきましては、本市は、北海道市町村職員研修センターが行う防災・減災対策研修、北海道が行う危機管理に関する研修や、市町村職員研修所で行われる防災と危機管理研修などにも防災職員を参加させ、研さんを重ねております。

次に、土砂災害警戒区域についてですが、まず調査の経過と道内市町村の状況につきましては、北海道が道内市町村全体を調査し、平成15年3月に土砂災害危険箇所1万1,898か所を公表しました。このうち、1,416か所が平成26年8月末までに土砂災害警戒区域として指定されております。

また、本市の状況は、土砂災害危険箇所が519か所あり、平成18年から26年8月までに179か所が指定されております。

次に、土砂災害警戒情報についてですが、この情報は、大雨による土砂災害の危険が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表するものです。また、土壌内の水分量を示す土壌雨量指数が低下し、土砂災害の発生のおそれなくなったときに解除されるものであります。

次に、市が土砂災害警戒情報を参考として市民に対して避難を促すために発令する情報等につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示があり、避難準備情報の段階では、気象情報に注意を払いながら、避難するための準備を行い、高齢者など避難に時間を要する方は避難を開始していただくこととなります。また、避難勧告の発令があった際には、強制力はありませんが、市民には避難行動をとっていただくこととなり、避難指示は被害の危険が切迫したときに発令するもので、避難勧告よりも拘束力が強く、的確な避難行動が求められます。

次に、防災ラジオの配付状況につきましては、災害時における防災情報を迅速かつ的確に収集し、町会長又は防災にかかわる役員から住民の方への情報連絡や子供たちの命を守る避難行動に活用していただくため、平成25年度は町会及び公立保育所に177台配付し、本年度は私立保育所及び私立幼稚園などに70台の配付を予定しております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）

○24番（山田雅敏議員） 市内経済の活性化に関連してお伺いいたします。

最初に、北海道新幹線開業について何点かお聞きします。

JR北海道では、先月、函館駅コンコースにおいて、平成28年3月開業予定の北海道新幹線模型を展示していました。この模型は先頭車両の20分の1のモデルで、大きさは約1メートルのものです。函館近郊の人々にとっては、開業が近いことを感じさせ、函館を観光などで訪れた人は、今度は新幹線で来ようという気持ちにさせられるのではないかと感じています。

また、平成25年6月に北海道がまとめた試算では、北海道新幹線新函館北斗―札幌間の建設工事により、約2兆6,000億円の経済波及効果が見込まれ、また雇用創出効果は約20万人に相当する効果が見込まれていると聞いています。

新函館北斗―札幌間では、道南の村山トンネルの工事が始まっております。いよいよ道民の夢が現実味を帯びてまいりました。

そこで、お伺いいたします。

小樽商工会議所の北海道新幹線建設促進小樽期成会が、一昨年、北海道新幹線有効活用ワークショップを立ち上げ、本年6月に提言書を作成し、市長に手渡されました。この提言書には、一つ目には「新小樽（仮称）駅と小樽駅および小樽港をできる限り短時間で結ぶ」、二つ目に「新駅舎の有効活用を考える」、三つ目に「高速道路を活用した二次交通を充実させる」、四つ目に「少ない土地に効率の良い駐車場を整備する」、五つ目に「周辺自治体の業務・観光の中継基地化を図る」、六つ目に「将来の新幹線通勤を想定した住宅地の提供」という六つの着眼点が記載されていますが、私は、この中で小樽市及び周辺自治体の活性化や人口対策のためには、五つ目の周辺自治体への業務、観光の中継基地化を図ること、六つ目の将来の新幹線通勤を想定した住宅地の提供は定住人口の増加が考えられますので、こういうことが重要であると考えています。市では、こういった活用方策が記載された北海道新幹線建設促進小樽期成会の提言書を今後どのように取り扱うのか、お考えをお示してください。

次に、北海道新幹線開業効果の波及拡大のための取組についてですが、北海道では新函館北斗駅開業時の1日の最大来道人数を運行本数17本、一両編成定員731人として、約1万2,500人と推計しています。単純に年間365日を掛けると約450万人にも上り、新函館北斗駅の開業効果は大きいものと考えます。この開業効果を小樽をはじめ後志に波及させるために、まず新幹線開業の認知を広める必要がある

と考えております。その上で小樽をPRし、新函館北斗駅まで来た人がそこから帰るのではなく、小樽を經由し、札幌や道東等への観光に足を延ばしてもらい、また逆に道東などから小樽を經由し、新函館北斗へ行っていただく必要があると考えています。黙っていても道南地域だけに開業効果がとどまってしまう。

そこで、お伺いいたします。開業効果を普及させるためには、小樽市はどのような取組をすべきか、お考えをお示しください。

次に、平成21年から毎年開催されている小樽商人塾についてお伺いいたします。

起業を目指す人にとって、5回の講義で経営の基本、心構えが何であるかを習得でき、このセミナーを受けた人で起業に失敗した人は少ないと聞きます。開業準備を日本政策金融公庫の調査で詳しく説明、開業からの経過年数で生き残りできるかがわかり、近年の開業者に占める女性の割合は15パーセント前後で推移していると聞きます。私は、小樽経済が元気になるためには、もっと多くの若い起業家を育てなければならないと考えています。現在、さまざまな機関の講師を活用していますが、今後は自己分析や他己分析、受講者同士の模擬練習や先輩起業家による講演などパワーアップを期待するものです。この小樽商人塾の講義の内容や来年度以降の課題等をお聞かせください。

次に、道の駅についてお伺いいたします。

平成26年7月28日、「道の駅」の新しい姿を考える栃木県「道の駅」シンポジウムが開催されました。一般道の利用者が立ち寄るトイレ、休憩施設として生まれた道の駅は、現在1,030か所を数え、この施設自体が目的地になり、地元野菜の直売や高齢者の買物支援サービス、観光資源を生かして人を呼ぶ中、地域ごとに仕事を生み出す雇用創出や経済活性化へと独自の進化を遂げていると聞きます。本市でも道の駅設置の議論は幾度となく行われてきたと認識しています。

最初に、道の駅の登録要件をお聞かせの上、庁内で検討された今までの主な論点などお聞かせください。

雇用創出や経済効果に対する地域の期待が高まっています。本年8月28日、第1回登録証交付から20年の節目に、新たな取組が国土交通省から支援策を含めて発表されました。発表された施策の目的と主なポイントや選定の流れをお聞かせください。

私は、市内で二つの場所に可能性があると考えています。一つは、今後、整備される第3号ふ頭基部の建物が整備されること。もう一つは、忍路水車の会が運営している農産物直売所が立地上、交通の要衝と考え、ここに可能性があると考えます。

この項最後に、国土交通省が発表したこの施策には、機能や運営方法など難しい問題もありますが、先ほど申し上げた2か所に対する本市のお考えをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、市内経済の活性化に関連し、御質問がありました。

初めに、北海道新幹線開業効果についてですが、まず北海道新幹線建設促進小樽期成会の提言書の今後の取扱いにつきましては、本市では北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画を策定いたしますので、今年度実施するワークショップや来年度実施予定のまちづくり計画策定会議の中で、この提言書などを基に議論を深めていきたいと考えております。

次に、新函館北斗駅の開業効果を小樽・後志に波及させるための本市の取組につきましては、開業効果の波及拡大には、2次交通網の強化や情報発信などが必要ですが、本市だけではなく、オール後志で

取り組むことが重要であると考えております。これらの取組を本市も含めたオール後志で実施するため、北海道後志総合振興局が北海道新幹線しりべし協働会議を設置しましたので、今後この会議の中で具体的な取組について協議していきたいと考えております。

次に、商人塾についてですが、今年度開催した内容につきましては、創業の心構えから事業計画作成までの講義を3回、マーケティング関連の講義を2回の合計5回実施しております。来年度以降につきましては、受講者を対象としたアンケート調査によりますと、起業者の体験談や事例紹介、受講者間の交流といったカリキュラム内容の充実、開講期間や講義時間の設定などの課題等があることから、今後、講師派遣元の独立行政法人中小企業基盤整備機構と協議しながら、受講者にとりまして、より効果的な内容で実施してまいりたいと考えております。

次に、道の駅についてですが、まず道の駅の登録要件につきましては、大きく三つの基本的な機能を有する施設であることが求められており、道路利用者のための休憩機能として、駐車場、トイレ、電話が24時間利用できること、道路利用者が地域の方々のための情報発信機能として道路情報や観光情報などを提供すること、道の駅を接点に活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能として、例えば地場製品の販売など、さまざまなサービスを提供する施設であることが挙げられております。

また、本市におけるこれまでの検討につきましては、仮に道の駅を設置するとした場合、幹線道路に面した一定規模の用地の確保、利用者や採算性の維持、他の施設との競合など、これらの課題について議論を進めてきたところであります。

次に、国土交通省から新たに発表された支援策を含む施策の目的と主なポイントにつきましては、地域創生の拠点形成を目的に機能強化を図る先駆的な道の駅の取組をモデル箇所として選定し、国土交通省のほか、関係省庁が連携して総合的な支援を行うとされております。その対象となるのは、外国人観光客に対応した案内や移住に必要な情報提供などの機能も整備することで、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型と産業振興や地域福祉、防災などの機能も整備することで地域の元気をつくる地域センター型の道の駅の新設又はリニューアルとされております。

また、選定の流れにつきましては、各地方整備局等からの推薦を受け、企画内容の審査を経て選定するとされております。

次に、設置場所として御提案のあった市内2か所の可能性につきましては、国土交通省の採択基準によりますと、道の駅は主要な幹線道路に設置することが条件となっておりますことから、議員がお考えの2か所での設置は現状では難しいものと考えられます。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）

○24番（山田雅敏議員） 次に、安心・安全な市民生活に向けてお伺いしてまいります。

最初に、空き家の活用についてお伺いいたします。

本年7月29日、総務省が平成25年度の住宅・土地統計調査の結果を発表し、全国の空き家数は過去最多の820万戸で、5年前の前回調査から63万戸増加いたしました。原因は、子供の独立や高齢人口の増、固定資産税の軽減措置、治安や防災面などの問題があると聞きます。

現在、355自治体が何らかの対策条例を施行し、住宅促進のため空き家バンクへ374市町村が登録制度を導入していると聞いています。

厚生労働省では、低所得高齢者の住まいの確保のため、空き家を活用するモデル事業を今年度から始

めました。国土交通省も、一定の条件の下に建築基準法の政省令を緩和して、空き家をグループホームなどに転用しやすくする方針と聞きます。

今年6月から京都市では、戸建てや長屋建ての空き家を留学生の住まいや地域の居場所に活用する場合、補助金を出すと聞きます。東京都世田谷区の空き家の活用では、全国一の賃貸・売買契約247件が成立、公益目的で空き家を利用する企画を公募するなどして、7月29日までにはさらに20件契約が増えたと聞きます。

このように空き家の活用にはさまざまな施策があり、本市でも参考にすべきと考えます。見解をお聞かせください。

次に、おたるドリームビーチの道路整備等についてお伺いいたします。

7月、海水浴帰りの女性4人が死傷した事故のあった道路について、中松市長は、7月28日の定例記者会見で、今年度は車両の通行止めは行わなかったが、来年度以降については札幌市や協同組合と検討するとおっしゃいました。安全対策については、通行止め、一方通行、歩道の整備、ガードレールの設置など、関係機関を交え協議が必要と考えます。8月29日には、現場道路の一部が国有地や民有地に隣接していることから、道路の拡幅、歩道の新設を考えるに当たって、各関係者と協議していくとお聞きします。次期の利用までに何らかの対策を望むものです。今後のスケジュールなどお聞かせください。

また、海水浴場で有名な江ノ島、湘南海岸ほかでは、喫煙・飲酒の禁止、大音量の音楽、入れ墨の露出などの禁止に取り組んでいる海の家経営者や自治体関係者がいると聞きます。

この項最後に、これらについて本市のお考えをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、安全・安心な市民生活に向けての御質問がありました。

初めに、空き家の活用についてですが、国などの施策を参考にすべきとの御意見につきましては、現在、本市におきましても空き家バンク制度を運用しておりますが、空き家の活用は人口対策や危険空き家対策などにもつながるものと考えております。今後、空き家対策等を検討する中で、これらの事例も参考にしたいと考えております。

次に、おたるドリームビーチの道路整備等についてですが、まず今後の関係機関との協議スケジュールにつきましては、来季の海水浴場開設までに安全確保の対策が図られるよう、できるだけ早く関係機関や協同組合との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、海水浴場での喫煙、飲酒、大音量の音楽などの規制の取組につきましては、今のところ本市では海水浴場でのこれらの規制は考えておりませんが、今後とも警察、海岸管理者である北海道や各海水浴場組合とも緊密な連携を図りながら、風紀の乱れなどの是正について取り組み、安全で快適な海水浴場の運営が行われるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）

○24番（山田雅敏議員） 次に、女性の活躍の推進について何点かお伺いしてまいります。

本市でも人口対策庁内検討会議が設置された、人口減少対策の環境整備についてお伺いいたします。

本年5月、政府の経済財政諮問会議の有識者会議「選択する未来」委員会は、日本経済への提言として、50年後に1億人程度の人口目標を掲げ、70歳までを働く人と位置づけ、女性の活躍も不可欠とした中間整理をまとめました。「選択する未来」委員会のまとめについて主な内容をお聞かせください。

同じく5月、民間の有識者でつくる日本創成会議が、2040年には全国の半数に当たる896市区町村で20歳から39歳の女性が半減し、将来消滅する可能性があるとする人口推計を公表、道内はその8割が該当するといえます。

7月15日には、全国知事会が少子化非常事態宣言を採択、北海道は年内にも人口減の取組指針を作成すると聞きます。

私も、この人口問題を考える上で、女性が仕事をしながら子供を育てられる環境の整備が重要と思います。そこで、本市の対策についてお聞かせください。

次に、女性の管理職登用についてお伺いいたします。

男女雇用機会均等法は、昭和60年に成立、翌61年に施行、企業に対して採用や昇進、職種の変更など、男女で異なる取扱いを禁じています。

最初に、本年7月施行規則改正でどのような点が明記されたのか、お聞かせください。

昨年4月、安倍首相が女性の登用について上場企業は最低1人の女性役員登用をと呼びかけたことで広がり、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、民間企業（100人以上）で昨年は7.5パーセントと聞きます。首相は、女性の活躍推進を成長戦略の中心の一つに位置づけており、平成32年までに指導的地位に占める女性の割合を30パーセントにするという数値目標を掲げています。また、7月13日、来年度に採用する国家公務員の3割以上を女性とする考えを示しました。

総務省のデータによる女性の就職希望者は、全国に328万人いると聞きます。一般に女性の雇用促進に関連して育児・介護休業法の活用や男女の役割分担の意識改革など、女性が働きやすい環境の整備についてどのような点が進んでいないと考えられるのか、お聞かせください。

今、注目される女性を含めた中間管理職向けの研修プログラムがあると聞きます。メンター制度についてお聞かせください。

内閣人事で省庁幹部の女性が倍増したと聞きます。本年4月から道庁では、観光振興監、上川総合振興局長、宗谷教育局長、保健福祉部次長など高橋知事が女性職員を重要ポストへ、札幌市では課長職に女性7人を登用したと聞きます。

報道では、一般行政職における本市の女性管理職の登用状況は、道内主要都市の中で最も低いと聞きます。本市において女性登用率が低い理由はどこにあるとお考えですか。

また、今後の女性登用に向けた施策をお聞かせください。

次に、女性勤労促進についてお伺いいたします。

平成24年の総務省統計局の調査では、全国平均で製造業の女性就業者の比率は11.3パーセント、道内では7.3パーセントと聞きます。道は今年度第2次産業に女性を誘う、ものづくり「なでしこ」応援プロジェクトをスタートさせ、男の職場と見られがちな製造業への女性就労を応援すると聞きます。

最後に、この取組の目的や活動、啓発をお聞かせの上、本市の直近の製造業における女性就業状況についてお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、女性の活躍推進について御質問がありました。

初めに、人口減少対策としての環境整備についてですが、まず「選択する未来」委員会の中間整理の主な内容につきましては、現状のままでは人口急減、超高齢社会が到来することが確実であるとした上で、流れを変えるための未来への選択として、50年後に1億人程度の人口を保持すること、創意工夫による新たな価値の創造により経済成長を続けること、年齢、性別にかかわらず能力を発揮することのほか、個性を生かした地域戦略や文化、公共心など、社会の土台を大切にすることについての考え方がまとめられているものと承知しております。

次に、女性が仕事をしながら子供を育てられる環境の整備につきましては、保育環境では保育所やファミリーサポートセンター、放課後児童クラブの運営などの事業があり、就労環境では男女共同参画の推進を図るため、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及などにも努めているところであります。

次に、女性の管理職登用についてですが、まず男女雇用機会均等法施行規則の改正点につきましては、間接差別となり得る措置の範囲の見直しや、性別による差別事例の追加、セクシュアルハラスメントの予防、事後対応の徹底等、コース等別雇用管理についての指針の制定であります。

次に、女性が働きやすい環境の整備について進んでいない点につきましては、厚生労働省の報告書によりますと、仕事と子育てなどの家庭生活を両立させるための支援、男性の働き方やそれを取り巻く職場の慣行に対する意識改革、子育て等のために離職した方への再就職支援などが挙げられております。

次に、メンター制度についてですが、この制度は厚生労働省が人材育成のために推奨しているもので、女性職員の活躍を促進するために有効な方法とされています。具体的には、上司ではなく豊富な知識と職場経験を有した先輩職員が後輩職員との対話を通じて、職場内での悩みや問題解決の相談役となって後輩職員の育成をサポートしようとするものであります。

次に、一般行政職の女性管理職への登用についてですが、本市において女性管理職が少ない理由としては、管理職への昇任年齢層に占める女性の職員数が少ないことも要因の一つではと考えておりますが、近年、採用者に占める女性の割合も高くなっておりますので、他都市で行っている女性のキャリアアップやリーダー養成のための研修会への参加を進めながら、職員の能力や経験に応じて適材適所の考え方に立った女性の管理職への登用を図ってまいりたいと思います。

次に、女性の勤労促進についてですが、ものづくり「なでしこ」応援プロジェクトにつきましては、今年度の北海道の新規事業であり、道内経済を支えるものづくり現場への女性の参画促進を目的として、職場見学会をはじめ、既に活躍している女性を紹介するPR冊子の作成や配布など、製造業のイメージアップ等に取り組んでいるものであります。

また、製造業における女性の就業状況につきましては、御指摘の比率については国の労働力調査によるものであり、標本数4万世帯からの調査結果であります。

一方、直近の「平成24年経済センサスー活動調査」は、ほとんどの企業や産業を調査対象にしており、本市の製造業の従業員8,700名のうち、女性は3,800名で43.7パーセントとなり、全道や全国に比べて高い比率になっております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）

○24番（山田雅敏議員） 教育に関連してお伺いいたします。

最初に、全国学力・学習状況調査についてお聞きいたします。

全体的には全国の学力が向上してきているが、道教育委員会が平成23年度に掲げた目標は達成できませんでした。この中で道教委の立川宏教育長は、目標に届かなかったのは残念だと語っています。しかし、6教科で改善が見られ、全国との差が縮小した点を評価し、来年度の学力調査では全教科で全国平均以上を目指すと思います。

今回の学力調査から学校別の結果を市区町村教育委員会が公表できるようになったと聞きます。本市の判断をお聞かせください。

佐賀県武雄市教育委員会では、ホームページで学校別平均正答率を公開予定であり、子供たちの学習環境に関する調査結果や分析も掲載すると聞きます。大津市教育委員会では、正答率を数字ではなく、傾向をチャートで示すといっています。埼玉県鶴ヶ島市教育委員会では、全国平均を上回ったなど、文章で表記するといっています。

都道府県教育委員会では、市区町村教育委員会の同意が得られた場合、学校別の成績を公表できると聞きます。今回一緒に行われた質問紙調査では、漢字や語句の基本を定着させる授業や計算問題の反復練習をする授業をよく行った学校の割合が、小・中学校とも全国平均を上回ったと聞きます。また、長時間ゲームをする児童・生徒の割合は依然高く、勉強時間が全国平均以下で、あわせて今後の課題と聞きます。

お尋ねします。

本市の児童・生徒のテレビやゲームをする時間について児童・生徒質問紙調査の結果はどのような傾向にあるのか、お答えください。

今回初めて携帯電話やスマートフォンでのメールやインターネットの使用時間を尋ねましたが、どのような傾向にあるのか、お知らせください。

あわせて、ニュース番組や新聞を読む児童・生徒の傾向もお知らせください。

この項目最後に、学校質問紙調査における道教育委員会が推奨する朝読書等の各学校の取組状況をお知らせください。

次に、北海道家庭教育サポート企業等制度についてお伺いいたします。

この制度は、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道教育委員会が協定を結び、相互に協力して家庭教育支援の一層の推進を図るための制度と聞きます。具体的な企業の取組や教育委員会の支援策をお聞かせください。

また、未来を担う子供たちのために、職場の子育て環境づくりや学校・地域行事へ協力する企業等が市内で16あると聞きます。北海道で締結企業は何社あるのですか。

また、後志管内の主な特徴的な取組についてお聞かせください。

次に、本年秋から政府の教育再生実行会議で検討される最大の改革が、小学校から高校までの六・三・三制の見直しと聞きます。1947年に学校教育法として施行され、60年が経過した今、子供の発達や思春期の早期化が進み、小1プロブレム、中学校進級を機に問題行動を起こす中1ギャップが学校で深刻化していると聞きます。

まず、本市の中1ギャップなどの状況をお聞かせください。

同会議では、このような問題に対応してアメリカの子供の発達の早期化に合わせた五・三・四制に変換した事例などを検証し、小・中一貫教育を導入し9年間のカリキュラムを独自に四・三・二に区切る東京都品川区の視察などを進めてきたと聞きます。対策として、就学前の体験入学や小・中学校のギャップを小さくする工夫が、いじめや不登校の減少に有効と聞きます。本市が対応されている事例をお聞かせください。

次に、社会教育施設についてお伺いいたします。

国は、東京オリンピック招致が決まったことにより、スポーツ庁を新設する検討を始めたと聞きます。北海道庁は、平成30年の平昌冬季オリンピック・パラリンピックと32年の東京夏季五輪・パラリンピックの各国選手団の事前合宿誘致に向けて、道内179市町村を対象に行った意向調査の結果を発表しました。これによると、受入れ希望は今年5月時点で42市町村に上り、7月中には合宿誘致を希望する競技、宿泊施設を記した冊子をつくり、東京の約190ある外国大使館に発送し、意見を聞き、五輪誘致に向けた改良、誘致につなげると聞きます。

そこで、道がまとめた道内の状況と、現在、本市では、改修された陸上競技場を本州の大学が利用していると聞くことから、社会教育施設ほかでのオリンピックを見据えたスポーツ合宿誘致について、当面の考えや今後のスケジュールをお聞かせください。

関連して、札幌市内の多くの施設を管理・運営している一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団は、昨年、照明設備のLED化の試験導入を清田区体育館温水プールで実施し、節電効果について調べた結果が出ました。近年、大型LED照明の開発に伴い、低価格化が進み、節電効果を考慮すれば、設備投資分は数年で回収できる見込みと聞きます。

最後に、本市でもさまざまな公共施設がある中、従来の照明器具がLED灯と置きかわった場合、節電効果が高く、体育館やプールなど社会教育施設の公費負担の減少につながります。見解をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育に関連して御質問がありました。

初めに、全国学力・学習状況調査についてですが、まず学校別の公表につきましては、教育委員会では昨年度から市民への説明責任を果たすことが大切であるという観点から、市内の小・中学校全体の平均正答率を数値で公表し、今年度も同様の方向で分析等の作業を進めております。本年度の調査結果について文部科学省から市町村教育委員会の判断で学校別の結果を公表することができる旨、通知があり、これまで以上に各学校における学力・学習状況調査の結果についての説明が求められる状況となっております。

教育委員会としては、学校別の調査結果を公表することは考えておりませんが、各学校においては、在籍する児童・生徒の保護者に自校の平均正答率と学習状況及びその対策などについて説明する責任があるものと考えており、各学校にはその方向で準備を進めるよう指示をしております。

次に、本市の児童・生徒のテレビゲームなどをやる時間についての傾向であります。児童・生徒の学習状況調査については現在分析中でありまして、速報値でお答えしますと「テレビゲームなどを4時間以上している」と答えた児童・生徒の割合は、小学生では約15パーセント、中学生では約20パーセントであり、全道、全国の数値を大きく上回る結果となっております。本市では、携10運動などの取組を通して、やや改善の傾向は見られるものの、依然として中学生では5人に1人が4時間以上ゲームをしている状況は極めて憂慮すべき事態であり、緊急な対応が必要でありますことから、現在、校長会と具体的な改善方策について協議を進めているところでございます。

次に、携帯電話やスマートフォンでのメールやインターネットの使用時間についての傾向であります

が、この設問は今年度初めて行う調査項目であり、前年度と比較することはできませんが、「1時間以上使用している」と答えた児童・生徒の割合は小学生では約20パーセント、中学生では約60パーセントであり、いずれも全道、全国より相当高い傾向が見られることから、このことについても、現在、校長会と対策について協議を進めているところでございます。

次に、テレビのニュース番組やインターネットのニュースを見たり新聞を読んだりする児童・生徒の傾向についてであります。ニュース番組については「よく見る」「時々見る」と答えた児童・生徒の割合は、小学生では約84パーセント、中学生では約80パーセントと、小・中学生とも全道、全国とほぼ同様の数値となっております。また、新聞については、「ほぼ毎日読んでいる」「週に1回から3回程度読んでいる」と答えた割合は、小学生では約28パーセント、中学生では約26パーセント、いずれも全道、全国よりも高く、小樽の子供たちはよく新聞を読んでいるという傾向となっております。

次に、朝読書などの一斉読書の各学校の取組状況についてですが、小学校では「毎日行った」「週に複数回定期的に行った」と答えた学校が50パーセントで、全道、全国より10ポイント程度少ない状況となり、中学校でも50パーセントと全道、全国より30ポイント程度少ない状況となっております。

一方、家庭において「1時間以上読書をする」と答えた児童・生徒は、小・中学生ともに全道、全国よりも高く、また「全く読書をしない」と答えた児童・生徒も減少しており、読書習慣の面での改善が図られているものと受け止めております。

次に、北海道家庭教育サポート企業等制度についてでございますが、まず本制度の具体的な取組についてであります。企業の取組としては、職場の子育てについての環境を整えることや学校行事への参加を促進すること、子供たちの職場見学や職業体験へ協力することなど、企業として子育てや家庭教育を支援する取組を積極的に行っております。

また、道教委としては、ホームページに企業名を挙げ、その取組を掲載することや、家庭教育に関する啓発資料を企業の従業員に配付するほか、従業員の研修に講師を派遣するなどの支援を行い、行政と企業が相互に協力して家庭の教育力を高める取組を行っております。

次に、道教委と協定を締結する企業数についてであります。8月25日現在、北海道全体で1,705社となり、後志管内では55社、小樽市内においては16社となっております。

また、後志管内の特徴的な取組としては、本年2月に倶知安町で開催された雪トピアフェスティバルに協賛企業として参画し、スレッドリレー体験などの実践的な事業を展開するほか、協定締結企業間のネットワークを図ることを目的とする組織を立ち上げ、家庭教育を支援するための職場づくりに関する情報交流を行っていることと承知しております。

次に、中1ギャップについてですが、まず中学校になじめず不登校などが急増すると言われる、いわゆる中1ギャップについての本市の状況につきましては、中1ギャップとして件数を調査したことはございませんが、参考までに小学校6年生と中学校1年生の過去3年間の不登校の児童・生徒数の状況で申し上げますと、平成21年度の小学校6年生の不登校数は4名であり、その学年が中学校1年生になった段階では15名と約3.8倍となっております。平成22年度の小学校6年生の不登校数は1名であり、その学年が中学校1年生になった段階では10名と、約10倍となっております。平成23年度の小学校6年生の不登校数は5名であり、その学年が中学校1年生になった段階では6名と1.2倍となっており、年度によって多少の差はありますが、中学校1年生になって不登校が増加している傾向が現れております。

次に、本市における小1プロブレム、中1ギャップへの対応についてであります。今年の小・中学校の入学に当たっては、全ての学校で体験入学を実施しており、小学校では学校行事に幼児を招き、低

学年の児童と交流することや幼稚園や保育所の教諭や保育士と小学校の教職員が意見交換などを行っております。中学校では小学生が中学校の授業を参観したり、授業を実際に受けるなどの体験入学を行っております。また、小・中学校の連携の取組としては、小学校においては中学校の教員が小学校に出向いて音楽や外国語活動の出前授業を行ったり、中学校においては小学生が入学する前に部活動を体験する取組など、小・中学校のスムーズな接続を心がけ、中1ギャップの解消に努めております。

次に、社会教育施設についてであります。まず北海道が本年5月に行った平成32年東京オリンピックに向けた合宿受入れ調査についてであります。合宿誘致を希望している市町村は40市町村、パラリンピックのみ合宿誘致を希望している市町村は2市となっております。また平成30年平昌オリンピックに向けた合宿誘致を希望している市町村は27市町村となっております。本市におきましては、この調査の後、合宿誘致に必要な条件や競技施設の状況などについて調査検討を行った上で、本年7月にセーリング競技、サッカー、陸上競技の3種目について、北海道に対し合宿誘致の希望を申し出たところであります。なお、今後、北海道から宿泊施設の状況や交通アクセス、またスポーツ医科学の施設の状況など、詳細な状況について確認があると聞いております。

最後に、社会教育施設の照明器具のLED化についてであります。一般的にLED化することにより消費電力の軽減が図られると聞いておりますが、社会教育施設の利用目的による利用効果の問題や設備更新による初期投資、対費用効果などの課題があることから、今後、他都市の状況について情報収集するなど調査を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) 3項目について再質問をしたいと思います。

まず、先ほど7つの公約の部分で活力ある創造ということで、市民力を生かした部分を聞かせていただきました。この答弁の中で市長は、自治基本条例についてそれを生かしたうんぬんということでお話を受けました。私は昨年、自治基本条例の制定にもかかわりましたが、まだまだ市民に浸透していない部分があるのかなという思いがあります。今後この自治基本条例を生かしたさらなる市長が考える活力ある創造へ努力していただけるようお願いしたいのですが、その点をまず聞かせていただきたいと思えます。

2点目です。女性の管理職登用については、やはり絶対数が少ないということでお話を受けました。その部分では少ないなりに適材適所にするということですが、女性ですから体力的な部分、また能力的な部分、また本当に市が考える部分があると思えます。適材適所ということを言われましたので、その部分をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思えます。

最後に、今回の学校質問紙調査では、家庭での新聞を読む時間が全国平均よりは多いという答弁を教育長からいただきました。その部分が本当に身になっていればいいと思うのですが、新聞を読む方が多いということで、新聞によって生徒が学校の勉強に対してどのようにためになっているかということ、もう少し具体的にこの調査でわかるかということをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 山田議員の再質問にお答えします。

最初に、「市民力を生かした「活力あるおたる」」という中で、私の答弁といたしましては、自治基本条例を制定したということで、これは制定するまでに、至るところで市民の皆さんにいろいろな御意

見を聞きながら制定をしたということでございます。これは本年4月から施行したわけでございますので、これからこの自治基本条例を基に市民の皆さんと協働した大きな活力あるまちづくりを進めていきたいということを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、女性の管理職の登用でありますけれども、一般職で言うと、私が市長に就任したときに、女性を部長職に登用させていただきました。それから、今年度、平成26年度の人事においても、課長職2名を登用させていただいたところであります。今後とも、来年度以降も含めてやはり適材適所、そういう人材を配置していきたい、このように思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 新聞を読む小・中学生が多いという状況は、まだ詳しい分析ができていませんが、近年、学校の授業に新聞を活用するという展開が全道的にも非常に多くなってきておりますので、その影響もあるのかどうか、その辺の分析はまだこれからです。ただ一般論として子供たちが読書に親しむことが多くなってきたという傾向がありますので、そういう意味では活字を追うということに少しなれてきているとは思っておりますけれども、その辺の分析は、この後、細かな分析をした結果、御報告したいというふうに思っております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) 詳しいことは、この後の予算特別委員会でやりますので、これで終わります。

○議長(横田久俊) 山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 3時00分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して質問します。

初めに、集団的自衛権の閣議決定について質問します。

8月15日、平成26年度の戦没者追悼式が小樽市民センターで行われました。正面左手には、「いくさ場の かの地にきみは 倒れども 帰りに見よや ふるさとの山」と詠まれた短歌が掲げられ、この歌を詠まれた小樽市戦没者遺族会の豊島辰男会長は、この戦争で敬愛する二人の兄を失ったみずからの戦争体験を語りました。

小樽市関係者の戦没者数は、北海道連合遺族会によると3,476人です。祭壇に献花する遺族の皆さんの姿は、69年の年月がたっても、今なお肉親を亡くした悲しみが終わっていないことを強く印象づけるものでした。

しかし、7月1日、安倍政権は、歴代政権が憲法上禁じてきた集団的自衛権の行使の容認を柱とした解釈改憲を閣議決定しました。憲法第9条の下、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものです。こうした憲法改定にも等しい大転換を一遍の閣議決定で強行することは、立憲主義を根底から否定するものです。

閣議決定された後も国民的な反対の声が広がっており、集团的自衛権行使容認に反対あるいは慎重な対処を求める意見書を可決した地方議会が7月1日以降も増え続け、8月12日現在で閣議決定前157議会から190議会に増えています。

小樽市議会は、平成25年第3回定例会で、集团的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書を賛成多数で可決しています。

閣議決定後の各報道機関による7月の世論調査では、安倍内閣の支持率が5パーセント前後下落し、全ての報道機関の調査で軒並み50パーセントを割り込みました。

8月2日付けの北海道新聞に掲載された全道世論調査では、「日本が戦争に巻き込まれる不安を感じるか」という質問に対して、82パーセントが不安を感じると答えており、年代別では、20代92パーセント、30代89パーセントと、若い世代で高い結果でした。

このように、国民の反対が広がっている集团的自衛権行使の閣議決定については、市長として国に撤回するよう求めます。見解をお聞きます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、集团的自衛権について御質問がありました。

集团的自衛権の行使容認については、防衛や外交に関することであり、地方自治法上、国の専管事項であると認識しておりますので、一自治体の長として、国にこの閣議決定の撤回を求めることは考えておりません。

しかしながら、このたびの憲法解釈の変更については、これまでの歴史的な経過から考えても、国会での議論はもとより、国には国民に対ししっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）

○20番（中島麗子議員） 財政問題についてお聞きます。

初めに、国内総生産、GDPの大幅下落について、市長の見解をお聞きます。

2014年4月から6月期の国内総生産は、東日本大震災以来のマイナス、個人消費は20年来最大の落ち込みとなりました。GDPは、消費税増税前は6.1パーセント増でしたが、増税後は6.8パーセント減へと急激に落ち込んでいます。個人消費は、前期と比較すると5.0パーセントも減りました。前回の消費税増税時と比べて、実質賃金は大幅に低下し、非正規雇用の拡大などで、国民の暮らしが逼迫しています。可処分所得が減る中で物価が上がり、国民は消費を引き締めざるを得ません。この上、さらに消費税率を10パーセントに引き上げれば、国民の暮らしと日本経済へのマイナスははかり知れません。

しかし、甘利明経済再生担当大臣は、過去の消費税引上げと比較しても正常と、経済同友会の長谷川代表幹事は、10パーセントへの消費税税率引上げは予定どおり実施すべきと言っており、国民生活がどうであろうと消費税増税実施の姿勢です。

中松市長は消費税増税の小樽市民への影響をどう考えているのか、予定どおり消費税を10パーセント

にすべきと考えるのか、お聞かせください。

今年度の普通交付税等ですが、当初予算では、普通交付税 152 億 1,800 万円、臨時財政対策債が 22 億 6,600 万円、合計 174 億 8,400 万円でした。平成 25 年度当初予算に比較して、4 億 1,200 万円の減額でした。第 1 回定例会の市長提案説明では、市税の伸びが期待できない、実質的な地方交付税の減少が見込まれるから、一般財源歳出削減に努めたと厳しい財政運営を示されました。しかし、7 月の決定額は、普通交付税と臨時財政対策債合計で、当初予算比 5 億 1,677 万 8,000 円の増額でした。過去 5 年間のこれら二つの当初予算と決定額の比較をお示してください。

実際には、この数年来、当初予算を下回ったことはありませんから、市民サービス抑制の理由にしているわけではありませんか。予算額を超えた分については、財政調整基金に積み立てると言いますが、市民サービス対策が優先です。

第 2 回定例会で我が党をはじめ各会派から提案された街路灯に関する助成制度については、検討していきたいとの答弁でした。北海道電力の電気料金値上げが提案されています。経済界、道民、多くの反対の声が上がっていますが、何らかの値上げが実施されたなら、街路灯電気代にも影響が出ます。市の試算では、LED に切り替えたなら電気料金が 70 パーセント削減になり、普通交付税も予算を上回って交付されるのですから、来年度に先送りすることなく、今年度にも実施するよう考えるべきです。お答えください。

昨年第 4 回定例会で、我が党の川畑議員は、福祉灯油実施を求め、質問しました。昨年 11 月の家庭用灯油小売平均価格が 100 円 91 銭と高額が続いているのに、国や北海道の財政的支援がないことを理由にして、市は実施しませんでした。今年 8 月の調査では 104 円 57 銭で、さらに値上がりしており、今年 4 月からの消費税率引上げもある中、今後も電気料金値上げなどが続けば、市民の負担は増大します。今年こそ福祉灯油を実施してください。答弁を求めます。

次に、北海道電力の電気料金値上げについてです。

今回の値上げは昨年 9 月の値上げの 2 倍を超える大幅なもので、全国の電力会社で原発停止後 2 回目の値上げ申請は北電だけです。申請どおりに値上げされた場合、市の支出は今年度半年間で約 9,000 万円の増となります。年間支出としては、約 2 億円増加する見込みで、その内訳としては、市道のロードヒーティングで 6,500 万円、市役所本庁舎分として 400 万円増になるということです。昨年の電気料金値上げ以降、どのような対策をとってきたのですか。

新聞報道では、市はこれ以上の節電は難しい、他の部分で歳出を削れないか検討せざるを得ないと述べています。ふれあいバスの市民負担増を実施したばかりですが、さらに市民サービス削減を進めるということなのか、お答えください。

値上げの理由は、今回も泊原発の再稼働の遅れを挙げており、泊原発が再稼働すれば電気料金はもとに戻すとさえ言っています。再稼働に向けて、規制委員会の基準にパスするための経費 1,600 億円も含めた電気代値上げで、まさに原発再稼働のための電気料金値上げです。各地の説明会のやりとりでは、再稼働がさらに遅れるときの再々値上げの含みすら残しています。

5 月に福井地裁は、関西電力の大飯原発 3、4 号機運転差止め判決を下しました。多数の人の生存にかかわる権利と電気代の高い低いの問題をてんびんにかけること自体、法的に許されないと述べています。

小樽市民の安全と安心を守る立場である市長として、次期市長選挙に再度立候補を表明した立場からも、北電に対して申請を取りやめるよう申し入れてほしいと思いますが、どうですか。

あわせて、原発そのものを廃止すべきと考えますが、市長の御意見をお聞きます。

財政問題の最後は、平成25年度決算についてです。

平成25年度は、24年度に引き続き、他会計・基金からの借入れをせず、財政調整基金を取り崩して予算化しましたが、最終的には実質収支、単年度収支は黒字となりました。平成24年度は黒字であった実質単年度収支は4億4,376万円の赤字にはなりましたが、財政調整基金は一般会計歳出不用額により取崩しをやめ、残高は17億6,400万円です。さらに、今回、普通交付税が当初予算額より増額した分も財政調整基金の取崩しの縮減に使うと言いますが、第3回定例会補正後の財政調整基金は幾らになるのか、お答えください。

市長は、真の財政再建を目指していると述べていますが、市長の目指す財政再建とはどういうことか、お示ください。

平成16年度以来、ゼロだった財政調整基金、減債基金でしたが、22年度から実質収支が黒字になり、財政調整基金への積立てが始まっています。予算作成時は当てにしたい財政調整基金ですが、市民サービス削減推進では問題です。一般会計では、予算現額に対して不用額の割合は約3パーセントですが、主なものについて説明してください。

国民健康保険事業特別会計の収支では、4億7,500万円の黒字です。昨年度に続いて黒字決算になった理由について説明してください。保険料が高すぎたのではありませんか。

平成24年度から国民健康保険事業運営基金を設置していますが、今年度黒字分を含めると、基金残高は幾らになりますか。

小樽市国保は2001年度33億8,700万円あった累積赤字を、高い保険料を設定して意図的に不用額を残す手法で、2010年度に解消しました。今後、基金額を多額に残していくべきではありません。本年第1回定例会の我が党の予算修正案では、国保世帯1世帯当たり、保険料5,000円引下げに1億689万5,000円を計上しました。1万円の引下げでも2億1,300万円ほどです。基金額を増やさず、国保料引下げを実施すべきです。市長の見解をお聞きます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、GDP大幅下落に関連し、消費税増税の市民への影響と見解についてですが、消費税増税は、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を国が責任を持って確立していく必要があります。その財源を安定的に確保するためには欠かせないものと考えております。一方で、消費税増税により、市民の家計や生活に一定程度の影響があるものと考えております。国は、景気動向等を見極めながら、消費税増税の実施方法や実施の判断について、慎重に検討を進めるとしてしておりますので、動向を見守りたいと考えております。

次に、普通交付税平成26年度分についてですが、まず過去5年間の普通交付税と臨時財政対策債の合計額の比較につきましては、21年度決算額は当初予算額と比較して4億6,504万円、3.0パーセントの増、22年度は5億3,653万円、3.1パーセントの増、23年度は7,056万円、0.4パーセントの増、24年度は7億225万円、3.9パーセントの増、25年度は4億8,518万円、2.7パーセントの増となっております。

次に、当初予算における普通交付税等の減を市民サービス抑制の理由にしているのではないかとのことにつきましては、当初予算編成における地方交付税と臨時財政対策債の予算計上額については、国が

ら示される地方財政計画を参考に積算しておりますが、限られた情報の中で見込むことが困難な要素もあることから、結果として予算額と決定額に差額が生じているものであり、御理解いただきたいと思っております。

次に、街路灯に関する助成制度の今年度の実施についてであります。現在、新たな助成制度の創設に向けて検討を行っている段階であり、今年度内に実施することは難しいものと考えております。

次に、福祉灯油の実施につきましては、灯油価格が急激に高騰した場合に、他都市の状況や国と北海道からの財政支援の動き、また本市の財政状況を総合的に勘案し、判断することとしております。

現在も灯油価格が高どまり傾向にあるほか、電気料金値上げの影響もあり、市民生活が圧迫されていることは承知しておりますが、依然として本市の財政状況は厳しく、国等からの相応の財政支援がない中で、本市が単独で実施することは困難であることを御理解願いたいと思っております。

次に、北海道電力電気料金値上げについてですが、まず昨年の北電の値上げ以降の対策につきましては、本市では、経費削減の観点から、既に10年以上前から節電の取組を進め、昼休みの消灯、エレベーターの使用自粛、冷蔵庫の撤去、蛍光管の間引きなどを進めてまいりました。特に、一昨年の平成24年には、電力需給逼迫による計画停電のおそれもあったことから、勤務時間中の執務室の部分的な消灯やパソコン周辺機器の小まめな電源オフなど、できる取組を徹底し、以後、継続しているところであります。

また、ロードヒーティングにつきましても、従前同様、気象状況に応じた効率的な運転に努めてきているところであります。

次に、さらに市民サービス削減を進めるのかとのことにつきましては、現時点では北海道電力の電気料金値上げは国から認可されておらず、実際の影響額は不透明な状況にありますが、実際に値上げとなれば市財政に与える影響は大きく、節電だけで賄いきれるものではないと考えますので、さらなる効率的な行財政運営に努めなければならないと考えております。

次に、北電に対する申請取りやめの申入れについてですが、北電による再値上げが行われれば、家計や企業活動が圧迫されることが想定されることから、再値上げが行われないことが望ましいことは言うまでもありません。一方、火力発電所の燃料費などが増加する中で、再値上げを行わないことにより、道内において電力の安定供給に支障を来すことだけは避けなければならないと考えております。このことから、電気料金については、北電の財務状況や電力供給の問題を総合的に勘案する必要があり、単に再値上げをしないよう北電に要請することは、現時点では考えておりません。

次に、原発そのものを廃止すべきということにつきましては、原子力発電所については、安全性の確保が最優先であり、その上で国の責任において「電力需給」「社会、経済への影響」などを踏まえ、総合的に判断すべきものと考えております。

次に、平成25年度決算についてですが、まず財政調整基金の残高につきましては、25年度末の残高は17億6,400万円ですが、これまでに26年度当初予算編成の際の財源対策として約8億9,100万円、第2回定例会の補正予算の財源として約5,100万円、合計で約9億4,200万円を取り崩す予算を計上しております。今定例会では、平成25年度で生じた決算剰余金の2分の1相当の約1億4,300万円を積み立てるほか、7月25日に普通交付税の交付額が決定され、予算額を上回ったことから、補正予算の財源に充てるとともに、財源不足対策である財政調整基金の取崩し額を約3億4,500万円減額する予算を計上しており、今定例会後の基金残高は、25年度末よりも約4億5,400万円減の約13億1,000万円となります。

次に、私の目指す真の財政再建につきましては、再び赤字決算に陥らないよう、今後の中・長期的な

収支を見極め、毎年度の予算編成時において他会計などからの借入りに頼ることなく財源不足の解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスをとることとあわせて他会計などからの借入りを完済することと考えております。

次に、不用額の主なものにつきましては、民生費で生活保護費の扶助費で約3億8,700万円、教育費では新共同調理場建設事業費で約1億2,800万円、商工費では中小企業等への制度融資に伴う貸付金で約6,000万円、土木費では第3号ふ頭岸壁改良事業費で約4,400万円となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計の平成25年度決算が黒字になった理由についてですが、保険給付費の平成25年度上半期の支出額が平成24年度の上半期と比べ大幅に上回ったため、年度末に3億5,000万円程度不足が見込まれたことから増額補正しましたが、下半期で見込みほど伸びず、結果的に約3億円の不用額が生じたことや、共同事業拠出金が予算よりも1億1,000万円の減額となったことが、主な要因と考えております。したがって、不用額を前提に保険料を高く設定したものではありません。

次に、基金残高についてですが、今回、補正予算を計上していますとおり、歳入では平成25年度繰越金と国の交付金の追加交付分を合わせて5億1,761万円、歳出では国、道への返還金が2億1,045万円ありますので、その分を差し引いた3億716万円を基金に積み立てることとしております。したがって、積立て後の残高は3億955万円となる予定であります。

次に、基金額を増やさず保険料引下げを実施すべきとのことですが、基金の設置目的は国民健康保険事業の健全な運営を確保することであり、保険給付費に不足が生じた場合などに、その財源に充てることを基本としております。今後は、医療費の増加とともに、制度改正等による収支への影響も考えられるため、引き続き一定額の積立ては必要と考えており、保険料の引下げに充てることは難しいものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）

○20番（中島麗子議員） 次に、子ども・子育て支援新制度について質問します。

提案されている議案第27号及び第28号の条例案は、小樽市独自に暴力団排除を盛り込んだだけで、内閣府令及び厚生労働省令に定めるとして、具体的な条文も内容も記されておらず、内容がわかりません。今、市民、とりわけ子育て世代が注目している子育て支援の条例が、読んでもわからないのでは問題です。通常の条例と同じように、条文ごとに記載したものを提案すべきです。初めに、この点をお答えください。

2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格的に実施される予定になっております。新制度は介護保険をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みに変更したことです。

新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設型のほかに、新たに定員19人以下の地域型保育が導入されますが、規模が小さいことを理由に、従来の保育所などに比べて、国基準の緩和が持ち込まれ、その結果、施設、事業によって保育に格差ができることになりました。

初めに、保育認定です。新制度では、保育利用者は認定を受けて保育利用時間を決めることになり、標準時間11時間と短時間8時間保育に分かれます。子供を預ける時間は各家庭の都合やその日の仕事によって変動しますが、一人ずつの子供の利用時間をどのように把握するのか、保育時間が違う子供が同じクラスにいるとき、職員配置やクラス運営に影響がないのでしょうか。

また、標準時間保育と短時間保育の子供を一人ずつ登園時間を確認して延長保育時間の対応をするのでしょうか。短時間保育の子供が時間延長したために、標準時間保育の保育料金を上回るような心配はありませんか、お聞きします。

次に、認定の方法ですが、本年9月1日、市内の保育所の入所児童数は1,427人です。このうちの継続利用を希望する方と、さらには新年度の入所希望者の認定が必要です。認定の手続きはいつどのように進めるのか、市民への周知方法も含めてお知らせください。

また、新制度へ移行する幼稚園園児の認定についてもお知らせください。

次に、保育士配置です。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準では、小規模保育事業はA型、B型、C型と3タイプありますが、保育士配置は、B型は保育士を2分の1以上とし、C型は保育士の配置は必要とせず、研修を受けた者でよしとされています。居宅訪問型保育事業では、深夜1人の保育者による保育も想定されるのに、保育士資格は必要とせず、保育の経験がなくても事業ができるとなっています。現在は認可外保育施設の職員配置でも保育者のおおむね3分の1以上が保育士とされているのに、新制度において国の補助金を投入する施設の基準で無資格者配置を認めるのは問題です。小樽市は国の基準どおりにすると言いますが、現行保育の後退ではありませんか。

給食基準は、3歳未満児から外部搬入が認められており、このときは調理員配置もなしです。しかし、現在は3歳までの子供たちに自園給食が義務づけられており、市内の全ての認可保育所で3歳まで実施しているのに、なぜ新制度で2歳までに引き下げるのか、子供たちの味覚が形成されるこの時期に、外部搬入方式ではどうしても味つけが濃くなります。

小樽市として配置基準上の保育者は全て保育士とし、給食は現行どおり3歳まで自園方式にして調理員を配置すべきと考えますが、市長の見解をお聞きします。

また、設備基準では、乳幼児を2階以上の建物で保育することを認めています。保育の場は原則1階に設置すべきではありませんか、お答えください。

保育料です。国の基準では、保育の質の向上を図る上で特に必要と思われる経費の上乗せ徴収や、日用品や文房具など実費徴収が、保護者同意の上で認められています。上乗せ徴収や実費徴収は一律徴収になり、低所得者の負担が多くなる心配があります。保育料そのものに含め、別の徴収をするべきではないと考えますが、いかがですか。

また、これまでは保護者の収入によって保育料が決定されましたが、新制度ではさらに保育時間で違うことになります。保育時間による違いはどのくらいになりますか。

現在でも、国の基準の保育料は大変高額なため、ほとんどの自治体が独自に保育料を引き下げて設定しています。新制度の保育料は現在でも高すぎる国の保育料基準を引き下げて適正化し、自治体負担を軽減することが第一であり、現行を上回る保育料基準に引き上げるべきではありません。市長の御意見をお聞きします。

小樽市には新制度においても保育料の引下げ、あるいは現行同様の基準を維持するよう求めますが、市長はどのように考えていますか。

新制度が始まっても、幼稚園や認可外保育施設が新制度に移行するかどうかは、それぞれの判断で現行どおりに継続することもできます。市内の幼稚園等の意向調査を実施したと聞きますが、市内の幼稚園のどれくらいが新制度に移行する予定でしょうか。

来年度予算の日程もありますから、市全体の新制度移行の事業所数や児童数はいつごろまでに把握する予定なのか、お聞かせください。

現在の認可外保育施設は、新制度の基準に該当すれば、補助金を受けて家庭的保育事業等として運営

することができます。認可外保育施設の新制度への移行希望については、把握していますか。

現在の市内の認可外保育施設数と、そのうち市の補助金支給施設数、補助金額を平成25年度決算でお知らせください。

新制度に移行しない事業所は現行どおりということですから、認可外保育施設に対しては、本市でも現行どおりに市の補助金を継続すべきと思いますが、いかがですか。

他に小樽市としてこれまで独自に実施している保育士配置や保育所地域活動事業への補助金交付、障害児保育に対する助成などについては、新制度に移行しても継続して子育て支援を続けてほしいのですが、市長の見解をお聞きます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、子ども・子育て支援新制度について御質問がありました。

初めに、条例提案についてですが、確かに議案第27号及び第28号の条例案につきましては、一部独自規定と厚生労働省令の読替えを盛り込んだほかは、内閣府令又は厚生労働省令に定めるところによるとしております。今回のような条例の内容は、政省令で従うべき基準として定められている事項が多いこともあり、他都市では政省令どおりの条文をそのまま規定しているものが多く見受けられる状況にあります。このような中で全国的に見ますと、今回提案の条例案のように、簡略化したものが見られるようになってまいりました。この条例案のメリットとしましては、立案事務の効率化が図られること、政省令そのままの引用と比較し、本市独自の規定が明らかであることなどが挙げられることから、他都市の条例も参考にした上で提案したものであります。御理解をいただきたいと思っております。

次に、保育認定についてですが、まず子供の利用時間の把握につきましては、国は保育短時間認定の子供の保育利用時間については、保育所ごとに例えば9時から17時までといった一律の時間帯を設定するとし、その時間帯以外の利用については延長保育として取り扱う旨の考え方を示しておりますので、子供の登園又は退園時間によっては延長保育となる場合もあり、現在と同様、保育士が時間を確認することとなります。

また、保育所の職員配置やクラス運営への影響につきましては、現在もフルタイムやパートタイムなど、保護者の就労状況により子供の登園又は退園時間が異なる中で保育を行っておりますので、新制度においても大きな影響はないものと考えております。

次に、登園時間の確認と延長保育時間への対応につきましては、保育所が設定した保育短時間の時間帯以外の利用は延長保育となりますので、保育士が子供の登園時間及び退園時間を確認することになります。保育短時間の子供の延長保育利用により、保育標準時間の保育料を上回ることも想定されますので、今後、このような点を含めて検討すべきことと考えております。

次に、今後の認定手続の方法、時期につきましては、これまで新規、継続のいずれの入所手続についても1月から行っておりますが、現時点では、同様の時期を想定しつつ、事務手続の詳細について検討しております。周知の方法につきましては、広報おたるや市のホームページなどで御案内するとともに、現在、保育所を利用されている方については、施設を通じて周知してまいりたいと考えております。

また、同様に新制度に移行する幼稚園の利用者につきましても認定が必要となりますので、該当する施設とよく協議の上、利用者への周知を行い、事務手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育士配置についてですが、職員配置につきましては、国は、多様な地域の保育事業からの円

滑な移行を想定し、小規模保育事業の3類型を設けたものであり、子ども・子育て会議などでの議論を踏まえ、多様性を重視した制度創設を図ったものと認識しております。

給食及び調理員配置につきましては、新制度においても原則としており、一定の条件を付した上で連携した保育所、幼稚園等からの外部搬入を認めているものでありますので、各事業者において責任を持って給食が提供されるものと考えております。

また、保育の場は原則1階にすべきとのことでありますが、設備等に関する基準において、必要な要件を満たした上で2階以上での保育が認められていることから、1階に限られるものではないと考えております。

次に、保育料についてですが、まず上乗せ徴収や実費徴収は保育料に含めるべきではないかとのことでありますが、国は、上乗せ徴収を教育・保育の質の向上を図る上で特に必要な対価について保護者に負担を求めるものとし、実費徴収を教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者に負担させるものとしており、いずれも保育料に含めることは適当でないとして位置づけております。

また、保育時間による保育料の違いにつきましては、国が現在示している仮の利用者負担の上限額によりますと、保育短時間が保育標準時間の約98.3パーセントと設定され、月額で比較しますと、階層によりゼロ円から1,600円までの差となっております。

次に、国の保育料の基準につきましては、自治体において独自軽減を図っている実態があることから、その負担を軽減するためにも、現行水準より低く設定されることが望ましいものと考えております。

また、新制度における本市の保育料につきましては、今後、検討してまいります。

次に、小樽市独自支援の方向についてですが、まず国や北海道による既存施設に対する意向調査につきましては、いずれも本市を通じて各施設へ調査票を配付、回収し、北海道へ送付したものでありますので、本市として回答内容は把握しておりますが、未確定の内容が多いこともあり、また国及び北海道においてどのように公表するかということについては、示していないものであります。

また、市全体の新制度移行の事業所数や児童数把握につきましては、新年度予算の関係もありますので、予算編成時期に間に合うよう把握してまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設の新制度への移行希望につきましては、特に把握はしておりません。

また、市内の認可外保育施設数は、休止中の事業所施設1か所を除き15か所であり、平成25年度に運営費補助を行った施設は3か所で、補助金額は合わせて480万円であります。

また、認可外保育施設に対する今後の補助の継続につきましては、現在、国が進めている新制度の内容や新制度移行後の財政負担のあり方などとともに検討が必要であると考えております。

次に、本市が独自に実施している補助金交付等の継続についてですが、これらのことにつきましても、新制度の補助事業の内容や財政負担のあり方などとともに検討が必要であると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）

○20番（中島麗子議員） 次の質問は、カジノ問題です。

8月20日、厚生労働省研究班調査では、パチンコや競馬などのギャンブルに依存し、やめられない病的ギャンブラーが全国で推計536万人になると発表しました。成人全体の4.8パーセントで、男性が8.7パーセント、女性が1.8パーセントです。研究班が昨年7月、約4,000人に面接調査を実施した結果です。

海外の同様の調査では、アメリカ1.6パーセント（2002年）、香港1.8パーセント（2001年）、韓国

0.8パーセント（2006年）で、日本の割合は高いと指摘されています。その理由は、パチンコやパチスロが身近な場所に普及している影響ではないかとしています。

秋の臨時国会で本格審議されるIR推進法案が成立した場合、さらにギャンブル依存症が増加することが心配されますが、この調査結果について、市長の感想をお聞きます。

研究班では、対策として、「啓発と予防教育、治療や社会復帰のシステムづくりが必要だ」としていますが、現在、ギャンブル依存症に対する国の対策はどのようになっていますか。

特にギャンブル依存症については、今回、国の実態調査が実施されましたが、治療や予防の取組、道内の治療機関の実態についてお聞きます。

あわせて、国の調査結果を小樽市に当てはめると、ギャンブル依存症は何人ほどになりますか。

私は、今回、ギャンブル依存症について、市内の石橋病院の白坂知信院長に会ってお話を伺いました。白坂院長は、小樽精神保健協会アルコール薬物専門部会長をはじめ多数の役割をお持ちです。最近、北海道警察署長会で講演した依存症の講義に基づいて説明をしてくれました。ギャンブル依存症は脳の病気であり、性格や個人の意思の問題ではない、依存症とは身体的、精神的、社会的に自分の不利益、不都合になっているにもかかわらず、それをやめられずに反復し続けている状態で、脳が利益そのものに反応し、確実な報酬よりリスクを伴った報酬に強く反応するといいます。また、僅差で外れて大きなスリルを感じて、次回に期待することで快感を感じてドーパミンという物質が分泌されますが、何度も繰り返すことで快感を感じる細胞の感度が下がり、ドーパミンの分泌量が減少し、満足感を得るためにはさらに刺激回数を増やしていくといいます。石橋病院では、年間を通して毎月5人ほどのギャンブル依存症患者の入院があるそうです。訪問した8月時点では、パチンコ依存症や競馬依存症の方が入院中で、1億5,000万円を失ったパカラ依存症の方も通院していると聞きました。

カジノ依存症に対して、本人が行かなければいいのだと言う方もいますが、その統制がとれなくなるのが依存症という病気です。また、小樽はお金がない人ばかりだから、カジノがあっても行かないとの意見がありますが、ギャンブル依存症に陥る人間の心理は同じで、性別、身分、社会的地位は関係なく、金持ちは金持ちなりに、貧乏人は貧乏人なりに依存症になるということです。

市長は、第2回定例会の我が党の川畑議員の質問に対して、ギャンブル依存症については把握していないと答弁しています。この際、白坂院長をお呼びして、できれば議会と共同でギャンブル依存症の学習会を開催してはいかがでしょうか。

日本にはパチンコ店が1万2,000軒、店内に設置されているギャンブルマシン総数は460万台、世界中のマシンの6割を占めます。既に、ギャンブル依存症の発生率が世界的に高いことも明らかになりました。ここにさらにカジノ解禁でギャンブル施設を増やすことは、依存症対策が不十分な中では、社会的問題を拡大するばかりです。欧米の研究では、1人の病的ギャンブラーの周囲で8人から10人が精神的・物理的被害を受けているとされています。依存症を増やしていくカジノ誘致はやめるべきです。改めて市長の見解をお聞きます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、カジノ問題について御質問がありました。

初めに、厚生労働省研究班が発表したギャンブル依存症の調査結果につきましては、詳細な内容が公表されていないため、新聞報道で見た限りであります。小樽市保健所へのギャンブル依存症に関する

相談件数は平成24年度ゼロ件、25年度2件ということからすると、率直な感想として、全国で推計536万人、成人全体の4.8パーセントという結果は高い数値なのではないかと感じております。

次に、ギャンブル依存症に対する国の対策につきましては、現在、特別な対策は行われておりません。治療としては、アルコール・薬物依存症の治療法でもある認知行動療法などがあり、予防としては、ギャンブルに使うお金を決める、ストレスの発散方法を増やす、また、過度なギャンブルに注意することなどが重要であると言われております。

また、道内の医療機関の数につきましては、6か所程度あると聞いております。

次に、報道されている国の調査結果を小樽市に当てはめた場合のギャンブル依存症者数につきましては、単純に人口規模で換算いたしますと5,356人と推計されます。

次に、市議会との共同開催によるギャンブル依存症の学習会につきましては、今後、IR推進法案が可決され、次のIR実施法案で示される具体的な依存症対策などの内容も見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、直ちに開催することは考えておりません。

次に、カジノを含むIRの誘致に対する見解につきましては、法制化されたIRはシンガポールなど世界各国の例を見ましても、第一級のリゾート施設となっており、本市の国際観光推進にも大きな役割を果たすものと考えます。

また、依存症対策につきましては、IR推進法の法制化を受けて検討されるIR実施法の中で、国において依存症対応のための機関の創設など、諸外国の先行事例を生かした対策が定められていくものと考えております。

したがって、今後とも北海道や関係機関と連携し、IR誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇)

○20番(中島麗子議員) 最後の質問です。

石狩湾新港港湾計画改訂に関して質問します。

石狩湾新港管理組合は、平成26年度中に港湾計画改訂を行う予定です。幾つかの項目がありますが、とりわけ問題なのは、新たなバルク貨物に対応すると称して新規に西地区にマイナス12メートルバースを計画し、その背後地に既に計画されている6.6ヘクタールの埠頭用地を造成しようとしていることです。

我が党は、新規のマイナス12メートルバースを建設しなくても、マイナス14メートルバースとその背後地の4.2ヘクタールの荷さばき地で、新たなバルク貨物は取り扱うことができると考えています。

3点質問します。

1点目に、マイナス14メートルバースとその背後地の荷さばき地の利用状況です。

平成24年と25年のマイナス14メートルバースの利用状況について説明してください。

次に、その背後地には船からおろした貨物の荷役を行う荷さばき地がありますが、そのうち西1号荷さばき地と西3号荷さばき地の合計4万2,000平方メートルについても、平成24年と25年の利用状況について説明してください。

2点目です。

平成26年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会での我が党の北野義紀議員の質問で明らかになった

ように、新たなバルク貨物とは、石材、輸出米、風力発電の輸入機材のことで。

最初に、輸出米です。

現在、北海道から輸出されている道産米は、北海道港湾貨物取扱統計年報によると、1万5,080トンにすぎません。ところが、港湾計画改訂の目標年次の10年後から15年後には、8倍の約12万トンになるとのことです。その根拠は、全国の米の生産量から、国内での消費量を差し引いた約225万トンが全部輸出米になるとして、このうち道産米の量を石狩湾新港から輸出している割合で推計したものです。しかも、食糧支援米は除くとの前提です。全国の米の生産量から国内での消費量を差し引いた約225万トンが全部輸出米になる根拠を説明してください。

石狩湾新港における米穀類と輸出米の取扱量についてお聞きします。港湾統計上の貨物の分類では、米穀類は平成18年の5万358トンピークに減少し、平成25年は5,186トンです。平成18年から25年までの石狩湾新港における米穀類とその中の輸出米の取扱量の推移について、暦年ごとに説明してください。

次は、風力発電機材についてです。

石狩湾新港管理組合の説明は、全国の風力発電導入可能量2,880万キロワットのうち後志、石狩、留萌、宗谷の日本海側の割合15.9パーセントを乗じ、風力発電の導入可能量を458万キロワットと推計しています。風車1基の発電規模を2,000キロワットとすると、対象地域への導入可能基数は2,290基、耐用年数30年とすれば、年間76基建設される計算です。これらの機材の年間取扱量は12万プレート・トンになるとのことです。

また、管理組合の説明によれば、2,290基が今後30年間にわたって、毎年毎年76基分の風力発電機材が石狩湾新港に輸入されるとのことです。耐用年数を考慮しても、25年後から30年後にまた76基の風車の機材が輸入されるというのであればうなずけますが、これから毎年76基分の風力発電機材が取り扱われるなど、考えられないことです。

問題は、このようにあり得ない取扱貨物量を前提に、マイナス12メートルバースと背後地の6.6ヘクタールの埠頭用地を73億円かけて建設しようとしていることです。これがあり得ないとなれば、風力発電機材の年間取扱量12万プレート・トンは根拠のない貨物予定量となり、マイナス12メートルバース建設の根拠は崩れることになります。

このような施設計画に市長は同意するつもりなのか、見解をお聞かせください。

3点目です。

マイナス12メートルバース関連事業に投入される税金73億円について伺います。

8月7日の石狩湾新港管理組合議会では、管理者はマイナス12メートルバース関連事業の起債償還は使用料収入を充て、償還期間中の公債費償還額は約38億円、使用料収入は約22億円で、管理者負担は約16億円になる見込みと答えています。しかし、管理者負担がこの程度で済むのかという疑問があります。マイナス12メートルバースのバース及び荷さばき地、それぞれの起債償還額と使用料収入の見込額を説明し、管理者負担約16億円の根拠を説明してください。

また、バルク貨物ごとの使用料収入の詳しい内訳を説明してください。先ほど指摘したように、新たなバルク貨物の取扱貨物量は過大見積りどころではありません。果たして使用料収入をどのように推計しているのか疑問がありますので、わかるように説明してください。

これまで小樽市は、港湾計画改訂に当たって、管理組合からの提案をそのまま受け入れ、過大な港湾計画を認めてきた事実があります。今回もまた同じように同意するのか、見解をお聞きします。お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 石狩湾新港港湾計画改訂について御質問がありました。

初めに、マイナス14メートルバースと荷さばき地の利用状況についてですが、まず平成24年と25年のマイナス14メートルバースの利用状況につきましては、24年は木材チップを取り扱うチップ船が17隻、チップ船以外の船舶が8隻、25年はチップ船が14隻、チップ船以外の船舶が2隻、バースを利用していると聞いております。

次に、西1号荷さばき地と西3号荷さばき地の平成24年と25年の利用状況につきましては、24年は木材チップ船の荷さばきヤードとして使用されたほか、ロシア向けの石材を輸出する際の荷さばきヤードとして、25年は木材チップ船の荷さばきヤードとして使われたと聞いております。

次に、新たなバルク貨物についてですが、まず全国の米の生産量から国内での消費量を差し引いた約225万トンの全てが輸出米となる根拠につきましては、今後、我が国の米の消費は、人口減少のほか食の欧米化により需要の減少が想定されますが、既に北海道をはじめとした我が国の米生産者の一部には、海外へ販路を求めていく取組が進められており、また今後、日本食への評価から、海外で日本産米の需要が高まることを想定し、取扱量が推計されていると聞いております。

次に、平成18年から25年までの石狩湾新港における米穀類とその中の輸出米の取扱量推移につきましては、18年は米穀類が5万358トン、うち輸出米が1万1,107トン、同じく19年は2万8,866トン、うち8,878トン、20年は3万9,628トン、うち1万2,416トン、21年は4万7,449トン、うち2万2,519トン、22年は1万8,922トン、輸出米につきましては取扱いはありませんでした。平成23年は2万7,436トン、うち13トン、24年は2万6,410トン、うち1万402トン、25年は5,186トン、うち159トンとなっております。

次に、今回の施設計画へ同意するのにかにつきましては、石狩湾新港管理組合より、バースごとの取扱貨物量の根拠が示されておりますが、現在、国土交通省北海道開発局、北海道、小樽市、石狩市、管理組合の担当者で構成する石狩湾新港港湾計画改訂検討部会において、目標取扱貨物量や施設計画の内容確認を行っております。また、現在、国土交通省港湾局での内容の審査が行われており、その動向を注視しているところであります。

次に、改訂計画費用についてですが、まず管理者負担約16億円の根拠につきましては、マイナス12メートルバース関連事業が岸壁整備と荷さばき地等の整備から成り、岸壁整備については、起債償還期間中の公債費償還額は約19億円、使用料収入は約9億円と試算されることから、差引き約10億円が管理者負担となると見込まれるとのことであります。また、荷さばき地等の整備については、起債償還期間中の公債費償還額は約19億円、使用料収入は約13億円と試算されることから、差引き約6億円が管理者負担となると見込まれ、これらを合わせて管理者負担は約16億円と見込んでいますと聞いております。

次に、バルク貨物ごとの使用料収入の内訳につきましては、風車の輸入では、岸壁の使用料は石狩湾新港に接岸実績のある大型船舶を想定して、計画貨物量から荷役に必要となる係留時間を基に算定すると約3,400万円、荷さばき地の使用料は荷さばき地の面積に使用料単価と使用時間を乗じて約4,500万円となり、合計で約7,900万円の収入が見込まれるとのことであります。

また、米の輸出では、同様に算定して、岸壁の使用料が約900万円、荷さばき地の使用料が約1,800

万円で、合計で約2,700万円の収入が見込まれます。

以上、二つの取扱貨物の使用料収入の合計は、約1億600万円を見込んでいますと聞いております。

次に、今回の港湾計画改訂に同意するののかのことにつきましては、先ほどお答えしましたように、管理組合が示した施設ごとの計画について、現在、検討が行われておりますが、今後は計画の方針や港湾の能力などを合わせて港湾計画の全体が示されることとなります。石狩湾新港が小樽港とともに日本海側の拠点港湾として発展していくためには、今後も必要な施設整備を進めるべきと考えておりますが、母体の財政状況、既存港湾施設の利用状況、推計取扱貨物の蓋然性などを総合的に勘案した上で、同意するか否かの判断を行っていく必要があると考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) それでは、再質問を行います。

最初に財政問題ですが、北海道電力に申入れはしないとお答えになりました。

しかし、今回、北海道電力の電気代値上げに対しては、北海道が8月に影響調査をやっています。道内の約1,000余の企業に対してアンケートを行っていますが、92.3パーセントの企業で影響があると答えておまして、そのうち24.2パーセントが「大きく影響する」と答えています。業種別では製造業で「大きく影響する」と答えた企業が41.0パーセント、全体では「価格に転嫁できない」と答えている企業が4割強でありました。

道内の地域経済に深刻な事態を引き起こす心配がある、そういう点では道内の自治体として初めて苫小牧市が8月26日に、根本的に見直すよう、北電に要望書を出しています。

市民の代表として、また、地域経済振興を進める市長の立場としても、本当に意見を上げるときではないかと思えます。財政難だと言いつつ続けている小樽市こそ、北電に撤回、見直しの声を届けるのが当然ではないかと思えますが、市長、再度お答えいただきたいと思えます。

街路灯の問題です。

助成額を来年度から見直すと言っていますが、今年度は特に計画しないと。しかし、今年度予算は400万円、57団体が629件申請して、交付されたのが207件です。400万円の予算の範囲ということになると思いますが、とりあえず今年度の交付税は5億円ほど予定より多かったです。実際に今年度申請があった629件全部を認めたとしたら、小樽市がさらにお金を出す予算は幾らぐらい必要なのか、これを明らかにしていただきたいと思えます。

同じように、国民健康保険事業特別会計の決算ですが、保険料が高すぎたわけではないと伺いました。しかし、市長提案説明では、4億7,500万円ほどの剰余金、2億1,000万円は超過交付金として来年度返すと、残額は基金に残るということで、それでは基金総額は幾らになるのか、お答えください。

小樽市は、平成24年度に、国民健康保険事業運営基金条例を制定しています。国保事業の黒字額処理が目的です。条例の第5条を見ると、国保事業会計の基金を一般会計に貸し出すことができる、ということが書いてあります。国保事業会計では国や道に超過交付金を返すことになっていますが、同様に市民にも返すのが本当ではありませんか。剰余金は基金に積み立てることなく、保険料引下げに回すべきだと思えます。

今後、基金の積立額に対しては、一般会計に貸し付ける予定なのか、保険料引下げに回すのか、先ほどは回さないと言いましたけれども、この条例を見ると、一般会計に貸し付けることができると堂々と書いてあるのです。そのためにこの基金条例をつくったのか、もう一回はっきりお答えいただきたいと思えます。

次に、子ども・子育て支援新制度です。

議案第27号及び第28号ですが、これを読んで小樽市の保育内容がどのように決められているのか市民にわかりませんが、政省令を参照にして、市民が理解できるようにするためには一体どのように考えているのか、このところをお聞かせください。

政府が政省令の条項がずれるような改正をしたときには、内容は変わらなくても、市の条例変更のために議会に諮ります。一方、政省令の内容が変わっても、条項番号さえ変わらなければ、市の条例は改正する必要はなく、市議会に諮られない。これでは小樽市の条例としての意味がありません。国の変更がそのまま連動して、市議会も認識できない、こういうことになるのではないですか。大変問題がある提案だと思いますが、再度お答えください。

4月からの新制度に当たっては、現行制度でもいろいろ問題点はありますけれども、最低でも現行基準を下回らない、それが基本だと思います。しかし、今いろいろ説明を受けましたが、国の基準と同じようにすると、現在より保育の質が後退する、そういうものを感じました。この点は、小樽市の条例ですから、無資格者は導入しない、給食は現在までと同じように3歳児までは保育所で提供する、市長の判断のできる中身です。国の法令どおりでは、現行保育の後退になると思いますが、市長はどうお考えになりますか。この基準どおりにするのか、小樽市としての現行の中身を維持するのか、はっきりお聞かせください。

カジノの問題についてお聞きします。

ギャンブル依存症の実態調査をしたことは重要だったと私は思います。小樽でもギャンブル依存症の方が5,000人ぐらいいるという数になると。大変驚きました。

問題は、精神疾患なのに、治療・予防対策も取り組まれていない状況です。私もある家族の問題で相談を受けたケースがありますが、本人がパチンコ依存症で、家計費の全てをパチンコに投入し、借金を繰り返して家族関係が破綻した、そういう方でした。市長は「いろいろなところのカジノ視察に行っていますが、心配されるようなことはそんなに感じていません」、このように記者会見でお話していましたが、あまりにも実態を知らないのではないのでしょうか。国の調査結果でも大変多くの方がギャンブル依存症であるという実態が出ていて、IR推進法案が可決されれば国の責任で対策も出されるとおっしゃっていますが、こういう医療機関の体制をつくるとなれば、数年単位での医師の教育や施設の準備が必要です。そういうことの保証があるのかどうか曖昧な中でカジノの開設だけを進めるというのは、私は納得がいきませんが、どうでしょうか。

ギャンブル依存症の実態をしっかりとつかんでいただきたい。白坂院長は、いつでも学習会の講師を引き受けますと、大変好意的でした。法律が決まる、決まらないにかかわらず、正確な知識を理解するためにも、積極的に学習会を検討すべきだと思います。いかがでしょうか。

石狩湾新港の西地区の新たなマイナス12メートルバースの計画ですが、今、御答弁を聞いたとおり、岸壁の使用料・手数料が9億円、荷さばき地で13億円、そういうことで16億円の根拠もお示しになりました。この使用料・手数料がきちんと入ってくるかどうか心配だと私は質問いたしました。そういう点では、資料で今、説明してもらったとおり、米穀類の取扱量やその中における米の取扱量もどんどん減少しているのです。そういう中で、過大な設定をしているのではないかと大変心配です。その分は全部管理者負担、小樽市と北海道と石狩市が入ってこない分を負担するというのは、既に経験済みです。

いただいた石狩湾新港のパンフレットの「概要・経緯」では、平成18年に多目的国際ターミナルの核として西地区でマイナス14メートルバースが供用開始と書かれていますが、利用実態は、今、説明のあったとおりです。この利用実態については、当初計画と比べてどのように考えているのか、お聞かせく

ださい。

今後、マイナス12メートルバースでも同じようなことが起きるのではないかと心配なので、お聞きしております。例えば風力発電ですが、76基分の発電量、1基2,000キロワットとして15万2,000キロワットを北電に買い取ってもらうこととなります。しかし、北電の風力買取り可能量がありまして、平成25年度現在、既に31万6,000キロワット買い取られておりまして、あと24万4,000キロワットしか買取り容量がありません。送電線の関係で決められた内容です。毎年76基分輸入されるという計画とは大きく矛盾すると思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 中島議員の再質問にお答えいたします。

北海道電力の値上げの問題、それから街路灯の問題、それからカジノの問題については私から答弁させていただき、残りは担当部長から答弁させていただきます。

まず、北電の再値上げの問題でありますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、国から認可されていないということが一つあります。

それからもう一つ、やはり一番大事なのは電力の安定供給、これだけは確保しなければいけないだろうと。停電になってしまうなどということがあってはいけないのではないかと。確かに議員がおっしゃるように、それぞれ個人も事業所も値上げの負担は大きいと思いますけれども、私どもとしてはできるだけ再値上げをしないような形でいっていただければと思いますが、やはり電力の安定供給ということだけは確保しなければいけないだろうと、こういう思いしております。

それから、街路灯の問題につきまして、LEDへの変更については、8月に町会長との会合を持ちました。このときも町会長からの質問というか話は、LEDの問題オンリーでございまして、その中で私も話をさせていただきました。今年度の実施はなかなか難しいと思うけれども、来年度、平成27年度以降、何とかピッチを上げてスピード感を持って取り組んでいきたいということで、町会長には御了解いただいているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、カジノの問題につきましては、先ほどたまたま全国でギャンブル依存症患者が536万人というような推計があるということですから、それを単純に小樽市の人口で割り返して5,356人という推計ではないだろうかということをお願いしたのであって、5,356人依存症の方がいるということではありませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、議員から御提案がありました医師とのそういう話については、先ほど答弁させていただきましたように、まだIR法ができていないわけですから、できた上でそういうことにも取り組んでいきたいと思っておりますし、何度も申し上げておりますけれども、市民の皆様への説明もしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 中島議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険の件ですけれども、基金の件で、保険料の引下げに充てることはできないのかということで御質問がありました。

先ほど、市長の答弁にもございましたとおり、そもそも設置の目的が国保事業の健全な運営を確保する、保険給付に不足が出た場合、インフルエンザ等で急に医療費が増えたとき対応するというような、

そういう目的のもので、一般会計の他会計からの貸付金みたいな形の性格ではありませんので、もしものときの一時的な貯金のような性格というふうにご考慮いただければよろしいかと思っておりますので、保険料の、適正な財政運営に寄与するために設けているものでございますので、引き続きこの部分については、条例どおりもしものことの部分で積立てはしていきたいと思っております。それがまた何らかの、インフルエンザなど、いろいろなことが出た場合に、翌年度にまた取り崩すということで、保険料がそのことで大きく上がらないような抑制効果をもたらすということを考えておりますので、そのようにして取り計らっていきたく思います。

ですので、先ほどの答弁にもありますとおり、積立て後の残高は約3億円、3億955万円ということ、今回の補正で3億700万円ぐらいを積み立てるという形で、結果が3億955万円になる予定でございます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 再々質問でもう一回お願いします、もしあれば。

(「答弁漏れでないのか」と呼ぶ者あり)

答弁漏れではないですよ。

(「答弁漏れだよ」と呼ぶ者あり)

一般会計に貸し付けることができるかということですね。その文言がなかったですけれども、どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） では、お答えいたします。

一般会計に貸し付けることは、理論上はできないことはないかもしれませんが、あくまでもこの基金の私どもの目的というのは、先ほど言った通常考えられない病気の発生だとか、いろいろな制度の改正で急に負担をしなければならないというような、激変緩和と言ったら少し言いすぎかもしれませんが、そういう部分も含めての貯金ですので、そういう一般会計への貸付けをするということでは考えてございません。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） では、私からは、保育の質を低下させないようにという再質問についてお答えいたします。

今回、本質問では、例えば現在の認可外保育施設よりも質が低下するのではないかと御質問がございましたけれども、新制度の中を見ますと、例えば本質問にありました小規模保育のB型については、保育士以外の部分については一定の研修を受けた方というようなことで、現在の認可外保育施設の基準よりも若干厳しくなっている点、それから小規模保育のC型については、家庭的保育者というふうになっていますが、この中身をよく見てみますと、保育士あるいは保育士と同等の知識、経験を有する者というような言葉が出てきておりますので、新制度におきましても、一定の保育の質に対する配慮がなされているのではないかと考えております。

それから、条例に関しての市民への内容の周知につきましては、今回については、例えば子育て支援にかかわる市のホームページの部分に国の政省令のリンクを張るといった工夫をするなどしてまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 私からは、議案第27号及び第28号、それから石狩湾新港についてお答えいたします。

議案第27号及び第28号の議会との関係についてお尋ねがございましたけれども、今回のこういったような立案形式といいますか、規定しようとする内容をできるだけ簡略化した形のつくりというのは、一般的になりつつあると、他市でもやっているというようなことで聞いております。ただ、議員から、政省令が改正された場合に、議会の審議もなく、本市の基準も変わっていくのかというようなことについて御指摘があったわけですが、こういった立案方法を採用した場合、政省令の改正があったときの議会への情報提供といいますか、そういったことについては、今後、きちんとした形でルール化していく必要があるのではないかと考えております。そのルール化につきましては、今後、議会側とも相談させていただければと考えているところでございます。

それから、石狩湾新港のマイナス12メートル岸壁についてのお尋ねがございました。

私どももこれまで管理組合とは事務レベルで何度か協議させていただいてきてはおりますけれども、このマイナス12メートル岸壁にかかわらず、全体として現行の計画660万トンが1,300万トン程度になるということで説明を受けておりますので、それぞれの施設における取扱貨物量の推計につきましては、その蓋然性といいますか、実現性といいますか、きちんとした形で説明していただきたいということで繰り返し話をさせていただいているところでございます。

それから、マイナス14メートル岸壁の計画値との比較についてお尋ねがございました。

詳細について、今、資料がないのでわかりませんが、低い数字になっているということについては承知しております。推計の取扱貨物量にいたしましても、使用料と手数料にいたしましても、こういったものをしっかりと精査していただくよう、引き続き管理組合に対しては私どもとしても要請していきたいと考えているところでございます。

(「最後はオーケーしているんでしょう」と呼ぶ者あり)

(「議長、20番。答弁漏れがあります」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 答弁漏れですか。20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 街路灯の関係で、今年度予算400万円に対して629件申請されました。207件の交付がされましたが、全て申請どおり交付されるとしたら、小樽市負担はあと幾ら追加になりますかということについて、御答弁がありませんでした。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 数字について、私から答えさせていただきます。

総額で630万円程度と見込んでおります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 聞いて疑問に思うことは多々ありますが、ここで全てを質問するわけにもいきませんので、まず今の街路灯のことを言えば、交付税については予定額を5億円上回る額が入ったわけですから、市民サービスに使ってほしいと私は言っているのですけれども、630万円、これから制度改正すると言っているときに、せめて今年度分全部認めて出発したらどうですかと言っているわけで

す。市長の判断でできる額だと私は思います。そして、来年度から変えるとおっしゃった前向きな答弁にも追加して励ます中身になりますから、ぜひ今年度分の申請については、当初の予算額は400万円だったけれども、認めましょうと、来年度さらに頑張りますと、そういう結果を出してほしいと本当に思っているのです。市長の権限だと私は思います。そういう話をぜひ市長に直接聞かせてほしいと思っております。

再々質問については、いろいろ聞くわけにはいかないと思ひまして、もう一つだけ、今、総務部長が答弁された議会と条例の関係です。

政省令が変われば、議会に報告するシステムや中身は検討したいとおっしゃいました。それはあり得ることだと思います。しかし、問題は、議会の議決権は必要としないということなのです。そうなれば、議会は何の権限もない、そういう小樽市の条例なのです。そういうことがあっていいのですか。私は、これは大変危険な中身だと思います。数が多いからいいとか、みんながやっているからやるとか、そういう問題ではないと思うのです。

先ほどの山田議員の質問に対して、自治基本条例の話をしていましたけれども、自治基本条例「第3章 情報の共有」の第5条、「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます」、第6条「情報の公開」、「議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します」、このように書いてあるのです。この条例違反になりませんか。

さらに、憲法にある地方自治です。第8章の地方自治、第92条、地方自治の基本原則、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」、この地方自治をないがしろにする、そういう中身になるのではないのですか。私は大変懸念しております。

これらについての見解をお聞きして、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 中島議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目に、街路灯の件ですが、630万円、今年中にできなくはありません。ただ、来年度以降、今、検討しているものが、今年よりもかなり有利になる検討を行っております。市長が前回の定例会で答えたとおり、数年で何とか片づけたいという答弁をしたと思うのですが、そうなるのかなりの基数を集中的にやっていかなければならないということで、町会の負担もかなりになると思うのです。それで、今、建設部とも話し合いをしているのですが、検討しているのは、補助率を上げるなりなんなりしていくということになると、来年度以降の補助金のほうがかなり有望なものになるのではないかと。もう一つは、補助にするのか、直接やるというのでも検討したのですが、直接やると所有権の問題等もあるのかなかなかできないということで、来年度に送って、しっかりした制度にしていこうということでただいま検討しておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

今すぐその部分をやってくれというのであれば、予算をつけてすることは可能なのですが、いや、それでいいのでしたら可能だと思いますが、少し不公平になると思いますし、町会ともその辺のことはきちんと話し合っていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。来年度以降のほうがかなり有利になろうかと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

それから、議会の議決権、条例のつくりの問題だと思うのですが、確かに御指摘のとおり、議会の議決なくして政省令が変わればそのままなるということで、かなり議会の議決権を奪うということで御指

摘を受けたのですけれども、今回の法律を受けて検討するにしても、実態がまだつかめない状況がございまして、他市の例を参考にこのような条例をつくったことと思いますが、ただ、今後、市独自のものいろいろ出てくると思います。そのときは新たにどういう条例にしていくなのか、その部分だけを抜いてまた書きかえるのか、そういうことも検討してまいりたいと思いますので、今回の条例については、飛ばしたという感じの条例になっておりますが、そこら辺のところも御理解願いたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 松 田 優 子

平成26年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成26年9月9日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之											
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義									
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉								
財	政	部	長	小山	秀昭	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一						
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	藤井	秀喜				
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	惠美子								
建	設	部	長	工藤	裕司	消	防	長	飯田	敬									
病	院	局	長	笠原	啓仁	教	育	部	長	田中	泰彦								
病	院	局	経	営	管	理	部	長	中田	克浩									
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中田	克浩	総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久
財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一											

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次長 中 崎 岳 史
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐々木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第30号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 平成26年第3回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

2013年は歴史的な株高で、日本経済は3年ぶりに高い経済成長率を実現いたしました。今年度に入ってから消費税増税の影響は、個人消費の動向について回復に時間がかかっているものの、景気は緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、地域経済にはまだその実感がありません。依然として地方財政を取り巻く環境は厳しいと感じております。

本市の平成25年度の決算状況が出ましたが、25年度予算は財政健全化や防災対策、経済・雇用対策などを重点的に取り組まれ、一般会計の実質収支は約2億8,600万円の黒字、そして実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は約1億3,000万円の黒字となりました。

しかし、このような黒字決算は、財政調整基金の取崩しといった財源対策があつてのことであり、財政調整基金の取崩しなどを考慮した実質単年度収支は約4億4,400万円の赤字となっています。平成24年度末に約23億3,700万円あつた財政調整基金の残高も、平成25年度末では約17億6,400万円に減少しています。今後も電気料金の値上げや除雪費の追加などが考えられ、それらに対応するためには財政調整基金の活用が必要になると思ひますが、第3回定例会での補正後の財政調整基金残高は幾らとなるのかお示しください。

本市の財政調整基金の役割を認識しながらも、財政調整基金とは別に、災害時などのために一定の金額を確保する視点や、地方債の繰上償還に充てる財源として積立てするといった庁内議論はどのようになっているのか伺います。

次に、経常収支比率についてです。

毎年度経常的に支出される経費に充当した一般財源の額が小さいほど、財政構造が弾力的であると言われ、経常収支比率はその物差しとも言われています。本市の経常収支比率は過去10年度を見ても高い状態が続いており、平成25年度は97.2パーセントで、前年度より0.6ポイント改善しました。しかし、非常に硬直した財政状況に変わりありません。

このような財政状況を市長はどのようにお考えでしょうか。

比率が高くなっている要因と対応策についても伺います。

次に、市税の収入状況と滞納対策についてです。

市政を進めていく上で、市税の収入の確保は重要です。市税の収入率は年々減少し、平成21年度78.3パーセントから、平成25年度は72.9パーセントに低下しております。平成25年度は、調定額が前年度と比べ1億8,000万円増加しましたが、収入済額は3,000万円減少いたしました。

本市の市税収入の現状と課題について、市長の認識をお聞かせ願ひます。

また、本市では、市税収入向上に取り組み、滞納整理を行い、税収の確保及び収入率の向上を図られております。その結果、催告書の発送件数は、平成22年度の2万7,313件から減少し、24年度は前年度よ

りも現年度収入率、差押えによる市税等への充当額が向上し、滞納している納税義務者数を減らすことができたと聞きます。

平成25年度の状況について、24年度と比較してお聞かせ願います。

納期内納税者との公平性を確保するため、新たな滞納者を出さない対策についてのお考えもお聞かせ願います。

次に、電気料金の値上げ申請についてです。

北海道電力は、経済産業省に認可が必要な規制部門の電気料金値上げを申請しました。これは昨年9月の値上げからまだ1年もたっていない状況での再値上げの申請です。説明では、泊発電所の再稼働の時期が昨年9月の料金改定時の想定から大幅に遅れる見通しであることや、火力燃料費の大幅な増加などで収支改善がされず、今後、必要な資金調達が困難になるとの理由です。値上げ幅は規制部門と言われる家庭向けが平均17.03パーセント、自由化部門と言われる企業向けは平均22.61パーセントで、北電は10月からの実施を目指す意向のようです。

まず、昨年9月に続いての再値上げについて、市長の御所見を伺います。

次に、本市財政に与える影響についてですが、電気料金値上げ後の年間の増加額はどのくらいになるのか、内訳についても説明願います。

また、平成26年度の増加額と補正予算の必要性についてはいかがでしょうか、お聞かせ願います。

道が、昨年5月と11月に行った電気料金値上げによる影響予測調査（企業アンケート）では、「経営に影響がある」と答えた企業は8割程度に及び、利益への影響も「減少する」と答えた企業が5割を超えておりました。電気料金値上げへの対応・対策について、「今以上の対応・対策はできない」とする企業も多く、小樽市では、昨年9月の電気料金値上げが一つの要因で電炉メーカーが自主廃業したケースも御承知のことだと思います。

市長は、今後の市内経済への影響についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせ願います。

せんだって開催された地区連合町会長と市長と語る会の席上、市長からは街路灯のLED化について、来年度から進めるお話があったようです。電気料金値上げのマイナス要素も加わった今、早期の推進をお願いするものです。

そこで、費用対効果の試算について御説明いただき、設置推進期間をどのくらいと見込まれているのか、また、その財源についてもお聞かせ願います。

次に、人口対策について伺います。

人口減少問題は多くの自治体が同様の課題を抱えており、日本全体において危機感を感じている大きな問題です。国だけではなく、各自治体においても対策を講じなければ、市民の生活や経済、まちづくりなどにも影響が生じるおそれがあります。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）によりますと、小樽市の人口は2010年13万1,928人に対して、2040年では7万3,841人まで減少すると推計されております。また、日本創成会議が本年発表した指標の中で注目された20歳から39歳までの若年女性人口は、2010年1万2,937人に対し、2040年では4,404人と大幅に減少すると推計されております。

まず、これらの推計についてどのように受け止められているのか、また、本市の人口減少についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

人口減少についてはさまざまな要因がありますが、本市の特徴として、過去10年間の人口動態はどのように推移してきたのでしょうか。

また、主な要因についてどのようなものがあるのかお示してください。

本市においても、これまでさまざまな施策を行ってきましたが、人口減少に歯止めをかけるまでの顕著な成果は表れていない状況であります。小樽市では人口対策庁内検討会議を設置し、今後、検討が進められるようですが、他都市でも人口減少対策を喫緊の重要課題として再考し、総合計画の見直しや、内部組織の中に人口減少対策室の設置や外部委員会を設置し、提言書の策定など、具体的な策定に向けて動きが出ているようであります。この中では主な内容として、現状の把握、アンケート調査、要因の分析、施策の提案となっており、取り組むべき課題の整理と実施に当たっての基本方針が掲載されています。

本市でも人口減少に対し、改めて危機意識を持ってこのような具体的な対応をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、総務について御質問がありました。

初めに、決算についてですが、まず財政調整基金の残高につきましては、平成25年度末の残高は約17億6,400万円ですが、これまでに26年度当初予算編成の際の財源対策として約8億9,100万円、第2回定例会の補正予算の財源として約5,100万円、合計で約9億4,200万円を取り崩す予算を計上しております。

今定例会では、25年度で生じた決算剰余金の2分の1相当の約1億4,300万円を積み立てるほか、7月25日に普通交付税の交付額が決定され、予算額を上回ったことから、補正予算の財源に充てるとともに、財源不足対策である財政調整基金の取崩し額を約3億4,500万円減額する予算を計上しており、今定例会後の基金残高は、25年度末よりも約4億5,400万円減の約13億1,000万円となります。

次に、積立てを行う基金についての庁内議論につきましては、私の公約の一つである真の財政再建とは、みずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財務体質をつくり上げることであり、財政調整基金に一定程度積み立て、不測の事態に備えることが私の言う財務体質に通じるものであります。

そうしたことから、予算編成などの議論の中で財政調整基金の残高を一定程度確保するため、積立てなどを行っているほか、市庁舎の将来的な建替えに向け、市庁舎建設資金基金にも積立てをしております。

次に、経常収支比率が高くなっている要因と対応策などにつきましては、本市の財政構造は、歳入は市税などの自主財源に乏しく、また、歳出は扶助費をはじめとする義務的経費の占める割合が高いことから、長らく財政の硬直化した状態が続いていると認識しております。とりわけ、義務的経費の扶助費において生活保護費が高い水準で推移しているほか、障害者福祉費の増加が著しいことなどが比率を押し上げている要因の一つであると考えております。

また、今後の対応策については、市税や普通交付税など一般財源収入の増加が見込まれない中で、社会保障の充実などにより、扶助費の増加が想定されることから、この比率を引き下げることが容易ではありませんが、一般財源の確保と経常経費の節減を図りながら、その改善に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、市税の収入状況と滞納対策についてですが、まず市税収入の現状と課題につきましては、調定額は現年課税分が年々減少しておりますが、滞納繰越分は年々増加しております。また、収入率は現年課税分については向上しており、おおむね95パーセントで推移しておりますが、滞納繰越分が滞納繰越

額の増加に伴って低く推移しており、それが全体の収入率を引き下げる原因となっております。このため、滞納繰越額をいかに減少させていくかが大きな課題であると考えております。

次に、平成25年度の現年度収入率などの状況につきましては、24年度と比較して、現年度収入率は95.3パーセントで、0.3ポイント向上し、差押えによる市税等への充当額は7,232万円で、351万円の増となり、滞納している納税義務者数は5,936人で、109人減少しております。

次に、新たな滞納者を出さない対策につきましては、納税課では平成24年度にグループ制を導入し、現年担当と滞納担当を設け、現年担当においては現年課税者への早期の納税交渉及び滞納整理に着手し、新規滞納者を増やさないように努めております。

次に、北海道電力の電気料金値上げ申請についてですが、まず昨年9月に続く再値上げが行われれば、家計や企業活動が圧迫されることが想定されますことから、再値上げは行われないことが望ましいことは言うまでもありません。一方、火力発電所の燃料費などが増加する中で、再値上げを行わないことにより、道内において電力の安定供給に支障を来すことだけは避けなければならないと考えております。北電に対しましては、再値上げに当たり、今後ともできる限り値上げ幅の圧縮に努めていただきたいと考えているところであります。

次に、電気料金値上げ後の年間の増加額とその内訳につきましては、年間の電気料金の増加額は約2億円と見込んでおり、その内訳として大きなものは、ロードヒーティングで約6,500万円、水道局庁舎を除いた上下水道関連施設で約6,000万円、市所有分の街路灯で約600万円、市役所本庁舎で約400万円となっております。

また、平成26年度の増加額は約9,000万円と試算しておりますが、これら試算はあくまでも北海道電力が申請しているとおり認可を受けた場合の想定であり、実際の増加額はいまだ不透明な状況にあります。増加額が明確になった時点で現計予算を精査し、不足額が出る場合には補正予算も検討していかねばならないと考えております。

次に、電気料金が再値上げになった場合の市内経済への影響についてですが、北海道では再値上げによる企業経営への影響を今年8月にアンケート調査しており、「経営への影響がある」と予測した企業が97パーセントを超え、特に製造業では「大きく影響する」との答えが4割を超えており、本市においても同様の状況にあると考えております。

市内企業においては、原材料等の価格上昇に加え、昨年の電気料金の値上げの影響をコスト削減などの企業努力でカバーしているところであり、このたびの再値上げが実施された場合のマイナスの影響は大きいものと危惧しているところであります。

次に、街路灯のLED化についてですが、費用対効果につきましては、対象となる灯具の全てをLEDに切り替える工事費の総額は、今年度申請による平均工事費を基に試算すると約4億7,000万円となり、電気料金については想定される灯具の一例を基に試算すると、年間約5,700万円の縮減が見込まれます。

また、設置推進期間につきましては、来年度から数年の間にLEDに移行できるようにしたいと考えており、財源としては起債の活用を検討しているところであります。

次に、人口対策についてですが、まず国立社会保障・人口問題研究所と日本創成会議の推計をどう受け止めているのかにつきましては、推計値は今後何ら人口対策を行わなかった場合を前提にしているものですが、生産年齢人口、特に20歳から39歳の子供を産み育てる世代の減少はさらなる出生数の減少に結びつくことから、今後の本市人口動態に大きな影響があると受け止めております。

また、本市の人口減少に対する認識につきましては、本市の人口は昭和39年をピークに減少が続き、特に昨年1年間は2,210人と、ここ数年では大きな減少数だったこともあり、まちの活力への影響などが

ら、改めて人口対策は本市の重要な課題であると認識しております。

次に、本市の過去10年間の人口動態の推移と主な要因につきましては、出生数から死亡数を差し引いた自然動態では、平成16年が806人、25年が1,281人の減少となり、出生数の減少と死亡数の増加により、475人減少数が拡大しております。

また、転入者数から転出者数を差し引いた社会動態では、平成16年が985人、25年が908人減少と、77人減少数が縮小しておりますが、依然転出が転入を上回る転出超過の状況が続いております。

転出超過の年齢別状況では、特に20代を中心とした若い世代が大きく減少し、地域別状況では札幌市への転出超過が大きい状況にあります。本市の人口減少は自然動態と社会動態の減少が相まって歯止めがかからない状況となっておりますが、近年は社会動態より自然動態の減少数が大きくなっております。

次に、人口減少に対し、改めて危機意識を持って具体的な対応をすべきとのことにつきましては、ただいま答弁いたしましたとおり、人口対策は重要な課題であると認識しておりますので、私が座長となり、まずは庁内横断的な人口対策庁内検討会議を立ち上げたところであります。庁内検討会議では、国勢調査、住民基本台帳人口などの統計資料のほか、出生や雇用に関する指標などを基に、人口減少の要因やこれまで取り組んできた人口対策の内容について整理したいと考えております。また、人口減少の要因とこれまでの取組を踏まえ、他都市の事例なども参考としながら、施策の事業案を取りまとめ、その後立ち上げる官民による小樽市人口対策会議での御意見等を踏まえながら、施策へ反映してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 経済について、初めに小規模企業支援について伺います。

人口減少に伴う市場の縮小や海外との競争の激化、経営者の高齢化等、小規模企業を取り巻く環境が厳しい中であって、その重要性が見直され、地域経済や雇用を支える存在である小規模企業の振興なくして経済再生はなし得ない時代となりました。

国は、昨年改正した中小企業基本法で小規模企業に対する中小企業施策の方針を位置づけましたが、これを一歩進め、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するため、本年6月、通常国会で小規模企業振興基本法と商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律を成立させています。

小規模企業とは、商業・サービス業で従業員5人以下、製造業などで従業員20人以下の企業と定義されています。中小企業庁資料によると、2012年2月時点で中小企業・小規模事業者数は約385万者で、うち約87パーセントのおよそ334万者が小規模事業者ですが、長期にわたり減少傾向が続いております。

小樽市の事業所数の状況についてはいかがでしょうか。小規模事業者数の状況も含め説明願います。

また、本市の特徴として、減少数の多い業種とその理由についてどのようにお考えですか、お聞かせ願います。

このたび制定された小規模企業振興基本法は、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備し、地域経済活性化事業に結びつけるものと理解しておりますが、事業主の高齢化や後継者不足が深刻な小樽市では事業を継承できず、ひっそりと廃業や閉店に追い込まれているケースがあります。

小樽市では、本市の小規模事業者の実態についてどのように把握されているのか伺います。

国の成長戦略における中小企業・小規模企業者政策の具体的な取組が進む中、また自治体では条例の

制定により中小企業者と市、市民が連携・協働し、中小企業の振興を図ることを宣言するなどしています。また、全国商工会連合会や中小企業家同友会全国協議会でも、条例制定を自治体に働きかけています。

住民、企業及び自治体の役割や責務を明確にし、一体となって地域経済の活性化を推進していくことを基本とする中小企業振興基本条例の制定について、市長の見解をお聞かせ願います。

次は、観光についてです。

昨年、日本を訪れた外国人旅行者数は、政府目標であった1,000万人を突破し、約1,036万人となりました。また、日本政府観光局が発表した本年7月の訪日外国人は126万9,700人で、単月では過去最高となり、既に本年約753万人の外国人が訪日していることから、昨年の年間訪日外国人旅行者数を超えることは、ほぼ間違いないようであります。

この背景には、円安が進んだことや観光ビザの発給要件緩和、格安航空会社の就航・増便などが挙げられておりますが、小樽市の観光入込客数も平成25年度、5年ぶりに700万人を超え、外国人宿泊客数が対前年比で160.2パーセントの7万2,860人の数字から見ても、来樽者数が大きく伸びていることは明らかです。今後は2020年の東京でオリンピック・パラリンピック開催が決まった日本への注目が高まる中、開催効果を北海道、そして小樽市にまで波及させなければならないと考えます。

本市として積極的な戦略が必要と考えますが、市長の御所見をお聞かせ願います。

2020年、オリンピック・パラリンピック開催までの間、各種国際競技大会の誘致や事前合宿の誘致は各自治体で既に動き出しており、開催前年にはラグビーワールドカップ2019が日本で行われ、札幌ドームが会場の候補地の一つに挙がっております。そのようなことから、観光地小樽として外国人受入れ環境の整備をさらにスピードを上げる必要があると考えます。

まず、多言語対応の改善・強化の取組と無料Wi-Fi設置についてであります。小樽市内における現状と今後の課題についてお聞かせ願います。

次に、外国人旅行者向け消費税免税制度についてです。

ショッピングにおける利便性を向上させ、消費を増加させるため、来月1日より一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とし、免税手続の簡素化が行われます。国は、平成26年4月1日現在で、全国に5,777店ある免税店を1万店に増やすことを目標にしているといます。地方を訪れる外国人が地方ならではの特産品を免税店で買物ができるように取り組むとされており、食品や化粧品、お酒などが免税対象になれば消費拡大が期待されます。

小樽市では2013年4月1日現在、55店舗の免税店があるようですが、制度改正の内容や許可の取得方法などについて説明会を開くなど、免税店の拡大に早急に取り組むべきと考えますが、市長の見解をお伺いたします。

小樽市は、平成15年11月に小樽市観光基本計画策定委員会を設置し、2年余り議論を行ない、小樽市観光基本計画を策定、平成18年度、計画をスタートしました。本計画は平成27年度までとなっており、新たな10年に向け、計画の見直しが必要な時期であります。

そこで、お伺いたします。

まず、現計画には小樽観光の課題として、六つの事項が挙げられています。これら課題に対しての取組について、市長はどのように評価、分析されているのか伺います。

国は観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者数の目標を大きくし、観光庁が文化庁や農林水産省などと連携・強化を図り、新しい取組に向け、動きが活発に進んでいます。国内旅行消費額の9割はまだまだ日本人の国内観光ですが、人口減少が進む中、今後、確実に増えていくであろう外国人旅行者に対する施策をさらに進めていく必要があります。

経済波及効果が極めて大きい観光産業ですが、本市の観光施策を進める上でかなめとなる次期小樽市観光基本計画についてのお考えをお聞きいたします。

また、次期計画策定に向けてのスケジュールはどのようになっておりますか、説明願います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、経済について御質問がありました。

初めに、小規模企業支援についてですが、まず本市の事業所数につきましては、平成21年と24年の経済センサス調査で比較した場合の民営事業所数は6,597社から5,940社になっており、減少傾向が続いております。そのうち小規模事業者の状況については、増加している業種は医療・福祉であり、減少している業種は卸売業、小売業や宿泊業、飲食サービス業、建設業等であります。

また、減少数の大きな業種の特徴といたしましては飲食店や小売業であり、その理由としては、売上げの減少等により廃業に至ったものと考えております。

次に、本市の小規模事業者の実態につきましては、商業においては商店街や市場の空き店舗調査により、実施の把握を行っているほか、製造業等においても関係団体との情報交換などにより、業況の把握に努めております。その中で、特に商店街や市場においては小規模事業者が多く、人口減少による売上げの低迷や経営者の高齢化、後継者難などにより、依然として厳しい状況にあるものと考えております。

次に、中小企業振興基本条例の制定につきましては、本市においても北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部が制定を目指し、活動を進めております。昨年2月からは、市の担当者も勉強会等に参加し、共通認識を深める中で、本年4月には私も同会役員と面会し、活動状況をお聞きしております。

この条例は、地元の経済人らがみずからまちの特性を分析し、地域内の経済循環を高めることが目的であり、その実現に向けて経済界、市民、行政が協働し、継続的に取り組むことが実効性の高い条例にするための重要なポイントと認識しております。そのためには、何よりも多くの経済人が参画する状況や機運が醸成されることが大切なことだと考えております。

次に、観光について御質問がありました。

初めに、外国人旅行者の環境整備についてですが、まず2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を北海道、そして本市まで波及させる積極的な戦略につきましては、本年6月に観光立国推進閣僚会議が決定した訪日外国人2,000万人を目指す観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014の中に国の方針が示されております。市としても、このプログラムに基づき、効果的なプロモーションの展開や積極的な情報発信に努めるとともに、外国語観光ガイドの充実などをはじめ、外国人旅行者の受入れ環境整備などについて、国や北海道との連携を図りながら、早期に取組を進めていく必要があると考えております。

次に、多言語対応の取組と無料Wi-Fiの設置につきましては、まず多言語対応では、現状、英語、韓国語、中国語の簡体字、繁体字での観光マップを作成しており、これら言語に対応した総合案内板が5か所、地区案内板が16か所、案内標識が48か所設置されているところであります。平成22年度からは、観光協会と連携して観光産業に従事されている方々を対象とした語学講座なども開催しております。また、無料Wi-Fiの現状につきましては、公共施設においては国際インフォメーションセンターのある運河プラザと観光案内所があるJR小樽駅に整備されております。今後も来樽外国人旅行者の状況を見ながら、多言語対応や無料Wi-Fiの設置など、さらなる外国人対応の充実に努めてまいります。

次に、外国人旅行者向け消費税免税販売制度につきましては、既に商工会議所と観光協会がそれぞれの会員に対し、制度改正の概要と説明会の開催について周知を図っているところではありますが、市としても外国人観光客誘致や市内経済の活性化に寄与するものと考えておりますので、制度改正に向けて申請手続をはじめとした内容をホームページに掲載するなど、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市観光基本計画についてですが、まず現観光基本計画に挙げられている小樽観光の課題に対する取組についての評価、分析につきましては、主なものとして、「国際化、グローバル化への対応強化」については、国際インフォメーションセンターの開設やマップ、観光案内板の多言語化への取組などにより、一定程度成果が上がっているものと考えております。

一方、「さらなる意識改革の必要性」については、観光客に対する市民意識の向上やオール小樽で観光振興に取り組む体制づくりなどは、これからも引き続き官民一体となって取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、次期観光基本計画につきましては、継続課題への対応のほか、札幌市や北後志地域、さらには道内観光地との広域連携により、北海道観光のブランド力を国内外にアピールし、本道観光の一層の底上げを図っていく必要があるとの認識を持っており、本市においても、新たな観光資源の開発、整備などを進めていかなければならないと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、商工会議所、観光協会、物産協会、NPO法人OBMと小樽市で構成する小樽観光戦略会議において、今年度末を目途に体系的な観光戦略構想を取りまとめることになっており、市としては、この観光戦略構想も踏まえて、平成27年度には次期観光基本計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 次に、厚生について、介護保険制度と地域包括ケアシステムについて伺います。

内閣府が発表した平成25年度版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9パーセントであるのに対して、団塊世代が全て75歳以上になる2025年には18パーセントになると予想されています。このような超高齢社会に対応するためには、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援などのサービスを一体で受けられるよう、地域の実情や特性に合った地域包括ケアシステムを構築することが求められております。国では、第5期介護保険事業計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化していくとされています。

まず、本市が第5期介護保険事業計画で地域包括ケアシステム実現に向け取り組まれた事業等について、効果も含め説明願います。

また、小樽市の第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステム構築に向け、重点的に取り組む事項について説明願います。

地域包括ケアシステムを構築するに当たり、本市の課題についてもお聞かせ願います。

本年6月18日、地域包括ケアシステム構築への第一歩となる医療介護総合確保推進法が成立いたしました。医療介護総合確保推進法については、成立までの間、国民の負担増やサービス低下を懸念する報

道もありました。しかし、介護サービスの利用者が増え、介護給付費が膨らみ続けると、その予算を確保するため、介護保険料や介護保険に投入する税金を補うための負担が増えていくのは明らかであり、低所得者の介護保険料の軽減措置を拡充する一方で、一定以上の収入のある利用者の自己負担の引上げや急増する高齢者に対応するには、施設中心のサービスでなく、在宅サービスに切り替えざるを得ないことも事実であります。限りある財源を有効活用し、自治体が住民のニーズに能動的に responding していく、地域による支え合いの仕組みづくりが重要であると考えます。

そこで、何点か伺います。

初めに、要支援1・2の軽度者の介護予防給付によるサービスであった訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されますが、本市のサービス利用者数と主なサービス内容について説明願います。

また、今後の進め方についてもお聞かせください。

今後、市町村に移行される訪問介護と通所介護ですが、要支援者の多様なニーズを把握し、地域の実情に応じた取組ができるとされ、地域支援事業の再編成により、効率的なサービスの充実が求められております。

本市では、日常生活圏域ニーズ調査や高齢者一般調査なども行われたと認識しておりますが、調査結果も踏まえ、要支援者の多様なニーズにどのように取り組み、効果的な介護予防・生活支援サービス事業を提供していくとお考えですか、伺います。

次に、総合事業を構成する介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業です。

栄養改善を目的とした配食や見守り、住民生活の住民主体の介護予防活動、外出支援などの事業は、今後、利用者が増加すると考えられ、それを担う人材の確保が必要です。今までの議論経過から、本市ではボランティアやNPOなどの人材が不足していると考えられ、人材確保に向け、提案をさせていただいている認知症サポーターの活用や高齢者のボランティアポイント制度など、新たな取組を進めていただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

この項の最後に、介護卒業の取組についてです。

埼玉県和光市では、市内全ての地域包括支援センターのスタッフ、看護師、理学療法士、ヘルパーが要支援者一人一人の介護サービス内容を徹底議論し、支援計画をつくっています。毎年およそ4割の方が要支援から卒業し、自立した生活へ復帰し、市内の介護認定率は2012年9.6パーセントで、全国平均約17パーセントを大きく下回る効果を上げています。

本市でも、要介護状態になった場合も地域で自立した生活が継続できるような支援だけでなく、要支援から自立へ介護卒業の考え方を取組に反映してはいかがでしょうか、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、消費者問題について伺います。

先月、警視庁から振り込み詐欺被害の発表があり、本年6月までの半年間で268億円、この驚くべき数字は1日に換算すると1億4,000万円以上の被害が出ていることになります。特に被害が増えているのは、身に覚えのない有料サイトを利用した料金の支払を求められる架空請求が68億円で、昨年の3倍近く増加、オレオレ詐欺は80億円で、昨年より7億円増加、金融商品などの取引を名目とした詐欺事件も後を絶ちません。

初めに、本市の振り込み詐欺の被害状況についてです。オレオレ詐欺や架空請求詐欺は、高齢者だけでなく若い世代にまで被害が広がっているといえます。本市で把握している平成24年、25年の被害件数、被害額、被害者の年代についてはいかがでしょうか、状況についてお聞かせ願います。

また、被害について主な内容をお示し願います。

次に、振り込み詐欺に対する注意喚起等、本市が行ってきた対策についても説明願います。

特に、高齢化が進む本市は、高齢者を狙って詐欺や悪質商法などによる消費者トラブルが多くなっているのではないのでしょうか。先月受けた相談ですが、ひとり暮らしの高齢者の方が引っ越しのため、見積りを依頼し、契約をしました。契約金額は10万円、荷物の量や引っ越し先までの距離から、金額について納得がいかないとお嫁さんから連絡がありました。お話をお聞きしますと、初めは15万円と提示をしてきたそうで、用意できない金額だということをお話すると、10万円に安くしてくれたと親御さんは言っていたそうです。お嫁さんが他社に見積依頼をしたところ、4万5,000円でした。もちろんそちらに依頼し、無事に引っ越しを済ませましたが、最初の契約業者に断りの電話を入れた際の対応などからも、高齢者を狙った悪質とも言える営業だと感じました。

また、高齢者から、しつこい電話セールスにより電話に出るのが怖くなったという声をよく聞きます。このように密室で起こる被害は、消費者トラブルとして表に出ないケースが多いのではないのでしょうか。

そこで、本市の消費者トラブルを防止する観点で以下伺います。

初めに、身近な消費生活相談窓口として、市役所内に小樽・北しりべし消費者センターがございます。消費者庁が発足し5年となり、消費者センターの認知度が高まって、相談内容の多様化や相談件数が増加傾向にあると聞きます。また、近年、高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子供から高齢者まで、消費者トラブルが全国的に多くなっております。本市における状況はどうでしょうか。相談件数の推移について、平成21年度からお示し願います。

また、年代別の相談状況についてはいかがですか。平成25年度の相談件数でお示しいただき、説明願います。

近年の相談内容、今後の取組と課題について伺います。

小樽市ではどのような相談内容が多くなってきているのか、状況についてお聞かせ願います。

また、相談の解決に向けて、消費者センターでは他関係機関とどのように連携を図っているのかについて伺います。

小樽市役所内の小樽・北しりべし消費者センターは、平成23年度から定住自立圏内の町村の相談の場として広域化し、3年がたとうとしております。圏域が広がったことで、内容もより多様化し、相談員には専門性や他関係機関との連携、相談者の対応には時間を要するケースもあり、能力や労力が求められる時代となりました。消費者庁では、地方消費者行政強化作戦として、相談体制の質の向上が政策目標として掲げられ、消費生活相談員の資格保有率を75パーセント以上に引き上げることや、相談員の研修参加率を各年度100パーセントに引き上げる目標も掲げられております。

小樽・北しりべし消費者センター相談員の人数について課題はないのか伺います。

また、相談員のスキルアップはどのように図られてきたのか、今後の取組もあわせてお聞かせ願います。

消費者トラブルといっても、さきにお話しした詐欺や悪質な営業に、食の安全から製品等の苦情に至るまで問題は幅広く、高齢者だけでなく、若年層や子供が将来消費者トラブルに巻き込まれないためにも、取組が必要と考えます。

仙台市では、リーフレットだけでなく、遊びながら地域の歴史も学べる消費者教育教材を作成し、取組を進めています。本市の若年層や子供たちに対する消費者問題に対する啓発はどのように行われているのか、この項の最後に伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、厚生について御質問がありました。

初めに、介護保険制度と地域包括ケアシステムについてですが、まず第5期介護保険事業計画で地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んだ事業とその効果につきましては、新たなサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスを平成24年度に創設し、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援などのサービスを一体的に受けられる体制を整え、一定のサービス利用が図られております。

また、各地域包括支援センターでは地域ケア会議を随時開催し、ケアマネジャーや市職員、介護事業者など、多職種による個別事例の検討を行い、問題解決に結びつけるなど、一定の成果を上げております。

次に、第6期計画で地域包括ケアシステム構築に向け、重点的に取り組む事項につきましては、国のガイドラインにおいて在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などの4項目が示されており、本市といたしましても、これらについて取り組む必要があるものと考えております。

次に、地域包括ケアシステム構築のための課題につきましては、医療と介護の連携や、今後、増加が見込まれる認知症高齢者への対応、多様な生活支援サービスの提供とその実施主体となるNPOやボランティアなどを含めた受皿の確保など、多くの課題があると認識しております。

次に、要支援1・2の訪問介護及び通所介護サービス利用者数と主なサービス内容についてですが、本年4月の利用実績で申し上げますと、訪問介護が845人、通所介護が856人となっております。また、訪問介護の主なサービス内容は、食事や入浴などの身体介護、調理や掃除などの生活援助であり、通所介護では食事や入浴の提供、日常動作訓練などがあります。

次に、今後の進め方についてですが、国は、平成29年4月からの地域支援事業への移管を全市町村に義務づけていることから、それまでの期間は現行の予防給付を続けていきたいと考えております。今後、課題を整理し、他市の状況なども参考にしながら、地域支援事業への移管を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防・生活支援サービス事業の提供の考え方についてですが、日常生活圏域ニーズ調査では、前回の平成23年度の調査に比べ、65歳以上の方々の運動や身体の状態が向上している結果が得られ、高齢者一般調査では、要介護認定を受けていない方でも認知症予防や介護予防に高い関心があり、また安否確認や配食、家事援助などのサービスを希望する方が多いという結果が得られました。こうした結果を考慮しながら、国の示したガイドラインに沿って必要な事業を提供していきたいと考えております。

次に、人材確保に向けた新たな取組についてですが、本市の現状としましては、総合事業を担うNPOやボランティアといった受皿がそもそもないことから、今後、御提案のありました取組も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、要支援から自立に向けた介護卒業に対する見解についてですが、要支援の認定を受けた方が適切なサービスや支援を受けることによって身体機能が回復し、自立していくことは、御本人にとって非常に喜ばしいことであると思われまじ、本市の介護保険財政にも好影響があるものと考えておりますので、こうした視点でのサービスの提供なども考慮していく必要があると考えております。

次に、消費者問題と対応策についてですが、まず本市の振り込め詐欺の状況につきましては、小樽警察署に確認したところ、平成24年においては被害件数5件、被害額は約245万円、被害者の年代については30代から70代、25年においては被害件数4件、被害額は約929万円、被害者の年代については50代から80代とのことです。また、被害の主な内容としては、ギャンブルに関するにせ情報を提供するものや融資に伴う保証金の前払をさせるもの、架空請求によるものなどと聞いております。

次に、本市の振り込め詐欺に対する注意喚起等の対策につきましては、市のホームページに還付金詐欺や悪質な業者情報などを掲載しているのをはじめ、消費生活情報紙「くらしのニュースおたる」の発行、小樽・北しりべし消費者センター内常設展示室での悪質商法啓発コーナーの開設、消費生活関連講座や移動消費者教室の開催のほか、市の各種保険料納入通知書の封筒に注意書きを入れるなど、さまざまな手段を通じて注意喚起や啓発を行っているところであります。

次に、小樽・北しりべし消費者センターにおける本市関連分の相談件数の推移につきましては、平成21年度は1,232件、22年度1,005件、23年度947件、24年度764件、25年度848件となっております。

また、平成25年度における年代別の相談状況につきましては、20歳未満4件、20代41件、30代78件、40代141件、50代116件、60代163件、70代171件、80歳以上79件、不明55件となっております。

次に、増加傾向にある相談内容につきましては、健康食品の送りつけ商法やインターネット通信サービスに関する電話勧誘、貴金属を無理やり買取る押し買いなどであります。

次に、他関係機関との連携につきましては、平成17年に市、警察、消費者団体、地域、教育、福祉などの関係団体や金融機関などとともに消費者被害防止ネットワークを立ち上げ、情報交換を行うほか、広報紙を発行して被害防止の啓発に努めるなど、関係団体が連携して消費者被害の防止に取り組んでいるところであります。

また、近年は、認知症の方に対する被害も増えていることから、個別の事案に対し、地域包括支援センターや介護事業所などと連携して問題解決に取り組んでおります。

次に、小樽・北しりべし消費者センター相談員の人数につきましては、平成23年度の広域化に伴い、相談員を1名増員して6名体制とし、相談受付時間も拡大し、対応しているところであります。

また、相談員のスキルアップにつきましては、近年、悪質業者の手口が複雑巧妙化するなど、より新しい専門的な知識が必要とされることから、専門講師を招いての学習会の開催、国や北海道が主催する各種研修会等への派遣などを行っており、今後も積極的に相談員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、若年層や子供たちに対する啓発につきましては、学校などからの依頼に応じ、消費者被害防止や知識普及のための学習会や研修会に消費生活相談員を派遣する出前講座を実施しており、消費者啓発を行っているところであります。今後も、教育委員会などとの連携を深め、若年層に対する消費者啓発の推進に努めてまいります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 次に、土砂災害について伺います。

この夏は局地的大雨による被害が多く見られ、先月、広島市や北海道礼文島を襲った局地的大雨は、たくさんのとうい命を奪う事態となりました。お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々、そして今なお避難生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞い申し上げます。

現地では今なお復旧作業が行われておりますが、このたび、これだけ大きな被害が出た主な要因は、土砂災害と言われております。広島県は15年前にも30人の犠牲者を出す豪雨に見舞われ、これがきっかけで土砂災害防止法が制定されました。この法律は、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域と住民の命や建物に著しい被害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域を、都道府県知事が市町村長の意見

を聞いた上で区域を指定する流れとなっています。全国の土砂災害警戒区域は7月末時点で約35万か所、土砂災害特別警戒区域は約21万か所となっており、本市の状況について市民から懸念する声が上がっています。

まず、小樽市の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域についてですが、本市では、本年8月に新たな指定箇所が増え、土砂災害警戒区域は179か所、土砂災害特別警戒区域は174か所となりました。これらの指定区域に居住されている世帯数と居住者数、事業所などはあるのでしょうか、それぞれお示しください。

また、指定区域ではどのような対策がとられることになるのか、御説明願います。

高度成長期に都市部に人口が集中し、住宅確保のため山を切り開き、宅地が造成されました。3年前の東日本大震災で、仙台市太白区や青葉区などで大規模な地すべりが発生したように、造成した住宅地で災害が頻発し、対策が急がれています。現在、危険な造成は禁止されていますが、同法の土砂災害警戒区域等の指定には都道府県による危険箇所の地形や地質など基礎調査が必要で、多くの時間を要すことや費用の面からもなかなか進んでいないのが現状です。

国土交通省の調査点検要領により、都道府県が実施した調査で判明した土砂災害危険箇所は、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生する場所で、小樽市内には現在519か所あると認識しております。それぞれ土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の危険箇所数についてお示し願います。

また、近年、小樽市内で起こった土砂災害発生状況についてはいかがでしょうか、御説明願います。

このたびの広島市で起こった甚大な土砂災害の要因は、その多くが土砂災害警戒区域に指定されていなかったため、避難が遅れた可能性や、居住している地域が土砂災害の危険箇所になっていることさえ知らなかったと答える住民が多くいらっしゃいました。

本市では土砂災害危険箇所の住民への周知徹底は図られていますか、伺います。

また、本市で土砂災害警戒区域指定が進んでいない主な理由についてもお示しください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、土砂災害について御質問がありました。

まず、土砂災害警戒区域に居住している世帯数などにつきましては、区域指定に伴う基礎調査で調査対象になっているのは家屋数のみであり、土砂災害警戒区域179か所で、2,448棟となっております。

次に、指定区域の対策についてですが、警戒区域の指定に当たり、区域内の居住者等を対象に説明会を開くほか、指定後には土砂災害から住民の生命・身体を保護するため、避難経路、避難所等を記載したハザードマップを作成し、配布しております。

次に、土砂災害別の危険箇所数につきましては、土石流危険渓流75か所、地すべり危険箇所10か所、急傾斜地崩壊危険箇所434か所となっております。

次に、本市の近年の主な土砂災害の被害状況につきましては、平成19年4月に朝里川温泉スキー場で融雪による土石流が発生したほか、平成22年8月には低気圧による大雨で市内13か所、平成23年9月には台風12号による大雨で市内9か所で土砂崩れが発生しておりますが、いずれものり面や石垣の崩壊などによるもので、人的被害は発生しておりません。

次に、土砂災害危険箇所の住民への周知徹底についてですが、これまで市民の方が土砂災害危険箇所を知るには、北海道が作成した土砂災害危険箇所図を市建設部都市計画課で閲覧する方法と、北海道の

ホームページで確認する方法がありましたが、今回の災害を踏まえ、公共施設内に図面を新たに掲示するほか、危険箇所図を閲覧できる北海道のホームページのアドレスを本市のホームページ上に掲載したいと考えております。

次に、本市で土砂災害警戒区域指定が進んでいない主な理由につきましては、土砂災害危険箇所が多いことから、基礎調査資料の精査、地権者や住民の把握、住民説明会の開催などに多くの時間を要することが主な理由と考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 最後に、学校給食における食物アレルギー対策について伺います。

去る6月27日、アレルギー疾患対策基本法が公布されました。アレルギー疾患には、ぜんそくやアレルギー性鼻炎、花粉症、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどがあり、国民の約半数がかかっているとも言われ、アレルギー疾患に対する研究や知識の普及が課題となっていました。特に、私は食物アレルギー対策について、平成20年に文部科学省が監修して発行された学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づく対応が必要との観点で、何度も議会や委員会で取り上げ、推進をお願いしてきたところです。

そうした中、2012年12月、東京都調布市の小学生が給食後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いで死亡した事故が発生し、文部科学省では学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議を設置、昨年12月に文部科学省が公表した「学校生活における健康管理に関する調査」中間報告では、公立小・中・高校の調査対象児童・生徒数約1,015万人のおよそ4.5パーセントに当たる約45万4,000人に食物アレルギーがあり、アナフィラキシー症状を起こしたところのある児童・生徒数は約5万人で、07年の調査より約3万1,000人も増加しました。少子化が進む中で、何かしらの食物アレルギーを持つ子供は、減少するどころか大きく増加し、学校生活における適切な対応が求められています。

そして、今年3月に調査研究協力者会議が取りまとめた最終報告では、調布市で起きた事故について現状の問題点として、学校給食における食物アレルギーの対応などを示している文部科学省が監修したガイドラインに基づく対応が学校現場で徹底されていないことが指摘されています。

そこで、伺います。

初めに、学校生活管理指導表の活用についてです。

小樽市は、これまでアレルギーに関して特筆する場所のない就学時の健康診断票や家庭環境調査票により、アレルギー疾患の児童・生徒の把握をされてきましたが、昨年の10月には就学時の健康診断票にアレルギーの有無を記入する箇所を設けられたことは一定の評価をしております。しかし、一人一人のアレルギー体質を正確に把握することや、学校全体で情報を共有するにはいまだ懸念があり、学校生活管理指導表の早急な活用を改めて求めたいと思いますが、見解を伺います。

また、現在、学校生活管理指導表の活用を進める上で課題があれば説明願います。

次に、食物アレルギーに関する知識や重篤な症状であるアナフィラキシーショックの症状を和らげるエピペンの使用について、本人のかわりに注射する教職員の研修の必要性についても訴えてきました。平成25年第3回定例会では、本年7月下旬と8月下旬に小樽病院の看護師を講師に招き、エピペンを処方されている児童が在籍している小学校3校を対象として研修会を実施したと答弁をいただいております。

すが、その後の開催状況や参加人数はどのようになっておりますか、説明願います。

次に、アレルギーのある児童・生徒の情報の共有についてです。

アレルギーの症状が出た場合の対応は、学校だけでなく、医療関係者や消防機関等との連携体制の構築が重要であります。今後、関係機関との連携をどのように図っていくとお考えなのか、お聞かせ願います。

また、現在、市内各学校ごとに、保護者との面談などで食物アレルギーのある児童・生徒の対応が判断されていると認識しておりますが、各学校の教職員間の情報の共有や本当に配慮が必要な児童・生徒の見極め、対応など、他自治体ではマニュアルを策定し、ルール化しております。事故が起きた場合の備えとして、各自の役割分担などを明確にした本市の実践マニュアルの整備が必要と考えます。教育長のお考えをお伺いいたします。

この項の最後に、学校給食センターにある専用調理室が活用されず、卵アレルギー除去食の提供も行われていないと聞きます。道教委の指針が先月示されたとお聞きしておりますが、いつから始められるのか、今後のスケジュールを伺います。

また、課題についてはいかがでしょうか、お聞かせ願います。

再質問を留保し、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、学校給食における食物アレルギーについて御質問がありました。

初めに、学校生活管理指導表の活用についてでございますが、これまで本市では、就学時健診の診断票や学校で行われている児童・生徒の家庭環境調査票、家庭訪問などにより、アレルギー疾患の把握に努めておりました。しかし、本年4月、文部科学省から通知があり、学校給食における食物アレルギー対応について、学校生活管理指導表の提出が重要であると示されたことから、市教委としては活用する方向で検討を行っております。

学校生活管理指導表の導入に当たっては、アレルギー診断にかかわる医師会との調整や文書料の保護者負担などが課題となっております。

本年9月には、道教委から具体的なアレルギー対策についての指針「学校における食物アレルギー対応の進め方」が示される状況にありますので、市教委としては、その内容を確認した上で、学校生活管理指導表の導入に向け、医師会、校長会、PTAなどと協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、エピペン使用の研修についてですが、昨年9月以降の実施状況を申し上げますと、12月上旬、小樽市学校保健会主催の「様変わりする食物アレルギーと緊急時の対応」の講演会には、市内小・中学校の教職員や学校給食センター職員など合わせて34名が参加し、講演終了後、エピペン使用の実技が行われました。本年6月、医師会主催の食物アレルギーの対応の研修会が開催され、市内小・中学校の教職員や学校給食センター職員など12名が参加し、エピペン使用の実技も行われました。また、エピペンのメーカーが作成した使い方のガイドブック及びDVDを市内小・中学校全校に配付し、校内研修などで活用するよう指導しております。

次に、関係機関との連携についてですが、教育委員会としては、アレルギーがある児童・生徒がアナフィラキシーショックを起こした場合の対応について、今後、保護者の同意を得た上で、学校、医療機関、消防署などの関係機関との情報共有を図るため、その内容や方法などについて協議を進めてまいり

たいと考えております。

次に、実践マニュアルの整備についてですが、現在、アレルギーがある児童・生徒が在籍する学校では、既に危機管理マニュアルにその対応についても盛り込まれておりますが、本年9月、道教委から指針が示されますので、その内容を参考に、全ての学校で危機管理マニュアルが整備されるよう、校長会を通じ指導してまいりたいと考えております。

次に、卵アレルギー除去食の提供の時期についてでございますが、道教委の指針が9月に公表されますので、その指針に基づき、2学期中に除去食の提供を開始したいと考えております。

なお、提供に当たっては、卵アレルギー除去食の調理作業の確認や対象児童・生徒に確実に届けるための体制の整備などの課題がありますが、今後、校長会などと早急に協議を進め、実施してまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) 3点ほど再質問をさせていただきます。

初めに、街路灯のLED化について質問させていただきました。設置推進期間についても質問させていただいて、数年という単位という御答弁だったと思うのですが、その設置推進期間の考え方について、今後、費用対効果を見ながら年数を考えていくのか、それとも昨日も御答弁がありましたけれども、新しい制度、何か今までの補助の仕方だとか、今、自治会が、町会が管理している街路灯を例えば市が管理するだとか、変わる制度内容を見て設置期間を考える方向なのか、その考え方について伺います。

それから、土砂災害なのですけれども、先ほど土砂災害警戒区域について、居住されている世帯数、居住者数等を伺いましたが、家屋数として把握されているということで、これも早急にそこに何名の方が住んでいるということは把握をされるのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。今日も急に雨が降ってきましたけれども、想定外のことが起こる可能性もありますので、今までは区域の指定は道の管轄だというふうに思っておりますが、市としても危険箇所に住んでいる方が何人で何世帯いらっしゃるのか、しっかりと把握に努めていただきたいと思いますので、その辺についても、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それともう一点、先ほど介護について人材不足ということで、認知症の件についても第1回定例会で質問させていただいたときに、ボランティア等の人材不足、非常に課題が多いというふうに感じました。これは次期計画に向けていろいろ提案した内容も含めて検討していくということなのですが、次期計画、介護保険制度の計画というのは3年間ということで、長いようで非常に短い期間なので、育成については非常に心配をしております。具体的にボランティア、その他育成について取組を考えられていることがあれば、いま一度御説明を願いたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 千葉議員の再質問にお答えしたいと思います。私からは、LEDの件について答弁させていただきます。あとは担当部長から答弁させていただきます。

LEDの問題につきましては、私どもとしては、現在、平成26年度予算で言うと400万円の予算措置しかしていないわけでございます。先日8月に連合町会の会長と話をしたときに、やはりもう少し予算を増額してほしいということと、それから何よりも、今回、電気料金が値上がりしているものですから、街路灯の電気料金を何とか安く抑えたいと、そのためには何とか早くLED化していきたいのだという

ふうに御要望がありました。ただ、今回の整備につきましては町会の負担も出てくるものですから、できるだけ町会の負担も軽減していけるようなことができないか、そんなことをいろいろと考えているわけでございます。

それで、とりあえず今、工事を全部やると4億7,000万円必要でありますけれども、年間5,700万円の電気料金の節減になるということでございますから、そうするとやはり工事を進めることによって、将来的なランニングコストである電気料金が早く安くなるだろうと思っておりますので、できるだけ27年度から設置を進めていって、できるだけ短期間で行いたいと、こういうふうに思っているところです。ですから、例えば2年、3年という具体的な数字は申し上げられませんが、私としては、町会からそういう要望があればできるだけそういう形で進めていきたい、このように思っているところでございますので御理解いただきたいと思っております。まずは、早くしていきたいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 先ほどの家屋数の関係ですけれども、北海道の基礎調査の中の項目というのは棟数のみとなっております、それ以外の数字の把握ということになりますと、相当の時間と手間がかかるということがございますけれども、どういった内容を把握しなければならないのか、それでどういった対応ができるのかということも含めまして、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(藤井秀喜) 千葉議員の再質問にお答えいたします。

ボランティアの育成についての御心配ということでございますが、千葉議員のおっしゃるとおり、3年間というのは長いようで短いというのは、私どもも同じ考えを持っております。現在、市長答弁にありますとおり、なかなかボランティアなど核となる受皿がないものですから、その育成の部分については、具体的な道筋などはまだ見えてきていない状況ではございます。ただ、全市町村の義務づけは平成29年4月ですので、27年度、28年度と2か年ありますので、その中で人材の育成の部分をも何とかしたいということで、27年度にはどういう形ができるか、できれば候補を挙げながら28年度にはモデル事業的なものを作って、その課題とかを見つければ、29年度から本格的というのが一つの考え方かというふうには考えてございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) 土砂災害の棟数の把握ですけれども、今回の広島市で起こった土砂災害の状況等を見ると、やはり実際にああいうことが起こると、何世帯で何人の方が行方不明になっている等、市町村でしっかりと把握をしなければいけないということを考えると、やはりこれはきちんとした把握、町会等の協力も得ながら把握するには早急に対応をお願いしたいというふうに思います。これは、お願いの一つです。

それと、先ほどLED化について市長から御答弁いただきました。早急にやっていただきたいのは本当に私も同じ思いなのですが、LEDの寿命も長いとはいえ、今のところ10年等と言われていて、一気にやるとまた一気に更新の時期が来るということもあるので、そういうことも含めての検討のかなという思いで質問をさせていただきましたので、また内容等は予算特別委員会で確認をさせていただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時55分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 民主党・市民連合を代表し、質問をします。

最初に、議案に関連して何点かお聞きします。

まずは、財政問題についてですが、2014年度普通交付税配分額が決まりました。後志総合振興局によると、地域経済・雇用対策費の減少などから、管内20市町村の総額は前年度比2.8パーセント減の481億8,800万円となり、中でも赤井川村では15.7パーセントもの減額となっており、このようなことを見ると、交付税算定方法の変更によっては大幅な減額になることも想定され、今後、本市においても同様の減額が心配されるところです。

本市においてはこれまで普通交付税は増加傾向でしたが、本年度は前年度に比べると1億7,264万8,000円減少しています。また、特別交付税も2011年度より減少が続いています。地方交付税は、市税収入の増加はなかなか見込めない中、歳入の28パーセントを占める重要な財源です。算定方法の変更など、国のさじかげん一つでの減額は地方自治体に大きな混乱を招きます。安定的な地方財政運営が図られるよう、地方交付税の同水準の確保、さらには増額を引き続き政府に求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、市税の収入率についてです。

市税収入は、地方自治の意味からも本市財源の根本です。歳入に占める割合も22.5パーセントを占めています。しかし、人口減等により、長期にわたって減少が続いています。その中で気になるのが収入率も年々低下していることです。

収入率が低下している主な理由は何ですか。

また、市民の皆さんが納税に公平感を持つことは大変重要なことです。収入率を上げるために市の対応策が必要と考えます。いかがでしょうか。

次に、財政調整基金について伺います。

平成25年度一般会計の決算は、財政調整基金を約11億6,500万円取り崩すといった財源対策により、実質収支を約2億8,640万円の黒字としています。一方、前年度23億3,700万円あった基金残高は17億6,400万円に目減りしています。これは昨年12月に見直された小樽市中期財政収支見通しで示された25年度末残高見込み14億2,400万円よりも若干多い額になっており、厳しい財政状況の中、御苦労がしのべれます。ただ、この基金の動きがわかりにくいので、今年度の補正部分も含めて説明をお願いし、結果、第3回定例会補正後の残高は幾らになるのかお示してください。

また、中期見通しでは2018年にゼロ円になる予測でしたが、今後この見通しは変わってくるのでしょうか。そうだとすれば、その市財政への影響と今後の財政調整基金に対するお考えをお聞かせください。

今年の大雪対策をはじめ、予期せぬ経費の発生に対応する市の貯金がゼロになることは、赤字財政への転落に直結するため、何とか避けるべきと考えます。

続いて、26年度補正予算社会福祉総務費の中の生活困窮者自立促進支援モデル事業についてお聞きします。

来年4月1日施行の生活困窮者自立支援法で実施が義務づけられている自立相談支援事業を、道の補助金を活用したモデル事業として本年11月から実施するとのことです。私たち民主党・市民連合は、本年7月に佐賀市生活自立支援センターの事業について行政視察をしてきました。本市と同じくモデル事業として開始し、NPO法人に委託して、職員6人体制で実施しておられました。支援内容は、自立相談支援、就労準備支援、学習支援、生活改善支援で、特に中学生の学習支援に力を入れ、貧困の連鎖を断ち切ることに力を入れておられます。本市が取り組む自立相談支援についても、専門家による就職相談等を行い、25年度は相談者数142名の実績を上げていました。ただ、モデル事業のため、やってみて初めてわかる課題も多いようでした。

そこでお聞きます。モデル事業を実施するに当たって、小樽市では生活困窮者の定義、範囲はどのように決めますか。

また、生活困窮者へのアプローチ方法はどうしますか。黙って待っているだけでは相談者の数は伸びないそうです。

相談支援員の配置と資格や経験の有無はどうなるでしょうか。相談支援員の経験が実績を大きく左右すると伺いました。

また、市内関係機関との連携が重要です。お考えをお聞かせください。

最後に、本年度中の相談者数や支援対象者数、就労数などに目標設定はありますか。来年度の本格実施に向けてノウハウの蓄積が大事だと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案に関連して御質問がありました。

初めに、財政問題についてですが、まず地方交付税につきましては、地方交付税の減額は本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、これまでも国に対して必要な地方交付税総額の確保を図るよう要望してきたところであり、今後とも北海道市長会や全国市長会などを通じて強く要請してまいりたいと考えております。

次に、市税収入率についてですが、まず市税の収入率が年々低下している主な理由につきましては、現年課税分は向上しており、おおむね95パーセントで推移しておりますが、滞納繰越分が滞納繰越額の増加に伴って低く推移しているため、それが全体の収入率を引き下げる原因となっております。

次に、収入率を上げるための対応策につきましては、これまでの取組として、平成19年度には、これまで電話などによる納付催告を中心として取り組んでいたものを、差押えなどの滞納処分を強化する方針に変更し、21年度には差し押さえた動産や不動産などの換価のため、インターネット公売を開始しました。24年度には納税課の組織を係制からグループ制に変更して収納体制の強化を図り、25年度には他都市との合同公売会への参加や事務所への訪問による強制徴収や自動車のタイヤロックなどを実施し、収納対策の強化を図ってきたところであり、今後も引き続き収入率向上に向け努力してまいります。

次に、財政調整基金についてですが、まず基金の動きにつきましては、平成25年度末の残高は約17億6,400万円ですが、これまでに26年度当初予算編成の際の財源対策として約8億9,100万円、第2回定例会の補正予算の財源として約5,100万円、合計で約9億4,200万円を取り崩す予算を計上しております。今定例会では、25年度で生じた決算剰余金の2分の1相当の約1億4,300万円を積み立てるほか、7月25

日に普通交付税の交付額が決定され、予算額を上回ったことから、補正予算の財源に充てるとともに、財源不足対策である財政調整基金の取崩し額を約3億4,500万円減額する予算を計上しており、今定例会の基金残高は25年度末よりも約4億5,400万円減の約13億1,000万円となります。

次に、財政調整基金の市財政への影響などにつきましては、平成27年度以降の財政調整基金の残高見込みは、現在、中期財政収支見通しの見直し作業を行っており、お示しすることはできませんが、本市の財政構造は27年度以降の予算編成に当たっても多額の財源不足が見込まれるところであり、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない状況にあります。今後とも、他会計からの借入れなどに頼らずに収支均衡予算を編成するためには財政調整基金による財源対策が必要であることから、引き続き財政健全化の取組を継続し、基金残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者自立促進支援モデル事業費についてですが、まず本市の生活困窮者の定義、範囲につきましては、生活困窮者自立支援法で、「「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と定義づけられており、これを基本に相談者の生活困窮の要因や困窮の程度を見ながら、具体的な範囲について定めていきたいと考えております。

次に、生活困窮者へのアプローチ方法につきましては、モデル事業では対応できる相談者の数が限られますので、市内関係機関から情報をいただき、生活に困窮している方や生活保護相談をした結果、保護開始に至らなかった方の中からモデル事業の対象者を絞り、支援してまいりたいと考えております。

次に、相談支援員の配置と資格、経験の有無につきましては、モデル事業において雇用する相談支援員は社会福祉士などの資格があり、相談業務の経験のある方を1名配置したいと考えております。

次に、市内関係機関との連携につきましては、生活困窮者の自立支援においては、ハローワークをはじめ、社会福祉法人やNPO法人などの関係機関と連携は欠かせないものであり、これらの機関に対する積極的な働きかけにより情報収集を図るとともに、支援、協力を求めていきたいと考えております。

次に、本年度中の相談者数や支援対象者数、就労数の目標設定につきましては、今回のモデル事業は来年度の本格実施に向けた課題整理や相談支援業務の経験を積むことを目的としているもので、数字上の目標は特に設定しておりません。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 地域防災について伺います。

まず、本市の土砂災害防止対策についてお聞きします。

8月後半、広島県広島市、北海道礼文町で相次ぎ局地的な豪雨により土砂崩れが発生し、多数の住宅がのみ込まれるなどして、多くの人命が奪われました。日本中でいまだかつてない規模の豪雨の被害が続いており、今後も局地的集中豪雨は本道も含めて増加傾向にあるそうです。一方で、新たな宅地開発が進み、土砂災害の発生するおそれのある箇所も年々増加し続けています。自然災害が少ないと言われる本市でも、いつ起きても不思議ではないと考えるべきです。

そこで、現在見直し中の市地域防災計画に今回の災害の反省を反映させ、市民の安全をより確実に守れるよう、幾つか質問をいたします。

本市には土砂災害の危険のある区域がほかの自治体に比べても多数存在していますが、いまだに、国が示す土砂災害危険箇所であるにもかかわらず、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に未指定になっている地点があるとのこと。未指定の理由等は報道されていますが、私がお聞きしたいのは、

その地域周辺の住民は、たとえ指定されていなくても、実際には自分たちの地域が警戒区域、特別警戒区域相当の危険な場所だとわかっているのでしょうか。市の対応をお聞きます。

市は警戒区域について避難経路などを記したハザードマップを作成していますが、この周知方法はどうなっていますか。

また、その地域の皆さんの避難準備などの防災意識等について調査はありますか。

今回の広島市の災害でも、過去に同様の被害がありながら、危険だと思っていなかった、自分のところは大丈夫と思込んでいたようです。あまり災害の発生していない本市の場合、いったん発生すると、住民も当局側も大きな混乱が予想されます。そうならないための準備を入念に進めておくべきと考えます。

続いて、実際に災害の発生のおそれがある場合についてお聞きます。

本市における避難勧告や指示を出すまでの判断手順を示してください。

また、その発令基準はどうなっていますか。

また、その判断の材料となるデータや情報は何でしょうか。

今回の広島市でも情報データは示されていたはずですが、勧告を出すのが遅れています。その理由はさまざまあるようですが、同じ轍を踏まないための本市の対応をお聞かせください。

今回のように未明の睡眠時に災害に襲われると、被害が甚大になります。本市計画では、こういう事態に対応しているのでしょうか。

他県でも始められている予防的避難の考え方も参考になると思います。夜間に大雨が心配される場合、自治体が夕方から避難所を設け、自主避難を呼びかける方法ですが、たとえ空振りに終わっても、住民の危機意識を高める効果があるそうです。

今回の他地域の大災害から、国や道もこれまでの防災対策にさまざまな変更を考えているようですが、市の防災体制や見直し中の地域防災計画への反映や見直しはこれ以外で考えておられますか。あればお示してください。

次に、津波避難計画についてお聞きます。

先月末に日本海側における大規模地震に関する調査検討会が公表した津波の高さの推計で、本市に押し寄せる津波は平地最大津波高が3.9メートル、全海岸線最大津波高は6.1メートル、高さ30センチの津波の到達時間が最短で24分と発表されました。これは2010年の最大津波高予測値3.5メートル程度を大きく上回る数値です。以前より、最新の予測値が出た段階で浸水予測図の更新等を行うとのことでしたが、市内の浸水区域の変更やそれによる被害予測、各町会の避難対応の変更や訓練内容等、その他多くの影響が出てくると思いますが、予測値の変更による津波避難計画への影響や今後の対応についてお答えください。

次に津波等、大規模災害時の観光客への防災対応についてお聞きます。

市民をさまざまな災害から守るための防災計画はもちろん大切ですが、本市を訪れるたくさんの観光客を対象とした防災対応はどうなっているのでしょうか。

改めて見てみますと、運河、堺町はいずれも標高5メートル以下で、小樽市を訪れる観光客の大半が津波浸水区域にいたことがわかります。観光客は災害弱者であるという認識が必要です。地の利が全くない、知り合いもいません。特に外国人観光客は言葉も不自由です。

昨年度、本市の観光入込客数は710万7,700人、このうち一番少ない4月でも1日平均1万3,000人、多い8月では1日3万人もの観光客が訪れています。災害発生時、少なくともこの何割かの対応が必要になります。

そこでお聞きします。災害発生時の観光客の避難計画、特に津波発生の際のものはありますか。

発生時、観光客の皆さんは、実際にどういう動きになると予想されていますか。

また、現時点での対応、例えば事前の周知方法、避難誘導方法、発生情報や避難先情報、その後の帰るための交通手段など情報発信方法、伝達手段はどうなっているのでしょうか。

今後に向けて、早急に小樽市地域防災計画に観光客の防災対応をのせていくべきです。道外観光地では、全国に先駆けて観光客の対応を明文化することで不安を軽減するとともに、イメージアップ効果を期待しているところもあります。本市もぜひ取り組むべきと考えますが、いかがですか。

この項最後に、原子力防災計画について伺います。

青森県大間町で建設中の大間原発をめぐり、函館市は、国と電源開発株式会社に対し、設置許可の無効確認や建設差止めを求める訴訟を起こしました。東日本大震災の前から同様の裁判は全国にあります。自治体が原告になるのは初めてです。国はこれに対して、地方自治体の存立を維持する権利を憲法が保障したものではない、また、自治体は住民ではないから訴える資格がないと主張し、中身の論争に入らずに訴えを却下するように求めました。本州最北端に当たる大間原発から函館市域までの距離は最短で23キロメートル、しかも間は津軽海峡で遮るものがないので、事故が起きた際の風向きによっては、27万5,000人の市民を抱える函館市は、自治体が崩壊するほどの壊滅的被害が現実のものとなります。

工藤壽樹函館市長は、「私は、函館のまちを守り、そして市民の安全安心を守るため、万やむを得ず訴訟を提起いたしました」と、意見陳述の中で述べています。市民の安全や自治体の存続に主体的に決断し、動き始めている函館市の姿勢について、中松小樽市長はどのような見解をお持ちですか、お聞かせください。

私たちは、原発事故が起きると自治体が機能しなくなる、つまり自治体の命が失われてしまう事態を目の当たりにしました。地方自治体の存立を維持する権利を今や実体ある権利として扱うべきだと思いますが、地方自治体の存立を維持する権利、地方自治権や市の所有権、財産権について、本市の基本的なお考えをお示しください。

工藤函館市長の主張を見れば、根底に地方は国が決めたことに無条件に従わなければならないのかとの問題提起があるのだと感じます。国は、原発から半径30キロメートル圏内の自治体に原発の建設再稼働の同意権を認めず、一方では避難計画の策定を課しています。自治体の権利を否定しておいて、義務ばかりを求める国の理不尽さ。今回の場合、原発を具体的な論点としていますが、市長はこの論点で国と地方の関係性についてどのように受け止められますか、見解をお聞かせください。

原子力規制委員会は、九州電力川内原発について、新規制基準に適合するとして、事実上、再稼働審査合格としました。しかし、審査にかかわって田中俊一委員長は、規制基準による適合性審査を絶対安全を保証するものではない、再稼働の判断にはかわりませんと発言。一方、安倍首相は、世界で最も厳しい安全基準ののっつて規制委が審査し、安全と結論が出れば再稼働を進めていきたいとして、みずからは再稼働に関して判断を行わず、政権としての判断責任を曖昧にして、あとは地元同意が整えば再稼働可能としています。

これに対して中松市長は、7月17日の報道では、北電泊原発再稼働について、原子力規制委員会の結論に基づき、国に総合的に判断してほしい。また、本年第1回定例会、我が会派の斎藤博行議員への答弁で、泊原発について安全でありますと規制委員会が話し、国もそれについては安全だというふうに認めました、その上で進めたいと述べておられます。残念ながら、中松市長の思いと違い、規制委員会は絶対安全とは言っていないし、国は判断責任を放棄しています。

このような状況では、これまで市長が求めてきた泊原発再稼働後の絶対安全は誰も保証していないこ

とになります。やはり市長としては、北電泊原発再稼働について、自治体の長として市民の安全を守るために主体的に判断されるべきではありませんか。その際、即廃炉とは言わなくても、最低限、原発事故の際のきちんとした市の対応ができるまでは再稼働は認められないと主張できるものではありませんか。見解をお聞きます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、地域防災について御質問がありました。

初めに、本市の土砂災害防止対策についてですが、まず土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所周辺の住民が危険な場所とわかっているかということにつきましては、これまで市民の方が土砂災害危険箇所を知るには、北海道が作成した土砂災害危険箇所図を市建設部都市計画課で閲覧する方法と北海道のホームページで確認する方法がありましたが、今回の災害を踏まえ、公共施設内に図面を新たに掲示するほか、危険箇所図を閲覧できる北海道のホームページのアドレスを本市のホームページ上に掲載したいと考えております。

次に、ハザードマップの周知方法や地域住民の防災意識などにつきましては、警戒区域の指定後、区域内の各戸へ配布するほか、町会で回覧を行うとともに、小樽市のホームページに掲載しております。

また、ハザードマップには土砂災害の予兆現象や気象情報に関する内容を記載し、注意喚起に努めておりますが、警戒区域内の方への意識調査は実施しておりません。

次に、避難勧告等の発令基準などにつきましては、現在の地域防災計画では、災害対策本部長である私が気象庁と北海道が共同で発表する土砂災害警戒情報のほか、過去の土砂災害の発生状況や予兆現象などを総合的に分析した上で判断し、避難勧告等を発令することとしております。

次に、勧告を出すのが遅れないための本市の対応についてですが、北海道では本年8月に国が策定したガイドラインを踏まえ、市町村の参考となるように避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）を作成しております。これは、土砂災害警戒情報などが発表された場合に市町村が避難勧告等を発令するための判断基準を示して、判断が遅れないことに着目したものとなっております。

本市ではこの案を参考に、年度内をめどにマニュアルを作成することとしておりますが、この間の災害には道のマニュアル（案）に準じ、勧告等の発令が遅れることのないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、未明の災害対応につきましては、本市地域防災計画ではその対応についての計画はありませんが、今回の災害を踏まえ、予防的避難の方法など、他の自治体が行っている手法などについて研究してまいりたいと考えております。

次に、今回の災害を踏まえた防災体制や地域防災計画の見直しにつきましては、今後、国においてさまざまな角度から今回の土砂災害が検証されると思われまますので、その結果を参考に地域防災計画の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、津波避難計画についてですが、まず津波の予測値の変更による津波避難計画への影響などにつきましては、今後、北海道が作成する津波シミュレーションによって、小樽市内の各地区における津波遡上高や到達時間の詳細が判明することとなりますことから、これらを踏まえた津波避難計画を新たに地域防災計画に位置づけてまいります。

次に、観光客の避難計画につきましては、現在は多言語表記した津波注意喚起標識などを沿岸地域に

計画的に設置しておりますが、観光客の避難を目的とした計画は作成しておりません。

次に、災害発生時の観光客の動きにつきましては、災害による動揺や地理に詳しくないことから生じる不安により、多くの方が的確な避難行動をとれないことが想定されます。

次に、観光客に対する情報発信方法や伝達手段につきましては、現時点ではこれらの対応について明確な計画は整っておりませんが、観光マップへの避難所の表記など、国内外の観光客に向けた対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市地域防災計画における観光客対策につきましては、今後、策定する津波避難計画の中に国内外からの観光客に対応した内容も盛り込んでいきたいと考えております。

次に、原子力防災計画についてですが、まず函館市の姿勢につきましては、函館市においては福島第一原発事故後、防護対策を講ずる区域が拡大され、函館市が原子力防災計画の策定義務を負うにもかかわらず、国や事業者から説明などが無い中で建設工事が再開されたことは理解しがたいこととして、今回の提訴に至ったものと承知しております。この建設工事の中止については、北海道市長会でも国へ要請をしてきたところではありますが、函館市が自治体として全国で初めて提訴に至ったことについて、国や事業者は重く受け止め、慎重に対応すべきと考えております。

次に、地方自治権及び市の所有権の基本的な考え方につきましては、一般論としてお答えしますと、地方自治法上、地方公共団体には法人格が付与され、特に市町村は基礎的な地方公共団体として、地域における事務などを処理することとされておりますので、地域のことは地域で決める、いわば自治権は地方公共団体に可能な限り幅広く認められるべきと考えております。

また、地方公共団体は一法人として財産を所有する権利を有しておりますが、その財産に急迫の危険がある場合には、市民共有の財産という観点からしましても、必要な保全措置をとらなければならないと考えております。

次に、国と地方との関係性につきましては、これについても一般論となりますが、平成12年施行のいわゆる地方分権一括法により、国と地方との関係は、制度的には対等協力の関係に改められたものと認識しております。あわせて、役割分担の明確化も図られましたことから、原子力を含むエネルギー政策は、国の専管事項として、避難計画の策定は地方公共団体の事務として考えられます。

次に、泊原発の再稼働についてですが、原発の安全性については、やはり国の責任においてしっかり判断をしていただくということが必要だと考えており、規制委員会も含め、国が一元的な責任を持っているということは当然のことであるとと考えております。

また、本市は原子力防災計画の策定を義務づけられた自治体ではありませんが、地域防災計画の中に原子力災害対策を盛り込むこととしており、規制委員会でも再開する原子力災害事前対策等に関する検討チームによるUPZ外におけるブルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準についての検討結果なども踏まえ、作業を行ってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 次に、人口問題についてお聞きます。

日本創成会議がまとめた将来推計人口の発表は、特に自治体関係者にとって衝撃的な内容でした。今年7月末の小樽市の総人口は12万5,875人、20歳から39歳の女性人口1万1,049人ですが、日本創成会議の推計では、2040年総人口6万6,696人、同年代の女性人口は4,404人となっています。総人口の減少も

大きいですが、20歳から39歳の女性人口の変化率が2010年と比較してマイナス66パーセントと、出生率に大きく影響することが指摘されています。

また、平成25年小樽市住民基本台帳では、本市の人口は前年比で2,210人の減で、このうち自然減が1,281人、社会減が929人となっており、減少割合の拡大も気になるようです。

しかし、人口問題は今に始まったことではなく、今回初めて気づいたということでもありません。本市第6次総合計画基本構想でも、将来人口については厳しい状況にあることを認め、その対策は最も重要な課題の一つとして押さえ、そのために各施策を展開していくことで人口減少を最小限にとどめるよう努めるとしています。

私たち民主党・市民連合も、日本全体が2008年をピークに人口減少社会に転じた今、将来的に本市の人口減少も避けられないとの判断に立ち、これを前提にして本市の未来を描くこと、ただし人口の急減と偏った人口年齢バランスは多大な悪影響を市全体に及ぼすので、これを回避、改善する施策を策定、実行すること、そして将来、市民が適正な規模のまちで豊かな生活が営める道筋をつけることが今の私たちの世代の役割だと考えます。

まず、来期の市長選に出馬表明をされ、引き続き市政を担われる決意を示された市長は記者会見で、人口減問題は小樽の最重要課題、全産業にかかわる重要問題と述べられたそうですが、改めて本市の人口問題についての認識と、この問題に取り組む姿勢や覚悟についてお聞かせください。

その上で、前定例会でも表明されていた人口減少の原因や対策を考える人口対策庁内検討会議を設置されましたが、その具体的な整理・検討内容と、その際の手法等をお示しください。

それについては、既存の施策の並べ直しや総花的な羅列では実効性につながらない、これまでの施策の実効性について検証すること、できればその効果を客観的に表すこと、判断資料として、人口についてはビッグデータの活用等で数値や客観的情報による説得力のある結果を提示すること、他市の例ばかりでなく、地域に根差した本市の独自の視点、工夫等から生まれるこれまでにないアイデア、施策も視野に入れることなどについて考慮をいただきたいのですが、どうでしょうか。

これまで我が会派も、結果として人口対策となるさまざまな提言をしてきました。周産期医療の充実や子供・子育て支援、子供の貧困対策、教育環境や若者の労働教育、雇用問題、住環境にかかわって空き家バンクの創設、地域交通、高齢者の足としてのデマンドバスの導入など、これらは人口減少対策として、組合せ方によって有効な手だてになると考えています。

また、市のこれまでのさまざまな事業についても、その進め方や連携によって、同様若しくはそれ以上に人口減少対策になり得るものでしょう。

ただ、逆にみると、これまでいろいろやっけてきている方法でも、人口減に歯止めをかけていないという見方もできます。単なる施策の並べ直しにならないよう、重ねてお願いするものです。

続いて、検討会議の中で、今後の施策の方向性をこの会議で取りまとめるとのことですが、先行してこの問題に取り組んだ自治体の例をホームページ等で見ますと、人口問題は数字に表れるのに時間がかかるのかもしれないのですが、同様の会議で検討して、施策にその結果を反映させるという手法で成功した例がなかなか見つかりません。効果が表れない理由の一つは、中・高年目線の対策ばかりで若い世代の考えとずれていることが挙げられます。経済面の対策はもちろん重要ですが、それに偏りすぎて、実際のターゲットである若者世代の生の声に必ずしも一致していないのです。若者のライフスタイルは、仕事や収入のあるなしだけではなく、文化的側面や友人たちとのコミュニティも大きな要因になります。職場は札幌でも、住む、遊ぶは小樽ということもあり得るのです。

よって、若者の実際の声をしっかりと受け止めて、方向性を定めることが重要と考えます。例えば、

庁内の若い男性、女性の職員の意見を反映させる仕組みを組み込むことや、成人式を迎える若者に小樽について意識アンケートを行うこと、さらに人口問題について考え、二十歳の提言をしてもらうなどはどうでしょうか。今の若者は、社会参画に前向きです。ぜひ、ともに小樽の将来を議論する場を設けてほしいと要望します。

続いて、庁内検討会議の検討結果を受けて設置される、官民による小樽市人口対策会議について伺います。

そのメンバー構成について、経済団体などの民間メンバーとのことですが、そのほかはどういう方を想定していますか。客観的、専門的にデータや情報、庁内検討結果を扱える小樽市外の専門的知識をお持ちの有識者や郷土愛のある提言を行える市民、そして若者の代表の参加が重要な鍵になると考えます。

また、国や道がこの人口問題について検討を始めています。国は来年度の予算編成でこの問題に対応していくようですし、道は市町村が参加して地域づくり連携会議での意見聴取や有識者会議の設置などを始めています。これら国や道の動きと本市の独自の今回の取組の関連性、整合性はどうなりますか。

この項最後ですが、総合計画内の将来都市像では具体像まで踏み込んでいませんが、将来人口推計から導かれる本市の将来像、ビジョンがどのようなものになるのか示していくべきです。そこから、まちの適正な規模に向けて今何をすべきかが見えてくるのだと思います。市税収入減などのマイナス要因等、限られた枠の中で何をすべきで何ができないのか、自治基本条例に基づき、市民の皆さんとしっかり論議をしながら決めていくべきと考えます。これらについて市長はどうお考えですか、見解をお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、人口問題について御質問がありました。

初めに、本市の人口問題についての認識とこの問題に取り組む姿勢や覚悟につきましては、本市の人口は昭和39年をピークに減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計では今後も大きく減少することが見込まれるほか、昨年1年間で2,210人と、ここ数年では大きな減少数だったこともあり、まちの活力への影響などから、改めて人口対策は本市の重要な課題であると認識しております。

このことから、このたび立ち上げた人口対策庁内検討会議の座長は私が務めており、現在、各部に減少要因の整理や人口対策の検討を指示したところであります。最終的には、民間も含めた小樽市人口対策会議での御意見等を踏まえながら人口対策を取りまとめ、施策へ反映していくこととしております。

次に、人口対策庁内検討会議の具体的な整理・検討内容につきましては、人口減少の要因とこれまでの取組の整理といたしましては、国勢調査、住民基本台帳人口などの統計資料のほか、出生や雇用に関する指標などを基に人口動向について分析を行うとともに、これまで取り組んできた人口対策の内容について整理したいと考えております。

今後の施策の方向性や事業案の検討といたしましては、人口減少の要因とこれまでの取組を踏まえ、他都市の事例等も参考としながら、本市の現状に即した効果的な施策や事業を検討してまいりたいと考えております。

また、その手法につきましては、関係各部で検討した結果を基に議論を深め、庁内会議で取りまとめを行うこととしております。

次に、人口対策庁内検討会議で整理、検討すべき内容や手法等に関する御提案につきましては、人

口減少はさまざまな要因が複雑に関係する複合的なものであり、人口の減少に歯止めがかかっていない状況の中で、これまで行ってきたそれぞれの取組についての効果を具体的に検証することは難しいと考えておりますが、人口の減少要因については、できるだけ多くのデータから整理を行い、今後の施策や事業について、本市の現状や特性を生かした取りまとめをしてまいりたいと考えております。

次に、若い世代の意見などの反映につきましては、手法の検討はこれからになります。意見や考え方などをお聞きすることは重要な観点だと考えております。

次に、小樽市人口対策会議のメンバー構成につきましては、一般公募の考え方も含めて、今後、庁内検討会議において検討してまいりたいと考えております。

次に、国や道での検討の動きと本市の取組との関連性や整合性につきましては、今後、国では、まち・ひと・しごと創生本部が中心となり、地方活性化と人口減少の観点から対策が検討され、新年度予算に向けた調整、取りまとめを行うものと聞いておりますが、本市において活用できる施策などについての動向をきちんと見ていく必要があると考えております。

また、北海道では、今後、人口対策の本部を設置し、市町村との連携を図りながら対策を講じていくと聞いておりますので、今後は、国、北海道、市町村が連携と役割分担をしながら、人口対策の取組を進めていくことになるものと考えております。

次に、将来都市像やビジョンの提示と、その実現に向けて市民の皆さんと議論しながら決めていくべきとのことにつきましては、将来都市像は市民意向調査のほか、地区別や業種別の懇談会などでの議論を踏まえ、将来的な人口の減少を想定した上で、現在の総合計画においてお示ししているものであります。

また、人口問題は産業活動に密接にかかわることですので、今回の人口対策を検討するに当たって、庁内だけではなく、民間の方々の意見を取り入れながら対策を検討することが重要と考え、経済団体などの民間の方々にも参画していただく、官民による人口対策会議を設置することとしたものであります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 教育に関して幾つかお聞きします。

まず、学校における食物アレルギー対応についてです。

学校における食物アレルギー対応の進め方については、今月に入り、道教委の指針の素案が出たとお聞きしました。教員からは、現場でのさまざまな対応を不安視する声をいただいております。また、小樽市学校給食センターのアレルギー除去食について、早めの提供を求める要望を保護者の方から伺っています。その観点からお聞きします。

この指針素案の示された理由、意義と、具体的な内容で特徴的なことは何ですか。

特に、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応については、学校生活管理指導表を提出することが義務づけられるようですが、どのようなものなのかお示してください。

学校医など医療関係者や消防機関との定期的な協議で、アレルギーを有する児童・生徒の情報を共有することが求められています。指針素案では、どのような内容になっていますか。

学校給食センターでの対応についてお聞きします。

アレルギー除去食のうち、本センターでは卵除去食に対応した専用ラインが設置されていることは承

知していますが、その提供は指針が出てから対応を検討するとのこと。今回、指針素案が出て、検討すべき点や準備等が明らかになったと思いますが、現段階で示すことのできる点はありますか。

学校給食センター内はもちろんですが、学校側の受入れ対応準備等もあると思いますが、どうでしょう。

また、提供開始時期については、いつごろになるでしょうか。

続いて、ICT機器の導入について伺います。

本年度、市内小学校全校に導入したICT機器の一つ、実物投影機は、そのアナログ的な使い方ができる点で取っつきやすさが魅力ですし、何よりアイデア次第でいろいろな教育効果が期待できるものです。教員を対象とした研修講座も開かれ、活用が期待されるようです。

そこで、導入後の活用状況、その効果、児童・生徒の反応、教員の活用上の工夫等についてお聞かせください。

また、指導室で活用のための教職員用資料をつくったとお聞きしましたが、概要をお示しください。

ICT機器活用の今後の展開、新しい機器導入の予定はお考えでしょうか。

電子黒板、タブレット等の活用例はあるようですが、本市においては、まず実物投影機の普及と、その映像を映し出すプロジェクター又は今も大半が使用しているブラウン管テレビを画面の大きい液晶テレビへの更新を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、教職員の多忙化解消についてお聞きします。

OECDが34か国・地域の中学校を対象に実施した国際教員指導環境調査で、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長53.9時間、参加国平均では38.3時間だそうです。授業時間は参加国平均と同程度である一方、課外活動での指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備に使った時間は長いとのこと。

また、海外の教員に比較して、公式の初任者研修に参加している割合が高く、教員間の協力の下、授業研究の実践や校内研修が盛んに行われており、研修へのニーズが全体的に高いが多忙であるため、参加が困難な状況にあるという結果です。

一方、学級の雰囲気について、「生徒が授業を妨害するため、多くの時間が失われてしまう」「教室内はとても騒々しい」が、参加国中、一、二番目に低いと良好です。ところが、主体的な学びを引き出すことに対して自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低いとなっています。

このような教員多忙化の実態は、なかなか市民の皆さんには御理解いただけないのですが、おおむねこの調査のイメージや実態は、市内の小・中学校教員大半に当てはまる結果だと私は思います。教員の多忙化解消は、単に教員の負担軽減のためだけではありません。それにより教員が心身ともに全力で子供たちに向き合えるコンディションを整えた上で、子供たちにより時間をかけて真剣に向き合い、また本務である授業に時間と力を注げるようにすることこそ、教員の教育力を向上させる原動力となり、それが今後の教育の土台になると考えます。

授業以外のさまざまな課題の解決や指導が望まれ、膨らむ役割と責任、増えない人手、この不均衡に歯止めをかけないと、早晚、教員も児童・生徒もたなくなります。やはり本務授業以外の事務や調査、文書報告、会議、部活動などが多すぎます。多岐にわたる公務に追われると、肝心のいじめなど、迅速さと細心の注意を要する問題に対応しきれないおそれもあり、本末転倒です。

多忙化の原因解消のため、教育委員会が出す学校への依頼文書の精選や事務の効率化などをさらに進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

文部科学省は2012年度、心の病で退職した教員が全国で969人、休職者が4,960人に上ると発表しまし

た。世界一多忙とされる教員の環境改善の必要性が指摘されていますが、市内の精神疾患の教職員数について、過去3年分と全教員に占める割合をお示してください。

原因は職務との関係ばかりとは限らないでしょうが、その対策は必要と考えます。お聞かせください。

年次有給休暇は規定どおり消化されていますか。平均使用日数の変化をお示してください。

教員の職業倫理でどうしてもとりづらいのですが、年休休暇行使率向上は市教委や管理職の責任で行うものと認識していますが、いいでしょうか。

これらのことは文部科学省や道教委の対応が求められる部分が多いのですが、市教委の主体的な取組も重要です。今後の対応もよろしく願いいたします。

最後に、児童・生徒のネット上のプライバシー保護について伺います。

約2,260万件の個人情報外部に漏れたベネッセホールディングスの顧客情報流出事件、そのかなりの量は子供の個人情報です。情報管理について改めて問われています。

小樽市立小・中学校におけるインターネット利用に関するガイドラインがあり、学校から発信される情報について、児童・生徒のプライバシーは守られていることになっています。市教委のホームページからつながる各学校のホームページを見ると、使われている写真等には個人が特定できないような配慮がされています。しかし、一部個人名がフルネームで載っているなど、若干の注意が必要な事例が見られます。ネットパトロールにかかわる方は、特に中高生の個人情報はその世界では格好のターゲットになっているとのことであり、万が一の際、ベネッセなどから流出した情報とこれらを組み合わせると、特定個人のプライバシーのかなりの部分が暴かれ、一瞬で個人情報がネット上で拡散し、半永久的に消去できなくなってしまう。もう一度確認や対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、問題点として、外部からの訪問者や保護者、関係者、生徒自身が生徒の様子や行事等を写真撮影し、無意識、無配慮に写真をネット上にアップしてしまう事例や、個人名等の個人情報がたぶん本人の了解もないまま載っている事例が大量に見られます。これについては、私たち議員もその扱いに気をつけなければと自戒するところです。

そこでお聞きしますが、市教委は、このような状況を把握されていますか。

また、学校等において、学校だよりや行事の際の呼びかけや注意喚起等、何らかの対応が必要ではありませんか。

あらゆる個人情報の提供を控えようという過剰反応の強まりも懸念されていますが、事子供に関する個人情報については、これからの長い将来にかかわる問題となるため一層の配慮が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、民主党・市民連合の代表質問を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育に関して御質問がありました。

初めに、食物アレルギー対応についてですが、道教委が学校における食物アレルギー対応の進め方の指針素案を示した理由と意義についてであります。文部科学省は平成20年に示した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインで求めた対策が浸透していないため、本年3月に都道府県の教育委員会に対して、より実効性のある食物アレルギー対策を講ずるための指針を示すよう通知を発信、これを受けて道教委が指針を作成することで、市町村や学校における取組の徹底を図ることとしたものと承

知しております。

また、これまで市町村や学校によってばらつきがあったアレルギー対応を、指針を示すことで全国同一レベルの対応が徹底される意義は大きいものと考えております。今回の指針素案の特徴は、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を提出することでアレルギー対策に万全を期することや、アナフィラキシーショックなどの緊急時の対応をマニュアル化することで、児童・生徒の安全・安心を確保しようとするものと考えております。

次に、学校生活管理指導表についてであります。気管支ぜんそく、食物アレルギー、アナフィラキシーなどの病型・治療に関することや、運動・屋外活動・給食など学校生活上の留意点について、医師が診断に基づき記載するものであります。

次に、医療関係者や消防機関との定期的な協議による情報共有についてであります。道教委の示した指針素案では、教育委員会は学校関係者、医療関係者、消防関係者等の関係者と定期的に協議の場を設け、市町村の学校の調理場等の施設設備や人員配置、アレルギーを有する児童・生徒の情報について、関係者間で共有する必要があるとしております。教育委員会としては、アレルギーがある児童・生徒がアナフィラキシーショックを起こした場合の対応について、今後、保護者の同意を得た上で、学校、医療機関、消防署等の関係機関との情報共有を図るため、その内容や方法などについて協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギー対応に関して現段階で検討すべき点や準備などについてであります。現在、卵アレルギー除去食の検討を行っておりますが、学校給食センターとしては、調理作業の確認や対象の児童・生徒に届けるための体制整備が課題となっております。

また、学校内の体制としては、除去食が対象児童・生徒に確実に届くまでの手順や緊急時の対応マニュアルの整備が課題であり、校長会などと早急に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、卵除去食の提供開始時期についてであります。道教委の指針が9月に公表されますので、その指針に基づいて、食物アレルギーの対応のための校内の体制整備、学校給食センターでの調理作業の確認、保護者への説明などの作業を行った上で、2学期中に除去食の提供を開始したいと考えております。

次に、ICT機器の導入についてですが、まず実物投影機を導入した小学校での活用状況やその効果などについてであります。本年度導入した9校の活用状況は、毎日使用している学校が7校、週一、二回程度使用している学校が2校であり、いずれの学校も教科を限定せず、どの学年でも使用しております。児童からは「授業がおもしろい」「わかりやすい」などの声が寄せられており、また、教員からは「指示が明確に伝わりやすく、児童の集中力や定着度に高まりが見えるようになった」との効果が報告されております。学校の配置台数が1台から2台と限られているため、それぞれの学校で低学年を優先したり、学年により使用時期の順番を決めたり、使用頻度が高い高学年の階に保管したりするなど、子供たちの学習内容や使用の状況に応じ、工夫をしているとの報告を受けております。

次に、教育委員会で作成した教職員用資料についてであります。本市では操作が簡単で学習効果にすぐれている実物投影機を使って授業改善を行うことにより、児童・生徒の学力向上が期待できるものと考え、今年度、各学校で少なくとも1台配置することを基本に実物投影機を導入いたしました。この教職員用資料は、ICT機器の特色について簡単に紹介するとともに、実物投影機を活用した授業の効果や使用方法について、カラー写真を使い、わかりやすくまとめたものであり、この4月に市内全教職員に配付しております。

次に、ICT機器活用の今後の展開と新しい機器の導入についてですが、現在、小樽市では平成25年度に中学校の校務用パソコンの整備が終了し、引き続き、今年度より小学校の校務用パソコンの整備を

進め、平成28年度に全ての小・中学校に整備することとしております。

また、実物投影機につきましては、昨年度、高島小学校に新しい学校づくりの一環として3台配置し、授業改善に大きな効果が見られたことから、今年度、全小学校に少なくとも1台の整備を行うこととしたものであります。

今後の展開につきましては、これらのICT機器の配置に伴う効果を検証するとともに、教職員の活用技術の習得を進めながら、新しい機器の導入も含め、整備の進め方について検討してまいりたいと考えております。

次に、実物投影機などの普及とテレビの更新についてですが、実物投影機につきましては、現在プロジェクターとセットで購入し、スクリーンに映し出して活用しております。この実物投影機はブラウン管テレビへ直接接続して使用できますが、画面が小さく見づらいため、ほとんどの学校ではスクリーンを活用しております。今回、初めて手宮地区統合小学校の改築にあわせて大型液晶テレビを導入しますが、ここでは実物投影機に接続し、各教室で授業に使用することが可能と考えております。

なお、大型液晶テレビの整備につきましては、多額の費用を要することもあり、今後、本市の財政状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、教職員の多忙化に関連して御質問がありました。

まず、多忙化解消のため、教育委員会から学校への依頼文書の精選や事務の効率化についてであります。市教委の各種調査事務を学校依頼する場合には、学校の負担軽減を図るため、庁内他課で同様の事務があるかを確認しながら、調査項目を精選するなどの対応に努めております。

また、事務の効率化につきましては、平成22年度から年次計画で校務用パソコンを整備しており、現在、中学校においては、教育委員会と学校の文書伝達をインターネットを活用して迅速化を図るとともに、校内LANによる情報の共有化を進めております。今後、小学校のパソコン整備にあわせ、順次、事務の省力化を図るなど、教職員の多忙化解消に努めてまいります。

次に、本市教職員の過去3年間の精神疾患による休職者数と全教職員に占める割合についてですが、平成23年度は休職者数9人で、全教職員の1.3パーセントであります。24年度は8人で1.2パーセント、25年度は7人で1.0パーセントとなっております。

次に、教職員のメンタルヘルスに関する取組についてであります。まず各学校では、メンタルヘルスに関する研修会を開催するとともに、生徒指導上の問題や保護者への対応については、校長、教頭を含め複数で対応することや、管理職が日常、職員の態度の変化に意を配るよう努めております。

また、市教委では、教職員の日常の健康管理に関する相談を行うための健康管理医を各学校に配置することや、児童・生徒の指導に当たる教職員が指導上の悩みを抱え込む事例が見られることから、7名のスクールカウンセラーが各学校を巡回し、相談や助言の体制の整備を行っております。

また、道教委では、管理職が教職員の心の健康を適切に保持するための役割や配慮事項を解説した管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブックを全校に配付するとともに、専門医による心の健康相談を全道8地区で月1回程度行っております。

次に、本市の教職員の過去3年間の年次有給休暇の平均使用日数についてですが、平成23年度は13日と4時間、24年度は14日と7.4時間、25年度は13日と2.6時間となっております。

次に、年次有給休暇の使用率向上についてであります。道教委の通知に基づき、市教委としても、毎年、各学校長に連続した休暇の使用促進や年次有給休暇・夏季休暇の使用促進について積極的な取組を進めるよう通知するなど、年次有給休暇の使用率向上に努めております。

次に、児童・生徒のインターネット上のプライバシー保護についてですが、まず小樽市立小・中学校

におけるインターネット利用に関するガイドラインの内容などについてであります。ガイドラインは平成13年に定め、小・中学校でインターネットを利用する上での留意事項など11条で構成されており、第7条では個人情報の発信とその範囲が示され、「インターネットを利用した児童生徒及び関係者の個人情報の発信は、校長が教育活動のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。」と定めております。近年、各学校のホームページには一部個人の名前がフルネームで掲載されたり、個人が特定されるような写真を使用するなど、ガイドラインにそぐわないものも見受けられますので、今後、校長会を通じ、ガイドラインを踏まえ対応するよう、指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、外部からの訪問者が児童・生徒を撮影した写真を本人の了解なしにインターネット上にアップしていることなどへの対応についてですが、教育委員会として、学校行事などにおいて外部からの訪問者が児童・生徒の写真などを撮影し、それをどのように扱っているかについては承知しておりませんが、近年、児童・生徒の個人情報がインターネット上に流布され、事件に巻き込まれるなどのケースもありますので、ネットパトロール体験会や情報モラル教室などの機会を捉え、写真などを勝手に掲載することは著作権や肖像権の侵害につながることを伝えるとともに、外部からの訪問者には撮影した写真などの取扱いに十分注意を促すよう、校長会を指導してまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒の個人情報に関する一層の配慮についてですが、教育委員会としては、第三者によりインターネット上に投稿された写真などが原因で児童・生徒が事件に巻き込まれたり、進学や就職などの内定が取り消されたりするなどの将来にわたっての大きな問題となるケースも考えられますので、個人情報の管理を徹底するよう指導してまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 何点が再質問をさせていただきます。

地域防災に限って再質問をさせていただきます。それ以外については、予算特別委員会でさせていただきます。

まず、1点目は、土砂災害警戒区域、特別警戒区域相当の危険な場所とわかっているところへの周知方法はどうなっているかということについての答弁では、閲覧できるようにしていたり、ホームページでアドレスを紹介するというのでしたけれども、これはもちろん自分のところが危険な場所に相当するところだとわかっている人はそれを見えると思うのです。だけれども、そもそも自分のところが危険なところだ、特別警戒区域、警戒区域相当の場所だと知らない人は、こういうものを見ようとは思わないと思うのです。

ですから、私としては、もう一歩進んで、そういうお宅に訪問するなり、何らかの方法でアクセスして、そして直接あなたのところはこういう危険性があるので注意してくださいね、ついてはこういうものを見てくださいということが必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

2点目は、避難勧告、避難指示の発令についてお話があって、その中でいろいろな条件があり、情報や過去の発生状況や予兆現象などを総合的に分析した上でということと答弁がありましたし、現に防災計画の中には「総合的に分析した」という言葉が入っております。ただ、今回のさまざまな災害を見ますと、この「総合的に」の部分が曖昧だということで、判断が遅れて指示を出すのが遅れたという指摘がされております。この「総合的に分析した」という言葉は、果たして今度の見直しや何かのときにもやはり入れる必要があるのかどうなのか、その辺についての見解を伺います。

3点目ですが、観光客の避難については、これから考えなければならないということはわかりませんが、

ぜひ考えていただきたいことが1点あります。それは町会においても津波の避難訓練は各地域でやっていますが、例えば商店街と町会で、特に商店街の組合の皆さんが率先して、観光客を誘導するという視点の避難訓練をやるといようなことも将来的には必要なのではないかと考えますので、そういうこともぜひ視点の中に入れていただきたいという要望が三つ目です。

4点目ですが、これは市長に、原子力防災のところで何か答弁が困難なことばかり聞いているようで申しわけなかったのですけれども、一般論として地方と国は対等な関係にあることや財産権や自治権や何かについての答弁をいただきました。国に先んじる形で、30キロメートル圏外にもかかわらず原子力防災計画を策定することを表明されたのは、やはり市長が市民の安全を第一に考えられているからこそだと思います。それであれば、やはり今、立てた防災計画がきちんと実行される、それを実効性のあるものにすることが必要だと思います。今のままであれば、少なくともこの規制委員会の新規基準の中には、避難計画というものは一切入っていませんから、たとえ圏内にしても圏外にしても避難計画ができていないことは条件に入っていないので、計画ができていなくても再稼働は行われるわけです。

そういう状況の中でいけば、今、小樽においても30キロメートル圏外とは言いつつも、この計画がないままに再稼働が行われる可能性があります。その空白期間に、もし原発を再稼働するとなったときには、原子力発電所は稼働したときとめるときに一番事故が多いと言われていまして、動かした途端に事故が起きたら、小樽市は全く防災計画がないままに逃げ惑うということになってしまいます。ぜひ市民の皆さんの安全を第一に考えられる市長として、国に対して一元的というよりは対等な関係として、やはり市民の安全を第一に考えて、何らかの意思表示を国に対して主張をすべきだと思いますけれども、もう一度この辺についてお答えをいただければと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 佐々木秋議員の再質問にお答えいたします。

私からは原子力防災について答弁をいたしまして、その他の災害については担当部長から答弁させます。

私は、特に泊原発の問題についてはいろいろな形で御質問を頂戴するわけですが、この再稼働についてはやはり原子力規制委員会が安全を確認するということが第一、それからそれに基づいて国が安全である、そういうことを踏まえて進めるということが一番ではないかというふうにも何度も繰り返して答弁しており、現在もそれは変わっておりません。私は、その原子力につきましても知見、こういったことについてはなかなか判断が難しいということでもありますので、やはり専門家であります原子力規制委員会がそういったことの安全を確認するということ、それに基づいて国が安全であるという確認をしたのであれば、それで進めていただきたいということを申し上げているのであって、ただ私どももこれからいろいろと計画をつくってまいりますので、その中で、30キロメートル圏外ではありますけれども、どういう形がいいのか、それは今後取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 私からは、地域防災に関しまして、さきの3点について答弁をさせていただきます。

まず、危険区域を知らない方に対する周知というお尋ねでございますけれども、今回の答弁は、警戒区域や特別警戒区域については、基本的には北海道が指定するときに地域での説明会を行っております。

その後、我々がハザードマップをつくって、地域の皆様に避難場所や避難経路を示していますので、むしろ土砂災害危険箇所が五百数か所ございますけれども、これが指定されたときに地域住民には周知されていないということがございますので、そこを重く考えているところでございます。

今、国でも今回の災害を受けまして、速やかに住民の方々に危険箇所を周知するよという事で指示をいただいていますので、今回答弁させていただいたように、市役所を含めた公共施設の中に土砂災害危険箇所図を掲示する、あるいは新聞報道によりますと、道では、昨日の新聞でしょうか、トップページに土砂災害の危険箇所を載せたということですから、今日、明日中には市のホームページもこれと連動させようと思っております。また、パネル展なども開催し、可能な限り、土砂災害危険箇所の周知については図ってまいりたいと思っております。

また、転入されてくる方々については、当然お住まいになるところが危険箇所かどうか分からないと思っておりますので、その対応についても検討していきたいと考えているところでございます。

次に、避難勧告や避難指示の発令について、御指摘のとおり、現在の小樽市地域防災計画の中では、土砂災害情報も含めていろいろなデータを総合的に分析した上で発令しようというのが基本的な考え方になっております。ただ、一方では国が指針を示しております、避難指示の発令は早めにするというのが基本的な考え方として示されておりますので、私どもといたしましてはこの指針に基づいて今回マニュアルを策定していくこととしておりますけれども、できるだけ速やかに避難指示なり勧告が発令できるように、総合的な分析というのはガイドラインの中にも入っておりませんので、それに準じてつくっていくこととなりますと、「総合的な分析」という言葉については使わない方向で考えていきたい、できるだけ速やかに発令をしていくという考え方で進めていきたいと思っております。

次に、観光客に対する避難計画でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、観光マップなどを使いまして、できるだけ周知をしていくような形で考えていきたいと思っておりますけれども、たしか京都だったかと思いますが、事業者の協力をいただきながら観光客を誘導しているという動きがあるようですので、そういった動きも参考にさせていただきながら、事業者なり関係団体とも協議をさせていただいて、対応を検討させていただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 佐々木秩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表し、代表質問いたします。

3日の市長提案説明において、中松市長は、来春の市長選で再選を目指すことを表明されました。財政の健全化をはじめ、企業誘致や観光振興の推進などを通じて地域経済の活性化に精力的に取り組んだが、少子化を含んだ人口問題、公共施設の耐震化、防災対策など解決すべき課題が山積し、その課題解決に向けて取組を進めるという出馬理由を述べられました。ただ、今はまだ任期半ばであり、残された在任期間に全力を傾けるとのことです。

今回の代表質問では、中松市長が市政を担う中で、第一に取り組んでこられた財政問題をはじめ、2期目に向けて政策課題に挙げた人口減問題、広島市で発生した土砂災害に関連した災害対策、ドリーム

ビーチに向かう市の管理道路で発生した飲酒事故を契機とした市内の交通安全対策について質問いたします。

まず、財政問題についてです。

小樽市の財政は、平成16年度の国の三位一体の改革による地方交付税と臨時財政対策債の削減で、実質収支で11億8,000万円の赤字を計上、財政調整基金と減債基金を全額取り崩し、この残高減少を受け、他会計や特定目的資金基金から借入れを行い、23年度には借入残高が54億8,300万円に上りました。さらに、病院事業会計、国民健康保険事業特別会計と一般会計との間で行っていた年度間の貸付けが、不適切な会計処理という扱いとなり、この不良債務の解消に相当苦勞してきました。追い打ちをかけるように、新地方財政健全化法により、連結実質赤字比率という概念が導入され、早期健全化基準に抵触寸前までに至りました。今日まで職員給与費や事業見直しなど、さまざまな経費の節減による歳出削減を行うなどの努力を続け、平成22年度からは単年度黒字を計上し、24年度以降は他会計からの借入れをしない予算編成を行い、23年度以降は財政調整基金への積立てが復活、他会計からの借入残高も減少し始めています。

ここで、今定例会に提出された平成25年度決算について質問いたします。

平成25年度の一般会計歳入では、特別交付税が予算を下回りましたが、歳出において職員給与費、生活保護費などで不用額が生じ、実質収支は2億8,600万円の黒字となりました。しかし、これは前年度繰越金や財政調整基金の取崩しなどがあってのもので、まだまだ厳しい状況にあります。結果的には除雪費の補正と公立病院特例債返還のための繰出しにより、平成24年度末、23億3,700万円あった財政調整基金は17億6,400万円と減額となりました。

ここで、伺います。

突発的に支出が必要な際に、財政調整基金の取崩しを行うことで対処できるようになったことは評価できますが、平成26年度当初予算では一時的に財政調整基金がほぼ底をつくなど、ためては取り崩してを繰り返す自転車操業が続き、まだまだ綱渡りの状態であると考えます。まず、中松市長の認識を伺います。

しかしながら、中松市長は公約どおり、他会計・基金からの借入れによる財源対策をやめ、安定的な財政運営を目指すよう努力されています。平成16年度の三位一体の改革での地方交付税と臨時財政対策債の削減による財政悪化時から比べると、安定とは言えなくとも、まだまだ道半ばではありますが、以前よりは健全化が図られていると思います。市長の見解をお聞かせください。

とはいえ、平成26年度末の他会計・基金からの借入残高は、下水道事業会計からは26億8,500万円、産業廃棄物等処分事業会計からは5億9,000万円、基金からは13億6,200万円の計46億3,700万円あります。市長は、健全化判断比率について、実質赤字比率と連結実質赤字比率は平成24年度と同様に比率自体が計上されないと述べられていますが、他会計・基金からの借入れが赤字としてみなされた場合、実質赤字比率において早期健全化基準を超えてしまい、苦しい状況になるかと思えます。いかがでしょうか。

さらに、市の財政力指数は0.42で道内主要都市10市の中で一番低い数値で、標準的な行政サービスに対しては、市税や地方譲与税などで42パーセントしか賄うことができず、58パーセントを普通交付税に依存している状況です。加えて、歳出の性質別経費では、平成25年度も扶助費が一番多く、義務的経費で歳出全体の54パーセントを占めており、財政の硬直化の一因となっています。年間約2,000人の人口が減少するこのまちなで、この歳出の形が続いていくことには大変な危機感を抱いておりますし、一般会計にある499億円の公債費を計画どおりに償還していけるのか危惧しています。市長の見解をお示しください。

財政調整基金は、平成23年度から積み立てられています。この市債償還のための減債基金は、平成

16年度以降ゼロとなっています。今は財政調整基金に積み立ててもまた取り崩す状況でありますから、減債基金まで手をつけられないという状況であると思います。いかがでしょうか。

減債基金がゼロであっても、減債基金は市債償還の財源として特定目的基金になってしまうことから、今は財政調整基金がその役割を担う形で推移しています。いずれにしても、財政調整基金が一定程度積み立てられた時点で、減債基金も積み立てていかなければ、今度は市債償還のために四苦八苦しなればいけなくなるかと思えます。今後の市長のお考えをお聞かせください。

次に、電気料金の再値上げに関連し、2点のみ質問いたします。

この財政状況下で、北海道電力の再値上げがさらに市の財政負担を強いることとなりそうです。8月29日の北海道新聞に、この影響試算が取り上げられました。もしも北電が国に申請している電気料金再値上げが認可された場合、今年度で9,000万円の増額が見込まれるとのこと。昨冬もロードヒーティングの電気代によって支出が増加したにもかかわらず、再度の値上げで、より一層除雪費のやりくりが大変となることとなります。

伺います。再値上げされた場合、小樽市の影響額は年間で23.5パーセントの増となり、今年度だけでも今後半年で約9,000万円の増加となれば、苦しい財政運営を余儀なくされている小樽市にとって非常に大きな金額と考えます。特に雪国では、冬場はロードヒーティングなどの電気料金の増大が懸念されるところです。北電の再値上げについて市長の見解を伺います。

さらに、電気料金だけでなく、国土交通省では、人件費を10月以降に改定する方向で調整するとの報道が出ていました。北国に住む我々としては、市の除雪対策が関心事であり、もしもの場合の生命線ともなります。昨冬も人件費の増加によって、除雪費のやりくりが大変でした。これについての対応もあわせてお聞かせください。

1項目めの質問を終了します。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安齋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、平成25年度決算についてですが、まず本市の財政運営の認識につきましては、今後も人口減などにより市税収入の増加が見込めない中、地方交付税の動向も不透明であること、歳出では扶助費などの自然増や新たな財政需要にも対応しなければならないことから、多額の財源不足が生じることが見込まれ、何らかの財源対策を行わなければ、収支均衡予算が編成できない厳しい状況にあると認識しております。

次に、財政の健全化に対する見解につきましては、平成24年度以降は他会計などから新たな借入れは行っておらず、私が就任した23年度には54億8,300万円あった借入残高も25年度末では46億3,700万円に減少しており、財政再建は着実に前進しているものと感じております。しかしながら、この借入れの完済にはなお12年ほどかかる予定であり、財政再建は緒についたところという気持ちで今後も取り組んでまいります。

次に、他会計等からの借入れを赤字と考えた場合につきましては、現在これらの借入金も赤字とみなされておませんが、財政運営の健全性の確保、財政秩序の維持といった観点から、計画的に解消していかなければならないものと考えております。

次に、市債の償還に対する見解につきましては、地方自治体の予算はみずからの歳入に見合った歳出構造であることが基本ですので、今後の中・長期的な収支を見極めながら、毎年度の予算編成において、財政健全化に向けた取組を継続しながら必要額を確保してまいりたいと考えております。

次に、減債基金に対する考え方につきましては、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されますので、他会計からの借入れなどに頼らずに収支均衡予算を編成するためには、当面は一定程度の財政調整基金残高を確保することが必要であると考えております。

次に、減債基金の積立てにつきましては、現時点で減債基金への積立ての見込みは示せませんが、一定程度の財政調整基金の残高が確保された時点で、減債基金を含め、将来の財政需要などに備えるための対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、電気料金の再値上げについてですが、まず再値上げに関する見解につきましては、北海道電力の再値上げが行われれば、年間ベースでは約2億円の財政負担が増える見込みでありますことから、再値上げが行われないことが望ましいことは言うまでもありません。一方、火力発電所の燃料費などが増加する中で、再値上げを行わないことにより、道内において電力の安定供給に支障を来すことだけは避けなければならないと考えております。北電に対しましては、再値上げに当たり、今後ともできる限り値上げ幅の圧縮に努めていただきたいと考えているところです。

次に、人件費の改定による除雪費の対応につきましては、現在のところ、人件費の改定時期や額が不明であるため、これらが確定し、除雪費に不足が生じる場合には、適切な時期に適正な予算を確保してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）

○6番（安齋哲也） 人口対策について質問します。

中松市長は、8月29日の記者会見において、出馬表明とともに、2期目に向けた政策課題の中で人口対策を最重要課題に挙げ、強調されました。

小樽市は、昭和39年をピークに人口の減少が続き、平成25年では、年間で2,210人の減少となりました。総務部企画政策室が平成22年の国勢調査を受けてまとめた「小樽市の人口ー人口等基本集計結果ー」によると、本市の現状として、平成17年から22年までの人口増減は14万2,161人から13万1,928人へと1万233人減少しました。この間の転入は1万16人で、転出は1万2,720人と、市外への転出者が市内への転入者を上回る転出超過となっています。このうち15歳未満の転出が13.1パーセント、15から64歳未満の転出が12.3パーセントとなっています。さらに、過去の実績人口の動きから変化率を求め、それに基づき将来人口を推計するコーホート変化率法を用いた本市の児童数の将来人口の推計は、ゼロ歳から5歳までは平成25年9月末の4,236人から平成31年末には3,247人となり約23パーセント減少、6歳から11歳までは5,118人から4,223人となり約17パーセントの減少、12歳から17歳までは6,009人から5,123人となり約15パーセントの減少が予測されています。現状とともに、今後も子育て世代の転出が多いと推測されます。このような現状と推計を基に、小樽市における人口対策については、これまでも子育て環境の充実と教育の重要性などを訴えてきております。市長は、人口対策庁内検討会議を設置し、人口減少の原因や対策を考え、対策の方向性や事業を取りまとめていくとのことで、その姿勢は高く評価します。しかしながら、もっと前から取り組むべきであったと感じています。

そこで、人口対策庁内検討会議の設置について質問します。

人口対策として、これまで企業誘致や雇用対策、移住施策などを進めてきています。企業誘致においては、中松市長の営業努力によって成果を上げておりますが、人口減少に歯止めがかからず、若者世代の流出が増加しています。仕事は札幌でも、このまちで子供を産み育てたい、そのように思ってもらうためには、生活環境の整備が必要です。

そこで、まず伺いますが、これまでも人口対策を含めて、企業誘致、雇用対策などそれぞれで施策を進めてきておりますが、このタイミングでの庁内検討会議設置の理由をお聞かせください。もっと早くから設置し、取り組むことができたのではないのでしょうか。

設置に向け、人口減少理由や人口動態の分析などの準備を進められてきたと推察しております。小樽の人口流出については、特に20代の若者世代の流出が大きくなっています。これをどう捉えているか、お聞かせください。

これまでも人口対策には小樽の教育問題を挙げています。まちづくりは人づくりで、まちの活性化にはそこに住む人々の活力が必要だと思っており、そのためにまちの子育て・教育施策は重要であると訴えてきましたし、市としても平成26年度の重点施策の一つに教育を挙げ、現在、政策を進めておられます。庁内検討会議では教育長もメンバーに入っているとのことで、この教育問題について取り組んでいただけるものと考えておりますが、いかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

海士町の取組事例から質問いたします。

先日もテレビで紹介されておりました海士町の取組ですが、ないものはない、そんなキャッチフレーズで知られています。島根半島沖合に浮かぶ諸島、海士町は、コンビニがなく、ショッピングモールもなく、本土からは船で二、三時間かかるという離島にもかかわらず、20代から40代の働き盛りの移住が人口約2,000人のうちの1割で、一流大学の卒業者や一流企業でキャリアを持つ現役世代がIターンしているとのことです。

彼らの目的は、単なる田舎暮らしがしたいとは違います。地域に貢献できる仕事をしながら、地域の方々と生活を楽しみ、安全・安心なおいしいものを食べながら稼いで、家族と幸せに暮らす。そういった思いで移住、定住してきた人がいます。先ほど述べましたが、ないものはないと、離島というまちの課題や問題点を町民はじめ、外の人と共有することで、このまちの未来のために何かしたいという人が住みつき、仕事をつくってくれているのです。地域全体で持続可能な事業、産業をつくり出せる人材を育て、仕事がないから帰れないのではなく、仕事をつくりに帰りたいという意識を醸成してきた海士町の取組は大変参考になるものがあります。

小樽市においても、仕事がないから札幌だ、東京だと流出してしまうのではなく、このまちで仕事をつくり、このまちで子供を産み育てるという起業意識を持つ人材を育て、そして支援する取組が必要だと思っております。

小樽市は、海士町と比べると都会の札幌にも近く、さまざまな産業をつくり出せる資源に恵まれ、チャンスがたくさんある都市です。人口対策において、起業家的人材の育成、その支援を盛り込むなど海士町の取組を参考にし、小樽独自の政策展開とともに、今後、国が人口対策として打ち出す地方移住モデル事業など、さまざまな政策を活用しながら、この重要課題解決に向け、取り組んでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

さらに、その海士町では、さまざまな子育て支援策を打ち出しておりますが、一つ紹介させていただきます。すこやか子育て支援に関する条例というものを制定し、第3子の誕生祝いとして50万円、第4子以降に100万円などを支給する取組を実践していることも効果を上げています。今後の人口対策会議の中で、これまでの施策の検証とともに、この海士町の子育て支援施策を検討してはどうか。

現在進められている子ども・子育て会議から質問します。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が国会で成立し、この三つの法律に基づいて、早ければ27年度から新制度が開始される予定です。新制度では、5年を一つの期間として、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、これらの計画策定に関する子育て当事者等の意見を聞くことや、計画策定後の施策の実施状況等について調査、審議が必要になりました。これを受け、本市では、平成25年に小樽市子ども・子育て会議条例を制定し、市の附属機関として小樽市子ども・子育て会議を設置し、現在、意見聴取などを行ってきています。

このたび、昨年11月に実施した子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果がまとめられました。小学校就学前の児童の保護者2,000件、放課後児童クラブ利用児童の保護者508件を対象とし、就学前児童の保護者からの回収率は低いものの44.4パーセント、放課後児童クラブ利用児童の保護者からの回収率は81.1パーセントとなりました。

このニーズ調査の中で、子供の病気の際の対応についての項目がありました。この項目の中で、特別な対応をとる必要があった方の対処方法は、「母親が休んだ」が73.9パーセントと最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が44.5パーセントとなりました。父親あるいは母親が休んで対処した方の病児・病後児保育事業の利用意向は、「できれば利用したいと思った」が40.3パーセント、「利用したいとは思わなかった」が55.9パーセントとなりました。できれば利用したいと思った方の希望する事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が76.4パーセントと最も多く、次いで「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が46.5パーセントとなりました。

そもそも就学前児童の保護者からの回収率が低いため、どの程度のニーズがあるか判断することになります。小樽市次世代育成支援行動計画後期実施計画策定の際のニーズ調査では、保育サービスを利用している子供が病気になったときに、どちらかの親が仕事を休んだという方が約9割おり、その半数以上の方ができれば施設に預けたいと希望していることから、病児・病後児保育事業についての対応が求められているとのことで、小樽市は、この後期実施計画において平成26年度で病児・病後児保育事業の1か所開設を目標としておりますが、現在、未実施となっております。現状は、ファミリーサポートセンターで、一定の病気の子供の預かりが担保されている部分もありますが、一部補助、全額負担のケースなどがあり、全額の場合は相当な負担となる部分が出ているとのことです。

小樽市としては、次世代育成支援行動計画で、病児・病後児保育を平成26年度までに設置するとしていましたが、進んでいません。その理由は、医療機関との連携など、さまざまなハードルがあると思いますが、いかがでしょうか。

そして、今後は子ども・子育て会議で、小樽市子ども・子育て支援事業計画をつくり上げ、政策にしていかれると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

2項目目の質問を終了します。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、人口対策について御質問がありました。

初めに、人口対策庁内検討会議の設置についてですが、まずこのタイミングでの設置の理由につきましては、これまでも人口の減少を最小限にとどめるため、雇用の場の創出や子供を産み育てやすい環境づくりなどの取組を進めてきたものの、この間、平成25年3月には、国立社会保障・人口問題研究所か

ら本市人口の大幅な減少が推計されるとともに、本年5月には日本創成会議による若年女性の減少に焦点を当てた推計が発表されたこともあり、人口対策は改めて重要課題であるとの認識をしたものであります。

このため、本年第2回定例会において、人口対策会議の設置について言及いたしましたが、国による対策の本格化や6月には北海道が対策本部の設置を表明したこともあり、本市では、人口動向の整理など立ち上げの準備を進め、このたび市内検討会議を設置したものであります。

次に、20代の若者世代の流出につきましては、20代は転入と転出の差である社会動態において、大きく転出超過の状況にあります。要因といたしましては、入学のため市外から転入した若者や地元から通学していた若者が卒業後に就職などの関係から転出しているものと考えられます。若い世代はさまざまな活動の担い手として、まちの活力やコミュニティの維持に欠かすことができないとともに、子供を産み育てる世代の減少は、さらなる少子化につながっていくものと考えられることから、出生数の増加に向けては、若い世代を支援する施策に力を入れていく必要があるものと考えております。

次に、海士町の取組事例についてですが、まず起業意識を持つ人材の育成と支援につきましては、本市では、これまでも起業を考えている方などを対象に経営の基本的なノウハウを学ぶ小樽商人塾を開催しており、さらにこの受講者等を対象に、小樽市商業起業家支援事業として家賃助成などによる起業支援を実施しております。本市の人口対策においても、起業者を増やすことは重要なテーマであることから、国の起業・創業の推進策を注視しながら、人口対策市内検討会議で議論を深めてまいりたいと考えております。

また、誕生祝い金などの取組につきましても、今後の人口対策の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て会議についてですが、まず病児・病後児保育の取組が進んでいない理由につきましては、市内の小児科医師が少ないこと、事業実施のための適当な施設がないこと、新たな施設整備には相応の財政負担を伴うこと、運営に関する国の補助が低額であることなどであります。

次に、小樽市子ども・子育て支援事業計画への病児・病後児保育の位置づけにつきましては、今後の計画策定作業の中で検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 安齋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、人口対策について御質問がありました。

人口対策市内検討会議の設置に関連して、人口対策における小樽の教育の問題についてでございますが、私が3年前、教育長に就任してまもなく、子供が小学校に上がるので札幌に引っ越します、こんな話を耳にしました。小樽の教育に携わる者として、身を切られるような思いがしたのを今も鮮明に記憶しております。

小樽の人口が減少している要因の一つに教育への不安があることは非常に残念なことでありますし、このことを解消することが急務であるとの思いから教育行政執行方針の重点目標の一つに確かな学力の育成を掲げ、教職員の資質・能力の向上と家庭の教育力の向上を目指して、各般の施策に取り組んでまいりました。

まちづくりは人づくりと言いますが、教育の目的は、社会の役に立つ人間を育てること、小樽の将来を担う人材を育てることと認識しております。学力の向上はもちろんのこと、学校で子供たちに小樽の歴史を教えることを通して先人たちの苦勞と子孫に託した思いを伝え、自分の役割や期待されている自

分を自覚させる教育を進めること、道立高校の学科の再編など学校づくりへの意見反映、小・中学校の適正規模化など新しい学校づくり、校舎改築や耐震化の促進、ICT機器の導入など子供たちに夢を抱かせる教育環境を整備すること、教職員や子供たちがおたる潮まつりなどの地域行事やイベントに参画することで地域に活力を与えるなど、まちづくりに貢献できる学校を目指すこと、これらの取組を着実に推進することが小樽の人口対策の一助となるものと信じ、全力を挙げて取り組んでまいります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）

○6番（安斎哲也） 土砂災害について質問します。

先ほども大変大きな雷が鳴りましたが、8月20日、広島市で豪雨による大規模な土砂災害が発生し、70名を超える死傷者が確認されるものとなり、土砂災害の犠牲者としては平成に入ってから最も多い災害となってしまいました。この場をかり、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。

さて、この土砂災害を受け、連日さまざまなニュースが取り沙汰されています。北海道においても、市町村と連携し、災害時に崩壊や土石流のおそれがある急傾斜地の土砂災害警戒区域の指定のスピードアップを図るといった報道がされていました。小樽市は土砂災害危険箇所が519か所あり、道内2番目に多い都市です。このうち、さらに調査し、住民の同意を得て指定する土砂災害警戒区域は179か所で、より危険性が高い土砂災害特別警戒区域は174か所となっています。

まず、伺います。これは道の調査が入って住民の同意を得て指定する区域指定にはまだ至っていないところが340か所あります。2006年以降、対象地域の指定を進めてきておりますが、土砂災害の警戒区域の指定はどのような基準によって行っていますか。

各警戒区域の土質はどのように把握されていますか。

道の調査が入り、区域指定に向け動いても、土地の資産価値が下がるなどの理由で警戒区域に指定できない地点が市内に5か所あるとのことですが、これまでの経過と今後の区域指定に向けた説明会の予定はありますか。

また、指定は、あくまでもハザードマップを作成し、住んでいるところが警戒区域であり、どこが崩れ、どのように崩れていくかの範囲を記し、避難場所を示すというソフト的な対応で、住民にとって区域指定によるメリットが感じられないのではないのでしょうか。区域指定をするだけでは広島のような大規模な土砂災害が発生した場合に十分ではなく、その運用が重要であると考えます。区域内の住民それぞれが日ごろから防災・危機管理意識を持ち、区域内の町会単位で災害を想定した訓練を繰り返し行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

各警戒区域の降雨量は想定されているのでしょうか。

また、深層崩壊が基本なのか、表層崩壊が基本なのか伺います。

過去に小樽市において土砂災害が発生した事例がありますが、どのような事例であったか、また、その被害状況もホームページや広報おたるなどで周知し、小樽は災害が少ない、ここは大丈夫という意識を変えていくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。防災対策は、一にも二にも、まず自分のことは自分で助ける自助が大事で、そのような意識が減災につながります。

広島での災害は、ふだんからの防災対策以外に、避難勧告の遅れなど、行政の対応が後手に回ったことにより、大きな被害につながってしまったということがあります。

内閣府は今年4月に市町村に対し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を要請したとのことで

す。広島での災害は他人事ではなく、マニュアルの作成が急がれます。現在の進捗はどのようになっていますか。

想定として、小樽市の上空に前線が張り、日本海側から雨量が供給され、1時間に100ミリとか1日に300ミリから400ミリの豪雨があった場合には、どのような災害が発生すると考えますか。

また、崖地での土砂災害発生時には、どのような人員と態勢で対応するのですか。

他市町村との連携はどのようになっているのでしょうか。

災害で発生した土砂の処理はどのように考えておりますか。

最後に、高齢化率35パーセントの小樽市では、災害弱者と言われる高齢者への対応について、特段の対策を講じる必要があります。独居高齢者をはじめ、福祉・介護施設に入所する高齢者などに対し、対策が必要です。

市では、平成25年度において、防災対策の強化として、市内9か所の社会福祉施設と協定を結び、拠点となる福祉避難所の機能確保のための備品整備を行いました。厚生労働省の福祉避難所設置・運営に関するガイドラインでは、「少なくとも、地域における身近な福祉避難所については、小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましい」とされています。今後、身近な避難所については、どのように取組を進めるおつもりでしょうか。

3項目めの質問を終了します。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、土砂災害について御質問がありました。

まず、区域の設定基準についてですが、土砂災害警戒区域は3種類の土砂災害を想定し、北海道が調査を実施し、指定しております。それぞれの基準については、急傾斜地の崩壊では、勾配が30度以上、高さが5メートル以上で崩壊のおそれがあること、土石流では、土石流の発生のおそれのある溪流において、扇形の地形の頂部から下流で勾配が2度以上であること、地すべりでは、亀裂、陥没、隆起などの地すべりの兆候が見られるなど、地すべりしている又は地すべりするおそれがあることとなっております。

また、各区域の土質の把握については、崖の高い位置を中心に目視により判断することとなっております。

次に、警戒区域に指定できない地点でのこれまでの経過と今後の説明会につきましては、これまで2度の説明会を開催し、さらに個別にも説明を行い、理解を求めているところであり、今後も説明会を開催する予定と聞いております。

次に、町会単位での訓練につきましては、本市におきましても、これまで国や北海道と連携し、土砂災害を想定した避難訓練を実施してきたところであり、今年度につきましては石山町会主催で図上訓練と実地訓練が行われる予定となっております。このような訓練は、地域の方々の災害に対する知識の習得や防災意識の向上を図り、被害の軽減につながることから、市としても、今後、他の町会などにも訓練の実施について働きかけてまいりたいと考えております。

次に、各警戒区域における降雨量の想定についてですが、3種類の土砂災害のうち、土石流のみが想定されており、百年に一度降る程度の降雨量で区域を検討することとなっております。

また、崩壊の種類についてですが、急傾斜地の崩壊、土石流につきましては表層崩壊、地すべりにつ

きましては深層崩壊を想定していると聞いております。

次に、過去に本市において発生した事例などにつきましては、近年では、平成19年4月に朝里川温泉スキー場において融雪による土石流が発生したほか、平成22年8月には低気圧による大雨で市内13か所、平成23年9月には台風12号による大雨で市内9か所において土砂崩れが発生しておりますが、いずれものり面や石垣の崩壊によるもので、人的被害は発生しておりません。

また、これらの事例の市民周知については、市のホームページで紹介するなど、注意喚起の方法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、避難勧告に係るマニュアル作成の進捗状況についてですが、本年4月に国において避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）が策定されたことを踏まえ、北海道は8月に、市町村においてマニュアルを作成する際の参考となるよう、土砂災害と津波災害に係る避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）を作成したところであります。本市におきましては、これらを参考にしながら、今年度内をめどにマニュアルの作成を進めていきたいと考えております。

次に、1時間に100ミリ又は1日に300ミリから400ミリの豪雨が発生した場合の災害についてですが、本市では過去にこのような降雨を記録したことがないことから、具体での想定は困難であります。

次に、崖地での土砂災害が発生した場合の人員体制につきましては、本市地域防災計画に非常配備の基準を設けており、災害の発生規模に応じて職員を動員することとしております。その内容は、小規模の災害や災害の発生するおそれがある場合には、関係する部署の職員が参集する第1非常配備で対応し、局地的な災害が発生している場合などは、災害対策本部の係長職以上が参集する第2非常配備としております。また、広域にわたる災害となった場合には職員全員が参集する第3非常配備態勢で対応することとしております。

次に、災害発生時の他市町村との連携についてですが、本市では平成20年6月に災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定を、平成25年3月には小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定を締結しており、これらの協定に基づき、本市で大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ各市町村から食料、飲料水及び生活必需物資の提供や必要な職員の派遣を受けることができることとなっております。

次に、災害で発生した土砂の処理につきましては、土砂処分場や遊休地へ運搬処理を行いますが、受入れ量を上回る土砂が発生した場合には、民有地の借り上げや北海道を通じて近隣市町村へ土砂の受入れを要請することで対応することとしております。

次に、身近な福祉避難所についてですが、厚生労働省のガイドラインでは、身近な福祉避難所については、小・中学校等の指定避難所の中に介護や医療相談を受けることができる空間を確保することを想定しております。本市におきましては、小・中学校においてこのような空間を確保するために、災害時用の間仕切りの整備を今年度及び来年度の2か年で行うこととしております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）

○6番（安齋哲也） 最後に、市民の交通安全について伺います。

女性4名が飲酒運転の車にひき逃げされ、3名のとうとい命が犠牲になった悲惨な事件が発生しました。大変痛ましく、悲しいニュースに憤りを感じているところです。この再発防止策として、中松市長は現場の道路の歩行者専用化を検討すると表明しましたが、調整が進まず、来年への課題持ち越しとな

っています。安全確保のため、道路の拡幅による歩道の新設も含めて協議していくとのことですので、安全対策について要望が寄せられているところです。

さて、報道では、この事故のあった道路が市道であると報道されていますが、この道路は市道認定外の管理道路という認識であったと思います。まず、この道路の位置づけ、市が管理することになった経緯をお知らせください。

国道からドリームビーチのほうへと進むと、札幌市の市道に入り、札幌市道が終わると今回の事故現場となった小樽市の管理道路となりますので、協議は2市と警察、そしてドリームビーチ協同組合など関係機関とトータル的に話し合っていかなければならないと感じています。仮に、道路を拡幅し、歩道を新設する安全対策が採用された場合、工事費用はどれぐらいで、来年度までに完成させることができるのでしょうか。

やはり住民の安全を守る観点からも、今回の事件が発生した道路だけに限らず、ほかの道路などについても、さまざまな対策を講じる必要があると思います。今回の事故を契機に、小樽市全体の道路の安全対策も問題視されているところです。市の見解をお聞かせください。

最後に、この悲惨な事件は、運転手のモラルの問題であります。行政がいくらハード的な対策を行ったとしても防げないこともあります。ハードとともにソフト対策も必要です。この事件を受けて、市の交通安全対策について、今後どのように取り組んでいかれるのか、市の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終了します。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、市民の交通安全について御質問がありました。

初めに、事故が発生した道路の位置づけにつきましては、林野庁から借り受けている海側の区間と財務省から譲与を受けた山側の区間があり、いずれも管理を始めた時点で市道の基準を満たしていなかったため、認定はしておりません。

また、管理することになった経緯につきましては、海側は、昭和40年ごろに札幌市営バスの運行開始に当たり、小樽市域であるものの、札幌市が林野庁から借り受けて管理しておりましたが、その後、バス運行が廃止となり、平成14年3月から本市が管理を引き継いだものであります。山側は、地方分権一括法の施行に伴い、平成17年3月から本市が管理しているものであります。

次に、道路を拡幅し、歩道を新設する安全対策を採用した場合の工事費用につきましては、1億円は超えるものと試算しております。

また、来年度までに完成できるかということにつきましては、道路の拡幅を伴う歩道設置となることから困難なものと考えておりますが、安全対策につきましては、ハード面だけではなく、その他の対策も含め、来季の海水浴場開設までに実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市の道路の安全対策につきましては、これまでも取り組んできているところではありますが、引き続き警察署などの関係機関と協議をしながら、今後も交通安全施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、市全体の交通安全対策につきましては、市は、これまでに警察をはじめ、交通関係団体と連携をとり、6期60日の交通安全運動をはじめ、さまざまな交通安全啓発活動を行ってきたところであります。特に、これまでは、高齢者の事故防止やスピードダウン、シートベルト着用などによる交通安全の

励行に重点を置いていましたが、今後はこれまで以上に飲酒運転根絶に向けた啓発運動に努め、市民の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

○6番(安斎哲也) 財政問題で1点だけ確認させてください。

そのほかは予算特別委員会で質問させていただきますが、財政問題の中で早期健全化基準を超えてしまうといった部分なのですけれども、どの程度苦しい状況になるかということも伺いたかったと思っております。私としては全部足した場合に、どのぐらいの実質赤字比率になるのかというのを聞きたかったところでございます。ですので、予算特別委員会がありますので、参考までにまず何パーセントなのかを示していただいて、今後、計画的に解消するという事なので、その具体的な解消方法もお聞かせいただけたらと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(小山秀昭) 先ほど市長が答弁したように、基金等からの借入れは赤字ではありません。ただ、それを仮に赤字として計算したところによりますと、実質赤字比率は13.19パーセントになります。

(「その具体的な解消というのは見えないという」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(小山秀昭) 一番大きな借入れである下水道事業会計からの借入れは、下水道事業会計の資本費平準化債の償還に合わせて返そうと思っております。そのほかの基金と水道事業会計等からの借入れにつきましては、それぞれの償還計画をつくっておりますので、それに基づいて返したいと思っております。

○議長(横田久俊) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 秋 元 智 憲

議員 中 島 麗 子

平成26年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成26年9月10日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友三	郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽一	良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	小山	秀昭	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	藤井	秀喜				
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	惠美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	消	防	長	飯田	敬							
病	院	局	長	笠原	啓仁	教	育	部	長	田中	泰彦						
病	院	局	経	営	管	理	部	長	中田	克浩							
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中田	克浩							
財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一	総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第30号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）

○4番（吹田友三郎議員） 一般質問をいたします。

初めに、私は、そろそろこのことについて取り上げる必要があると考え、第1項目にしました。

飲酒の問題についてであります。

私は酒を口にすることはできますが、アルコールを飲まないことを生き方の基本としております。全国にはアルコール中毒と言われる人が800万人を超え、重篤な人が400万人、今後、中毒患者は高齢の女性を中心に増大すると言われております。アルコールは極端に嗜好性が強く、飲酒運転などは罪の意識が全くないこと、そして続けることは明白であります。

私は、大人社会で45年、アルコールが蔓延する中でさまざまな問題を見てきました。飲めない人、飲まない人をさげすむ日本社会を奇異と感じております。よく学生たちや一般社会でもありますが、飲めない相手に対しパワハラで死に至らしめるほど飲ませることがまかり通っております。

アルコールは、麻薬の一種であります。中毒患者が医療、経済活動、そして家庭問題に膨大なマイナス要因となっておりますが、家庭内のアルコール依存症の家族については、ほとんど表に出ないある種の秘密となっており、世間に知られたくないとの考えが底流にあるものと考えております。そのような多くの家族の苦しみの解放も考えなければなりません。

このアルコールの問題は、個人の問題として捉えては無理であります。飲酒にかかわる事件・事故は、提供する企業の製造責任を問うことが必要であります。

近年、飲酒を原因とする社会問題を背景に、ノンアルコールビールなどが開発されて流通しています。

しかしながら、飲酒を好む人はアルコールを選択するため、飲酒による問題が後を絶たないのが現状です。今後、飲酒を原因とする問題が発生しないために、飲酒を好む人が選択するような、よりアルコールに近いノンアルコール商品の開発を事業者に義務づけるための法整備が早急に必要であると考えます。市長はどのように考えますか、お伺いします。

（発言する者あり）

本市におきましても、全国に一躍名を売った海水浴場の酔っぱらいによる私に言わせれば殺人事件が起きておりますが、犯罪者をいくら罰しても亡くなられた方は生き返ることはありません。本市もこのような事件を発生させない、また、アルコールを飲めない、飲まない人が安心して暮らせる小樽市をつくるためには、行政としてはどのような方策をつくることができそうですか、お伺いいたします。

今後、一般企業でも従業員の健康管理のために、飲酒、喫煙をしない人を雇用することの導入を検討するべきであり、本市も同様に検討されてはいかがでしょうか。

（発言する者あり）

夜の徘徊をやめさせ、家庭中心の生活により、健全な子育てにも寄与するものと考えます。市長の御見解をお尋ねいたします。

（発言する者あり）

(「副市長答えれ」と呼ぶ者あり)

私は、日本は戦前、戦後を通じて封建的な社会構造として、男性は仕事をし、そして夜に飲み歩き、女性は家でじっと帰りを待つというスタイルから、男女共同参画社会を生み出し、女性も男性と同じように行動形態をとるようになりましたが、これは本当に理想の人間の生き方なのか、大いに疑問とっております。

(発言する者あり)

これも一つの考えとして社会に伝えてまいります。

次に、携帯電話、スマートフォンの児童・生徒の携行についての問題であります。

現在、児童・生徒への携帯電話、スマートフォンの携行は、拡大の一途をたどっております。児童・生徒の携行によるさまざまな問題は、マスコミ等を通して大きな社会問題として取り上げられております。LINEやツイッターによる不特定多数とのつながりにより、罪を犯したり、犯罪に巻き込まれたり、大人社会の重大な犯罪の当事者となることを繰り返しております。また、相手とのやりとりの中で、誹謗・中傷・いじめとネットトラブルは際限のない問題があります。

保護者は児童・生徒への携行は簡単な連絡方法、そして安否確認の手段として使っておりますが、これを利用する児童・生徒は自宅学習の時間を相当程度持っているにもかかわらず、時間を無駄に費消し、なおかつ睡眠時間も惜しんでゲームやLINEをしております。

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問用紙調査で明らかのように、携帯電話、スマートフォンにかける時間が長いほど学力が低いことが示されております。保護者が子供の将来を真面目に考えるなら、問題となる使い方をする携帯電話、スマートフォンを所持させないという決断が必要であります。児童・生徒の成長過程において不特定多数との情報のやりとりなどは全く必要がなく、自身の学習に必要な情報は、身近な文献から調べる努力により、自身の知識として獲得すべきものであります。

児童・生徒の安全のため、現在、夜間の外出は午後6時までとなっておりますが、その実効性は担保されておりますか、お伺いいたします。

また、以降の時間、万やむを得ない場合は、保護者同伴の条件で認める規則をつくることはできませんか。

携帯電話等は、安否確認の連絡用のみの機能を持つものに限定、携行させることを教育委員会として進められないか、お伺いいたします。

児童・生徒のよりよい環境をつくることは、大人社会の義務であります。個々の保護者の判断で対応することは無理であります。行政側から一律的に規制をかけることが必要であると考えます。教育長の御見解をお伺いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長（中松義治） 吹田議員の御質問にお答えします。

初めに、飲酒にかかわって御質問がありました。

まず、アルコールによる問題が解決されるような新たなノンアルコール商品の開発を義務づける法整備についてですが、平成26年6月1日にアルコール健康障害対策基本法が施行されました。その中で、政府は法の施行後2年以内にアルコール健康障害対策推進基本計画を策定することになっており、また、

酒類の製造、販売事業者は国等が実施する対策に協力するよう努めることとされております。本市といたしましては、国においてより効果的な対策がとられるよう期待しているところであります。

次に、アルコールを飲めない人、飲まない人が安心して暮らせる小樽市をつくるための方策についてですが、市では、これまでも健康づくりの観点から、アルコールの害、楽しい酒の飲み方、アルコール依存症などに関する健康教育や健康相談を行ってまいりました。アルコールを飲めない人、飲まない人にはアルコールを無理強いしない、飲む方にはマナーを守っていただくよう、今後も周知・啓発を進めてまいります。

次に、飲酒や喫煙をしない職員の採用の検討についてですが、飲酒や喫煙については個人の嗜好の問題であり、たしなむ場合においては、法律を厳守するほか、周囲の方々に対する配慮が必要であると考えます。したがって、市職員の採用に当たっては、飲酒等をするかどうかではなく、法律を遵守し、社会的な常識やマナーを持った人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、携帯電話、スマートフォンについての御質問であります。

まず、児童・生徒の夜間の外出についてであります。本市では、校長会が各学校の教職員、小樽警察署員、青少年センター職員、指導主事などで構成する小樽市小・中学校生活指導委員会を設置し、その中で児童・生徒の校外生活の決まりについての指針を定め、各学校を通じて保護者に対し生活規律の徹底について指導をしております。この指針では、児童・生徒は夏季は6時まで、冬季は5時までに帰宅し、外出する際には保護者に行き先、帰宅時間、同伴者等を告げ、許可を得ることとしております。

小樽市教育委員会としては、児童・生徒における校外生活の過ごし方については、保護者の責任において行うことを基本に指導しておりますが、各家庭の状況によってその対応に相違がありますので、今後、関係機関等と連携し、指針を守るよう指導の徹底を図ることといたします。

なお、教育委員会としては、児童・生徒の帰宅時間などについて条例・規則などで一律に規制することは難しいものと考えております。

次に、携帯電話等の携行に関する規制についてであります。本市における児童・生徒の携帯電話などの使用については、他都市と比べて所持率が高く、使用時間が長い状況にあることから、一昨年から児童・生徒や保護者に対し夜10時以降は携帯電話などを使用しないとする携10運動の取組や情報モラル教室を実施するとともに、教職員や保護者に対してネットパトロール体験会を開催するなど、適切な使用などについて働きかけを行ってまいりましたが、今年度の全国学力・学習状況調査においても携帯電話等の利用時間は依然として改善が進んでおらず、危機的な状況であると認識しております。教育委員会としては、現在、児童・生徒、保護者、学校が一体となった取組を行うため、購入時のフィルタリングの設定や日常の管理のあり方など、具体的な行動の指針の作成に向け、校長会と協議を進めておりますので、直ちに条例又は規則などで一律に規制することは考えておりません。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) まず、飲酒の関係ですけれども、今、市長から答弁していただきましたが、私はこれからの人たちのためにそういう喫煙とか、飲酒をやらない形で世の中をつくっていくためには、今後そういうことをやったほうがいいのかということと提案をさせていただいているのですけれども、このあたりのところについて、やはり今飲んで飲んでいる方々に何とかというのは難しいと思うの

ですが、これからやる方々についてはそういう形になっていただくような方策というのは、やはりある部分考えていかなければだめではないかなと私は考えているのです。だから、アルコールを飲まないと大人ではないという言い方をする人もいるのだけれども、そうではないと考えていまして、だからそういう意味で何かそういう部分の考え方を少し取り入れながら、今後のそういうことに若い人たちのためにやっていただくというのはどうかと考えています。

それから、携帯電話の関係ですけれども、そういうさまざまなことができる携帯電話ではないものを持っていただくという感じのことを積極的にやっていただくようなことはできないのかなと。今のところさまざまなことができるものを親が差し上げているから、そうならないようにするためのことをもう少し教育委員会がしっかりと保護者に対してそういうことを伝えながらこういう方向に持っていきような、基本的に誰かが持っている、それは無理なのです。あの子が持っているからという話になってしまう。だから、やはりこの部分はこれから子供たちが大人になるための階段を上るためには、そういうことをさせないということを保護者も一緒に合意しながらやっていくということが大事なので、その辺のところをもう少し積極的な形で対応できないのかなと、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 吹田議員の再質問にお答えいたします。

飲酒の関係でございますが、飲酒が全てだめだということになると私もちょっと罪の意識を感じるところでございますが、これからの人に喫煙、飲酒をやめさせるということとなりますと、やはり先ほど市長が答弁したように個人の嗜好の問題でございますので、それをとめるということは難しいのかなと思っております。要するに、答弁のとおり法律を遵守するかどうかの問題でございますので、そちらに重点を置いて採用等については考えていきたいと思っております。それから度が過ぎるとなるとそれはやはり注意していかなければならないのかなとは思いますが、飲酒についてもコミュニケーションの面などメリットが結構ありますので、そこら辺のところは御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 携帯電話、スマートフォンの所持ということについてでありますけれども、まずはやはり携帯電話がなぜ必要なのかということを保護者と子供たちで十分に議論した上で、その利用目的を明らかにした上で、携帯電話を持つ、持たないの判断をしてもらい、そういうことも必要だと思いますので、現在、校長会と携帯電話、スマートフォンの使い方などについて協議をしておりますので、その場の中で持つときにどのような利用の仕方をするかを明確にした上で、所持するという事も含めて検討してまいりたいと考えています。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

○4番（吹田友三郎議員） ぜひ、この辺のことはさまざまな形でございますので、そういう中で御検討をいただければと思いますので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（横田久俊） 吹田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 一般質問をします。

J R南小樽駅のバリアフリー化に向けた取組について質問します。

今年の第2回定例会で、新谷議員も取り上げていますが、その後も地域の住民からは何とかしてほしいとの声が強くなっています。

私は、2011年第2回定例会、12年第3回定例会、13年第2回定例会で、南小樽駅のバリアフリー化に関して質問を繰り返してきました。その後、法律なども変わっていますので、また違う角度から質問をいたします。

最初に、バリアフリー化に対しての都道府県の補助について伺います。

昨年の第2回定例会で、バリアフリー化に対する都道府県段階での支援についての再質問に対して、引き続き研究していく旨の答弁を行っています。その研究の内容についてお答えください。

北海道の場合、J R駅舎でバリアフリー化が未実施の駅が14駅も残されているのに、独自の助成制度を設けていません。これはバリアフリー法や1997年に北海道が制定した北海道福祉のまちづくり条例に反しています。バリアフリー法第5条は、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定め、北海道福祉のまちづくり条例第11条の3では「道は、障害者、高齢者等の外出時の円滑な移動に資するため、移動手段の確保の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあります。このような法律や条例に即して北海道は、駅舎のバリアフリー化の助成制度をつくり、駅舎のバリアフリー化をもっと積極的に進めていくことが求められていると思いますが、市長の見解を示してください。

次に、J R北海道との協議についてお聞きします。

2009年9月に国土交通省が行った鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況についての調査によると、J R小樽駅の場合、2010年度にエレベーターの設置が検討されていました。ところが、市とJ R北海道との話合いがつかず、設置とはなりません。このときには、具体的な費用の負担割合と額についてはJ R北海道側から示されていたのでしょうか。

また、J R北海道からエレベーター2基の設置の話があってから結論までの期間はどのくらいで、協議は何回行われ、設置に至らなかった理由も含めて説明してください。

第2回定例会の新谷議員の質問には、J R北海道との話合いにおいてJ R北海道側からまだ計画を示せないとの説明を受けたと答弁をしています。説明を受けて小樽市としてはJ R北海道にどのような要望をしているのでしょうか、お答えください。

バリアフリー法の基本方針では、1日の平均利用者数3,000人以上の駅舎は2020年度までにバリアフリー化を行うとしています。来年度の計画はありませんから、あと5年しか残されていません。2010年に小樽駅でのエレベーター設置が見送られたように、5年間で3駅のバリアフリー化の計画をJ R北海道が出してきて、小樽市の財政で応えていけるかどうかです。駅舎のバリアフリーの費用にもよりますが、南小樽駅についてJ R北海道が計画を出したときに、小樽市として基本的に補助金を出す方向になるのでしょうか、お答えください。

次に、バリアフリー基本構想についてお聞きします。

昨年、成立した交通政策基本法の第17条には、国は、高齢者、障害者、妊産婦などが日常生活や社会生活上円滑に移動できるように必要な施策を講ずると位置づけられ、引き続きバリアフリー化を推進していくことが明記されています。また、第6条には、行政と事業者だけでなく、住民などとの連携が定められています。バリアフリー基本構想もそうですが、住民参加で計画を作成することが重視されています。今年の6月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律においても、利用者

を含む協議会の設置が位置づけられています。これはまちづくりを住民参加でつくっていく小樽市が定めた自治基本条例の精神ともかみ合うものです。基本構想の作成目的の一つは、公共交通特定事業計画の認定を受けることで、地方債の特例があるという点にあります。住民参加のまちづくりという点からも、基本構想の作成は必要だと考えますが、市長の見解を示してください。

基本構想を作成することになると、どの程度の日数と経費を要すると考えているのでしょうか、お答えください。

バリアフリー基本構想を作成する場合、原則として生活関連施設のうち、特別特定建築物が三つ以上とされています。ですから、南小樽駅のバリアフリー化と小樽駅のバリアフリー化を一体にした基本構想とし、堺町通りや運河なども含めたエリアでのバリアフリー基本構想を提案します。市長の見解を示してください。

最後に、南小樽駅のバリアフリー化に対して、市としてさらに積極的な取組を求めます。

今年の12月には新市立病院が開院することは、既に決まっています。地域の要望で病院開院までに駅のバリアフリー化を求める強い声がありました。

昨年成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、第5条で行政機関や事業者に対して社会的障壁の除去の実施について必要な環境の整備に努めることが定められています。

このように、私が2011年第2回定例会で取り上げてから幾つかの法律ができて改正され、バリアフリー化への地方自治体の役割はますます大きくなっています。しかしながら、小樽市の答弁は一向に変わる気配が見えません。

バリアフリー法の第1条には、高齢者や障害者の利便性と安全性を向上することによって、公共の福祉の増進に資することを目的とするとあります。なぜ国が補助を出すかといえば、バリアフリー化の事業は地方自治法第1条の2に掲げられている「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあるように、事業者任せではなく地方自治の本旨に基づいて行われるべき事業だということです。

市として積極的に駅舎のバリアフリー化の促進をJR北海道に働きかけるべきではないですか、お答えください。

また、JR北海道は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が全株を保有しています。ですから、バリアフリー法の国の責務からも、JR北海道のバリアフリー化は国の責任も重大です。国に対してもJR北海道に駅舎のバリアフリー化の整備計画を早期に示すよう働きかけるつもりはありませんか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 小貫議員の御質問にお答えします。

JR南小樽駅のバリアフリー化について御質問がありました。

まず、鉄道駅のバリアフリー化に対する補助につきましては、補助金交付要綱を持つ八つの県について調査を実施しております。その結果、補助対象事業には全ての県がエレベーター設置を挙げており、このほかにエスカレーターや障害者対応型トイレ等の整備を加えている県が7県ありました。また、市町村を補助対象としている県は7県で、補助率は市町村が鉄道事業者に補助する額の2分の1以内で、

かつ補助対象経費の6分の1以内としている県が4県となっております。

次に、北海道による独自の助成制度の創設につきましては、J R北海道が国から補助を受けて駅のバリアフリー化を進めていく場合は、補助対象経費のうち国からの3分の1の補助を除く残り3分の2について事業者と地元が協議して負担割合を決めることとなっており、市の財政的な影響を考えますと、北海道に地元への支援について要請していくことが必要と考えております。

次に、小樽駅へのエレベーター設置に関する協議経過につきましては、平成20年7月にJ R北海道からエレベーター設置について市の補助が可能であるか打診がありました。この際、事業費は示されておりましたが、市の負担割合は3分の1でありました。その後、平成22年5月までの約2年間にわたり7回協議を行いました。本市は財政上非常に厳しい状況にあったことや、車椅子対応のエスカレーター設置に対して既に市の補助を出していたことから、将来のエレベーター設置に向けて、引き続き協議を進めていくこととしたところであります。

次に、市がJ R北海道に対して行っている要望につきましては、現在、J R北海道が市内3駅の駅舎バリアフリー化の検討を進めていると聞いておりますので、できるだけ早く本市にその概要を示していただきたい旨の要望をしております。

次に、南小樽駅バリアフリー化への市の補助金拠出につきましては、J R北海道から具体的な計画等が示された段階で、小樽駅や銭函駅の計画等も踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、バリアフリー基本構想の必要性につきましては、バリアフリー法でも基本構想を作成する場合には住民参加と意見の反映について必要な措置を講ずることとされておりますが、基本構想の作成につきましては、今後、J R北海道から具体的な計画等が示された段階で適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、基本構想の作成に要する期間と経費についてですが、まず期間につきましては、国土交通省が平成25年3月に行った調査によりますと、6か月から1年が53パーセントと最も多くなっております。また、作成に要した費用は、他自治体の例によりますと、業者に委託する場合は4ないし500万円程度となっております。

次に、南小樽駅と小樽駅のバリアフリー化を一体にした基本構想の提案につきましては、基本構想の作成は、今後、J R北海道から具体的な計画等が示された段階で判断したいと考えており、構想の作成が必要になった場合は、駅舎などの特定旅客施設のほか、官公庁施設や福祉施設等の特別特定建築物の配置等を踏まえ、適切なエリアを設定したいと考えております。

次に、南小樽駅のバリアフリー化の促進に関するJ R北海道への働きかけにつきましては、J R北海道とはこれまでも情報交換の中でバリアフリー化の検討状況の確認や市民要望の伝達等を行ってきており、引き続きバリアフリー化に向けて協議を継続していきたいと考えております。

次に、J R北海道の駅舎バリアフリー化に関する国への働きかけにつきましては、国は平成23年3月31日にバリアフリー基本方針を改正し、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅については、平成32年度までに原則として全てについてバリアフリー化するとしております。この基本方針に沿ってJ R北海道は検討を進めていると聞いておりますので、市から国への働きかけを行うことは考えておりません。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫元議員) 再質問いたします。

本質問でも取り上げましたけれども、2011年以降この問題を取り上げてきているが、小樽市としての

基本的な答弁は一切変わっていないのです。私は毎回視点を変えて質問しているつもりで、2011年のときは、市民要望や病院建設の状況から必要ではないかということを行いました。2012年のときは、北海道に費用負担又は国の支援の拡大を求めてきました。昨年は、バリアフリー法にのっとり基本構想の作成を求めました。その後、本質問でも取り上げたように、交通政策基本法が成立しました。そして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律も改正になったと。このように地方自治体が公共交通に対して果たしていくべき役割というのが高まってきていると。そういう動きを踏まえて、ぜひ答弁をいただきたいかと思えます。

加えて、紹介したうちの一つの障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の第7条や第8条では、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的な配慮の実施について規定されていて、国や地方自治体は義務、事業者に対しては努力義務となっているわけです。しかし、この事業者の行為に対しては、事業者が適切に対応するために必要な指針を国が策定し、勧告することも定められていると。この法律というのは、障害者の差別全般に適用になる法律なのですけれども、この移動環境の改善にも適用されるということが期待されているところです。そういう時の変化があって行ったというのが今回の質問だという大前提を、まず押さえていただきたいと思います。

そこで、再質問の1点目は、多くの都道府県で駅舎のバリアフリー化を促進するための補助制度を設けています。先ほど八つの県について調査をしたと言っていましたが、国土交通省が行った鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況についてという状況の報告書の中では、2010年度の段階で21の都道府県が具体的に補助を行っていました。そういう中で、段差解消に向けた意思がないと答えた都道府県というのは八つで、その一つに北海道が含まれていると。これは小樽市というよりも北海道が、このバリアフリー法で定めている地方公共団体の責務から逸脱していると思えます。

そこで、この間1日の平均利用者が5,000人以上の駅のバリアフリー化が進められてきたわけですが、その多くは政令市である札幌市であって、やはり財政運営というところで言えば全然違うわけです。3,000人以上ということになると、帯広市、釧路市、恵庭市、小樽市といった地方の都市になります。今の北海道の姿勢というのは、事業が決まってから補助を出すかどうかを決めるという無責任な対応です。これではやはりバリアフリー法に則してバリアフリーの促進に努めているとは言えないと思えます。やはりこの条例の問題又は札幌市との違いを明確にして、北海道に対して市から積極的に助成制度を実現するよう繰り返し求めていくことが必要だと思います。これについて一言お願いいたします。

2点目ですけれども、2010年度までに5,000人以上の利用客がいる駅舎のバリアフリー化を目指してきたわけですが、2005年度から2008年度でバリアフリー化された駅はJR北海道の中で1駅、2009年度に3駅、2010年度に4駅と、つまり目標年度前後にまとめて実施されているというのが実態です。これが自治体について一つの駅だったら構わないのですが、小樽市の場合、三つの駅があると。このように今後いきなり目標年度の2年前とか1年前という段階でJR北海道が計画を出してきた場合に、これでは小樽市として実際に2010年にそういうふうになったように、対応できないという返答にまたなってしまうのではないかと。

だから、先ほど早めにJR北海道に対して計画を立ててほしいということを要望しているという答弁がありましたけれども、やはり解決するためにはJR北海道が早めに計画を立てるか、小樽市が基本構想を作成していかないと、短期間での支出となって、その支出に応じての事業になってしまって、結果、不十分な事業になってしまうのではないかとこのように思えます。

そこで、この間のJR北海道との話し合いの中で、まずJR北海道は本当に2020年度までに行おうとしているのか、そういう感覚はつかめているのかどうか。2010年のときに小樽駅において断っている

ということですが、同様のことが今回起きることはないのか、その辺が心配なのですが、どうでしょうか。

3点目は、2010年のときに2年にわたって7回も交渉を行ってきたということなのですがけれども、私が調べた限りでは、議会には報告がなかったのではないかと思うのです。これについては、今後、具体的な協議をした場合は議会にしっかり報告するの点をお聞きして、再質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） まず、1点目の道への支援要請についてですけれども、どういった施策をとるかというのは北海道の判断と考えておりますが、先ほども言いましたけれども、本市の財政状況等を考えますと、北海道への要請というのはやはり必要だと思いますので、今後そういった形をとっていきたいと考えてございます。

それから、3駅同時で大丈夫かという御質問につきましては、平成22年のときはエレベーター、エスカレーターの関係等がございまして、若干状況は違いますけれども、JR北海道で整備計画を現在作成しており、それを早く示すようにこちらをお願いしているところでございますので、バリアフリー化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それと最後に、議会報告はするのかという話ですけれども、JR北海道との協議の内容にもよりますけれども、できるものであれば、形は別にしても報告をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 2点目の感覚というか、市の基本計画、それからJR北海道が計画を早めに行おうとしているのかという感覚はつかめているのかという問いかけがあったのと、それから2010年と同様のことが起きる心配はないのかという、そういう具体の質問だったと思いますけれども、どうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） まず、感覚につきましては、当然やるということを前提に、現在、事業計画を作成していると聞いておりますので、そのように感じております。

あと、2010年のときのようなということについては、先ほど答弁したとおりでございまして、そのときと現在の小樽市とJR北海道の関係も若干違いますけれども、我々としてはバリアフリー化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

○7番（小貫 元議員） 再々質問いたしますけれども、やはり根底にはJR北海道が計画を出してこないことには何ともしがたいという姿勢が変わらずあると思うのです。そこがJR北海道任せでは、私はこの問題は早期に進む見込みがないのではないかと。2020年までにバリアフリー化を実施するというふうになった場合に、先ほどから言っているように、財政的には単年度の負担を徐々に減らしながらやっていかないと対応できないわけですから、そういう点で私は、再質問の中でも言いましたけれども、基本構想をやはりつくる必要があるのではないかと思うのです。

それで、自治基本条例の第8条には、「市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。」と。やはりこういう方向性を打ち出しているわけですから、住民の自治という基本のところからも作成の方向で私は進めるべき

ではないかなというふうに思いますので、この点についてお答えいただきたいのと、もし検討されていたらでいいのですけれども、先ほど基本構想の問題でどういった範囲でというのも取り上げていたのですが、仮に南小樽駅周辺だけでということになると、特別特定建築物というのはどのようなところが考えられるのか、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） まず、バリアフリー化につきましては、繰り返しになりますけれども、事業主体はJR北海道であるということであります。しかし、小樽市としてバリアフリー化には取り組んでいかなければならないということは十分認識しておりますので、今後ともJR北海道と十分協議をしながら対応していきたいと、そのところは変わっておりません。

それと、基本構想をつくるというのですけれども、必ずつくらなければならないという義務化ではございませんが、万が一つくる場合には広範な方の意見を聞きながらつくっていかなければならないという中で、特別特定建築物といいますと病院ですとか公共の施設、そういったものが考えられると思います。

○議長（横田久俊） 小貫議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 一般質問をいたします。

フッ化物洗口について質問いたします。

日本におけるフッ化物洗口は、昭和45年に新潟県弥彦村において地域歯科保健施策の一環として導入され、歯科医師会、行政、施設及び学校の関係者の協力を得て、全国各地に拡大、普及し、40年以上が経過してきたということですが、NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議による平成24年3月末調査によれば、全国1,742市区町村のうち799市区町村、45.9パーセントでフッ化物洗口が実施されており、8,500以上の保育所、幼稚園、学校などで89万人以上の子供たちが集団フッ化物洗口に参加しているということです。

また、世界の動向としては、1946年のピペイの実験、1960年のヴァイツの実験などにより、虫歯予防に有効性があるとされて以後、諸外国において次第に実施されるようになり、1969年、WHOは、加盟国に対してフッ化物応用の推進勧告を行い、それ以降、世界中でのフッ化物応用の普及が図られており、ブリティッシュ・デンタル・ジャーナルによると、2001年には世界の72カ国で1億人がフッ化物洗口を利用していると報告されています。

さて、北海道の状況ですが、児童・生徒の歯の健康状況は、全国と比較して虫歯のあるものの割合が高く、1人当たりの平均虫歯本数も多いなど、健康課題の一つとなっています。このため、道教委では道保健福祉部や歯科医師会などと連携し、学校などにおけるフッ化物洗口を推進してきました。

その結果、平成26年3月末現在で、保育所、幼稚園、小学校又は中学校においてフッ化物洗口を実施している市町村は159市町村となったものの、市町村内の全ての保育所、幼稚園、小学校及び中学校で実施している市町村は24市町村、小学校での実施は114市町村、405校、中学校での実施は37市町村、74校にとどまっており、いまだ十分な状況とは言えません。

我がまち小樽の状況はどうでしょうか。これまでの議会での質疑、答弁から、フッ化物洗口を導入す

るという方向性は確認しておりますが、フッ化物洗口推進のそもそもの根拠をまずはお示してください。

また、小樽の児童・生徒の虫歯の実態をお知らせください。

例えば、12歳児の1人平均虫歯数を全国、全道との比較、また、先進国との比較ではどうなのか、できるだけ具体的な数値でお示してください。

また、虫歯発生の要因とフッ化物洗口も含めた、より効果的な虫歯予防法をお示してください。

このフッ化物洗口には反対意見も存在します。東京都世田谷区の市民団体からの申立てを受けて、昭和56年11月、日本弁護士連合会は、むし歯予防へのフッ素利用に関する意見書を公表いたしました。結論として、「わが国のフッ素利用の現状には、（一）本来任意であるべきであるにもかかわらず事実上強制にわたる方法で実施されているところがあること（二）フッ素の管理、調査、使用が専門家の指揮・監督の下で行われていない場合があること（三）フッ素に関する情報が公平に提供されていないこと（四）有効性、安全性についての追跡調査が全く行われていないこと等の重要な問題点があるので、厚生省および各地方自治体は、以上の問題点について速やかに調査・検討し、改善措置を講ずるべきである」というものであります。その後、平成19年に再び前記市民団体から日本弁護士連合会に対し、集団フッ素洗口・歯面塗布の中止を求める人権救済申立てがなされ、改めて調査検討、平成23年1月21日付けで集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書を公表、結語において次のように述べています。「当連合会は、1981年（昭和56年）の意見書において、事実上の強制、薬剤管理、情報提供、追跡調査等の問題を指摘して改善措置を求めたが、何ら改善措置が図られないまま、ガイドライン等を契機に、政府及び自治体によって、集団フッ素洗口・塗布の普及推進が図られており、自己決定権、知る権利及びプライバシー権の侵害の状況及び政策遂行上の違法の疑いを放置することは、もはやできない。よって、当連合会としては、上述の諸問題を踏まえ、医薬品・化学物質に関する予防原則、公衆衛生政策における基本的人権の尊重の観点に鑑み、集団フッ素洗口・塗布を中止することが相当と思料し、冒頭記載の意見を述べる次第である」というものであります。これに対し、専門学会・機関の見解が示されましたが、その内容についてお知らせください。

また、教育長としてのお考えをお示してください。

次に、フッ化物洗口に向けた一般的な手順を御説明ください。

小樽市においては現在まで学校長を対象にした研修会、8月29日には市内各校教職員を対象にした講習会が開催されていますが、研修会で出された質問、疑問や不安についてお知らせください。

マンパワーをどうするのか、財源をどう確保するのか、道の財政支援はどのような形になるのか、とりわけ小樽の場合は意思決定を明確にすることが肝要かと思いますが、いつ、どのタイミングで実施決定をするのか、フッ化物洗口の具体的導入案について最後にお尋ねして、質問を終わります。

再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 中村議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、フッ化物洗口について御質問がありました。

初めに、フッ化物洗口推進の根拠についてですが、道や道教委は、厚生労働省が平成15年1月に示したフッ化物洗口ガイドラインや昭和60年3月に示された政府見解、平成21年6月に公布・施行された北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例、平成25年3月に道が策定した北海道歯科保健医療推進計画、平成25年3月に道教委が改定した北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）などに基づき、

学校施設におけるフッ化物洗口を推進しております。

次に、小樽の児童・生徒の虫歯の実態についてですが、12歳児の平均虫歯数は、平成23年度では全国平均が1.20本、全道平均が2.05本のところ、本市は1.85本となっております。先進国との比較では、調査年度が異なりますが、12歳児の平均虫歯数が少ない国は、デンマークが平成20年度で0.7本、イギリスが平成16年度で0.7本、オランダが平成14年度で0.8本、スイスが平成21年度で0.8本、スウェーデンが平成20年度で0.9本などであります。

次に、虫歯の発生要因とフッ化物洗口を含めたより効果的な虫歯予防法についてですが、まず虫歯の発生要因は三つあり、一つ目は甘い食べ物や飲物に含まれる糖分、二つ目は歯の表面に歯垢となって付着する虫歯菌、三つ目は虫歯に弱い歯の質であり、この三つの要因がそろったときに虫歯が発生すると言われております。予防法としては、甘味の適正摂取、歯垢を除去するための歯磨きの励行、歯質を強くするためのフッ化物洗口などフッ化物の利用であり、これらを組み合わせることが最も効果的であるとされております。

次に、日本弁護士連合会の意見書に対する専門学会・機関の見解についてですが、一般社団法人日本口腔衛生学会では、WHOのほか、世界の150を超える医学・歯学・保健専門機関によりフッ化物の虫歯予防方法は安全で最も有効な公衆衛生的方策であると合意されていること、フッ化物洗口に際して飲み込まれるフッ化物は少量で、1日の適正摂取量以下であり、安全性は高いこと、学校等において行われるフッ化物洗口は事前説明がなされ、保護者の希望を基にすることを明記したガイドラインに沿って実施されるため、学校保健管理の一貫として国際的にも広く認められていることなどの見解が示されております。

次に、専門学会・機関の見解について私の考え方ではありますが、フッ化物洗口については、さまざまな意見がありますが、WHOをはじめとする世界的な医学、歯学に関する関係機関がフッ化物洗口を推奨し、また厚生労働省や日本歯科医学会などの多くの専門機関や団体によって有用性と安全性が認められていることから、フッ化物洗口は虫歯予防の有効な手段の一つであると考えております。

次に、フッ化物洗口に向けた一般的な手順についてですが、道教委が示している一般的な手順としては、まず市町村教育委員会において実施を決定し、実施に至るまでのスケジュールなどを決め、その後、教職員や保護者への説明を経て、実技研修会を開催します。次に、学校歯科医師から学校長宛てにフッ化物洗口液の濃度、必要量、回数などについて指示書を発行し、同時に学校歯科医師から薬剤師へ薬剤の計量、分包などを依頼する指示書を発行することになります。学校では児童・生徒に洗口を始める前に真水でうがいの練習を行い、その上でフッ化物洗口を実施する運びとなります。

次に、研修会で出された質問などについてですが、8月29日に開催した教職員を対象にした講習会では、フッ化物洗口についてアレルギーの心配はないか、斑状歯になる可能性はないか、洗口液を飲んでも影響はないかなどの質問がありました。講師の歯科医師からは、フッ化物は自然界に存在するもので無機質であり、アレルギーの原因物質になる可能性は低いこと、理論的には斑状歯になることはないこと、誤飲についても1度に7人分を飲み込まなければ影響がないことなどの説明を行ったところであります。

最後に、フッ化物洗口の具体的導入案についてですが、本市ではこれまでフッ化物洗口の実施に向けてフッ化物洗口を実施している幼稚園の保護者へのアンケート調査を行うとともに、校長を対象とした研修会や教職員を対象とした講習会を実施してきました。今後は、保護者を対象とした説明会を開催し、理解、啓発を図るとともに、フッ化物洗口を実施するに当たって洗口液の調合の仕方、校内体制の整備、道教委の支援制度の活用などについて検討を進め、教職員や保護者の一定の理解を得た上で、早期に実

施する方向で校長会と協議を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

○3番(中村岩雄議員) 実施決定は早期にということなのですが、具体的な時期というのはまだ今ここで示してもらうことは難しいですか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 実施するまでの間に保護者の理解でありますとか、教職員の理解でありますとか、一定の理解が得られた段階で早期に実施したいということなので、その辺の手順を踏んだ上で実施時期については、今後、検討したいと。さらに予算的なこともありますので、その辺の时期的なことも含めて、今後、実施する方向で精力的に協議を行うという状況でございます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

○3番(中村岩雄議員) 詳細につきましては、予算特別委員会でやりますので、終わります。

○議長(横田久俊) 中村議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時30分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

(「ゆっくりやってくれよ」と呼ぶ者あり)

○15番(濱本 進議員) 一般質問を行います。

初めに、8月29日に行われた定例記者会見において中松市長は、来年4月の市長選挙に再選を目指し、立起する決断をしたとの新聞報道などがありました。中松市長の出馬表明を一日千秋の思いで待っていた自民党議員として、そして1人の市議会議員として、市長の決断に最大限の敬意を表するとともに、微力ではありますが、市長の再選の実現のために行動していきたいと考えております。これからは今まで以上に、再選を望む多くの市民、そして多くの議員と、よりきずなを深め、さらに広げていくことが必要不可欠であり、かつ再選への王道であると確信しています。今後は心技体を整え、さらに高め、残された8か月弱の任期を全力で全うすると同時に、再選に向けても全力投球されることを大いに期待しております。市長が今回の決断に至った心情などについてお聞かせください。

さて、市長は、定例記者会見において平成23年の市長選挙の際の公約について、そして27年度以降の市政の課題について言及されています。改めて、平成23年4月から現在までの市政への認識、そして27年度以降の政策課題についての御認識を、市長のまちづくりに対する三つの基本姿勢、七つの重点公約を踏まえながら伺います。

私は、今回質問するに当たって、市長の公約パンフレットを改めて読み直し、今さらながらに、さすがに民間出身であるがゆえに真の経営の意味を理解している市長であると再認識いたしました。釧路市長は、平成24年2月に策定した釧路市都市経営戦略プランの前文の冒頭で、市長は市政の最高経営責任

者であると明言しています。私は、最高経営責任者の使命は、経営理念を明確にして、理念を実現するための戦略、戦術を策定することだと認識しています。

(「経営と違うぞ」と呼ぶ者あり)

この認識を前提に、中松市長の公約パンフレットを読んだとき、市長の三つの基本姿勢はまさに経営理念であり、そして5項目のまちづくりの基本目標それぞれは経営目標、経営戦略であり、さらに4年間にすべき七つの重点公約は、経営目標、経営戦略の優先順位を明確化し、より具体化した経営戦術であると今さらながら認識させていただきました。それゆえに、中松市長は、真の経営を理解している最高経営責任者であると再認識をいたしました。市政の最高経営責任者の自覚を、そして使命を間接的にこのパンフレットで表現したものと確信しています。私の認識に対してどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

市長は、平成23年4月に就任して以来、現在まだ任期途中ではありますが、今までに幾多の困難を乗り越え、本年12月1日に開院する新市立病院、企業誘致、クルーズ客船誘致、グランドホテル・丸井今井跡地の再開発、自治基本条例の制定などの多くの成果を上げられてきたのは誰もが認めるところであります。この3年4か月をどのように総括されますか。七つの重点公約、そして5項目の基本目標それぞれを踏まえてお聞かせください。

P D C Aサイクル、計画、実行、評価、改善という概念があります。市長の公約はまさに、P、計画であり、この3年4か月、着実に、D、実行をしてきました。これからは2期目に向けての政策課題を整理する上でも、C、評価、そして、A、改善の作業が必要であると思います。市長は、今後、評価、改善の作業にどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

近年、自治体経営、都市経営とよく言われますが、企業経営との違いは、企業経営は利潤の獲得を目的としているのに対して、自治体経営、都市経営は、その運営に当たって、どの政策や課題に重点を置き、どのように限られた予算や人材などの資源、資本を適切に配分して効率的、効果的にかつ公共性を担保しながら市民の幸福、福祉という成果を得られるようにすることとされています。公共性と効率性は部分的には相反することもあります。市政の最高経営責任者である市長には、公共性と効率性の調和を実現するとともに、政策の優先順位を決める経営判断が常に求められています。

現在の小樽市が直面している課題は、人口減少、市内経済の活性化、さまざまな公共施設の老朽化対策、耐震化対策、財政の健全化など多岐にわたっています。市長は今後どのような観点でこれらの課題に対して経営判断をされていくのか、お聞かせください。

昨年12月に、市長公約であり、小樽市総合計画に記載されていた自治基本条例が制定されました。今年度はこの条例が広く市民に認知されるための年度であると思います。現在までに、どのような取組がされてきたのか、お聞かせください。

あわせて、どの程度市民に認知されているとお考えなのか、また、さらに認知度を高めるための取組をどうお考えなのか、お聞かせください。

市民に対してこの自治基本条例の認知を広げ、定着させるとともに、この条例を根拠とした政策を策定し、実行するためには、専門の部署を新年度に新設する必要があると認識していますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

自治基本条例第18条は、「市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます」と規定しています。人材は目的を達成するシステムである組織の大切な資源であるからこそ、市政の目的を、政策を確実に効果的に、そして効率的に実現するためには、人材の育成は組織の必須条件であると言われています。市長

は今後どのような人材育成をお考えなのか、お聞かせください。

あわせて、職員の皆さんの意識、モチベーションをどのように高めていくのか、お聞かせください。

次に、クルーズ客船誘致に関連して伺います。

小樽港は伏木富山港及び京都舞鶴港と共同で日本海側拠点港の背後観光地クルーズ部門に国土交通省から選定されました。その後、クルーズ客船誘致を実現するために、市長を先頭に、船社をはじめ旅行代理店など、さまざまな方面に働きかけた結果、本年は約40隻の入港が予定されていると聞いています。

初めに、どのような誘致活動を行ってきたのか、具体的にお聞かせください。

クルーズ客船の誘致は、小樽港の利用促進、市内経済への波及効果、そして究極的には国際観光都市の実現に寄与するものと理解しています。市内経済への波及効果についてどのように分析されているのか、具体的にお聞かせください。

次に、第6次小樽市総合計画に関連して伺います。

第6次総合計画は、平成21年4月から31年3月までを計画期間として策定され、同時に平成21年4月から26年3月までの前期実施計画が策定されました。中松市長は、前期実施計画の後半3年間、市長として計画を実行してきました。そして、昨年12月に第6次総合計画中間点検報告書が作成され、これを踏まえながら、後期実施計画が作成されました。

初めに、市長は、この中間点検報告の内容に対して、どのような所感をお持ちなのか、お聞かせください。

前期実施計画には、事業実施年度、総事業費の記載がありますが、中間点検報告書には執行された事業費の記載がありません。なぜ記載されなかったのか、お聞かせください。

中間点検報告書を踏まえて後期実施計画が策定されていますが、前期実施計画との差異はどこにあるのか、お聞かせください。

例えば、前期実施計画の上下水道、「(4)資産や資源の有効活用」の事業概要の記載内容は、「水道施設の中にある近代化遺産や下水終末処理場の施設処理能力の有効活用を目的とした関係機関との調整」であるのに対して、後期実施計画の記載内容は、「水道施設や下水道施設の有効活用を推進」と、差異があります。この違いの意味をお聞かせください。

近年、水道施設の有効活用の事例として注目されているのは、地方自治体が上水道施設を利用して、再生可能エネルギーである水力を利用した発電システムの導入事例があります。取水施設から浄水場の間、そして浄水場から配水池の間に発電設備を設置して、年間を通して安定した発電を行っていると言われています。小樽市においても導入は十分可能と認識していますが、導入に当たって検討する課題や他都市の事例を踏まえて、お考えをお聞かせください。

次に、街路灯助成事業についてお聞きします。

本年5月に市議会が実施した市民と語る会において、町会などが所有する街路灯の電気料金が町会の財政を圧迫している現状について切実な報告、そしてLED電灯への転換要望がありました。本年6月の第2回定例会においても、市民と語る会の要望を踏まえて、さまざまな質問がされました。

市長は、LED電灯の設置に前向きな答弁をしていたと認識していますが、市内全域にLED電灯を設置するには、財源はもとより、解決しなければならない幾多の課題があると理解しています。解決しなければならない課題についてお聞かせください。

あわせて、LED電灯設置の制度設計についてその進捗状況、制度内容についてお聞かせください。

次に、人口対策について伺います。

この8月に、市長はじめ関係部長職などで構成された人口対策庁内検討会議が設置されました。人口

減少の基本的原因は、出生数の減少、死亡数の増加、転入の減少、転出の増加であり、それぞれに要因が存在しています。対策を講じるためには、現状を正確に把握して分析、解析を行うことが前提であると認識しています。この前提条件を担保するのは、一つの部、一つの課では不可能であり、この人口対策庁内検討会議を設置した市長の判断は、自治基本条例第23条の精神にも合致しており、これを支持するものです。ぜひとも充実した会議となるよう期待しています。市長のお考えをお聞かせください。

次に、除排雪について伺います。

冬季における除排雪は、市民の暮らしと安全を守る上で重要な市の事業であります。しかしながら、限りある財源の中で、特に生活道路においては、言うなれば100パーセントの市民の満足を得る事業の実施は不可能とも言えます。

秋田市においては、生活道路の除排雪について少しでも市民の満足度を高めるために、地域住民用小規模堆雪場事業を実施しています。この事業は、公道などに接している空き地の固定資産税を減免して堆雪場として活用する事業です。小樽市においてこの制度を導入した場合、確かに固定資産税は減収になりますが、それ以上に生活道路の除排雪費用が圧縮され、市民の満足度が高まれば、トータルとして事業のコストパフォーマンスが向上すると思います。制度の導入について検討するお考えはありますか、お聞かせください。

次に、教育に関して伺います。

教育委員会は、児童・生徒の「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」、そして「健やかな体の育成」を目指して、上林教育長を先頭にさまざまな取組を行っています。例えば、学力定着推進事業の一つであり、一昨年度から取り組んでいる音読運動は、昨年度、実施された第1回小樽音読カップでさらに広がり、定着が進んだと理解しています。今年度は小樽こどもの詩コンクールを実施すると聞いていますが、この事業の目的、教育的効果などについてお聞かせください。

最後に、くしくも第6次小樽市総合計画の最終年度、つまり後期実施計画の最終年度は平成31年の3月末であり、次期市長の任期満了の年であります。中松市長には、ぜひとも再選を実現していただき、市政の最高経営責任者として、小樽市のハードとしての港湾、運河、歴史的建造物など、そしてソフトとしての歴史、伝統、文化など、また、多様な市民力、人材などで構成される小樽市の経営資源を活用しながら、適切な経営判断によって後期実施計画に記載されている以上の成果を上げられることを期待するとともに、確信しています。再選を目指す市長として意欲に満ちた前向きな答弁をお願いし、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市長公約について御質問がありました。

まず、公約の達成状況と評価についてですが、私が再選に向け決断に至った心情につきましては、少子化を含めた人口問題、公共施設の耐震化や防災対策など解決すべき幾多の課題が山積している中で、支援をいただいている多くの方々から、引き続き市政を担ってほしいとの声をいただき、本市が抱える課題解決へ向け、さらに取組を進めることがみずからの責務であると考え、来春の市長選におきまして再選を目指すこととしたものであります。

次に、市政の最高経営責任者の自覚と使命を公約で表現したとの認識につきましては、私は銀行に長

く勤務し、企業経営にもかかわってきた経歴がありますので、民間での経験やそこで培われた感覚を生かし、行政運営の推進に当たっての考え方を公約の中で表したものであります。

「市民力を生かした「活力あるおたる」の創造」へ向けて、まちづくりに当たっての基本姿勢を明らかにし、大きく五つの基本目標を掲げ、その目標を実現するために七つの重点公約として具体的な取組内容を明らかにすることは、民間の経営方針と共通する考えであると認識しております。

次に、この3年4か月の総括につきましては、今はまだ任期半ばであり、総括は時期尚早かとは思いますが、現時点で五つの基本目標に即して申し上げるならば、企業やクルーズ客船の誘致、地場製品のブランド化や販路拡大などを通じた「地域経済の活性化」、消防力や防災対策の強化、新市立病院の建設や保育所の建替えなどを通じた「安心・安全で住みやすい環境整備」、校舎の耐震化や改修、教育力・学力向上の取組などを通じた「教育環境の充実」、市民の皆さんとの対話や地域防災訓練などを通じた「市民共調の街づくり」など、新たな行政需要とのバランスにも配慮しながら施策の推進に努めてまいりました。また、「安定した行財政運営の確立」に関しましては、真の財政再建へ向けた取組が道半ばであり、引き続き解決しなければならない課題であると認識しております。いずれにいたしましても、まずは残りの在任期間に全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、公約の評価、改善への取組につきましては、公約の達成に向けて実施しているさまざまな事業の進行管理を行う中で、現状や課題を把握するとともに、社会経済状況の変化を踏まえながら、今後の展開方法や取組内容を整理し、2期目に向けて取り組む政策課題に反映していきたいと考えております。

次に、自治体経営の観点から、現在の小樽が直面している課題に対して、どのような観点で経営判断を行うかにつきましては、本市の財政構造は、平成22年度以降、実質収支が黒字に転じているものの、毎年度の予算編成では何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況にあります。現在、本市が直面している諸課題に対応していくためには、限られた財源の中で選択と集中の観点に立って、事業効果と優先順位をしっかりと見極めながら、将来を見据えた市政運営に当たっていく必要があると考えております。

次に、自治基本条例に関連してですが、まず自治基本条例が市民に認知されるために、現在までどのような取組を行い、どの程度認知されているかにつきましては、昨年12月の制定以降、本年2月に市内の三つの会場で条例の概要や必要性を説明し、本市のまちづくりに対する市民の皆さんの御意見をいただく機会を設けるとともに、3月には職員向けの研修会を開催いたしました。さらに、4月からは広報おたるで自治基本条例に関する記事の連載を開始し、条例についてわかりやすく伝えているところであり、徐々にではありますが、市民の皆さんへ浸透してきているものと考えます。

また、さらに認知度を高めるための対策につきましては、今後、開催を予定している市民の皆さんへの説明会を通じて、条例内容の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例の専門部署の設置についてですが、本年4月に施行した自治基本条例は、企画政策室が中心となり、これまで条例案の作成、周知、庁内調整を担ってきましたが、条例制定後はその精神は企画政策室だけではなく全庁的に尊重され、それぞれの部署が条例を念頭に置いて事業を進めるべきであることから、新たな組織ではなく、現行の体制の中で条例を生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、今後の人材育成についてですが、本市では平成19年度に人材育成基本方針を策定しており、目指すべき職員像として倫理観・使命感を持った職員、市民の目線に立つ職員、行政のプロフェッショナルとしての職員、チャレンジ精神を持った職員及びコスト意識・スピード感を持った職員の五つを掲げております。これらの目指すべき職員像を実現していくため、採用や異動時における専門的職員の配置

や時代の流れに適応した職員研修の実施などに努めてまいりたいと考えております。

また、今後、職員の発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行う人事評価制度を導入し、それに基づく任用、給与、分限その他の人事管理を徹底することで職員のモチベーションを高め、公務能率や市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船の誘致についてですが、まず、これまでの具体的な誘致活動につきましては、平成23年11月に日本海側拠点港の選定を受け、翌年4月に設立した環日本海クルーズ推進協議会において加盟する港湾の共同パンフレットの作成、例年マイアミで開催される世界最大級のクルーズコンベンションへ担当職員の派遣を行っており、さらに、今年度からは新たに外国船社幹部の招聘事業などに取り組むこととしております。

また、昨年設立した小樽港クルーズ推進協議会では、乗船客向けに小樽観光の新たな魅力を提案する着地型旅行商品を作成し、昨年8月東京で開催された小樽港クルーズセミナーにおいて、在京の旅行会社などに発信したところであります。私も、平成24年には上海の外国船社の現地事務所を訪問し、昨年1月には東京でプリンセス・クルーズ社の社長にお会いしたほか、機会あるごとに日本船社を訪問して、代表者の方に直接小樽の魅力をPRするとともに、国土交通省や法務省に対しては、港湾整備や誘致活動に対する支援を要請してきたところであります。

次に、クルーズ客船の市内経済への波及効果につきましては、乗船客や乗組員の市内での消費額の把握は難しいところですが、これまでの寄港により判明した特徴的な点を申し上げますと、まず、乗下船や観光のために相当の台数のバスやタクシーなどの利用が確認されております。

また、本年小樽港発着の定点クルーズが18回予定されておりますが、乗船に向けてフェリーを利用する例や乗船客や乗組員などが市内で宿泊するケースもあり、さらに船舶に積み込むための野菜や果物、生花などの生鮮品については、地元からの納入が増加していると聞いております。このほか乗船客や乗組員の観光消費をはじめ、水先案内や荷物の積みおろしなど、民間の収入を含めると、市の港湾関係収入以外にもかなりの経済効果があるものと考えております。

次に、第6次総合計画に関連して御質問がありました。

初めに、中間点検報告と後期実施計画についてですが、まず中間点検報告書の内容に対する所感につきましては、中間点検は前期実施計画に搭載した事業のこれまでの実績のほか、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえた課題について点検を行う中で、後期実施計画の策定に向けた今後の方向性について整理を行ったものであります。その中では、人口減少のほか、中心市街地の歩行者通行量や商品販売額などの成果指標において計画策定時の数値を下回る状況にあると認識しておりますが、前期に計画した事業は、おおむね実施できたものと考えております。

次に、中間点検報告書の事業費の記載につきましては、中間点検報告書は、後期実施計画の策定につなげるため、前期実施計画に搭載した事業の主な取組内容や課題、今後の方向性を主眼に点検を行い取りまとめたものでありますので、事業費につきましては、個別事業ごとではなく、まちづくり5つのテーマ別に計画値と各年度の実績値の比較という形で掲載したものであります。

次に、後期実施計画の前期実施計画との差異につきましては、実施計画は10年を計画期間とする総合計画の基本計画を達成するため、前期、後期それぞれ5か年で取り組む事業をまとめたものであり、基本的に大きな差異はありませんが、後期実施計画では東日本大震災などを踏まえ、安全・安心な市民生活の確保に向けた取組として、道路ストック修繕更新事業を新たに搭載したほか、防災や耐震化に関する事業内容の見直しを行いました。

また、今後の取組として、コミュニティ施設の整備や奥沢水源地保存・活用に向けた調査・研究など

を新たに登載したほか、各事業においては中間点検などを踏まえ、現状に即した事業概要に更新したものであります。

次に、上下水道における資産や資源の有効活用の事業概要につきましては、前期実施計画では水管橋の開放などの奥沢水源地の活用や中央下水終末処理場におけるし尿受入れ施設の整備のため、関係機関との調整を行うこととしておりましたが、奥沢水源地については将来のあり方の方向性を示すことができたこと、また、し尿受入れ施設の整備については事業に着手したことから、後期実施計画では記載内容を変更したものであります。

次に、水道施設への水力発電システムの導入につきましては、近年、資産や資源を有効に活用し、電気料金や温室効果ガス排出量の削減などを行っている事例があると承知しているところです。しかしながら、導入に当たっては、事業の採算性や設置スペースの確保、設備の維持・管理などの課題があることから、他都市の取組も参考にしながら、今後も調査研究してまいりたいと考えております。

次に、街路灯助成事業についてですが、LEDを設置するに当たっての課題につきましては、複数年で実施するため、各町会の電気代の縮減についてできる限り公平性を保つこと、またNTT柱の更新計画がある地域ではLED電灯の設置時期と調整が必要であること、さらに現行制度では助成金交付までの間、町会が工事費を立て替える必要があることなど、多くの課題があります。

また、制度設計の進捗状況や制度内容につきましては、現在、助成率及び限度額の設定、灯具の選定や設置基準などについて検討している段階であり、来年度からの実施に向けて年内に制度内容を具体化してまいりたいと考えております。

次に、人口対策についてですが、人口減少はさまざまな要因が複雑に関係する複合的なものであることから、人口対策庁内検討会議の設置に当たっては、自治基本条例にある組織運営の規定も踏まえながら、庁内横断的な組織としたものであります。人口対策は重要な課題であることから、この会議の座長は私が務めており、現在、各部に減少要因の整理や人口対策の検討を指示したところであります。最終的には民間も含めた小樽市人口対策会議での御意見等を踏まえながら人口対策を取りまとめ、施策へ反映していくこととしております。

次に、除排雪についてですが、固定資産税を減免し、堆雪場として活用する事業の導入につきましては、現在、市民の御協力により市が借地している堆雪場は既に約280か所あり、全て無償となっております。今後この堆雪場について減免制度を導入した場合、これまで市が借地している堆雪場についても減免する必要が生じるため、除排雪費用のトータルコストの圧縮につながらない可能性もあります。このことから減免制度の導入につきましては、他都市の事例も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

第6次総合計画に関連して御質問がありました。

学力定着推進事業として、小樽こどもの詩コンクールについてであります。教育委員会では、平成23年度の学力・学習状況調査結果において、本市の児童・生徒は文章を正確に読み取る力や表現する力、家庭学習の時間に課題が見られたことから、一昨年度から学力定着推進事業の一環として音読運動を展開するとともに、昨年度は日ごろの音読の成果を発表する小樽音読カップを開催するなど、児童・生徒の国語力の向上と家庭学習の定着を図る取組を行ってまいりました。今年度は、詩の創作活動を通して子供たちの思考力や表現力、想像力を育むとともに、日本語の持つ美しさやリズムなどを工夫しながら

詩を創作することで、子供たちの言葉に対する興味・関心を高めることを目的として、絵本・児童文学研究センター、小樽南ロータリークラブ、小樽商工会議所、小樽青年会議所の御支援をいただき、第1回小樽こどもの詩コンクールを実施することとしたものであります。

本コンクールは、9月を応募期間として、絵本・児童文学研究センター顧問である詩人の工藤直子さんを名誉審査委員長に迎え、全応募作品の中から1編を最優秀賞、工藤直子のはらうた大賞に選出するほか、小学校低学年・中学年・高学年、中学生の部の4部門でそれぞれ金・銀・銅賞を与えることとしております。教育委員会としては、本市の子供たちに豊かな感性と言語感覚を培うことを目的に行う本コンクールが、将来、伊藤整文学賞にかわる小樽ならではの文学コンクールとなることを期待しております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

○15番(濱本 進議員) 再質問等については予算特別委員会などで行いたいと思いますので、終わります。

○議長(横田久俊) 濱本議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

○19番(斎藤博行議員) 一般質問を行います。

子ども・子育て支援新制度に関連して質問します。

子ども・子育て支援法が第183回通常国会で可決され、平成27年4月に施行される予定となっています。この法律の目的は、少子化問題の対策として子供を産み育てやすい社会の実現を目指すもので、その中心的柱は、第1に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、第2に保育の量的拡大と確保、第3に地域の子ども・子育て支援の3本です。

昨年4月に内閣府は子ども・子育て会議を設置し、新制度実施に向けた作業を進め、昨年8月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)を提示しました。各自治体では、この基本指針(案)に基づき、事業計画の策定などの作業が進められています。

初めに、国の進め方の問題についてです。

保育の量的拡充と質の改善を目指す新制度実施には、1兆円を超える財源が必要とされています。しかし、実際には財源確保の見通しがなく、内閣府は本年6月4日に子ども・子育て支援新制度説明会を開催し、来年度の施行に向けた市町村の準備事務などの説明を行っています。予算の裏づけが不明確な中で、新制度の来年4月実施を自治体に押しつける国の進め方に対する市長の見解をお聞かせください。

次に、この新制度で言う保育の量の拡大のためには、約7万4,000人の保育士が不足するとされています。国は保育士不足の問題を政権が掲げる経済成長戦略に絡めて、育児経験豊富な主婦などを子育て支援員として活用しようとしています。

しかし、この考えは、保育の質の改善の方向と逆行するものです。全国の保育士資格登録者数は約113万人ですが、実際に保育所で働く保育士は約38万人で、他の職業についておられる方も含めて、潜在保育士は全国に約75万人おります。厚生労働省の調査によりますと、こうした潜在保育士の64パーセントは、低賃金等の労働条件が改善されれば保育現場への復帰を希望しています。保育の質の改善のためには、育児経験豊富な主婦などの活用の前に、有資格者である潜在保育士の活用に向けた条件整備が必要

と考えますが、市長の見解を求めます。

次に、小樽市における取組状況について質問します。

小樽市においても、子ども・子育て支援新制度の実施に向け、小樽市子ども・子育て会議の設置や保護者のニーズ調査などを行っています。

初めに、保護者ニーズ調査で示された病児・病後児保育の実施などについてどのように認識し、計画に反映させようとしているのか、お示してください。

次に、最近、国や北海道が幼稚園や保育所など既存施設に対し、新制度移行についての意向調査を実施したと聞いています。その結果について小樽市としてどのような報告を受けているのか、お示してください。

次に、国のスケジュールでは、今年8月までに小樽市子ども・子育て支援事業計画の骨子案を作成することになっていますが、小樽市での進捗状況をお示してください。

次に、国は放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに関して、クラブの定員や指導員の配置基準などに関する職員関係とクラブの面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とするなどの設備基準などを定めた放課後児童クラブの基準に関する条例を定めるように各自治体に求めています。小樽市における条例制定作業の現状をお聞かせください。

次に、子育て支援は教育、保育所等の基盤整備を進めると同時に、育児放棄や虐待の問題、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進、低賃金長時間労働など子育て世代を取り巻く環境の課題も重要です。小樽市では、小樽市子ども・子育て支援事業計画づくりに、こうした課題の担当部署がどのようにかかわっているのか、お聞かせください。

次に、国の子ども・子育て会議では、保育の質の改善策として保育士の配置基準を、1歳児6対1から5対1に、3歳児20対1から15対1に、そして4、5歳児30対1から25対1に変える考え方を示しています。予算措置等の問題はありますが、この考えが内閣府の子ども・子育て会議から保育の質を高めるために出されたことを小樽市としても真剣に受け止め、小樽市の公立保育所の配置基準の見直しを考えるべきだと思いますが、見解をお示してください。

この項最後に、今回の子ども・子育て支援新制度への移行は、平成21年12月に出された小樽市保育所の在り方についての報告を基に平成22年12月につくられた市立保育所の規模・配置に関する計画にも影響が出てくると考えますが、見解をお示してください。

質問を変えます。

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例は、平成13年1月に施行されました。この条例は原子力を過渡的エネルギーと位置づけ、脱原発の視点に立って再生可能エネルギーの利用拡大が北海道の、そして北海道民の責務だと宣言しています。高橋はるみ北海道知事は、泊原発の再稼働について、基本的な手順は国が示すものと述べ、明確な立場や考え方は明らかにしておりません。しかし、北海道知事としては、この省エネ・新エネ促進条例に基づいて仕事をするのは当然とも述べています。

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づく行動計画は、平成23年度から32年度までを第Ⅱ期としています。この第Ⅱ期計画を加速するために、北海道は今年3月に新エネルギー導入拡大に向けた基本方向を策定しました。この基本方向の趣旨は、第1に北海道の可能性を最大限に発揮した新エネルギーの導入を加速し、道内の地域と経済の活性化を図る、第2に我が国のエネルギー拠点として中・長期的なエネルギーの多様化などに貢献する、そして、第3に北海道の取組の基本方向を明確にすることにより、省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の取組を加速させる、この3点です。

具体的には、第Ⅱ期行動計画の最終年度である平成32年度までに太陽光、風力、中小水力、バイオマ

ス、地熱、廃棄物による発電設備容量、いわゆる発電能力を平成24年度実績の149万キロワットから1.9倍の282万キロワットに、また、発電量は平成24年度実績58億6,600万キロワット時から1.4倍の81億1,500万キロワット時に引き上げることになっています。さらに、中・長期的目標として送電網の整備などの条件整備を進めることにより、発電能力は平成24年度実績の3.5倍の521万キロワットに、また、発電量は2.4倍の140億7,800万キロワット時にするとしています。この数字は道内全発電量の約30パーセントとなり、泊原発1号機、2号機、3号機の発電量に匹敵するものです。この計画を着実に進めていけば、北海道に原発は必要なくなります。そして、この基本方向の核をなしている考え方は、エネルギーの地産地消です。この考えは、日本の食料基地北海道、そして観光北海道の質をさらに高めることになると考えております。

初めに、今回出された新エネルギー導入拡大に向けた基本方向について、小樽市としての見解をお示しく下さい。

次に、基本方向の「連携・推進体制」の項では、地域においては、地域の関係者で構成する地域省エネルギー・新エネルギー導入推進会議を活用して連携を密にした取組を進めるとなっておりますが、後志地域や小樽市での取組状況をお聞かせください。

第6次小樽市総合計画後期実施計画の中の「まちづくり 5つのテーマ」の5番目に、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」があります。その中で、「環境保全」の「温暖化対策の推進」の事業として、「再生可能エネルギー等の導入・普及促進に向けた検討」が加えられました。具体的には「環境に優しいエネルギーの普及促進に向けた情報収集や研究。助成制度の導入や公共施設への設備設置の検討」が挙げられています。

先ほど取り上げました北海道の新エネルギー導入拡大に向けた基本方向の中で、地域ごとの主な新エネルギーの賦存量が年間平均日射量、年間平均風速、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電などに分けられて参考資料として出されています。また、比較的条件がよい、賦存量が大きいエネルギー種別として、後志では風力と中小水力が挙げられています。小樽市としても、専門機関などをお願いして小樽のこうした新エネルギーごとの賦存量の調査を行い、その潜在能力を今後のまちづくりに生かしていくべきと考えますが、見解を求めます。身近な例としては、平成25年度に真狩村が再生可能エネルギー利用可能性調査を行っています。

次に、私は2年ほど前に、北海道再生可能エネルギー振興機構の設立の趣旨を取り上げ、小樽市の入会を求めました。そのときの答弁では、設立後の活動実績等推移を見たいというものでした。2年たち、道内の自治体会員は、札幌市をはじめ78市町村になっています。そして、何よりも小樽市として、総合計画の中で新エネルギーに関する情報収集や研究を進めるとの考えを新たに加えました。また、実際にこの振興機構のセミナーにも参加したことがあるとも聞いています。ただ見は絶対だめとは言いませんが、入会することにより、積極的に小樽に特化した情報収集など活用を図るべきと考えます。見解を求めます。

次に、太陽光発電についてです。

私は、雪國小樽でも、年間の太陽光発電量は梅雨の季節を持つ東京と同じ程度であり、道内市町村で行っている太陽光発電システム導入補助金制度の検討を求めてきました。議会での議論の結果、小樽市における太陽光発電の実績をまず調査することになりました。

そこで、小樽市内で家庭用の太陽光発電はどのぐらい設置されているのか、お示しく下さい。

また、その中で小樽市が行った月別の発電量の調査には何世帯に協力していただけたのか、お示しく下さい。

また、協力していただいた世帯で、発電量の多い世帯と少ない世帯のそれぞれの年間を通じての月平均発電量はどのくらいでしたか、お示してください。ちなみに、私の家では平成22年10月に太陽光発電を設置して、平成26年9月までのほぼ4年間で1万5,800キロワット時、年平均約4,000キロワット時、月で言いますと、340キロワット時発電することができました。また、このことにより、4年間ですけれども、約2.5トンの二酸化炭素の発生を抑制することができました。

今回の調査は、今年3月で終了しております。調査の所期の目的が達成されたのかと推察いたします。総括的な報告をお願いします。

また、あわせて、その結果を協力してくださった方をはじめ、市民の皆さんへどのようにお知らせしているのか、お聞かせください。

先日、手宮地区統合小学校の校舎を見せていただきました。大変立派で子供たちもきっと喜ぶだろうと思いましたが、しかし、残念だったのは、太陽光発電が取り込まれていなかった点です。総合計画では、公共施設への設備設置の検討が明記されています。小学生のときから太陽の力など自然エネルギーや再生可能エネルギーなどについて目に見える形で学ぶことは、決して無駄なことではないと思います。こうした考えは、以前、私が長橋小学校に太陽光発電システムを設置したことを受け、その学習効果等について質問したとき、教育委員会の答弁も同じ考えだったと記憶しております。

今回は、聞きますと、構造上、追加工事で設置はできないと聞いております。どうして方針がぶれるのか不思議です。私は、このぶれが生ずる問題は、個々の施策の所管の問題でなく、小樽市として公共施設建設時における再生可能エネルギー設備設置の指針がないことに原因があると考えます。小樽市としてこの指針を用意すべきと考えますが、見解を求めます。

最後に、予算編成過程の公開について質問します。

自治基本条例が制定されて半年以上たちました。この条例のポイントの一つは、市民と行政、そして議会の情報の共有にあります。人口減少と高齢化が進む小樽市において、多様化する市民ニーズと限られた予算を前にして、その全てに応えることと約束することは大変難しいことです。そこでは集中と選択という手法を用いざるを得ません。しかし、この手法を用いるときには、予算の編成過程の十分な説明責任が求められます。この説明責任は、市民の声を聞いて予算を要求する側、いわゆる入り口側と、査定して予算をまとめ市民や議会に提示する側、いわゆる出口側の双方に求められると考えますし、市民の側にも検証する責任が求められます。小樽市における最高の権力行使の一つである予算編成過程の公開は、小樽市自治基本条例の趣旨をさらに充実させると同時に、市民の行政への関心を高め、参加意識を高めることになると考えます。

私は、こうした考えから、今年の第1回定例会で小樽市における予算編成過程の公開についての考えをいただきました。そのときの市長の答弁は、第1に、平成26年度予算案のもとになった各部の要求額を提示することは、公開を前提として資料がつくられていないのでできない、第2に、公開するための課題としては、公開する内容や方法、その時期があり、そのほかに予算編成の日程の変更も必要になるというものでした。また、再質問で財政部長は、他の自治体で公開がだんだん進んでいる、小樽市としても今後その方向に向け検討、研究していくと答弁しております。今年も9月に入り、平成27年度予算にかかわる話も聞こえるようになりました。予算編成の公開に向け、どのような検討や研究がなされたのか、お示してください。

とりわけ、各部ごとの要求額の公開については、今年度は想定していなかったということでしたが、平成27年度に向けては当然想定していただきたいものです。いかがなものでしょうか。各部ごとの平成27年度予算要求額を整理して、ホームページなどにアップして公開していただきたいと考えます。

また、予算編成日程についてはどのようになっていますか、お示してください。

今後の課題としては、予算要求段階から市民の声を聞く時間も考えていただきたいと考えます。ちなみに札幌市では、昨年11月26日から平成26年度予算の局ごとの予算要求額をアップして、市民からの意見募集を実施しています。

最後に、予算編成過程の公開に向けての小樽市としての今後の方向性を明確に示していただきたいと考えますが、今年の春よりも一歩も二歩も前に進んだ見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援新制度について御質問がありました。

まず、新制度の財源措置が不明確な中で、来年4月実施を求める国の進め方につきましては、もともと平成24年6月に自由民主党、公明党、民主党の3党による社会保障・税一体改革に関する確認が行われ、子ども・子育て関連3法が成立した経過があり、国は、1兆円を超える必要な財源についても、当初からその確保に最大限努力するとされているものであります。大幅な制度改革の実施に当たっては、所要の財源確保についても一体のものとして行うべきものと考えております。

次に、保育の質の改善に向けた潜在保育士活用のための条件整備につきましては、国は子ども・子育て支援新制度で行う地域型保育事業などについて子育て支援員の活用を想定していますが、保育の質の改善に関しては、有資格者である保育士の配置が必要であると認識しており、国において潜在保育士の活用に資する有効な施策を進めることが重要であると考えております。

次に、ニーズ調査で示された病児・病後児保育の要望についての認識につきましては、病児・病後児保育に関する利用要望に関して、「できれば利用したいと思った」方が約4割おり、一定のニーズが示されたものと考えております。

また、市町村支援事業への反映につきましては、今後の計画策定作業の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、国や北海道による既存施設に対する意向調査につきましては、いずれも本市を通じて各施設へ調査票を配付・回収し、北海道へ送付したものでありますので、本市として回答内容を把握しておりますが、未確定の内容が多いこともあり、また、国及び北海道においてどのように公表するのかということにつきましては、示していないものであります。

次に、市町村支援事業計画の策定に関する進捗状況につきましては、本年11月中に計画の骨子案をまとめ、12月にパブリックコメントが実施できるよう、現在、必要な作業を進めているところであります。

次に、本市における放課後児童クラブの基準に関する条例の制定作業につきましては、来る第4回定例会への条例案の提出に向けて、現在、庁内関係部局による検討作業を進めております。

次に、市町村支援事業計画の策定に関する庁内担当部署のかかわりにつきましては、庁内の推進体制として、副市長を会長とし関係部長で構成する小樽市子ども・子育て支援事業対策推進会議と、関係課長で構成する小樽市子ども・子育て支援事業対策推進委員会を設置し、必要な検討協議を行っているところであります。

次に、本市の公立保育所の配置基準の見直しを考えるべきとのことではありますが、国の子ども・子育て

て会議で示された内容では、3歳児20対1から15対1という考え方については、消費税率10パーセントへの引上げにより確保される7,000億円の財源により実施する事項として示されておりますが、3歳児以外の配置基準の見直しについて、その財源や実施時期などは示されておられません。市といたしましては、今後の国の動向や必要な財源措置が明らかになった段階で検討していくことになると考えております。

次に、市立保育所の規模・配置に関する計画への影響につきましては、計画では「少子化の進展、保育需要の減少を考慮する中で、全市的な定員見直しを検討する必要がありますが、市立保育所が率先して定員の調整を行う」こととしていることから、民間の幼稚園や保育所の今後の動向によっては、影響があるものと考えております。

次に、再生可能エネルギー等の導入・普及促進について御質問がありました。

まず、道が策定した新エネルギー導入拡大に向けた基本方向への見解につきましては、北海道に豊富に存在する自然エネルギーを活用し、エネルギー源の多様化、温室効果ガスの排出削減に貢献することや、生産・研究開発拠点やプロジェクトの集積によって関連産業の育成や雇用の創出など経済の活性化を図っていくことについては、考えを同じくするものであります。

次に、後志地域や小樽市での取組につきましては、平成23年度より毎年、北海道が各振興局単位で開催する地域省エネ・新エネ導入促進会議において、北海道や他自治体から新エネルギーの活用等に関する情報提供が行われていることから、本市の職員が当会議に出席することで情報収集に努め、会議での情報を踏まえて、再生可能エネルギー等の導入・普及促進に向けた検討を引き続き行っております。

次に、新エネルギーの賦存量の調査を行ってその潜在能力を今後のまちづくりに生かすべきとのことにつきましては、現時点では賦存量等の調査を専門機関へ委託することは考えておりませんが、調査結果を基に民間事業者等に対し情報提供や事業協力することで、市内での再生可能エネルギー開発の取組が進むことが期待できるため、本市においては北海道が作成した新エネルギー賦存量推計システムなどの活用を視野に入れた賦存量の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、北海道再生可能エネルギー振興機構への入会につきましては、現時点では加入によるメリットを判断する材料が少ないことから入会する考えはありませんが、今後とも北海道主催の再生可能エネルギーに関する会議への参加や他自治体の先進事例の情報収集に努め、引き続き再生可能エネルギー等の導入・普及促進に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市内における家庭用の太陽光発電設備の設置数につきましては、北海道電力に確認したところ、本年3月末現在で231件と聞いております。

次に、本市が行った月別の発電量の調査につきましては、入船地区や幸地区、長橋地区などの9世帯に御協力いただきました。

次に、協力していただいた世帯の年間を通じての月平均発電量につきましては、発電量の多い世帯で440キロワット時、発電量の少ない世帯で140キロワット時でありました。

次に、調査の総括的な報告につきましては、月別の発電量は春から秋にかけて数値が安定しているものの、冬は北海道の気象特性から降雪や日照時間の影響により数値が低かったことから、年間を通した発電設備の利用率は、国が示す平均的な利用率12パーセントに比べて、御協力いただいた9世帯の平均利用率が10パーセントとやや低く、冬の発電量向上に課題が残る結果となりました。

また、調査結果については、市のホームページにおいて、皆様から報告していただいた発電量の情報を公開しております。

次に、本市として施設建設における再生可能エネルギー設備設置の指針を用意すべきのことにつ

ましては、設備設置の指針策定には実現性を担保する上から、市の財政負担も十分に考慮しなければならないと考えており、個々の施設の建設や改修の際に、再生可能エネルギーを利用した設備導入について判断してまいりたいと考えております。

次に、予算編成過程の公開について御質問がありました。

まず、予算編成過程の公開に向けた検討・研究につきましては、既に予算編成過程を公開している先進都市の取組状況を把握するとともに、北海道市長会の財政主管者会議において、本市の提案で道内全市の予算編成過程の公開状況やその具体的な内容などを調査したところであります。

次に、各部ごとの予算要求額の公開につきましては、新年度予算の公表にあわせてホームページなどで公開できるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成日程につきましては、予算要求に当たり、各部の検討に要する時間を確保する観点から日程の前倒しを検討しておりますが、現時点では消費税率の引上げをはじめ国の予算編成の動向が不透明であり、地方財政計画を見極める必要があることから、最終的に新年度予算が確定するのは例年どおり2月中旬になるものと考えております。

次に、本市の予算編成過程の公開の方向性につきましては、先ほど申しあげました予算要求額の公表も予算編成過程の公開の一つであると認識しております。また、第1回定例会で示したとおり、公開する場合には、公開する内容や方法、そして予算編成の日程などの課題があることから、引き続き先進都市の状況などを参考にしながら、公開に向けて研究してまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

○19番(斎藤博行議員) それでは、何点か再質問させていただきます。

本質問での順番どおり聞いていきますけれども、確かに今回の子ども・子育て支援新制度は、市長の答弁にありましたように、社会保障と税の一体改革の中の一つだったと私も認識はしております。そうでありながら、財政の裏打ちがないまま、あと半年後に制度に移行すると、そういったやり方について市長の見解を求めているわけですし、市長も問題意識は一緒かなと思うのですが、できましたら、こういった部分については北海道市長会を通じるなりして、やはりきちんとした財源保障を求めていく、そういった立場に立っていただきたいと思っておりますので、その部分についての見解を求めます。

それから、病児・病後児を含めたニーズ調査の結果については、やはり調査のための調査に終わらないためには、ぜひ具体性を持った計画づくりに反映していただきたいと思っておりますので、その辺についてのお考えを改めて聞きたいと思っております。

それから三つ目には、道と国が行った民間の施設の意向調査なのですが、道と国がやったので小樽市に対する報告が完全なものではないというような答弁だと思うのですが、逆に言うと、これも小樽の計画づくりには欠かせないファクターなわけですから、この道の情報というのはいつ正式に使えるようになるのかということ、どういう見通しの下に、今の答弁ではまだ使えないのだとか公表できないのだということでしたけれども、では、いつになったら使って計画づくりに反映できるのかということ、わかっていたら聞かせてもらいたいし、まだ押さえていないのであれば、早急に明らかにしていただきたいと思っております。

それから、放課後児童クラブの関係なのですが、御承知のように、小樽の放課後児童クラブの所管は多岐にわたっているわけでありまして。今日は市長に答弁していただいておりますので、例えばこの条例づくりの所管というのですか、責任はどこになるのかと、それから三つに分かれている施設の実態に対する責任などを1本の条例でまとめられるのかどうか、そういった中身について今どういった検討

がされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目の省エネ・新エネの関係についてお尋ねします。

まず、小樽市内の新エネルギー、再生可能エネルギーの賦存量の調査を委託することはしないという考え方だということなのですけれども、私も先ほど質問の中で触れている道のデータは見せてもらっています。道は道なりにこういったシステムを使ってこの計算を行っているというふうに書いてあるわけなのですけれども、仮に、そういったものでもいいから、小樽市として今つくれる範囲でエネルギー源ごとの小樽市内の賦存量をやはり早急に出してもらいたいと。その辺について、今後やっていくのではなく、やはりそういったものをきちんと出してもらいたいと思いますけれども、スケジュール的な部分をお知らせいただきたいと思います。

それから、太陽光発電の関係で言いますと、231世帯に増えたというのは、私が前に聞いたときの2倍近くに増えているなというのが実感としてある、前は100世帯ぐらいだったと記憶していますので、確実に増えていっているのだなというような思いはあります。ただ、その中で9件にしか協力していただけなかったという部分については、それこそ委員会で議論させていただきますが、一つだけ聞いておきたいのは、結果として1か月の発電が440キロワット時と140キロワット時とずいぶん分かれています。これは発電能力を平均化した数字なのかどうか、要するにパネルの数で発電能力はずいぶん違うわけなので、例えば同じ地域、隣り合っている、パネルの数が6枚の家と8枚の家では当然発電量は違ってくるわけなのですけれども、そういったものが考慮された数字なのかどうかだけお聞かせいただきたいと思います。

それから、公共施設への再生可能エネルギー、特に太陽光発電システムを設置する基準については、個々に判断していきたいという考え方なわけなのですけれども、それはそれで一つの考えだとは思いますが。ただ、そうした場合にどうしても気になるのは、耐震補強工事を行った長橋小学校のときにはつけていただいたと、そして、今回、説明では10億1,000万円かけてつくった手宮地区統合小学校にはないと。この違いはどこから生じてくるのかというのがどうしても納得できないので、この違いが出てきたところを説明していただきたいと思います。

それから、最後の予算編成の部分は、組織的に大変難しい取組だとは思いますが、今年度の第1回定例会で、入り口である各部ごとの要求額についてはやはり示してもらいたいということをお願いしているのですが、今の市長の答弁を聞いていますと、この入り口である各部ごとの要求額の開示についての部分がはっきり聞き取れなかったもので、それがないと当然出口の話などというのは届かない話なのですけれども、私の考えは、繰り返し言っているように、予算編成が厳しいまちですから、例えば各部から出された予算が最終的にスリム化されていく過程、要はいろいろ削られたりカットされたりしていく過程そのものも、市民の皆さんに見てもらわなければならないのかと。それが予算編成過程を市民と共有する、つらい過程ですけれども、必要なのではないかとということで質問しているわけなのですが、今日の時点では、まずやはり平成27年度の予算編成に向けて入り口である各部ごとの要求額、これについては公表していただきたいと。その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

私からは、子ども・子育てに関する質問、4点ほど項目としてはありましたけれども、まず財源の問題でございますが、子育て支援にかかわるさまざまな財源というのは、これまでも市長会を通じてしつ

かりと財源措置するように要望はしておりますし、今回のような子育て支援新制度のことについても要望はしていきたいと思っております。あとは、今回も、市長答弁でありましたように、必要な財源措置については、やはり着実に確実に措置、手当をしていただきたいと思っておりますのでございます。

それから2点目ですが、病児・病後児保育のことでございます。

これは、これまでのさまざまな検討の中で、これまで議会でも示してきたような幾つかの課題が見えてきたわけでございますが、その中には小児科医のことなど課題の解消が大変難しいものも含まれておりますけれども、新制度に向かって策定いたします市町村の子ども・子育て支援事業計画について、まさに今、どのように持っていくかということの検討作業をしているところでございますので、その旨御理解いただきたいと思います。

それから、三つ目の国や道が調査した市内事業者の意向に関することですが、国や道は具体的にいつごろその結果を出すか、どういう形で出すかというのは、今は全く示されておりません。ただ、私たちとしても実際問題、来年度の予算要求の関係もありまして、どこかでは把握しなければいけない、短期的には、予算要求時期までには把握したいと思っておりますので、仮に国や道から示されなくても、私どもで具体的に把握していきたいと思っておりますし、現実には今時点で市内の事業者は未定のところが多いということでございます。

それから、4点目の放課後児童クラブについては、再質問にあった、所管はどこなのか、それから、1本の条例にまとめることができるのかという質問は、本質問にはなかったのかと思うのですが、答えられる範囲でお答えいたしますが、所管については、御存じのとおり、3部にまたがって施設がございますので、3部それぞれ持っていますし、必要に応じて3部で検討会議をするというようなことで課題への対応をしております。総合的な窓口は、これまでは教育部ということで位置づけられております。

条例化のことについては、できるだけ1本のものにしていけるように検討していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再生可能エネルギーの導入・普及についての再質問にお答えいたします。

賦存量調査についてお尋ねがあったわけでございますけれども、この再生可能エネルギーの取組につきましては、総合計画にも位置づけられている政策・事業であるというふうを考えておりますし、自前ではありますが、かつてこのシステムによりまして企画政策室で試算した経過もありますので、これに基づく賦存量の調査については検討していきたいと思っております。

スケジュールについてのお尋ねがございましたけれども、自前での作業になるということと、どのエネルギー、いわゆるエネルギーの種類ということになるとは思いますが、そういったものの判断もしていかなければなりませんので、今の時点で詳しいスケジュールを申し上げるのは差し控えさせていただきますのでございます。

それから、太陽光発電の調査につきましてのお尋ねでございますけれども、パネル数を考慮したものではなく、単純に平均を出したものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(小山秀昭) 予算の公開についてですが、各部の要求を示してほしいということで、先ほどの市長の答弁にありましたけれども、予算を公開する時点で各部の要求額は示したいと、そういう作業をしていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 再生可能エネルギーの中で公共施設になぜつかなかったのかと、長橋小学校と手宮地区統合小学校の違いということの御質問だと思いますが、長橋小学校につけたときは、たしか私が企画政策室長のときだったと思いますけれども、あのときは国の経済対策で財源があったわけでございます。今回の手宮地区統合小学校については全部起債ということになりますし、効果がまだはっきりしていない中で起債を借りて後年度に負担をかけるのはいかがなものかという議論もございまして、教育部の中では検討していたようなのですが、そういう議論の中で後年度負担、後年度に今の若者たちに負担させるのはいかがなものかということもありまして、手宮地区統合小学校については計画の中には入れないで、そのまま普通の学校として建設したという経緯でございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

○19番(斎藤博行議員) 再々質問させていただきます。

何点かに絞ります。

まず、道がやった子ども・子育て支援新制度への移行に関する民間調査の結果についての扱いなのですが、どうしても、どうしてこういう問題が大事かと申しますと、小樽市の市立保育所の規模・配置に関する計画の中で、手宮保育所の扱いというのは今年度中に整理しなければならない課題として残っていると理解しています。そういう中で、やはり道が行った民間の保育所、民間の幼稚園などを経営している方の意向なども手宮保育所の将来を考えるときに参考にしなければならないと、そういった議論を重ねてきた経過があるものですから、そういった中で、それがわからないままいった場合、手宮保育所の扱いがどうなるのか、ずっと心配しているというか、考えているものですから、それとの関連の中で質問させていただいていますので、手宮保育所の将来と関係ないということであれば、また少し違うのですけれども、そこら辺についてはぜひお願いしたいと、もう一回説明していただきたいと思います。

放課後児童クラブの扱いなどについては、それぞれの委員会でまた質問させていただきたいと思えます。最後に、太陽光発電を今回、手宮地区統合小学校につけなかった理由について、副市長から説明がありました。私は、考え方としては、これから手宮地区統合小学校に子供を入れる保護者は、たぶん太陽光を使った自然エネルギーの学習については期待するもの大きいのではないかと思います。ただ、財源の問題だと言われてしまうと、話は終わるのですけれども、幾ら必要だったのかとか、それはどういうふうにして捻出できなかったのかというあたりについては、もし説明していただけるのだったら説明していただきたいし、子供の将来を考えたときに、やはり必要だったのではないかと思いますので、その辺についてももう一度答弁していただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、斎藤博行議員の再々質問の中で、市内事業者の意向についてお答えいたします。

今回、北海道あるいは国が調査した意向の主な狙いといいますのは、市内の保育所や認定こども園、あるいは幼稚園を今後どうするかというところでして、保育所と認定こども園についてはみなし規定がありますので、このまま普通ですと新制度に移行しますけれども、幼稚園をどうするか、現在のままの幼稚園とするのか、それとも新制度に移行した幼稚園となるのか、この辺によって財源措置などが大幅

に変わってくるということで、そのあたりの意向を把握しようとしたものでございます。

ですから、特に手宮保育所の取扱いが直接かかわってくるということではなく、今回の北海道と国が行った意向調査というのは、あくまでも特に幼稚園がどのように移行していくかということですし、それにかかわっては手宮保育所の関係というよりは、むしろ新制度でどのような運営ができていくのかということが、幼稚園も現在国が示している情報だけではなかなか決めきれないということが要因になって未定ということになっておりますので、その旨御了解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 斎藤博行議員の再々質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーについて、手宮地区統合小学校へなぜ太陽光発電設備をつけなかったのか、規模等ということなのですが、まず一つ、起債することにより翌年度以降に負担がかかるということは御承知のことと思いますけれども、それに際しては、やはり投資に対する見合いの収入というものがあって、それでペイしなければいけないというのが一つあると思うのです。施設の建設費、維持費、そういうものを全部含めた中でトータル的にそれが算定できるかどうかという、できないわけでございます。その中で、それを投資して学校、子供のためになるか、ならないかはわかりませんが、そういうものを投資することは最初から教育部で何らかの検討をされていたようではございますけれども、そこまでいく前にそういう議論で、そこら辺は規模とかそういう事業費とかは、はじく前に別に要求しなかったわけでございますので、そこら辺の規模、そこら辺の事業費は不明でございます。今の考えでいきますと、この発電の、個々の公共施設を建てる場合に、一つ一つ個々に検討していくべきものと考えます。例えば国の補助金があるのであれば、それなりにペイできる可能性も出てきますし、そういうところで、今後は、個々の施設ごとに、そのときにつくるかつくらないかの検討をしていくべきだと考えておりますので、そこら辺は御理解願いたいと思っております。

○議長(横田久俊) 斎藤博行議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時30分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 初めに、土砂災害対策についてお聞きします。

8月19日以降、広島市内を襲った記録的豪雨による大規模土砂災害で大勢の方が亡くなり、その後礼文町で50年に1度と言われる記録的豪雨による土砂崩れで2の方が亡くなりました。被害に遭われた方々には心から哀悼とお見舞いを申し上げます。

日本共産党は、広島市の土砂災害後、直ちに災害対策本部を設置し、緊急対応や支援活動に取り組んできたところです。

土砂災害対策は、二つの対策が必要です。一つは、住民に危険箇所を周知し、避難対策を整備すること、もう一つは、土石流の勢いを弱める砂防ダム等の施設整備です。小樽市でも、山を切り開いて宅地開発を行い、山際や崖の上、下に建っている家も多く、心配している市民も多いです。市民の生命・財産を守る行政の役割は、いよいよ大事です。

土砂災害警戒区域指定について伺います。

指定は北海道ですが、小樽市の土砂災害危険箇所は519か所、そのうち、土砂災害警戒区域は179か所です。土砂災害危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の三つに区分されていますが、各危険箇所数及び現警戒区域指定数をお知らせください。

国土交通省調べによると、この間、全国では毎年平均1,000件以上の土砂災害が発生しており、2011年は1,422件、死者・行方不明は85名も出ています。小樽市では2007年に朝里川温泉スキー場で大きな土砂崩落が起きましたが、過去の土砂災害の被害状況と主なものをお知らせください。

2006年から急傾斜地崩壊危険箇所の対象地域で住民説明会を実施しているも、5か所が未指定ということですが、これまでの災害を通して未指定地域で理解を得られていない住民には継続的に働きかけていたのでしょうか。

また、住民の理解が得られなければ警戒区域の指定ができないという法的根拠はありますか。

5か所を含めた残りの340か所の警戒区域指定の計画についてお知らせください。

住民周知についてお聞きします。

広島市の土砂災害では、幸い命を取りとめた方が、ハザードマップで自宅付近が警戒区域となっていることを知らなかったと述べていました。小樽市はハザードマップを対象地域の住民に配布したといいますが、転入してきた住民にも漏れなく配布していますか。

最上など土砂災害警戒区域指定から少し離れた地域の住民にはハザードマップが配布されていないため、連続して起きている土砂災害で、いざというときどこに避難したらよいか不安に思っています。住民に常日ごろから避難場所を意識してもらうことも大切です。内閣府から示された避難場所、避難方法等を記載した災害・避難カードを市民に配布し、市民周知を進めるべきです。いかがですか。

この間、学校統廃合が進められ、色内小学校付近の住民は、避難場所が遠くなることに不安を持っています。住民の納得を得られているのですか。

避難勧告・避難指示の発令、伝達についてです。

広島市や礼文町の土砂災害では、避難勧告が遅れたことが指摘されています。広島市の場合は、夜中に豪雨が集中したことで、避難勧告を出すのが難しかったということですが、後日、広島市長は避難勧告が早ければ被害が小さくなった可能性があるとして述べています。

今年4月に内閣府から避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定要請があり、北海道がマニュアルを作成し、小樽市はこれを受けて避難勧告の基準を変えるということですが、これまでの市の発令基準との違いと北海道のマニュアルには今回のように突然の豪雨への対応が盛り込まれているのか、お聞きします。

小樽市も危険区域が多いのですから、マニュアル作成を急ぐべきです。完成の時期、市民への周知方法などお知らせください。

もう一つの対策である砂防ダムの施設整備は何か所行われていますか。

広島市の土砂災害は、県の砂防事業予算が1999年をピークに激減し、施設整備が遅れたことも指摘されていますが、近年の北海道の予算はどうなっていますか。

市民の生命と安全を守るためにも、国に対して危険箇所の調査費や砂防ダムなどの土砂災害対策予算の増額を求めていると思いますが、いかがですか。

(「自民党と一緒にないか」と呼ぶ者あり)

朝里川温泉区域についてお聞きします。

土砂災害警戒区域に指定されている朝里川温泉区域の避難所は、豊倉小学校になっています。朝里川

温泉区域は地すべり箇所とされている場所が広く、この中に豊倉小学校が入っていて、しかも急傾斜地危険崩壊箇所が近くにあります。災害が発生するおそれがあるところを避難所として指定するのは不適切ではありませんか。

また、この区域にはケアハウス、特別養護老人ホーム、障害者支援施設など、高齢者・介護・福祉施設が集中しています。土石流危険渓流、地すべり危険箇所もあるのに施設建設をなぜ許可したのでしょうか。

安全対策は講じられているのか、また、土砂災害警戒区域指定時期はいつごろになるのか、お聞きします。

各施設には要援護者が多数入所していますが、避難場所について施設ごとにお知らせください。

体制についてお聞きします。

礼文町の土砂災害は警戒区域未指定だったことや、役場の職員が別地区の土砂崩れの対応に追われて手が回らなかったことが問題になっています。小樽市の体制はどうなっていますか。

また、救助に当たる消防職員は、8月1日現在、条例定数252名に対し249名、そのうち消防吏員は248名ですが、不足はありませんか。消防吏員を確保すべきです。

また、土砂災害に限らず災害が増えていますから、防災担当職員をさらに増やすべきです。お答えください。

次に、人口増対策についてお聞きします。

市長は2期目出馬を正式表明し、政策課題に人口問題を挙げ、「小樽の最重要課題。国任せでなく取り組みたい」と述べています。我が党は、人口増には仕事と家庭の両立支援や経済的支援が不可欠であると考えます。

国勢調査による小樽市の生産年齢人口は、2000年は65.1パーセント、2005年62パーセント、2012年58.5パーセントと、調査のたび減少しています。今後の人口増対策は若年層・生産年齢人口の定住・移住にポイントを置いて進めるべきではないでしょうか。

2008年には、おたる移住・交流推進事業研究会を立ち上げました。この事業では、2008年度から2013年度までに33世帯、60人が移住し、そのうち世帯主が50歳代以下の世帯は78.8パーセントです。これらの方々が小樽市への移住を決めた理由はどのようなことでしょうか。

今年3月に発表された厚生労働省のセーフティネット支援対策等事業費補助金で行った「人口移動効果を踏まえた自治体の福祉政策展開」に関する調査研究報告書によると、従来の空き家紹介や産業施策などに福祉的な施策を加えることで、都市部から地方部への転居行動の効果を高める可能性などを検討しています。移住希望者アンケート調査では、地方移住を高める条件として、50歳までについては生計を立てられる程度の収入があるか、子育て期の女性では日常的な生活において困らない程度の生活環境や子供の教育環境が整っているかなど、生活において困らない程度の水準を挙げています。また、地方への移住希望者の意向としては、全世代で「自然豊かな環境で暮らしたい」というものです。

札幌市から小樽市に移住した何人かの若い世代の話を見ると、自然豊かな土地で子育てしたいからと言い桂岡町に移住した40歳代の女性からは、桂岡町は札幌からも近く、子育て世代を呼び込むにはよい環境、冬の除雪、通勤・通学バスの増車など検討してはどうかという提案もあります。

小樽市は札幌市に近く、自然豊かな環境の点では他市に負けない利点がありますから、これを生かし、その上で小樽に住んで安心の施策が必要です。そのためにも、育児支援で少なくとも札幌市並みでなければならないと考えます。生活応援の子供の医療費助成比較では、札幌市は通院では小学校就学前は自己負担は初診時一部負担金のみ、入院は中学校卒業までの助成で小樽市より拡大されています。若年層

の定住・移住を図る上で、子供の医療費助成の拡大を進めるべきではありませんか。

また、生計を立てられる程度の収入という点で、雇用の場の確保は定住・移住の大きな条件ですが、どのような施策を考えているのかお聞かせください。

小樽市は、8月に人口対策庁内検討会議を設置し、11月には今後の施策の方向性や事業案をまとめ、その後、官民による小樽市人口対策会議を立ち上げ検討するとしていますが、事業案の内容、民間の構成メンバー、人数、また一般公募などについて、いつ提示されるのでしょうか。

次に、雇用問題をお聞きします。

自治体における臨時・非常勤職員の官製ワーキングプアが拡大する中、待遇の改善を求める運動と世論の高まりで、総務省は7月、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善を求める通知を出しました。臨時・非常勤職員の再度の任用をめぐるのは、次の任用までの間に空白期間を設け、健康保険や厚生年金から脱退になるため、医療費負担増や年金減少になることが問題になっていました。小樽市でも雇用保険は掛けているが、健康保険はいったん打ち切っています。今回の総務省の通知では、有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間をあけて再度行われる場合においても、事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断される場合には、厚生年金及び健康保険の被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があると述べています。これは既に今年1月17日付け厚生労働省通知で示されていましたが、小樽市は、この通知内容をなぜ実施しなかったのですか。

総務省の通知を受けて速やかな改善を求めます。お答えください。

現在、市立保育所の保育士が不足していると聞きます。2人の子供を一緒に手宮保育所に預けたいと思って申し込んだが、ゼロ歳児は保育士が不足しているので受け入れられないと断られ、自宅から離れた民間の認可保育所に預けているため、送迎に1時間近くかかり困っていますという若い人の話を聞いています。小樽市は正規職員のほか臨時保育士を雇用していますが、ここ3年間の保育士の正規職員と臨時職員の数と割合をお知らせください。

保育士不足は安定しない雇用のためではありませんか。安定しない雇用では、子供を安心して預けたいという若い世代の願いに応えることはできません。保育士の正規職員を増やすべきです。お答えください。

次に、おたるドリームビーチの海水浴客の安全対策について伺います。

小樽市が管理する銭函の道路で、ドリームビーチの海水浴帰りの女性4人が飲酒運転の車にひき逃げされ、3人が死亡するという痛ましい事件が起きました。市長は、初めはこの道路を歩行者専用にするとしていましたが、その後、歩行者の安全を確保するため、歩道設置の検討も含める方針に変えました。歩行者の安全を守るために早期の歩道設置を進めるべきです。いかがですか。

また、一番の問題は飲酒運転です。これを防止するためのドリームビーチ協同組合と小樽市の対策をお知らせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えします。

初めに、土砂災害対策について御質問がありました。

まず、土砂災害警戒区域指定についてですが、市内の土砂災害別の危険箇所数につきましては、急傾

斜地崩壊危険箇所434か所、土石流危険渓流75か所、地すべり危険箇所10か所となっております。

また、警戒区域指定につきましては、急傾斜地の崩壊177か所、土石流2か所となっております。

次に、本市の過去の主な土砂災害の被害状況につきましては、平成19年4月に朝里川温泉スキー場で融雪による土石流が発生したほか、平成22年8月には低気圧による大雨で市内13か所、23年9月には台風12号の大雨で市内9か所で土砂崩れが発生しておりますが、いずれものり面や石垣の崩壊によるもので、人的被害は発生しておりません。

次に、理解が得られていない住民への働きかけにつきましては、これまで2度の説明会を開催し、さらに個別にも説明を行い理解を求めているところであり、今後も働きかける予定と聞いておりますが、理解が得られなければ警戒区域の指定ができない法的根拠につきましてはありません。

また、警戒区域指定の計画につきましては、平成28年度までに全道で2,370か所を指定したいとの計画であると聞いておりますが、本市における計画は示されております。

次に、住民周知についてですが、まず転入してきた住民へのハザードマップの配付につきましては、現在、配付はしていませんが、今後、市の窓口で転入手続を行う際、ハザードマップを入手又は閲覧できる部署やホームページからの入手方法などを記載したパンフレットを配付し、周知してまいりたいと考えております。

次に、災害・避難カードにつきましては、各家庭で土砂災害や津波などの災害ごとに避難の必要性、避難する場所を整理して事前に記載したカードとなっており、災害時には市町村が発令する避難勧告等をきっかけに、悩むことなくあらかじめ定めた避難行動をとることができることから、内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインでは、導入を提案しているところであります。

このカードの導入については、今後、市が策定することとしているマニュアルの中で、その導入について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、色内小学校統合後の避難所につきましては、現在、地域の方々と跡地利用の協議を行っているところであり、今後、御意見をいただきながら避難所のあり方について判断したいと考えております。

次に、避難勧告等の発令・伝達についてですが、まず本市の避難勧告等の発令基準と北海道のマニュアルとの違いなどにつきましては、本市地域防災計画では土砂災害に係る避難勧告等の発令は、土砂災害警戒情報のほか、過去の土砂災害の発生状況や予兆現象などを総合的に分析した上で判断することとしておりますが、北海道のマニュアルでは土砂災害警戒情報などが発表された場合に、避難勧告等を発令するための判断基準を示して、市町村の判断が遅れないことに着目したものとなっております。

また、大雨警戒発表時に現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、まれにしか観測されない雨量であることを知らせるために、気象庁が発表する記録的短時間大雨情報も判断基準としているところであります。

次に、本市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成時期などにつきましては、本年4月に国のマニュアル策定ガイドライン案が策定されたことを踏まえ、北海道が市町村のマニュアル作成の参考となるように、8月に土砂災害と津波災害にかかわる避難勧告等の判断・伝達マニュアル案を作成したところです。本市におきましては、これらを参考に年度内をめどにマニュアルの作成を進めていきたいと考えております。また、市民への効果的な周知方法についても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、砂防ダムの施設整備についてですが、市内には72か所の砂防施設が整備されております。また、近年の北海道の予算についてですが、ここ5年間の砂防関係事業費は100億円前後で推移していると聞いております。

次に、国に対して土砂災害対策予算の増額を求めることにつきましては、これまでも北海道市長会などを通じて砂防事業について積極的に整備を進めていただくよう要望しており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉区域についてですが、まず豊倉小学校が避難所として指定されていることにつきましては、本市においては津波避難所を除き、災害の種類ごとに避難所を指定しているものではありません。しかしながら、平成25年に災害対策基本法が改正され、避難所を指定する際の基準が新設され、想定される災害の影響が比較的少ない避難所を指定することとなったので、今後、災害の種類別に避難所を指定することとしております。豊倉小学校については、土砂災害の発生するおそれがあると判断した場合には、避難勧告等により朝里小学校などに避難誘導したいと考えております。

次に、福祉施設の建築許可につきましては、これらの福祉施設の敷地は、土砂災害特別警戒区域に指定されていないことから許可したものであります。安全対策につきましては、砂防法に基づく対策工事が一部施工されております。また、区域指定につきましては、北海道から福祉施設がある場所は早期に指定したいとの意向が示されております。

次に、施設ごとの避難場所につきましては、朝里川温泉周辺の施設入所者の避難場所は各施設ともに豊倉小学校となりますが、収容人員を上回る被災者が発生した場合や、土砂災害の発生するおそれがあるときは、朝里小学校などの避難所や被災者の受入れについて協定を締結している朝里川温泉組合の施設に協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、本市の体制につきましては、本市地域防災計画に非常配備の基準を設けており、災害の発生規模に応じて職員を動員することとしております。その内容は、小規模の災害や災害の発生するおそれがある場合には、関係する部署の職員が参集する第1非常配備で対応し、局地的な災害が発生している場合などは災害対策本部の係長職以上が参集する第2非常配備としております。また、広域にわたる災害となった場合には、職員全員が参集する第3非常配備体制で対応することとしております。

次に、消防職員につきましては、通常の火災や救急救助出動などに対応できる職員数は適正に確保しており、不足とは考えておりませんが、災害等で増員が必要となる場合には、非番職員や消防団員の招集を行うほか、他の消防本部や警察等関係機関の協力を要請し、対応してまいります。

次に、防災担当職員の人員を増やすことにつきましては、平成23年の東日本大震災以降、防災業務が増えたことから、平成25年度に担当主幹1名を、平成26年度には担当主査1名を増員し、現在6名となっております。防災業務の重要性は増しておりますので、職員配置については今後の人事編成の中で検討してまいります。

次に、人口対策について御質問がありました。

まず、今後は若年層・生産年齢人口にポイントを置くべきとのことですが、本市は少子高齢化だけではなく、生産年齢人口が減少している状況にあり、その中でも子供を産み育てる世代の減少がさらなる少子化につながっているものと考えられます。また、この世代がさまざまな活動の担い手として、まちの活力やコミュニティの維持に欠かすことができないことから、生産年齢人口を中心とした人口対策を検討する必要があると同時に、出生数の増加に向けては若い世代を支援する施策に力を入れていく必要があるものと考えております。

次に、小樽市への移住を決めた理由につきまして把握している範囲で特徴的な点としては、港町であり、歴史的な建造物が残るまちの雰囲気や小樽の人の魅力に引かれたといった理由のほか、海、山があり、自然に恵まれていること、まちの規模がコンパクトで暮らしやすいこと、札幌に近く交通アクセスがよいなどが挙げられます。

次に、若年層の定住・移住を図る上での子供の医療費助成制度の拡大につきましては、道内他市町村の医療費助成の状況を見ますと、本市と同様の取扱いとなっているところのほか、各自治体が独自で助成制度を拡大しているところもあります。小樽市といたしましても、財政上の問題もありますが、人口問題を議論する中で、今後、検討してまいります。

次に、人口増対策における雇用の場の確保につきましては、地域経済を活性化することが何より重要であると認識しておりますので、引き続き地元企業の活性化に向けた支援や企業誘致などの施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口対策庁内検討会議の事業案や官民による小樽市人口対策会議のメンバーなどの提示の時期についてですが、今後の施策の方向性や事業案は、庁内の意見を取りまとめた後、11月中に立ち上げる官民の会議へ提示したいと考えております。

また、官民の会議の構成メンバーや人数、一般公募につきましては、今後、庁内検討会議において検討してまいりたいと考えております。

次に、雇用問題について御質問がありました。

まず、市臨時職員の健康保険等の被保険者資格の取扱いについてですが、臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、任用を行っております。この任用は6か月を超えない期間とされ、6か月を超えない期間で更新できることとされており、基本的には最大で1年以内の任用と定められております。このことから本市においては、臨時職員の通算の任用期限を1年とし、業務上資格が必要な職種や人員の確保が難しい職種においては、更新後、国の通知にある1日ないし数日ではなく、おおむね10日間をあけて再度任用を行っております。これまで市の被保険者資格の取扱いは、任用期間終了後、資格喪失手続をとり、再度任用する場合に改めて資格取得手続をとることとしておりましたが、このたびの国からの通知を受け、空白期間における無保険や無年金の期間が生じないように、その対応を検討しているところです。

次に、この3年間の保育士の正規職員と臨時職員の人数と割合につきましては、各年度の4月当初の状況では、平成24年度は正規職員54名、臨時職員25名、正規職員の割合は68.4パーセント、25年度は正規職員52名、臨時職員21名、正規職員の割合は71.2パーセント、26年度は正規職員52名、臨時職員17名、正規職員の割合は75.4パーセントとなっております。

次に、保育士の正規職員の割合を増やすべきとのことですが、市立保育所の保育士の正規職員配置については、国の基準を踏まえ、職員組合とも協議の上、必要な人員の確保に努めているところがあります。

次に、おたるドリームビーチの海水浴客の安全対策について御質問がありました。

まず、早期に歩道の設置を進めることにつきましては、安全対策の一つであると考えておりますので、今後、来季の海水浴場開設に向け、歩道設置も含め安全対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、飲酒運転防止対策につきましては、ドリームビーチ協同組合では、海の家での運転者へのアルコール販売の禁止、飲酒運転撲滅啓発のぼりの作成、最寄りの星置駅への無料送迎バスの運行期間の延長などのほか、警察への取締り強化の依頼を実施したと聞いております。

また、市においては、警察と共同で海の家全店に注意喚起を行ったほか、銭函3丁目駐車場などでの啓発チラシの配布や事故現場付近にのぼり・看板の設置を行い、飲酒運転の危険性の周知に努めたところです。市といたしましては、これまでさまざまな交通安全啓発活動を行ってまいりましたが、今後はこれまで以上に飲酒運転防止に向けた啓発活動に努めてまいりたいと思います。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

○21番（新谷とし議員） 再質問させていただきます。

土砂災害対策についてですが、小樽市の残りの340か所の危険区域の警戒区域指定についてです。平成28年度までに全道で2,370か所とのことで、本市における計画は示されていないということでした。

今日の夕刊に白老町と登別市で局地的な豪雨により、白老町では68人が孤立してキノコ工場が決壊したというニュースがありまして、気候変動で災害がいつ起きるかわからないという状況ですから対策が急がれます。

広島市でも今回、土砂災害に遭った53か所は全て危険箇所でしたけれども、警戒区域に指定されていたのは13か所にすぎません。多くの犠牲者を出した地区は指定されていなかったのです。

小樽市では割合にすると、まだ34.5パーセントしか指定されておりません。しかも、地すべりに対してはゼロです。全国平均が67.5パーセントという報道がありました。ですから、小樽市への指定が大変遅れているわけです。

この理由は、調査費が圧倒的に少ない、このためではないでしょうか。私が聞いた砂防関係事業の予算と基礎調査に係る予算額、これは私が入手したものですけれども、小樽開発建設部では、平成25年度、26年度ともに3,600万円しかありません。ですから、圧倒的に予算が足りないのだと思いますので、全道市長会を通して言っているとおっしゃいましたけれども、個別に小樽にも早くこういう調査をして、警戒区域の指定を急いでほしいということをぜひ申し入れていただきたいと思います。これに対する見解をお願いします。

また、災害・避難カードについては、今後検討していくということですが、いろいろな災害がありますので、ぜひ早く、この配付を急いでいただけるようお願いいたします。

次に、朝里川温泉区域の避難所の問題です。豊倉小学校で災害が発生するおそれがある場合には、朝里小学校に誘導するということでしたけれども、そもそもこういう危険なところで、災害が発生する可能性の大きくあるところを指定することが、やはり見直すべきではないのかなと思います。

次に、消防吏員の増員についてですけれども、適正だとおっしゃいましたが、先ほど言いました2007年の朝里川温泉スキー場の土砂災害は、突然起こって土砂崩れは7回も来て、崩落地形は幅、延長ともに大きくなった。このことが山田前市長名で突然の土砂災害として「砂防と治水」という機関誌で報告されておりまして、インターネットにも掲載されておりまして。そのときいち早く活動したのが消防隊で、土のうを設置したことなどが書かれておりまして、災害発生が予想されるとき住民避難の誘導は消防隊が行うと。今後の施策でこのようにしたいということが書かれておりました。ですから、今は間に合っている、いざとなったら消防団員にもお願いすると言いますが、市の責任として、少なくとも条例定数は確保すべきだと思います。

次に、人口増対策ですが、市長も同じように若年層・生産年齢人口にターゲットを当てたことを考えていきたいということでした。

医療費の拡大についても今後検討ということで、今までは絶対に財源がないから難しいという答えばかりだったので、若干前進したかなと思うのですが、ぜひこの医療費の助成拡大はしていただきたいと思います。

総務省の人口調査で人口が増加している東神楽町は、子供の医療費助成は所得制限なしで中学生まで無料です。千歳市も人口が増えておりますが、自己負担はありますけれども、小学校3年生までになっています。また、道外ですけれども、埼玉県滑川町では、子供の医療費が高校3年生まで無料で、給食費は保育園から中学校まで無償、環境もよいし、子育てしやすいと20歳代、30歳代の子育て世代が移住

してきて、この12年間で人口が38パーセントも増加して、勤労世帯の増加で税収も増加していると、このような新聞報道があります。このまちと同じにできないとしても、子供の医療費の無料化をぜひ拡大していただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、雇用の問題です。

保育士が足りなくて子供を同じ保育所に預けられなくて1時間もかかって別々の保育所に子供を預けているというのは、これは本当に子育て支援にならないと思うのです。ですから、先ほども聞きましたけれども、実際の正規職員の数は、54人、52人、52人ということでしたが、これは定数よりも8人から10人も少なくしているのですね。こういう状況の中で、公立保育所の入所率は9月、81.9パーセントで待機児童が4人もいるのです。やはりこれは保育士不足ですし、それと正規職員をもっと増やして安心して子供を預けるというふうに変えていかなければならないのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 土砂災害の予算の申入れにつきましては、先ほど議員から指摘はありましたけれども、全道平均が1割弱の中で本市は高いほうではありますが、引き続き要請をしまいたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 再質問にお答えいたします。

災害・避難カードの導入につきましては、お願いということでもございましたけれども、導入に向けて検討させていただきたいと思っております。

次に、避難所の考え方ですが、現在の市の地域防災計画の中の避難所というのは、避難所というくくりだけで指定をしているものでございます。今後につきましては、津波は津波用の避難所、土砂災害は土砂災害に向けた避難所ということでの指定について地域防災計画の中で位置づけていかなければならないと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 保育士の配置でございますけれども、市長の答弁にございましたように、私どもも正規保育士を確保していくようにしておりますので、先ほど答弁にありましたような比率からしますと、臨時職員の割合はやや減少しているところでございますし、今後も国の基準を踏まえまして、職員組合とも協議しながら確保を図ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 消防長。

○消防長（飯田 敬） 再質問にお答えします。

消防職員を条例定数まで確保すべきとお話でございますけれども、条例定数につきましては、一時的に職員の増員が必要になる場合を考慮いたしまして、必要職員数に若干上乗せして設定しているものでございますので、そういう余裕があるということで御理解をいただきたいと思っております。

私ども、災害に当たりましては、小樽市の警防規程によりまして災害の規模、状況によって消防の体制を増強することとしてございまして、特に初動の体制につきましては、非番員の招集等も含めまして、

しっかりと対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 済みません、答弁の漏れがございました。

人口対策について、再質問の中では医療費助成の拡大についてぜひということでございましたけれども、そのほかの人口対策についても言及されておりましたので、私から答弁をさせていただきます。庁内に設置した検討会議は、市長が座長となっております。現在、各部に考えられる人口施策というものを宿題として与えております。この会議の中では全国的な事例についても検討させていただきたいと思っておりますし、小樽市ができる小樽市独自の施策というものも考えていかなければならないと思っております。一つ一つの人口対策については今お話しすることはできませんけれども、そういった観点で人口対策を庁内検討会議なり官民も含めた人口対策会議の中で検討させていただきたい、議論させていただきたいと思っております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再々質問ですが、消防吏員のことで、間に合っているとおっしゃいますけれども、実際に現場は大変ではないかなと思いますし、大変だという声も聞いております。やはり全体的に職員を減らして人件費を浮かせたい、そういう方針だろうと思うのですが、それではやはり市民の安全・財産を守ること、命を守ることではできません。消防職員だけが防災の担当ではないのですが、市全体でやっていかなければならないことですが、まずは消防職員が避難救助、あるいは避難の誘導をするということでは、果たす役割は大きいと思いますので、これはやはり検討を要すべき問題だと思います。

その1点だけお聞きします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 消防長。

○消防長(飯田 敬) 職員数の不足ということで再々質問いただきましたけれども、御存じかと思いますが、消防職員数につきましては、国が定めます消防力の整備指針という一つの指針に基づきまして設定しているものでございます。小樽市にとって必要な消防・救急等の車両台数に見合う職員数、あるいは火災予防や警防、総務などの各業務に対応する職員数を確保している状況でございまして、そういう意味で決して不足している状況ではございませんし、かえって小樽市は地形が東西に細長いという状況から、整備指針の基準以上に署所数を多く抱えている状況でもございます。また、人口当たりの職員数も道内の主要消防本部と比べても決して少ないというわけではございませんので、そういう意味では職員数が不足しているという状況ではないと私どもは判断しているところでございます。

(「国の指針を満たしていることになるのかな」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 新谷議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番(高橋克幸議員) 最後の一般質問となりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、ワンストップサービス(総合窓口)についてであります。

この問題は、これまで何回か質問してきましたが、重要な問題と考えておりますので、改めて伺います。

近年、他都市では、市の総合窓口としてワンストップサービスの導入について実施あるいは検討されているところが増えているようであります。以前、会派視察で訪問した大野城市も、このサービス事業を進めた市の一つであります。また、道内では北見市が平成26年3月にワンストップサービス推進計画を策定しているところでもあります。

いわゆるワンストップサービスとは、市民の方が多数の窓口に移動することなく、ほとんどが一つの総合窓口業務で終了するという内容であります。ただ、各自自治体においてシステム内容は少し相違があるようであります。

初めに、このワンストップサービスについてどのように認識されているのか、見解を伺います。

本市は高齢化や核家族化が進んでおり、特に窓口業務については、さらに細やかな配慮が必要な市民が増加している状況にあります。また、社会全体の高度情報化に伴い、情報取得の要望についても先進的サービスが求められているところでもあります。

具体的な内容で言いますと、転入、転出、結婚、出産、死亡など、いわゆるライフイベントに伴って、その都度、住民票や国民健康保険、年金、税、学校、子供の手当など、市役所で行わなければならない手続が多岐にわたって発生する上に、必要な手続や持ち物も世帯の状況によって異なるため、わかりにくさや負担感の要因となっています。また、担当する課の窓口へ行くたびに説明、本人確認、記入、担当課からの説明と複数にまたがり、同じような説明を何回もしなければならないような経験をされた方が多く見受けられるところでもあります。

このような中、北見市では来庁する市民の立場を考え、見直しを行い、まず平成3年から関連する手続をまとめて受け付ける「まとめ受付」を実施し、さらなる改善や見直しの結果、ワンストップサービス推進計画の策定に結びついたようであります。

窓口業務は市役所の顔であり、市民と多く接する場であります。市民サービスの向上や利便性、また行政事務の効率化という観点からワンストップサービスの導入を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

さて、このワンストップサービスを考えるとき、問題点として本市の現状は、まずハード面の問題や各種制度の複雑化により、窓口業務量の増加傾向もあると認識していますが、このサービスの導入を検討する上で現状の課題と問題点の整理が必要と考えます。これらについてどのように捉えているのか、見解を伺います。

他都市では、導入の検討に入る前に現状の課題や問題点を整理検討し、先ほど述べた北見市の例のように、現在でもできる対策や改善策を実施しています。本市もこのような市民目線に立った対応が必要と考えますが、見解を伺います。この中で、プライバシーに配慮した窓口の改善や繁忙期の窓口の確保として、フレキシブルな対応策の実施、また、民間の人材会社による職員の気配りや説明能力といった接客能力の向上に資するスキルアップの講習や認定員の資格制度の制定など、導入以前から全体的な改善の実施が行われていたようであります。

ワンストップサービス導入については即席でできるものではありませんが、だからこそ、このような前向きな意識改革の下、現状でも改善実施に向けた積極的な姿勢が求められていると考えます。これらについてどのように受け止めて考えられているのか、見解を伺います。

また、ハード面、システム面、人材面などの観点から、今後のワンストップサービスの導入を前提とした検討チームの設置を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、代読・代筆支援についてであります。

近年、高齢化の進展に伴い、視覚障害者に限らず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が求められています。日常生活を送る上で、読むことと自己の意思を表すための書くことは必要不可欠であります。しかし、視覚障害者や視力が低下した人、高齢者などには、これが十分保障されているとは言えない状況にあります。近隣の高齢者から要望があり、訪問することがあるのですが、市などから送られてくる文書について、何が書いてあるのか意味がよくわからない、読んで説明してほしいとの声があります。また、ある単身高齢者宅では、未開封の封筒が多く積まれていたこともありました。高齢化が進む本市では、単身高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあり、同様の問題も増えているのではないかと思います。

また、プライバシーの確保についての現状課題があります。市などから送付される文書には、税金や年金関係など、個人情報にかかわる内容が多いため、単なるボランティアではなく、プライバシーが確保される公的サービスとして提供する必要があります。以前、視覚障害者から相談を受けた内容ですが、税金の通知や年金にかかわる情報などの個人情報について、介護サービスで訪問してくる介護支援員には見られたくない。また、これらの個人情報を本人が確認する方法でその簡易性を求める内容がありました。これらについては現在どのような対応をされているのか、お示してください。

平成23年7月に成立した改正障害者基本法に、読み書き支援サービスを行う人の養成、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに、平成25年4月に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業実施要綱に自治体が行う支援の一つとして、代読や代筆が明記されました。このような状況についてどのように認識されているのか、これまでの対応も含め、市長の見解を伺います。

他都市の実例では、函館市の委託事業でNPO法人が運営する函館視覚障害者図書館にて、2011年7月から週4回実施、また品川区では2011年4月から地域福祉計画の支援メニューとして、読み書き代行サービスが実施されており、専門性が高く、公的機関等が実施するサービスとして位置づけられているため、利用者からも行政が行っているので安心との感想もあるようであります。

文部科学省の有識者会議が2006年に出した報告書では、これからの図書館のあり方について、住民の読書を支援するだけでなく、地域や住民の充実が求められると指摘をしており、この方向性は2012年に改正した図書館の設置及び運営上の望ましい基準にも盛り込まれ、文部科学省は各地の公共図書館に課題解決型への変革を促しています。

このような観点から、代読支援について図書館を活用した考え方も必要と思いますが、見解を伺います。

視覚障害者や視力が低下した高齢者などから最近も要望がありましたが、本市としてもプライバシーを確保できる専門の支援員の養成の取組や代読・代筆が受けられる仕組みづくりを提案、要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、健康マイレージ事業についてであります。

平成25年、第2次健康おたる21が策定されました。この計画は、21世紀における小樽市の健康づくりを進める指針であります。この中で「ライフステージに応じた健康づくりを進めるとともに、子どもから働き盛りの世代までの健康づくりを一層強化し、将来のがん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの予防を推進します」とありますが、本市の健康づくりの取組について、これまでの主な内容についてお示してください。

また、第2次健康おたる21の中で、健康づくりの取組について特に重点的に取組を考えている項目はどのようなものがあるのか、理由と狙いをお示してください。

健康づくりは、今後のさらに進む高齢化社会において医療、介護に直接的に影響を及ぼし、今後の市の政策にとって大変重要な課題の一つであります。高齢化が進んでいる小樽市としてどのように認識し

ているのか、重要課題の取組状況もあわせて、市長の見解を伺います。

健康づくりは市民一人一人が取り組む課題ですが、一人では継続して取り組むことは難しく、社会全体として積極的に取組を支援する体制が必要であります。健康診断の受診やスポーツ活動への参加など、ポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージ事業の取組が注目されており、先日も静岡県藤枝市の取組がテレビ放送で紹介されておりました。静岡県は、厚生労働省が発表した健康の新たなバロメーターである健康寿命が全国トップであります。健康寿命とは、寝たきりや介護を必要としない自立した生活を送っている人の統計であります。特に、藤枝市と掛川市は、がん標準化死亡比の低さでもトップクラスの健康都市のようであります。藤枝市では、日々の運動や食事の目標を達成できた場合や健康診断、禁煙、健康講座やスポーツ教室、ウォーキングイベント、地域行事などに参加した場合、ポイントとしてマイルを付与し、健康マイレージ事業として推進しているようであります。このポイントは、ふじのくに健康いきいきカードに加算されて、県内の協力店でサービスが受けられるようあります。また、日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施しており、先進的な事例として厚生労働省の「健康日本21～健やか生活習慣国民運動～」に紹介されています。

これらのような取組は、将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして全国で広がりつつあります。本市においても目指している健康づくりをさらに推進するために、この健康マイレージ事業の検討を要望いたしますが、見解を伺います。

次に、廃棄物最終処分場についてであります。

まず、一般廃棄物処理基本計画の分析についてであります。

平成17年策定の一般廃棄物処理基本計画の中に最終処分場の項目があります。この中で、「5. ごみ処理に係る課題」の最終処分場の記述には、「現在の小樽市廃棄物最終処分場は、第2期整備分を含めると、平成26年度まで使用可能と見込まれますが、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、最終処分場の延命化に努める必要があります」と書かれております。一般廃棄物処理基本計画の計画期間は10年であり、平成26年度が最終年度であります。当初の基本計画で想定していた人口減少等が変化し、その影響が実施計画にも表れていると思いますが、基本計画の総括として、最終処分場にかかわるごみ排出量や資源化の促進の結果など、平成26年度の計画目標に対してどのように分析、評価しているのか、主な内容についてお示しください。また、次期基本計画の今後の予定や主な考え方についてお答えください。

次に、最終処分場の延命化についてであります。

環境省からの通達により、最終処分場の残余容量を的確に把握するため、現地測量を基本とし、やむを得ず換算係数を用いて推定した場合でも、約3年に1度は現地調査を行って補正することという内容が示されております。

本市では、平成23年に現地測量が実施されましたが、今後の予定と考え方についてお示しください。

さて、平成23年の調査結果では、残余容量は体積換算係数により算出された推定値10万3,000立方メートルに対し、実測値は23万9,000立方メートルであり、大きな乖離がありました。この理由についてお答えください。

現在の最終処分場の全体埋立容量は94万1,000立方メートルですが、平成25年度末までの換算係数による埋立量と残余容量は幾らなのか、また、年平均の埋立推定値の算出方法とその推定値から計算される残余年数についてお示しください。

昨年予算特別委員会でも議論しましたが、最終処分場の延命化対策について伺います。

延命化対策については北海道と協議を進行中であり、技術的な課題や問題点が解決できれば、現在の最終処分場のかさ上げによる埋立てが可能であるとの答弁でありましたが、この内容とこれまでの経過についてお示しください。また、かさ上げによる埋立ては、その高さや容量など、どのような考えで検討されているのか、お答えください。

次に、地元町会との協定について伺います。

このように当初予定されていた計画年次よりもさらに長く使用が可能となり、また検討されているかさ上げによる埋立てで、さらに延命化が図られる可能性があります。町会との協定について、これまでどのような協議が行われてきたのか、今後どのように検討されていくのか、見解を伺います。

次に、次期最終処分場についてであります。

現在の最終処分場が当初計画よりも大幅に延命化される可能性が大きいため、次期最終処分場の準備について時間的余裕が生まれ、早急に検討しなければならないという制約がなくなっておりますが、重要な問題なので改めて伺います。

次期最終処分場候補地の想定条件であります。以前の答弁では現焼却施設にできるだけ近いことが望ましいこと、また、地質の面で地表近くに岩盤がなく、地下水位が高くないことなどが挙げられています。候補地として有力とされている現処分場の上流区域についてボーリング調査が行われましたが、調査結果では土石流による玉石や砂質分が厚く堆積しており、地盤支持力は比較的弱く、地下水位も高いことがわかりました。これらの課題や問題点について候補地選定を含め、どのように検討されているのか、見解を伺います。また、次期処分場建設までのスケジュールや規模についての考え方もお示しください。

次に、道路の予防保全についてであります。

日本の社会資本、いわゆるインフラ整備の多くは昭和の時代の高度成長期に整備され、この社会資本全体の高齢化が急速に進行している状況であります。また、安全・安心の確保のため、既存施設を適切に維持・管理し、その機能を保持するということが喫緊の課題と言われておりますが、今回はインフラ整備の中の道路について伺います。

阪神・淡路大震災や東日本大震災以降、地域防災の重要性が改めて認識され、平成9年に北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、直近の改訂は平成22年度に行われています。

さて、北海道で指定されている緊急輸送道路ですが、本市では維持・管理や安全輸送確保対策などについて、どのように調査や検討を行っているのか、総括的窓口はどこが担当しているのか、また、今後の課題や問題点についてお示しください。

本市では、社会資本の保全について橋梁の長寿命化計画の策定など、長寿命化に向けた施策を行っておりますが、道路については臨時市道整備事業で、ある程度計画的に進められているものの、道路の維持・管理は問題箇所をその都度補修する対症療法であり、事後保全が現状であると思います。大規模災害時の応急活動や物資輸送に利用される緊急輸送道路や病院、学校、福祉施設など、大きな影響のある道路について、道路の陥没や損傷は安全・安心の確保にとって大きな問題であります。

そのため、安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、補修を実施することが必要であります。これらについてどのように考えられているのか、これまでの対策も含め、お答えください。

次に、定期的な点検・調査についてであります。

他都市では道路の陥没事故があり、損害賠償にまで進んでいる事例があります。道路の陥没の原因である路面下の空洞は目視で見つけることは困難であるため、札幌市などでは目視だけではわからない路

面下の危険な空洞の非破壊検査による調査が行われているようであります。

この調査の中で大きな空洞が発見され、危険順位の高いものから優先順位を決定し、想定される陥没事故に対応されているようであります。このことから、道路の予防保全として調査の重要性が改めて認識されたようであります。大切な資産である道路ストックをできるだけ長く保全するためには、安全かつ防災・減災の観点からも、できるだけ早く市道の定期的な点検・調査とともに、目視だけではわからない路面下の危険な空洞の非破壊検査による調査が必要であると考え、提案いたしますが、これらについての見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、ワンストップサービスについて御質問がありました。

まず、総合窓口によるワンストップサービスにつきましては、同じフロアで各種証明書の申請、交付や相談業務などが行われ、必要な手続を効率的に進めることができ、来庁者の待ち時間を短縮することができるなど、市民サービスの向上が図られるものと認識しております。

次に、総合窓口によるワンストップサービスの導入に当たりましては、必要な機能を一つのフロアに集約することや高齢者や障害者などに配慮した窓口配置が必要となります。本市においては、本庁舎の構造的な問題、さらには行政情報システムの再構築の内容なども関係することから、直ちに実現することは難しいと考えておりますが、待ち時間の短縮など利便性の向上には、引き続き取り組んでいく必要はあると考えております。

次に、ワンストップサービス導入の課題と問題点についてですが、ただいまもお答えしましたとおり、一つのフロアに業務を集約するスペースの確保など、庁舎の構造的な問題のほか、ワンストップに対応するための組織体制やシステム関係の再構築、広範囲な窓口業務に対応できる各種業務に精通した職員の養成や、これらを専任で対応するための職員の確保などが考えられます。

次に、市民目線に立った対応についてですが、これまでも本市におきましては、各サービスセンターにおける税や福祉などに関する取次業務の拡大、組織改編に伴う類似業務の集約による窓口の一本化など、市民サービス向上が図られるものについては導入の取組を進めてきたところであります。

また、このほかの対策、改善策としては、戸籍の電算化、別館1階の窓口番号表示盤や各フロアの庁舎案内板設置など、可能な限り市民サービスや利便性の向上を図っておりますが、将来的にもマイナンバー制度の導入を踏まえてサービス拡大の検討を進めるなど、市民目線に立った改善を行ってまいりたいと考えております。

次に、窓口対応の改善実施に向けた姿勢についてですが、私は常々市役所は総合サービス産業であり、窓口に従事する職員は市役所の顔であると考えており、例えば市長への手紙により窓口対応に関する意見が寄せられた場合には、私からも対応改善について職員に指導する場合があります。今後とも、職場研修やミーティングにおいて窓口に従事する職員の意識改革を図り、来庁された皆さんにできるだけ負担をかけない対応に努めていかなければならないと考えております。

次に、ワンストップサービスの導入を前提とした検討チームの設置についてですが、庁舎の構造的な問題もあることから、現時点では検討チームの設置までは考えておりませんが、業務の改善に当たっては、

これからも必要に応じて庁内で議論したいと考えております。

次に、代読・代筆支援について御質問がありました。

まず、視覚障害者から税や年金などの個人情報について問い合わせがあった場合の対応につきましては、窓口に来ていただき運転免許証などで本人確認をすることが原則であります。視覚障害者に限らず、電話での問い合わせに対しましては、制度上可能な場合で生年月日や通知書番号などにより本人と認められるときには対応しているところであります。

次に、読み書き支援を行う人の養成や派遣につきましては、情報バリアフリーの一環として障害者基本法に盛り込まれたところでありますが、こうした取組には課題が多く、本市におきましては、点字広報の発行や「くらしのガイド」音声版の作成などによる情報提供、さらには手話通訳や要約筆記などによる意思疎通の支援に努めているところであります。今後も、障害種別に配慮しながら、これらの支援を行っていく必要があるものと考えております。

次に、プライバシーを確保できる専門の代読支援員の養成や代読・代筆が受けられる仕組みづくりにつきましては、障害だけでなく高齢化により読み書き困難になる方が今後増えていくことは認識しております。しかしながら、代読支援員に求められる要件等が示されていないため、今後、国や北海道の動向を見ながら具体的な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康マイレージ事業について御質問がありました。

まず、第2次健康おたる21における平成25年度の重点的な取組内容につきましては、計画の周知啓発を行うとともに、各種健康づくり事業を実施しました。計画における重点的取組項目につきましては、がんや生活習慣病予防としておりますが、これは本市の疾病特性として、がんや生活習慣病が多いためであり、高齢になっても健康な生活が営めるよう、また、病気になっても重症にならないようにすることを狙いとしたものであります。

次に、健康づくりへの認識と重要課題の取組状況についてですが、まず健康づくりへの認識につきましては、市民が充実した毎日を過ごし、豊かな人生を実現するために、健康づくりは重要であると考えております。高齢化社会における重要課題の取組につきましては、がん検診、特定健診などのほか、生きがいづくりとしてシルバースポーツ大会などの開催、さらに認知症予防事業、介護予防事業などに取り組んでいるところであります。

次に、健康マイレージ事業につきましては、健康づくりの機運を高めるきっかけの一つになると言われておりますが、まだその効果は明確になっておりませんので、既の実施している市町村における取組状況などについて研究してまいりたいと考えております。なお、健康づくりにつきましては、これまで同様、推進してまいります。

次に、廃棄物最終処分場についての御質問がありました。

まず、現一般廃棄物処理基本計画の総括につきましては、家庭系一般廃棄物は、計画の初年度となる平成17年度に実施した燃やすごみと燃やさないごみの有料化と資源物収集の拡大の結果、市民の分別意識が急激に進んだため、排出量の減少率が基本計画で見込んだ率を大幅に上回り、また、その後も人口減少により緩やかな減少傾向が続いております。

一方、事業系一般廃棄物については、現基本計画ではリサイクルの推進などにより減少することを見込んでいましたが、経済活動の動向による影響が大きく、平成26年度の排出量は基本計画の目標を達成できない見込みです。

次に、次期一般廃棄物処理基本計画の今後の予定や主な考え方につきましては、現在、平成27年度から10年間の計画を策定中であり、本市のごみの特性についての基礎データとして、ごみ質分析調査を行

っているところであります。その調査結果を踏まえ、本市のごみ処理に関する課題を整理し、さらなるごみの減量化などについての方策を取りまとめた上で、年度内に新計画を策定する予定であります。

次に、現地調査の今後の予定と考え方につきましては、最終処分場の延命化にかかわる実施計画策定のため、来年度において実施を予定しております。また、それ以降につきましても、3年をめどに現地測量を実施し、最終処分場の適正な維持・管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の残余容量の推定値と実測値の乖離につきましては、幾つかの要因が相乗的に働いたと思われませんが、主なものとしては、平成17年度から家庭系ごみの有料化や資源物収集の拡大によるごみの減量、特に不燃ごみの減量が想定以上に進んだことや、広域連合の中間処理施設から排出される残渣が計画値より下回っていることなどが考えられます。

次に、平成25年度末までの埋立量につきましては77万7,000立方メートル、残余容量は16万4,000立方メートルと推計しております。また、年平均埋立推定値は平成23年の残余容量調査の際の直近のデータを用い、推計した平均埋立量は2万2,000立方メートルと算出しており、残余容量から堰堤や最終覆土の量を除いた埋立可能量は14万5,000立方メートルであり、残余年数は6.5年となります。

次に、北海道との事前協議の内容と経過につきましては、北海道から検討すべき課題として示されていたかさ上げに伴うごみの滑りに対する安全性、地下埋設している管類の耐圧や流下能力の検討、遮水シートの紫外線による劣化に対する安全性、浸出水処理水量及び処理水質等について専門の見地も必要なことから、コンサルタント会社への委託をし、安全性の検討を行ってまいりました。

現時点では、北海道との事前協議の中で一定程度理解を得ていることから、今後、詳細設計を行った上で最終的な協議をすることとなります。

次に、かさ上げによる埋立ての高さや容量の考え方につきましては、今後、実施設計で詳細を決定してまいりますが、基本的には技術基準を遵守する範囲内で最大限かさ上げできるよう計画してまいります。

次に、地元町会との協定につきましては、現協定の埋立期間は平成27年度までになっておりますが、平成23年度の残余容量調査の結果により、5年程度延びることが推定されております。

一方、次期処理場の検討も進めていたため、協定の変更についてはあわせて行うことで町会に理解をいただいていたところです。その後、かさ上げによる延命化の検討が始まり、北海道と協議のめどが一定程度つきましましたので、本年6月5日に協定書の変更を正式に申し入れ、現在、協議しているところです。

次に、次期処分場候補地の選定等につきましては、基本的には現処理場の近隣が望ましいと考えており、平成23年度のボーリング調査結果に対して、技術的に可能な工法や処分場の形態を検討した経過があります。しかしながら、現在は、現処分場でのかさ上げによる延命について優先的に考えているところであり、次期処分場の検討については一時保留としております。なお、一般的に処分場の建設に当たっては、用地買収から工事完了まで7年程度かかるとされており、処分場の規模は国庫支出金の交付基準である15年相当の埋立容量となります。

次に、道路の予防保全について御質問がありました。

まず、緊急輸送道路の維持・管理や安全輸送確保対策につきましては、市道部分についての維持・管理や安全輸送確保対策の一つである耐震改修促進法に基づく沿道建築物の調査や選定を行っております。統括窓口につきましては、防災上の視点から庁内調整を防災担当が担当いたします。

また、課題や問題点につきましては、各道路管理者間の連携体制の強化や沿道建築物の耐震化等が課題であると認識しております。

次に、緊急輸送道路等の管理につきましては、これまでパトロールなどで損傷箇所を発見する都度、

補修を行ってまいりました。本年度はこれに加え、緊急輸送道路を含めた幹線市道の点検を実施し、10か年の修繕更新計画を策定しており、今後は計画的な修繕に取り組み、安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの削減を図ってまいりたいと考えております。

次に、路面下の空洞調査につきましては、現時点では社会資本整備交付金事業の対象となっていないことから、札幌市を除く道内市町村では、試験的なものを除き実施しているとの話は聞いておりません。空洞調査は費用が高額であることから、今後、交付金事業の対象となった場合には、他都市の実施状況も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、代読・代筆支援について御質問がありました。

図書館との関連についてであります。現在、市立図書館では、高齢者や目の不自由な方へのサービスとして大活字本の貸出しを行っておりますが、道内他都市の図書館では、録音図書の貸出しや朗読ボランティアを活用した図書の対面朗読サービスなどを行っているところがあると承知しております。今後、図書館サービスについては、道内の他都市の情報収集を行うとともに、本市の利用動向などについても研究してまいりたいと考えております。

なお、図書館の行政サービスとしての代読・代筆支援につきましては、市長部局と連携し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

○10番(高橋克幸議員) 2点、再質問させていただきます。

まず1点目は、代読・代筆支援についてであります。

市長から御答弁いただきましたが、情報の収集はしますよという大変簡便な答弁でしたけれども、認識はしていただいていると思うのです。

視覚障害者の方は、例えば税情報にしても、年金情報にしても、点字で情報を受けていないわけです。特に問題なのは、視覚障害者の方で家族も視覚障害者の方、若しくは単身世帯で視覚障害者の方というのは、ヘルパーが入っていなければ誰も確認することができない、何の封筒かもわからないわけです。そういう中であって、たまたま介護ですとか、いろいろな内容でヘルパーが来ている場合には、確認していただくという方法もあるかもしれませんが、そういうことを考えると、やはり読むことができないということで困っている方が実際にいるわけです。例えば、開封されていなくても、近隣の方、若しくは訪問された方がこれは市からの封書だとか、税金のことだよという話があった場合、市役所に電話をする、しかし本人確認ができないので個人情報はお教えできませんと、こういう繰り返しもあったそうです。

そういうことを考えると、確かに情報収集もしてほしいですし、私が例で挙げた函館市の視覚障害者図書館や品川区の例もぜひ調べてほしいのですけれども、やはりボランティアも活用して、プライバシーを担保した中で代読のサービスをやっているということでしたので、私はすぐに結果が出るというふうには、できるというふうには思っていないと思いますが、やはり認識の度合いがまだ浅いのではないかなと思うのです。

ですから、実際にどういう状況なのかをもう少し把握してほしいですし、この制度について、問題点もあるかと思えますけれども、しっかりと内容を把握して一歩進めるような、そういう動きをぜひして

いただきたいと市長にはお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

もう一点は、道路の予防保全についてです。

計画的な維持・管理をしていくというお話でしたけれども、私が例に挙げた空洞は、表面からは全然わかりません。陥没してからどうするかという話になるわけです。札幌市以外はまだやっていないというお話でしたけれども、試験的な調査など具体的に進めている市が増えてきています。そういうことを考えると、すぐに調査できるかどうかはわかりませんが、では小樽市の緊急輸送道路や重要な幹線道路で本当にその空洞はないのかあるのかという、そういう試験的な調査はやってみてもいいのではないかと思うのです。

そういう中で、具体的に危険性というのが実際目で見なければわかりませんので、計画的な保全といっても表面的なものではなくて、私の言っているのは特に危険だと思うのは、やはり陥没なのです。そういうことを考えると、先ほど言ったような試験的な調査若しくはどういうものがあるのかという、どういう空洞があるのかということもいいですし、具体的にそういう状況を確認した上で判断していただきたいと思っておりますけれども、この2点についてお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 高橋議員の再質問に答弁させていただきます。

最初に、代読・代筆についてでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、こういった方について、やはり取り組んでいかなければならないということについての認識は大変強く私自身も持っております。単に視覚障害の方だけではなくて、高齢化が進んでいくと同様なことも必要になってくると思っておりますので、国や北海道の動向というふうに申し上げましたけれども、そういった中でできれば取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、道路の予防保全については、担当部長から答弁をさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 先ほども答弁いたしましたけれども、空洞調査というのは非常に高額な調査になりまして、国の補助金等がないと単費で行っていくというのは実質上は無理だということなのですが、先ほど議員からもありましたけれども、他都市で調査でやっているという例もございますので、その辺を調べて、試験的でもいいから実施できないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号及び第21号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第6号ないし第20号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、両特別委員会の構成につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、安斎哲也議員、川畑正美議員、酒井隆行議員、濱本進議員、佐々木秩議員、中島麗子議員、山田雅敏議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、安斎哲也議員、小貫元議員、川畑正美議員、松田優子議員、鈴木喜明議員、上野智真議員、斎藤博行議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第30号は総務常任委員会に、議案第22号は経済常任委員会に、議案第23号ないし第28号は厚生常任委員会に、議案第29号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月11日から9月21日まで11日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 安 斎 哲 也

議 員 山 田 雅 敏

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 先般、9月10日の一般質問の際の私の答弁につきまして、1件訂正をお願いしたいと思います。

共産党新谷議員の土砂災害対策についての御質問の中で、警戒区域指定の計画について、「本市における計画は示されておられません」と答弁申し上げましたが、正しくは、「本市における計画は、今年度実施される20か所以外は示されておられません」でありましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 私からも1件、答弁の訂正をお願いいたします。

9月10日の一般質問におきまして、民主党・市民連合斎藤博行議員の再生可能エネルギーに関する再質問の中で、手宮地区統合小学校に太陽光発電システムを設置しなかった理由に関する御質問に対し、「全部起債ということになります」と答弁申し上げましたが、正しくは「長橋小学校のときのような国の経済対策としての財源はありません」と訂正したいと思いますので、おわびさせていただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 日程第1「議案第1号ないし第30号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

朝里川温泉地区の避難所に指定されている豊倉小学校については、土砂災害のおそれがあると判断した場合は避難所とはせず、朝里小学校に避難誘導する考えであるというが、他の地域においても、土砂災害等の警戒区域内に避難所がある場合については、同様の体制がとられているかどうか。

災害の種類によっては、現在の避難所は危険なのではないかとの不安に駆られ、どこに避難すればよいかのわからないとの声が多いことから、災害種別ごとの避難所を早急に決定し、周知してほしいと思うかどうか。

三重県紀宝町では、災害が想定される数日前から災害発生後までの間に行われる防災行動について、いつ誰が何をするかを時系列で整理した計画、いわゆるタイムラインが策定され、先日の台風通過時には人的被害が発生しなかったと聞いている。

一方、本市も含め、これまでの災害対策は、事後処理的な対応が主であり、災害以前についての取決めがほとんどなかったため、住民避難が迅速に行われなかったと認識しているが、事前対応の手順を定

めておけば、市民も速やかに避難することが可能となり、人的被害を最小限に食い止めることが期待できることから、本市においてもタイムラインの策定を検討すべきと思うがどうか。

九州電力川内原子力発電所が原子力規制委員会の新規規制基準に合格するなど、原発再稼働に向けた動きがある中で、本市は、泊原発のUPZ圏外ではあるものの、再稼働までに原子力防災計画を定めておく必要があると考えるが、市が独自に策定しようとしている計画において検討している内容にはどのようなものがあるのか。

また、これまでに行われた北海道原子力防災訓練を見ると、本市においてはUPZ圏内からの避難者を受け入れることに主眼が置かれているように思われるが、福島第一原発事故では、30キロメートルから45キロメートル圏内の飯舘村が、現在も高い放射線量により避難区域に指定されていることからすれば、本市でも同様の事態が起りかねないと考えられる。市は、小樽市民が避難するという状況も想定し、その体制整備について、計画の中にしっかりと位置づけるべきと思うがどうか。

今定例会には、本市では初めて、国の政省令とリンクする方式を採用した条例案が提出されているが、この方式では、政省令の改正に連動し、本市の条例も自動的に更新されるため、議会の議決が必要なくなるなどの指摘に対し、市は、政省令が改正された際の報告をルール化することで、議会審議の機会を確保したいとしている。しかし、議会にとっては、議員の態度を明確にする議決の場が奪われる形となり、これは権利の侵害に当たると考えられるが、リンク方式の採用に当たり、こうしたことについて何ら考慮しなかったのか。

また、この方式は、国が決めたことに何でも従うということの意味しており、今後、この形式の条例が増えていくことは到底容認できることではない。このような条例案は取下げ、具体的な条文を明記した上で、改めて提出すべきと思うがどうか。

地方分権改革の流れにより、これまでのように国が全国一律で地方公共団体に義務づけをするという形ではなく、地方の自主性を尊重する観点から、実際の運用は自治体の条例に委任される場合が増えていく。こうした中、子ども・子育て支援法において市町村の条例で定めることとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、平成26年の内閣府令第39号第1条において、従うべき基準及び参酌すべき基準が定められているとのことである。このようなケースでの条例制定において、内閣府令を引用するリンク方式を採用することは、本来、個々の市町村の実情に合わせて定めるべき基準が、結果的に全国一律の基準になってしまうと思うがどうか。

マイナンバー制度において、民間事業者は源泉徴収票の提出を通じて従業員の個人番号を取得できることになるが、この番号が悪用され、不正に個人情報を収集されてしまうこともあり得ると思うがどうか。

また、住民基本台帳カードについては、成り済ましによる不正交付が5年間で100件以上も発生していることから、個人番号カードについても同様の不正交付がなされ、さまざまな個人情報が他人に閲覧されてしまうおそれがあるのではないかと懸念している。

一方、制度のメリットとして、市民においては各種手続の簡素化や社会保障給付の適正化、行政においては事務の効率化が図られることが挙げられている。個人情報の漏えいや悪用など重大なデメリットがあるにもかかわらず、わずかなメリットのために、巨額のシステム整備費をかけて実施することが必要なのか疑問に思うがどうか。

北しりべし定住自立圏については、協定締結後も圏域の人口が減少し、取組の成果が表れていないように見えるが、一方で、取組のおかげで、人口減少がこの程度で済んでいるという見方もできる。こうした人口減少抑制の効果をより高めるため、来年度以降を引き継ぐ次期共生ビジョンの策定に当たっては、現ビジョンよりも人口減少への対応をはっきりと前面に打ち出すようにしてほしいと思うがどうか。

また、北しりべし定住自立圏そのものが住民にあまり認知されていないように感じられることから、圏域住民がより連携を意識できるよう、例えば、NHK連続テレビ小説の放送で余市町に注目が集まることをきっかけにするなど、今まで以上に自立圏についてアピールしてほしいと思うがどうか。

学校給食センターでは食物アレルギーへの対応として、2学期中にも卵除去食の提供を開始することであるが、除去食の提供を受けるためには、希望する児童・生徒から学校生活管理指導表の提出を受ける必要がある。指導表については医師が作成することになり、文書料がかかることになるというが、アレルギーは、1人の子供に複数あることが多く、個々の症状ごとに文書料がかかるとなれば、保護者の負担が大きくなることから、医師会と協議し、配慮を求めてほしいと思うがどうか。

また、食物アレルギーへの対応は、卵除去食を提供することで終わりということにはならないと思うが、今後、除去食を卵以外に拡大する可能性について、どのように考えているのか。

フッ化物洗口については、本市においても実施する方向で動いているが、保護者等からは、安全性や有効性の観点から不安や疑問の声が上がっている。市は、今後、保護者向けの説明会を開催し、理解を求めていくとのことだが、具体的日時、場所等については計画しているのかどうか。

また、説明会においては、こうした声にしっかりと応えていくとともに、改善できる点については最大限の改善をしつつ、事実誤認に基づく声に対しては丹念に説明し、理解が得られるよう努めてほしいと思うがどうか。

最近、小・中学生向けの電子書籍ストアが開設され、読書の好みに近い友達同士による、いわゆる「読み友」ネットワークがつくられるなど電子書籍の広がりが見られるが、市教委は、札幌市中央図書館などが実証実験として行った体験プロジェクトの概要を押さえているのか。

図書館に電子書籍を導入するに当たり、対象書籍が少ないことのほか、著作権侵害の危惧や過去に出版された作品の権利関係が不明であることなど普及を妨げる要因があると聞くが、一方で返却の遅れがない、汚れの心配がない、所蔵スペースが不要など、多くのメリットがあることから、本市においても導入に向けた考察を深めてもらいたいと思うがどうか。

本市へのふるさと納税の一形態である小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づく寄附については、これまでの累計が1億円を超えているが、その寄附額は年々減少しているという。

一方で、寄附への返礼として、特産品などを贈ることで、多額の寄附を得ている自治体もあり、人気のある特産品を有する自治体には寄附が殺到し、生産が追いつかないケースもあるなど、地場産品のPRという面でも大きな効果が出ていると聞く。

本市の返礼としては、社会教育施設の無料パスポートを進呈しているが、これに加え、特産品を贈ることで、寄附の増加とともに、地場産業の活性化も見込めることから、早急に取り組むべきと思うがどうか。

本年、小樽港発着の定点クルーズが18回予定され、食材の納入のほか、乗組員や入国審査に携わる職員の宿泊など、寄港地型クルーズ以上の経済効果が現れていると聞く。引き続き、発着港としてもらうためには、埠頭の整備などハード面だけでなく、船社や代理店に対し、例えば、環日本海クルーズ推進協議会に加盟する港湾を寄港していくクルーズといった新しいプログラムを提案するなど、一步踏み込んだ姿勢で取り組む必要があると思うがどうか。

また、ソフト面での提案をするためには、乗船客のニーズの把握や分析が欠かせないものであることから、関連業者からの聞き取りに加え、市のホームページに寄港した感想を書いてもらうなど、多様なツールを複合的に活用した情報収集に努めてほしいと思うがどうか。

外国人旅行者向けの消費税免税制度が改正され、10月1日からは、対象品目が現行の家電や衣服など

に加え、食料品等の消耗品にも拡大されると聞いている。本市においては、菓子や地酒などが土産品の上位を占めることから、免税店が増加し、外国人観光客への地場産品の販売が拡大すれば、市内経済の活性化につながるなど、大きなメリットがある改正と言える。

しかし、免税店の登録には、人員配置など五つの条件を満たす必要があるほか、梱包に手間を要することなどから、登録をちゅうちょする事業者が多いという。市においては、事業者がこういった課題をクリアし、登録に踏み出せるよう、商工会議所や観光協会とも協力し、個別に相談や情報交換ができる説明会を開催するなど、丁寧な対応をしてほしいと思うがどうか。

本市では今年度、海水浴に関連する海難事故が4件発生しており、その多くは海水浴場の区域外で発生したものであると聞いている。市は、海水浴場の開設場所や開設期間などについて、ホームページやフェイスブック、さらには市内の小・中学校などに対し文書で周知を図っているというが、市外から来る海水浴客への周知に向け、看板を設置するなど、さらなる工夫をしてほしいと思うがどうか。

特に、銭函地域の海水浴場については、札幌市を含む道央圏から多くの海水浴客が訪れていることから、北海道など関係機関との連携を図り、本市の海水浴場の情報を道央圏全体に周知できる体制を構築することも必要ではないか。

身寄りのない高齢者のみの世帯などでは、いわゆる消費者トラブルに巻き込まれやすい状況にあると考えられることから、被害に遭わないための対策を日ごろから周知徹底し、高齢者の方々に十分認識してもらうことが大切だと思うがどうか。

市は、ホームページや情報誌を通じトラブル防止策の周知を図っているとのことであるが、高齢者は、パソコンの操作が苦手であったり、文章を読むこと自体も難儀であったりすることから、耳からの情報を得やすいラジオを利用するなど、高齢者の立場に立った周知方法を検討してほしいと思うがどうか。

本年10月から、高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期予防接種になることを受け、今定例会に補正予算が計上されている。接種に当たっての自己負担額3,000円という金額は、道内9市の平均から設定したというが、このうち5市では2,000円台となっていることや、接種率が上がれば医療費の削減にもつながること、さらには、年金給付額の削減や消費税の増税などの高齢者を取り巻く厳しい経済状況を考慮すれば、本市においても、自己負担額を2,000円台に設定すべきと思うがどうか。

街路灯設置費助成金について、今年度は57町会207灯に対し助成の決定をしたとのことであるが、申請は629灯であり422灯が助成の対象外となっている。しかし、対象外とされたものの中には、緊急な対処が必要なものもあると思われることから、市は町会の意向の把握に努め、希望があれば追加で助成を実施すべきと思うがどうか。

また、市は街路灯のLED化を平成27年度から数年間で実施する考えで、その促進のために助成率を見直し、町会の負担を軽減することも検討しているという。負担が軽減されたとしても費用捻出が難しい町会もあると考えられるため、市が直接LEDに切り替えていくことも検討してほしいと思うがどうか。

街路灯のLED化促進に当たっては、さまざまな課題がありながら、年内に具体的な制度設計を行う考えとのことであり感謝するが、今後、課題を整理し解決する過程においては、町会などへの個別のアンケート調査を行うなど、十分なりサーチを行う必要があると思うがどうか。

また、事業規模を考えたとき、素案の段階で議会の意見を求めることや総連合町会へのヒアリングを実施することなど、きめ細かい対応を行ってほしいと思うがどうか。

近年、市内中心部では、マンション建設などによる人口増加に伴い、子供も増えているが、子供たちが喜ぶような遊具のある公園は、銭函工業団地や色内ふ頭など、歩いて行けない不便な場所にしかない。人口減少対策として、若年層の定住化を考える上で、近所に子供が遊べる公園もないということでは、

充実した公園が多数ある他都市に子育て世代が流出してしまいかねない。公園行政における予算づけを見直し、市街地の小さな公園にも、利用者の実態や人口密度などを考慮した費用対効果の高い遊具を整備すべきと思うがどうか。

また、本市の児童・生徒はゲームのしすぎや体力不足が指摘されているが、外で遊ぶ場所もないということでは、その是正もおぼつかない。市には、公園の役割が教育面にも影響するというのを考えてほしいと思うがどうか。

本市は、まちづくり景観条例を定め、歴史と自然に育まれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進めてきており、平成21年の条例改正において建築物等の色相・明度・彩度についての規制を行っているが、現状、観光客が集まる地区において、派手で、けばけばしい色彩が散見されている。

他都市における景観保全地区などでは、コンビニエンスストアさえも景観に配慮されていることからすれば、目指すべき都市景観の形成に向け、基準の見直しを含めた対策を検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号平成26年度小樽市一般会計補正予算及び議案第2号平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算については、否決を主張して討論を行います。

議案第1号一般会計補正予算に社会保障・税番号制度システム整備事業費が計上されています。この法律は、日本国民と中・長期滞在の外国人を含めた日本居住者に個人番号をつけるもので、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることを番号で確認して利用するものです。

マイナンバー法導入は、民主党・自民党・公明党による三党の合意に加え、経団連からも求められていました。この法案は、消費税と社会保障の一体改革関連法案の一つとして、野田内閣が国会に提出していましたが、衆議院が解散し廃案になりました。その後、2013年5月、マイナンバー法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関連法案が成立しています。

しかし、日本共産党は、プライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪が常態化するおそれがあること、巨額プロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されていないこと、税や社会保障の分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないことを理由に反対しています。

我が党は、平成24年第3回定例会において、共通番号制度・マイナンバー法案の撤回を求める意見書（案）を提出しましたが、意見書案は、他党派の賛同を得られず否決されました。

この制度システム整備事業は、2015年10月には住民につけられた個人番号の通知、2016年1月以降には市区町村に申請をすることで顔写真の入った個人番号カードが交付されるなど、具体的な日程で進められる予定で、本会議に補正予算が計上されています。補正予算計上に当たって、市当局は、制度導入によるメリットを語っています。

しかし、社会保障や税にかかわる行政事務、所得や受給情報などが個人番号で個人情報の名寄せが可能となり、その情報が流出すれば、犯罪の格好のデータとして利用されることは明白です。

また、写真つきの個人番号カードそのものが成り済ましで交付される危険もあります。現に08年から5年間で100件を超える成り済ましによる不正交付が起きています。先進して実施した国々で、大きな社会問題になっています。

イギリスでは、IDカード法を人権侵害への危険があることや、巨額の費用を浪費させるおそれがあるとして廃止、アメリカでは社会保障番号の流出、不正使用による被害が年間20万件を超えるとして見直ししています。韓国でも最近の4年間で延べ1億2,000万人分が漏えいし、情報が売買され、大問題になっています。スウェーデンでは、成り済ましが行われ、犯罪の温床になり見直しが進められ、ドイツでも行政機関の番号使用を規制するなど、限定的な使用にしています。

システム導入には、膨大なコストがかかります。住民基本台帳ネットワークでさえ、初期投資額は約390億円でした。住基ネット整備事業は、小樽市も進めてきましたが、整備事業費の総額は5,122万7,000円かかっています。今回の制度システム整備事業には、第1次として3,879万5,000円が計上されています。しかし、この後も2015年度以降、総務省系で住基税務システムなどで事業費が算定中とされています。そして、厚生労働省系の社会保障システムなどでは、15年度5,650万円、16年度には2,300万円が見込まれ、実施時点では、これらを上回ることが確実視されています。このように巨額のコストがかかることは市当局も認めているところです。

我が党は、このようにわずかな効率化やメリットのために全住民に個人情報の漏えいや悪用などの重大なデメリットがある共通番号制度システム整備事業を進めることに反対です。

次に、議案第2号平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算についてです。

国民健康保険事業運営基金条例が設置されています。その第5条には、「市長は、財政上必要があるとき認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる」とあります。これは、国保事業特別会計の基金を一般会計に貸出しできるという解釈ができます。市は、基金の目的を国保事業の健全な運営を確保するため、保険給付費に不足が生じた場合に充てると答弁しています。

しかし、国保事業特別会計では、超過交付金については、国や道に遅滞なく返還しています。保険料を支払う市民に対しても同様に還元すべきであり、国保事業会計の剰余金は基金に積み立てることなく、保険料引下げに回すべきであります。基金に3億955万円もため込むのではなく、せめて1世帯当たり1万円の国保料引下げを実現すべきです。

国民健康保険事業運営基金への積立金については、1世帯1万円の国保料引下げ後の残金にとどめるべきです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○27番(前田清貴議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月10日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、議案第6号ないし第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○27番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

先月、各地で土砂災害が相次いで発生したが、本市で災害が発生した場合において、消防団のかかわりはどうなっているのか。

また、災害発生の際は、火災出動と同様に緊急車両のサイレン等による自己覚知により現場に参集するとのことだが、消防の出動情報にかかわる電話案内について、もう少し細かな案内をしてもらいたいがどうか。

今年度の防災ラジオの配付についてはこれから行うとのことだが、町会の役員改選において円滑に引き継げるよう、早急に配付してもらいたいと思うがどうか。

大規模災害が発生した際、市の備蓄品や支援物資などを合わせても避難者全員分の食糧を確保できない場合、市はどのように食糧の配給を行っていく考えなのか。

また、福島県いわき市では、東日本大震災後、数万食分の食糧が送られてきたものの、30万人以上の市民にいかに公平に配給するかについて苦慮したため、行政機関に比べてそれほど公平性を求められない青年会議所に委託したところ、非常にスムーズに進んだと聞いている。本市においても、大規模災害時の食糧配給については、信頼の置ける民間団体に任せるなど、あらかじめ方針を定めておく必要があると思うがどうか。

地域防災計画における職員動員計画では、動員の方法として電話や口頭での連絡がうたわれているが、市は、ほかの伝達方法については検討していないのか。

また、勤務時間外における動員方法として自主参集が記載されているが、特に一般職の職員にとっては、人事異動などにより、現在、所属する部署において自分がどのような行動をとるべきか認識できて

いない場合もあることから、今後、一般職も含めた参集訓練を実施してもらいたいでしょうか。

また、各町会などで行われる防災訓練についても、地域の実情や住民の生の声を聞くことができることから、その地域に住む職員にも参加してほしいと思うでしょうか。

本市の人口については、今後、若年女性人口の大幅な減少が見込まれることから、平成52年には7万3,841人となり、平成22年の国勢調査人口に比べ44パーセント減少するとの推計が報道されているほか、平成25年の減少数は2,210人とここ数年の中では大きな数字となっているとのことである。市は、将来、具体的にどのような状態となることを予測しているのか。

また、人口対策については、全庁的な組織において都市機能を含めた検討をすべきと提案してきたが、このたび横断的な人口対策庁内検討会議を立ち上げ、検討を進めると聞いている。市民は加速度的に人口減少が進むことを危惧していることから、ぜひ強力に推進してもらいたいと思うでしょうか。

平成26年度石狩湾新港港湾関係事業費における北防波堤整備にかかわる配分額は7億8,920万円であるが、当初予算要求額22億円に対する割合はわずか36パーセントにすぎない。また、この割合は平成22年度以降、1割にも満たない状況が続いてきたと聞かすが、市は、地方財政法第3条の規定に鑑み、このような予算編成について、妥当と考えているのかどうか。

東地区の泊地のしゅんせつに関連し、新港では拡張工事をするごとに砂が流入し、しゅんせつをするということを繰り返しているように思われるが、今後、さらなる防砂堤の建設が計画される心配はないのか。

長期構想や港湾計画の改訂に当たっては、管理組合の説明をうのみにすることなく、十分な精査が必要と考えるが、提案に対し、同意しないということはあるのかどうか。

最近、企業が地方自治体の所有する土地や建物の屋根を借り、再生可能エネルギーによる発電を行う事例が増えていると聞かすが、本市では、このような発電についての問い合わせはあるのか。

また、このことについて庁内で具体的な検討を行っているのかどうか。

張碓地区の高台の市有地や潮見台公園は、住宅地から離れているため、騒音等の心配が少なく、風力発電に適した土地であると思うが、市はこれら市有地での導入を検討したことはないのか。

札幌市では、市独自の助成により住宅での太陽光発電導入が進んでいるが、本市では、住宅リフォーム助成の対象に太陽光発電システムの設置が含まれているにもかかわらず設置の実績が全くないなど、再生可能エネルギーの普及が進んでいない現状にある。今後、国の助成制度も活用しながら、再生可能エネルギーの普及に前向きに取り組んでほしいと思うでしょうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第30号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第811号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、不採択と裁決いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきまして、陳情第811号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、議案第30号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号及び第741号ないし第834号は採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第30号小樽市非核港湾条例案についてです。

原水爆禁止2014年世界大会・国際会議が8月4日に採択した宣言では、冒頭、次のように述べました。

「広島と長崎への原爆投下から69年がたった。被爆70年にむけ、我々はこちらから、核保有国をはじめ、すべての政府に呼びかける。「核兵器のない世界」の達成のため、責任ある行動をただちに開始することを。そして、世界の人々に訴える。諸国政府をつきうごかす広大な世論と運動をつくり上げることを」このように始まり、核兵器は直ちに全面的に禁止し、廃絶させなければならないと強調しています。

8月6日の平和宣言では、「核兵器は決して存在してはならない「絶対悪」であると確信できます。その「絶対悪」による非人道的な脅しで国を守ることを止め、信頼と対話による新たな安全保障の仕組みづくりに全力で取り組んでください」とうたっています。このような被爆地の声にもかかわらず、核保有国は核兵器を手放そうとしません。そして、この核兵器をアメリカは、どの艦船に積んでいるのか明らかにせず、世界の海を渡っています。このような艦船が小樽港に毎年寄港しています。小樽市民を守るため、核廃絶への世論を高めるために条例の制定を求めるものです。

次に、陳情第319号所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について及び陳情第810号所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方についてです。

北海道では、函館市や帯広市、苫小牧市などでも同様の意見書が採択されています。申告の種類により、家族の労働が認められないとする不当な条文が所得税法第56条です。明治時代の家父長制のなごりで、自営業者の家族従業員が働いても、その給与が経費として認められていません。このような差別規定は、憲法第13条個人の尊重、第14条法の下での平等、第24条両性の平等、第25条生存権、第27条労働の権利などに反する人権問題です。

次に、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について、旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について、「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方についての陳情についてです。

新・市民プールの早期建設を求める声は、今も広がっていることは、署名が積み上げられていることに示されています。教育委員会は市有地だけではなく、国有地や道有地も含めて検討するといいます。売られた旧税務署敷地へのプール建設を求めてきた市民の主張が正しかったことを認めたものです。小樽駅前にあった室内水泳プールを廃止し、そのお金を再開発に使ってしまった責任は市にあります。ですから、市民に新・市民プールの早期建設を約束し、第6次総合計画の前期実施計画に明記しました。市民との約束を果たすべきです。

最後に、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方についてです。

秘密保護法は、国民の多数が反対する中で、強行に次ぐ強行の結果、国会で成立した法律です。なぜ、審議を打ち切り、採択を強行してきたかといえば、法案を審議すればするほど到底覆い隠すことのできない重大な問題点があらわになるからであり、この法律が国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という憲法の基本原則をことごとく覆す極めて危険な違憲性を本質としているからです。

第1に、特定秘密の指定は政府に委ねられ、政府が保有する膨大な情報の中から、その恣意的判断で

勝手に決められることです。何が秘密かは秘密となり、自分が近づいた情報の中身もわからないまま処罰されます。秘密は防衛、外交に限定されていると説明しても、法律を読めば、第3条第1項に行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿とすることが必要であるものを特定秘密として指定するとあるように、支障を与えるおそれという広範かつ曖昧なもので、際限なく指定されるおそれがあります。

第2に、法律は、懲役10年以下の重罰と、威嚇や適性評価の名によるプライバシー侵害という権力の監視にさらされるのは、限られた公務員の漏えい行為だけではなく、国民の日常とその自由であり、国民の知る権利に応える取材と報道の自由です。第22条には、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」とあります。しかし、国民の持つ表現の自由、知る権利は配慮するものではなく、保障されなければならない憲法上定められている権利です。

第3に、法律で特定秘密と指定されれば、国会への提供も政府の裁量により秘密下に提供された秘密を同僚議員に話すだけで重罰になります。これは、国会の国政調査権や議員の質問権を乱暴に侵すものです。まさに国民主権、三権分立、議会制民主主義の根幹を壊すものになります。

秘密保護法に反対する声明は、憲法学者や弁護士、ジャーナリストや労働組合、出版関係者や演劇、映画に携わる人など、国民の知る権利や言論、表現の自由にかかわるあらゆる分野と云っていいほど広がりました。

政府が8月にパブリックコメントした秘密保護法の運用基準の素案には、秘密指定のリストの対象事項として、米軍の運用や米軍の防衛力の整備が盛り込まれています。秘密保護法は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズム防止の4分野を定めて、別表でリストにしています。このうち防衛に関する事項では、「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」このようになっていきます。

ところが、運用基準の素案では、「自衛隊及びアメリカ合衆国の軍隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」と明記されています。

同じように防衛力の整備に関すると法律であるのに、素案では、「米軍の防衛力の整備に関する」と明記され、アメリカ軍の運用や防衛力にかかわる事項が秘密指定の対象になっています。運用基準で法律がさらに拡張されることとなります。国民が知らないうちに運用基準で法律が勝手に拡張され、法定されていない事項が盛り込まれることなど許されません。アメリカ軍の防衛力の整備は、日本の防衛力整備とは全く異質です。これは、集団的自衛権の行使容認の閣議決定が強行された下で、日米が共同して戦争を準備する上で、極めて重要となっていく情報です。これらが秘密指定の対象とされ、国民や国会に対し、全て秘密とされたまま戦争体制の構築、戦争準備が進められるという重大な問題です。

先ほど述べたように秘密保護法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義をことごとく覆す法律です。

今年の第1回定例会でも意見書討論を行いました。このような憲法に反する法律は、憲法第98条、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の規定から見ても、存在すら許されない法律です。直ちに廃止すべきです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めます。議員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自由民主党を代表し、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案について、不採択の立場で討論をいたします。

特定秘密保護法とは、日本を外敵の侵略から守るという日本の安全保障にかかわる情報のうち、特に秘密にしなければならないものを特定秘密と指定し、この情報を扱う人、その人の適性も含め決定し、この特定秘密を漏らしてしまったときの罰則を定めた法律です。

第1号は、防衛に関する事項で、例を挙げると、自衛隊が使っている装備の性能とか、どこの基地に何がどれくらい配備されているかなどの情報です。

第2号は、外交に関する事項です。

第3号は、外国の利益を図る目的で行われる安全協議活動の防止に関する事項、いわゆるスパイ活動防止についての事項です。

第4号は、テロ活動防止に関する事項となっています。

この法案の成立の背景には、先進国の中で、我が国はこのようなスパイ等を取り締まる法律の制定が遅れ、罰則規定も軽微で、情報セキュリティに対する意識も低く、実際、過去に最高レベルの防衛に関する情報も漏えいされた経緯があります。そのため、安全保障条約を結ぶ同盟国である米国から安全保障に関する重要機密情報の共有を拒まれた例もありました。

本陳情の説明の中で陳情者が述べられた、国家の秘密は現在の法律によって十分保護されているという観点は、本法の罰則規定の強化と情報入手者もその対象にすることなどは、スパイ等の防止には必須で、現法だけでは不十分だと考えます。確かに、陳情者が御心配される裁判になったときに、どれほどの情報を裁判の場で公開するのかという規定もないことや、特定秘密を指定する第三者機関の設置・運営など明確化されていないことには、我々自民党地方議員も不安に思う部分はあります。

本法案は、必要だという過半数の国民の声を受け、昨年12月6日に成立しました。

（発言する者あり）

その後の世論調査で説明不足であるなど、多数の批判があることも承知しています。

（発言する者あり）

しかしながら、現在でも我が国は、情報漏えいによる国家の安全が脅かされ、特定秘密保護法そのものの必要性は、市民、国民の皆様にも理解されていると認識しています。

本年12月に予定されている施行に向けて、本法律の政令や運用基準のほか、第三者機関の設置、運営等の多岐にわたる事項について、検討が進められている中、陳情者が心配される点が明確にされるべきとは考えますが、陳情趣旨であります廃止を求めるまでは同意できません。よって、本陳情に対しては、反対をいたします。

他会派の御賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第30号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案提出方については採択を求めて討論をいたします。

まず、議案第30号小樽市非核港湾条例案ですが、我が国は、広島、長崎に原子爆弾の投下を受け、多くの人命を失い、ビキニ環礁でもアメリカの大気圏内核実験によって、日本のマグロ漁船の乗組員や近くの島々の住民も被爆し、多数の犠牲者を出し、今なおその後遺症に苦しみが続いております。

核兵器は、絶対悪と言われながらも、今なおアメリカやロシアだけでも地球上の全ての人類を2回も死滅させる量の核兵器が存在するとも言われていますが、その一部は、爆撃機や艦船、潜水艦などに搭載され、世界中を移動し、常に危険にさらされていることとなります。

アメリカで公開された機密文書の中には、B-52爆撃機から誤って核爆弾が落下し、アメリカ国内に落下して、奇跡的に爆発を免れた例が明らかになっておりますが、そうした事例は、潜在的に、まだまだ多く存在することが想定されています。

核兵器に限らず、福島第一原発の事故でも、いったん事故を起こせば、原子炉の暴走をコントロールすることは不可能となり、被爆被害を食い止めることすら大変困難なことが明らかにされ、いまだ懸命の模索が続いていると言っても過言ではありません。そうした脅威から市民、国民を守るためには、小樽市非核港湾条例案は、議会の意思を示す最も有効な方策と思います。

各議員の御賛同をお願いいたします。

次に、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書案提出方について、採択を主張して討論いたします。

総務常任委員会の休憩中に行われた陳情者からの陳情趣旨説明では、刑罰を科すには、何が犯罪であるのかを法律で定める罪刑法定主義の原則に反し、どのような特定秘密の侵害があったのかの立証も極めて無限定、不明確で、これをもって極めて重い懲役10年、1,000万円以下の罰金を科すことは、人権侵害の危険が顕著である旨の陳述もありました。

この法律案は、昨年秋の臨時国会に提出され、野党はもとより、全国の弁護士会、日本ペンクラブ、日本新聞協会、刑事法の研究者、憲法・メディア法研究者、歴史学者、言論界、映画界、一部の県議会や市町村議会など、国民各層、各分野からの表現の自由、知る権利の侵害など、憲法上の重大な人権侵害などの見地から、一斉に反対の声が上がりました。

しかし、衆議院では、11月7日の本会議からわずか20日後には、強行採決され、その10日後には、参議院でも強行採決されました。以降、今日まで10か月余りが経過しておりますが、今なお国民各層から表現の自由、知る権利の侵害など、国民に対する重大な権利侵害といった問題提起と反対の声が続いており、法律が成立して、施行を間近に控えても、なおこうした運動が広がり続けていることは、異例と言わざるを得ませんし、これほどにこの法律は、深刻な問題を抱えていると言わざるを得ません。そして、集団的自衛権行使の閣議決定とあわせ、アメリカをはじめ、諸外国の研究者からも我が国の一連の動きは、再び軍事大国化や核武装に対する懸念や疑問が広がっているとされています。このことは、戦後、我が国が長い年月をかけて培ってきた世界に誇る平和国家の信頼を一変させるもので、極めて危険な法律と言わざるを得ません。

総務常任委員会の採決では可否同数となり、委員長裁決で不採択となりましたが、討論でも地方議員として、若干の疑問や不安を感じている自民党、公明党議員の皆さんの勇気ある決断をお願いしたいと思いますし、また悲惨な戦争体験を受け継いでこられた無所属議員の御賛同も心よりお願いし、討論いたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について、不採択を主張し、討論いたします。

日本を取り巻く安全保障環境は、厳しさを増しております。国民の安全や国益を守るために、これらにかかわる情報を迅速に入手する必要性については、言うまでもありません。現在、国家公務員法や自衛隊法、MDA秘密保護法にも秘密を漏えいした公務員などを処罰する規定はありますが、量刑が軽すぎたり、情報の対象が限定されており、我が国の安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備は万全ではないために、万が一にも兵器の性能や外交の暗号などが漏えいし、インターネット上に流れでもしたら、取り返しのつかない事態になることも指摘されてきました。このような重要な情報管理が万全でなければ、諸外国は重要な情報を我が国と共有しようとはしないため、自国民の安全や国益を守るために必要な特定秘密を守るための法整備は、もはや国際基準となっているのも事実であります。

今回の特定秘密保護法で、特定秘密に指定されるのは、安全保障に関する情報のうち、防衛、外交、特定有害活動の防止、いわゆるスパイ活動の防止、テロリズムの防止の4分野であり、通常生活の中で、国民がこれら4分野の情報にかかわることは極めて少ないと考えますし、何が特定秘密であるかを知らず、またスパイなどの目的を持つこともないので、知ろうとした情報が、偶然、特定秘密に該当するものであったとしても処罰されることはありません。

また、国民の知る権利については、記者が報道目的で特定秘密を取材することや、その結果として特定秘密の内容を報道することも禁じてはいませんし、さらには恐喝などの法令違反や相手の人間性を踏みこむような著しく不当な方法でない限り、公益目的の取材行為は、正当な業務と定められました。刑法第35条は、正当な業務を不処罰と定めているため、特定秘密の取材行為も処罰されません。

(発言する者あり)

第三者機関についてですが、修正協議の結果、特定秘密の指定及びその解除に関する基準などが、真に安全保障に資するものであるかを独立した公正な立場において検証、観察する新たな機関の設置を含め、特定秘密の指定などの適性を確保するために必要な方策について検討することが附則に明記され、国会が国権の最高機関として、行政の活動をコントロールする観点から、特定秘密を取り扱う行政機関のあり方や、特定秘密の運用の状況などについて審議、監視する委員会、その他の組織を国会に置くことなどについて、早急に検討を加え、法案の施行までに結論を得ることとしており、当然ながら特定秘密保護法が施行されるまでには設置されるものと考えております。

また、政府が特定秘密の恣意的な運用をさせない方法として、報道、取材の自由のほかに情報公開法に基づく方法があり、国民からの開示請求に対し、官庁が特定秘密を理由に不開示としても、有識者による情報公開、個人情報保護審査会が特定秘密そのものを見て、不開示が妥当かどうかを判断できます。秘密指定される期間については、アメリカでは秘密の有効期間は、原則25年以下であり、人的情報源などの情報に限って、50年又は75年となっております。

また、イギリスでは、秘密情報は、原則20年で開示され、例外的に港湾関係などの情報については100年、国家安全保障に関する情報については、個別に定める期間となっております。

今回の秘密保護法では、原則として30年、例外的には60年とされており、他国と比べた場合でも、指定期間について特別に長期間にわたるものではありません。

ただし、特定秘密の中には、どうしても延長し続けなくてはならないものがあり、その事項として、武器、弾薬、航空機、その他の防衛に必要なもの、情報収集活動の手法、又は能力、また暗号、外国政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報などであり、このような特定秘密が延長指定されることにより、国民が不利益をこうむることはないものと考えます。

以上の理由から陳情第811号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方については、不採択を主張いたします。

議員各位の賛同を呼びかけ、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第30号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第811号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 可否同数であります。

よって地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は不採択と裁決いたします。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇)(拍手)

○3番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第22号は条例に登録されている土地の一部を高速道路建設用地として売却したことに伴い地積変更をするものであるが、売買契約は2月に締結されており、本来ならもっと早い機会に提出できたのではないかと。

提出が遅れた理由は、今回の売却については議決の対象外だったためなどとしているが、議会への報告なしに土地を売却し、その上、条例改正案の提出も遅れるということはあってはならないことであり、今後はこのようなことがないよう、議決対象外の処分であっても、議会報告と議案提出はセットで速やかに行うべきと思うがどうか。

また、余市一小樽間の国道整備については、完成のめどが立たず、平成30年に完成予定の高速道路と比較し、明らかに後回しにされている。本来、国道整備を優先すべきところ、市が賛否両論ある高速道路の建設に協力し、土地を売却することについては到底納得できないがどうか。

今年8月、オタモイ海岸で崖崩れが発生したが、崩れた箇所は市有地であったと聞いている。市は、平成18年にオタモイ海岸急傾斜地調査業務を行い、今回崩落のあった場所についても危険であると認識していたはずだが、どうして安全対策を講じていなかったのか。

また、市は、これまで景観保全と安全対策の両立ができないことを理由に、開発は困難との姿勢を示しているが、過去に市がオタモイ開発のために崖崩れを承知で土地を購入したことなど、土地所有の歴史的経過に照らせば、崩落の危険性を理由に開発を放棄することには到底納得できないがどうか。

赤岩遊歩道については、今後3年をかけ、北海道が整備を行うほか、市としても、祝津地区の観光客が集まる場所に案内板を設置するというので、観光客の増加に期待をしているところである。

一方、車で遊歩道を訪れる観光客やロッククライマーが多いにもかかわらず、赤岩から遊歩道に至る道路は、車両がすれ違おうのが困難なほど狭隘で側溝もない市道であるため、一たび雨が降れば道路に水が流れ込んでしまう状況にある。今後、遊歩道の整備が進むことで来訪者が増加することを考えれば、訪れた方々に満足していただけるよう、道路の拡幅や側溝の設置などに努めてほしいと思うがどうか。

近年、クルーズ客船の需要が拡大している中、大型クルーズ客船の新造や国内での誘致活動の話題が報道されることが多くなっている。大型クルーズ客船の寄港による経済効果は非常に高いことから、全国各地の港湾による誘致合戦が繰り広げられているが、本市はどのようにして情報収集に努めているのか。

また、さらに誘致を促進していくためには、現在検討されている港湾計画を早期に実施に移し、港湾施設の整備を図る必要があると思われることから、港湾計画の策定作業をこれまで以上に精力的に進めてほしいと思うがどうか。

小樽のまち並み・景色を観光資源とした観光促進事業の一環である撮街(とりまち)小樽撮影ツアーには、定員20名に対し45名もの応募があり、参加者の8割は市外の方であったと聞く。また、参加者からは、小樽のまち自体が素晴らしい被写体であるとともに、プロのカメラマンからの助言を得られることが魅力であるとの声が聞かれるなど、ツアーへの評価は非常に高いものであった。

本事業の実施期間は今年12月までとされているが、ツアーのほか、フォトコンテストやワークショップなどでの反応を見ても、新たな観光コンテンツとして十分期待が持てることから、この事業が民間事業として自立できるよう、期間終了後においても予算措置を一定程度継続してほしいと思うがどうか。

近年、本市経済を支えている小規模事業者の数が、高齢化や人口減少に伴い減少傾向にあると聞くが、市はこれまで小規模事業者に対しどのような支援を行ってきたのか。

また、継承者がいないことも廃業が増加する一因として考えられるが、リタイア後に何かをしたいという高齢者も多い中で、継承者を探している事業者とのマッチングにより技術などを継承させることができれば、その企業は消えずに引き継がれていくこととなる。今後も少子高齢化が進む中で小規模事業者を支援していくためには、元気な高齢者に協力してもらおう形での取組を考えることが必要であると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第22号及び陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、議案第22号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を求め、討論を行います。

議案第22号ですが、今年1月31日に小樽市山林基金に属する財産である天神3丁目の山林585.75平方メートルを17万5,725円で、ネクスコ東日本に北海道横断自動車道建設に係る用地として随意契約で売却いたしました。

売却の地積、価格は、議会の議決事項の対象外であることをいいことに、山林基金条例改正を本年第1回定例会、第2回定例会に提案できたにもかかわらず、それを行わず、第3回定例会に議決対象である決算書の詳しい説明を記載している決算説明書の財産売却収入として計上しなければならないため、議会に条例改正を提案してきたものであります。

売却地積、予定価格が議会の議決対象外で、市長決裁でできることをよいことに、条例改正は必要に迫られるまで議会に提案しないというのは、議会軽視であり怠慢そのものです。今後も市有地財産売却の条例改正は、今回のようにやると答弁するに至っては言語道断です。市民の財産を扱う公務員としての自覚に欠ける態度を改めるよう強く要求するものです。

国の道路行政は、自動車専用道路優先で、一般国道改修は後回しにされています。小樽市の区域である塩谷文庫歌から蘭島までの国道の4車線化などの改修計画はありません。この区間について言えば、崖の崩落などがあったため、忍路と塩谷の防災工事の計画があり、このうち忍路防災の工事は行われていますが、塩谷防災は工事の着手時期、完成年次も不明なままです。

一方、余市－小樽間の北海道横断自動車道の工事は、20工区に分けられ、既に5工区は完成済み、12工区が一斉に工事に着手し、まさに突貫工事の様相を呈しています。今年度新たに残りの3工区が発注予定で、これら工区の完成年次は、平成29年12月、その後、舗装工事、照明などの付帯工事が予定され、平成30年度末までに完成予定とのことです。

先ほど指摘したように国道の防災工事でさえ完成年次は不明です。これは、無料の一般国道より有料の自動車専用道路を優先している何よりの証拠で、市民や道民の便宜や経済的負担を考えない道路行政と言わざるを得ません。少なくとも国道5号の抜本的な改修計画と当面の防災工事の完成予定時の明確な約束ぐらいさせるべきです。こういう約束もしない道路行政に協力し、市民の財産を売り払うことは賛成できません。

次に、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方についてです。

理事者は、オタモイ海岸については、抜本的な対策、安全対策をした上で、あの景観を守る方法はないと断定し、今後、何らかの形でオタモイの開発を進めることは、非常に難しいとの態度です。オタモイ海岸では、昨年と今年、それぞれ崖崩れが起きています。昨年の崩落箇所は民有地であり、これまで

崖崩れ防止対策が行われてこなかった箇所です。今年8月の崩落箇所は、小樽市の所有地でありましたが、昭和54年に落石防止ネットが設置されて以降、35年間一度も安全対策がとられてこなかった箇所です。抜本的対策ではなくとも補強工事などで安全対策がとられていたなら、今回の崩落は防げたはずですが。

この間の小樽市の対応を見ると、昭和54年にオタモイ海岸の崖地の所有者になる前より安全対策の対応は大きく後退しています。オタモイ海岸の崖地の所有者になる前の1970年7月ですが、小樽警察署が、オタモイ海岸の崖地の事故防止対策をとらない限り、立入禁止措置をとるとしたために、小樽市も警察署と一緒に、崖地の所有者である北海道上島コーヒー会社に対し警告を行い、三者で安全対策について話し合いが何回か行われました。協議内容は、当時の北海道新聞7月17日付けで報道されています。当時でさえ、小樽市は警察の協力もいただいて、民間業者であろうと土地の所有者に対して安全対策をとるよう努力をしていたのです。私が2011年、平成23年第4回定例会の経済常任委員長報告に対する反対の討論で詳しく述べたように、1978年5月に北海道上島コーヒー会社からオタモイ観光開発を願う小樽市の強い要望により、小樽市への所有権移転を前提に札幌のつばめ商事にオタモイの崖地の所有権が移転になりました。

しかし、小樽市は、この崖地を買うお金がなく、北海道中央バスから7,000万円の寄附を受け、ようやく小樽市の所有となりました。同じ時期に唐門の現在地への移転も会社役員の荒木源氏から300万円の寄附を受けてのことでした。この件を改めて指摘するのは、当時オタモイ観光開発は小樽市、天狗山観光開発は中央バスとの約束が交わされていました。荒木源氏の300万円の寄附も小樽市がオタモイ観光開発を行うことが前提でした。当時の志村和雄市長も崖崩れが起きることを承知でオタモイ海岸の崖地を買ったのです。小樽市は、自分が崖地の所有者でないときは、民間業者に崖の安全対策をとれと警察の力もかりて迫りながら、自分が崖地の所有者になったら北海道とともに一応の安全対策を行った以降、手をつけなくなりました。2006年、山田市長のときに行ったオタモイ海岸急傾斜地調査業務の結論を金科玉条に崩落事故の後処理や立入禁止措置という安全対策しか講じてきませんでした。

原点に戻って、こういう態度を改め、小樽市がみずから安全対策をとり、民間の方にも一緒に安全対策をとろうではないかと呼びかけて、初めて所有者の合意を得られるのではないのでしょうか。このことを強く求め、陳情第290号は、採択を主張するものです。

最後に、港湾問題について触れます。

今年度中に、石狩湾新港の港湾計画改訂を行う予定ですが、あり得ない新規の貨物量を想定して、新たな無駄遣いを行おうとしていることをやめ、小樽市が石狩湾新港の整備を優先し、小樽港を後回しにする態度を改めることを求めて討論を行います。

今年度中に行う石狩湾新港の港湾計画改訂で、新たなバルク貨物に対応すると称して、新規に西地区にマイナス12メートルバース、240メートルを計画し、その背後地に既に計画されている6.6ヘクタールの埠頭用地を73億円かけて造成しようとしています。現在でさえ3万トン級以上の大型船が多数入ると245億円かけ造成した水深14メートル岸壁は、チップ船のみの利用で、2013年と言えば、接岸したのはたった14隻のみ、岸壁での荷役作業も平均すれば、毎月1日か2日しか使われていないのです。

また、その背後地の荷さばき地も、2号荷さばき地は、事実上王子エフテックス株式会社の専用埠頭です。これが、起債償還は使用料で間に合わず、管理者負担が出ています。残りの荷さばき地1号と3号を合わせた面積は、4万2,000平方メートルです。ここの利用状況は、2013年度は皆無、2012年の石材の利用状況は、二つ合わせた荷さばき地の10分の1も使われていません。このため、起債償還期間中の管理者負担は62億円に及ぶのです。我が党は、新規のマイナス12メートルバースを建設しなくても、既存のマイナス14メートルバースと、その背後地の4.2ヘクタールの荷さばき地で、新たなバルク貨物は取

り扱うことができると考えています。

石狩湾新港管理組合議会第2回定例会での、私の質問で明らかになりましたが、新たなバルク貨物とは、石材、輸出米、風力発電の輸入機材だということです。石材は、現在より3万トン取扱量が減りますから、これは触れませんが、輸出米はどうか。現在、北海道から輸出されている道産米は、北海道の港湾統計年報によると、全道で、たった1万5,080トンにすぎません。

ところが、石狩湾新港管理組合では、道産米の輸出は、港湾計画改訂の目標年次の10年後から15年後には14倍になるとの計画になっています。その根拠は、全国の米の生産量から国内での消費量を差し引いた225万トンが全部輸出米になるとの前提です。その理由を聞いたら、国と相談すると逃げて説明してくれません。

風力発電機材の輸入についてですが、石狩湾新港管理組合の説明は、政府が行った平成22年度、新エネルギー等導入促進基礎調査事業報告書、風力発電、風力エネルギーのことで、この調査報告書を基に、石狩湾新港に風力発電機材が輸入されると想定し、後志、石狩、留萌、宗谷区域の風力発電の導入可能量を458万キロワットと推計しています。風車1基の発電規模は2,000キロワットとすると、これらの区域への導入可能基数は2,290基、耐用年数を30年とすれば、年間76基建設されるとの計算です。これらの機材は、石狩湾新港での年間取扱量は12万プレート・トンになるとのことです。説明で問題なのは、風車2,290基が、今後30年間にわたって毎年76基分ずつ石狩湾新港に輸入されるとしていることです。耐用年数を考慮して、30年後に、また76基の風車の機材が輸入されるというのであればうなずけますが、毎年76基分の機材が取り扱われるなど考えられないことです。76基の風車の機材が輸入されると仮定しても、北海道電力にこれを買ってもらうことが前提です。ところが、北海道電力の風力発電買取可能量は56万キロワットに対し、平成25年現在、風力発電から既に31.6万キロワットの買取りをしていますから、あと24万4,000キロワットしか枠がありません。石狩湾新港が取り扱う区域の風力発電の割合からいって12万キロワットで、風車でいえば60基分しか買ってもらう枠がないことになっています。まして、76基の機材が毎年輸入され稼働するなどは、到底考えられません。どうして、こういう計画になったのかと、その根拠を質せば、国と相談すると、また逃げてしまっただけで説明しません。

日本共産党は、原発を廃止し、地球温暖化の要因である化石燃料の火力発電の比重を下げ、再生可能エネルギーで電力を賄うことは望ましいと考えています。しかし、安倍自民・公明政権の方針からいって、直ちにはなりません。現実的に考えても石狩湾新港管理組合の計画は、あり得ない話です。

続いて問題なのは、こういう港湾計画に当たって、あり得ない貨物量を前提に73億円かけて建設しようとしておりますが、これまで小樽市は、石狩湾新港の港湾計画改訂に当たって、管理組合からの提案をうのみにして、過大な港湾計画に同意してきた経緯があります。こういう心配があるので、今回もまた同じように同意するのではないかと非常に心配です。管理組合は、既に港湾計画を改訂したからといって、直ちに工事に着手するという意味ではないと言い逃れを始めました。これを根拠に石狩湾新港の港湾計画改訂に小樽市が同意に引き込まれることがあってはなりません。

以上、指摘したように石狩湾新港の港湾計画改訂は、あり得ない貨物量を前提に、またもや過大な港湾施設建設を強行し、新たに三十数億円の管理者負担をかぶせようとしています。これに対し、小樽港港湾計画改訂はどうなっているか。今年の第1回定例会の経済常任委員会で、港湾計画の改訂を1年繰り延べし、平成28年度を目標にするとの報告があり、具体的になっているのは、第3号ふ頭の再開発に続いて、レジャー的色彩が強い若竹地区水面貯木場及びその周辺だけです。貨物よりも先に、この二つがまとまったのは、市長や理事者が貨物をどうするか展望が持てず、後回しになっているからです。今定例会での言いわけのように小樽港の計画改訂の基礎資料となる今後の物流産業動向を踏まえて、小樽

港の役割について検討すると説明し、物流面に関する報告が12月に延期された理由をたった1行で説明しただけです。

石狩湾新港の港湾計画改訂が、あり得ない貨物量を前提にしてでも強行しようとしているのに比べ、本港の改訂、なかんずく取扱貨物をどうするかで全く意欲が見えません。後志での風力発電計画が幾つかあるものの、これらの機材は、全部新港に陸揚げされることを認めた上での事務レベルでの打合せにすぎません。少なくとも後志の風力機材は、小樽港で取り扱うとどうして主張できないのでしょうか。情けない限りです。

小樽市政が石狩湾新港の整備を優先し、小樽港を後回しにしていると見られるような卑屈な対応を改めるよう強く要求し、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案22号及び陳情第290号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○20番(中島麗子議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

議案第26号小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案は、さくら学園において保育所等訪問支援に関する業務及び障害児相談支援に関する業務を追加するものである。

保育所等訪問支援は、障害があっても保育所等の利用ができるよう、訪問を通じて集団生活への適応のための専門的な支援を提供するものであるが、1回の訪問につき9,120円の料金が発生し、その1割は利用者負担となるという。仮に、1か月に3回の訪問を受けた場合は、約2,800円の自己負担が発生することとなり、障害者に負担を強いることになる改正は、到底容認できるものではないと思うがどうか。

議案第27号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案及び議案第28号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援新制度に組み込まれる教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準と、地域型保育事業の認可基準をそれぞれ定めたものである。

この中の小規模保育事業においては、保育士の配置を必要としない認可基準も示されているが、認可外保育施設における死亡事故の発生は、認可保育所に比べ圧倒的に多いことが全国的にも問題となっている中で、市は、この実態をどのように捉えた上で、国の基準に合わせる考えなのか。

また、現行の保育所では行われていない上乗せ徴収や文房具などの実費徴収も認められるというが、生活保護世帯や市民税非課税世帯であっても一律に徴収されることになれば、低所得者ほど負担感が増

すことになるのではないか。

これら条例案については、国の考えに左右される部分が大きく、検討課題も多いことから、議会での議論はまだ不十分であると考えられる。国から明確な内容が示された時点で、条例の内容をわかりやすく変更した上で、提出し直すべきと思うがどうか。

居宅訪問型保育事業の職員の資格は、必要な研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者となっているが、研修内容については、現在、国が検討している内容を踏まえて検討するという。当該研修により、資格のない者が保育にかかわることになるが、誰に預けても同等の保育が受けられるよう、統一した基本理念を浸透させるような研修内容としてほしいがどうか。

また、誰にも見られない限られた空間では、子供への虐待などが起きる可能性が大きいことから、チェック体制の構築が必要と思うがどうか。

小規模保育事業所の職員数については、事業類型でいうA型とB型は保育所の配置基準に1名加算され、C型については厚生労働省が既に実施している家庭的保育事業を踏襲し、新制度に位置づけられたというが、保育従事者の配置について、現行水準が切り下げられる心配はないと言えるのかどうか。

また、この認可基準自体は、項目が多く非常にわかりづらいものであるもので、市民周知に当たっては、できるだけ理解しやすい方法を検討してほしいと思うがどうか。

本条例案も含め、国の子ども・子育て支援新制度自体が本市の実態とはかけ離れているのではないかという思いはあるが、少なくとも条例の制定により、現在の利用者負担や認可外保育施設に対する助成制度など、現在、本市が行っている支援事業については担保されるものであり、今後、議会議論なしに改悪されることはないかと理解してよいのかどうか。

陳情第835号は、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出を求めるものであるが、国保財源全体に占める国庫支出金の割合は、昭和50年度は58.5パーセントであったものが、昭和60年度には45パーセントになり、平成23年度には25パーセントに減っている状況にある。この引下げが、高い保険料の一因となり、加入者の生活を圧迫しているという現状を踏まえると、国に国庫負担の引上げを求めるべきであると思うがどうか。

一方、国庫負担の増額を求める趣旨は理解できるものであるが、現在、国保の都道府県化について、国と地方の協議が進められており、8月に示された「中間整理」では、国保の財政上の構造問題解決に向け、保険者支援制度の拡充や追加公費投入の実現などの方向性が示されたと聞くことから、今は制度改正の流れを注視していく段階であると思うがどうか。

介護保険については、来年度の制度改正により、要支援者に対する訪問介護・通所介護が市の行う地域支援事業に移行することになる。本市は、平成29年度に移行する予定とのことであるが、影響の大きい改正であると考えられるので、きめ細かな情報発信と丁寧な検討をしながら現行の質を落とさないよう取り組むとともに、近隣市町村とのサービス内容の相違についても十分勘案しながら、よりよい地域支援事業を構築してほしいと思うがどうか。

利用者負担については、一定以上の所得がある利用者について2割負担が導入され、5月の住民税額決定後、8月以降に負担額を変更していくとのことであるが、利用者・事業者双方に大きな混乱を招くことが懸念されることから、負担割合の確定は早めに行うとともに、周知徹底についても十分検討する必要があると思うがどうか。

市立保育所の規模・配置に関する計画における手宮保育所のあり方については、今後の保育需要の動向を見ながら、平成26年度をめどに方向性を決定するとのことであるが、いまだ方向性は示されず、自身の議論ができない状況にある。年度も半ばに差しかかっていることから、そろそろ判断する時期だと

思うがどうか。

また、方向性の判断は、保護者にとっても重要な問題であり、年度末に突然示されても混乱を来すおそれがあることから、遅くとも新年度の入所児童の募集が始まる時期までに一定の見通しを示すことが、利用者への配慮につながると思うがどうか。

本市の健康づくりの指針である健康増進計画「第2次健康おたる21」は、平成25年度から10年間にわたる長期計画であり、計画の初年度には、広報紙やホームページをはじめ各種保健事業での啓発や企業・関係団体への訪問等による市民周知を積極的に実施したという。また、分野別の取組や推進体制の構築についても、少しずつではあるが進行しているとのことであるが、今後においても、子供から働き盛りの世代までの健康増進のため、一層の取組強化を行いながら計画を進めていってほしいと思うがどうか。

アルコール依存症に関係した相談件数は全国的に増えていると聞かすが、実際に依存者本人にかかわることができる人は非常に少ないと感じている。行政として、関係機関と連携を強化し相談窓口を増やすなど、依存症が起りづらい環境をつくっていくことが必要ではないか。

また、この病気の特徴として、周りの人々を巻き込むケースが多いが、家族は、事態の表面化は避けたいと思っていると推測されることから、アルコール依存者の回復事例をホームページに掲載するなど、行政や関係機関に相談する前の段階での手段を周知することも大切だと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号ないし第28号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号、第321号及び第835号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、請願及び陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第26号ないし第28号については否決、陳情第835号、継続審査中の請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号及び第321号は、願意妥当、採択を求めて討論を行います。

議案第26号は、小樽市児童発達支援センター条例の一部改正条例案です。平成24年第1回定例会で、我が党は、障害者に原則1割の応益負担を強いる苛酷な制度で、障害者から生存権の侵害、憲法違反として強い反対があり、応益負担として1割を上限に家計の負担能力に応じて負担することは認められないとして反対してきました。

改正内容は、保育所等訪問支援に関する業務及び障害児相談支援に関する業務が追加されたものであります。しかし、障害児相談支援に関する業務については、サービス料金を徴収されず、保育所等訪問支援に関する業務については、相談1回につき9,120円のサービス料がかかり、保護者は1割負担とされています。我が党として、障害者相談サービスに対して、手数料をとることは認められません。

議案第27号、第28号は、子ども・子育て支援新制度に関する条例案です。子ども・子育て支援新制度は、来年10月に予定している消費税率を10パーセントに増税する財源を確保することを前提に、2015年4月から本格実施が予定されているものです。子ども・子育て支援新制度の提案された条例案は、引用

している政省令の項目番号を参照しなければならず、政省令の理解が必要になります。今、市民、とりわけ子育て世代が注目している子育て支援分野の条例が、読んでも理解できないなど、市民に対しても不明な部分が多くあります。

また、国が明確な内容を示していない課題も多くあります。

保育認定や延長保育の問題では、国は保育短時間認定の子供の保育利用時間については、例えば一例の時間帯を設定するとし、その時間帯以外の利用については、延長保育として取り扱うとしています。1日4時間程度の短時間労働であっても、保護者が早朝出勤の場合には、一律設定時間外の保育が必要となり、設定時間前の部分については、延長保育料がかかることとなります。そして、延長保育を利用することによって、保育料が高くなるという矛盾も出てきます。

保育士の配置に関しては、新制度の定員20人未満の小規模保育事業は、満3歳未満の乳幼児を施設で保育する事業です。A型は、保育従事者全員が保育士ですが、政令ではB型は、保育士は保育従事者の2分の1以上でよとされ、C型は保育士の資格を必要としていません。本来、保育格差をなくすならば、認可保育所の基準に準じたA型で取り組むべきです。厚生労働省の基準で、保育士資格を有する者が保育従事者の3分の1で可とされてきた認可外保育施設では、子供の死亡率がとても高くなっています。厚生労働省によると、2013年1月から12月の間における死亡事故件数は、認可保育所で4件、認可外保育施設では15件となっています。入所児童数から換算すると、認可外は、認可の実に45倍に及びます。保育所園児の安全を確保する上でも問題です。

新制度に移行した場合でも、3歳以上の子供に関して給食の外部搬入が認められ、保育料に上乗せ徴収や文房具などの実費も認められるというが、生活保護世帯や市民税非課税世帯にあっても徴収されることになれば、低所得者などに負担が増すことになるなど、子ども・子育て支援新制度は、問題が山積みです。

我が党は、このように国自体が明確に示しきれない部分が多くあり、保護者への十分な周知がされていない条例案には反対であり、明確な条例内容に変えて提出し直すべきです。

陳情第835号国民健康保険に関する国庫負担の増額を求める意見書提出方について及び継続審査中の案件である請願、陳情については、願意妥当、採択を求めます。

継続審査中の請願、陳情につきましては、長期に継続審査とされている経過があります。提出された皆さんは、市議会で積極的な議論がされず、無念な思いをされていることと思います。市民を代表する議員として、いつまでも継続審査として放置することなく、市民要求を真摯に受け止め、改めて請願、陳情の趣旨を確認の上、議論を行うべきであります。積極的な審査を求めるよう改めて要請いたします。

継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、願意妥当であります。

全会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わらせていただきます。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表し、議案27号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案及び議案第28号小樽市家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例案に賛成の立場から討論を行います。

初めに、この議案のつくりに関する問題です。

議案では、小樽の子育てに関する条例の条文が国の子ども・子育て支援法や、その法が定める規定、さらには基準内閣府令や基準省令といった文言で表示されています。リンク方式といわれるこうした形式の条例では、条例で使われている政省令の内容が変わったときに、市民生活を守る立場や保育施設の利用者の立場に立った議会としての議論、審議、議決権が確保されるのかという問題があるといった声が聞かれます。こうした問題に関して、9月10日に開かれた議会運営委員会において、我が会派の林下議員が、改めてこの問題について、市の見解を求めたものであります。その際、総務部長は、リンク方式の条例で、国の政省令等の改正があったときには、議会での審議が確保されるルールを第4回定例会までに整理すると答えています。我が会派といたしましては、後日提示されるであろうルールについて、先ほど述べた疑念が払拭されるなど、その有効性を確認するための議論を十分に行っていきたいと考えております。

(発言する者あり)

次は、保育の質などに関する問題です。

国が進めようとする子ども・子育て支援制度は、児童福祉法第24条の精神である公的保育の自治体責任の後退につながり、保育の質等が大きく変わるのではないかと心配する声があります。

また、今回の2本の条例案が成立した後は、小樽における保育に関する部分が自動的に法律に連動して変えられてしまうのではないかとの声も寄せられました。こうした心配する声の背景には、政府の子ども・子育て支援新制度の中に多様な事業主の参入促進や経営合理化によるコストカットなどの考えが含まれているからだと考えます。こうした点に関して、9月17日に開催された厚生常任委員会での議論で、議案第27号、第28号が成立した後も、例えば公立保育所の役割、利用者負担のあり方、保育の質、さらには認可外保育施設等の問題については、小樽市における子ども・子育て支援にかかわる課題として、従来どおり議会の場において議論し、決めていくという小樽市の考え方を確認することができました。

以上、提案されている議案第27号、第28号に関し、賛成する理由について2点の考えを述べさせていただきます。

議員各位の賛同を訴えて、私の討論を終わります。(拍手)

(発言する者あり)

(「議決権の問題だと言っている」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号及び第835号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第26号ないし第28号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

秋田市では、所有者が空き地を地域住民用の堆雪場として町会等に無償で貸し出した場合に、固定資産税の減免申請を行える事業を実施し、地域住民による除排雪の促進を図っていると聞く。本市では、まちなかで生活道路に面し、堆雪場として適した空き地があるにもかかわらず、利用できない現状があることから、先進事例を参考に、独自の制度を検討してほしいと思うがどうか。

昨年度、同一区分路線にもかかわらず、市の除雪が入る路線と入らない路線があり、その理由の一つとして、入らなかった路線では住民が率先して除雪をしていたためということであるが、住民は不公平と感じている。今後は、不公平感が生じないような対応方法を検討してほしいと思うがどうか。

市は第2回定例会の議論を受け、市内全域の街路灯でLED化が進むよう、町会への助成制度の見直し作業を行っているが、さまざまな課題があり、設計に苦慮しているという。

一方、町会では、制度設計の進捗が見えない中、電気料金の再値上げが実施された場合、電気料金の負担がさらにかさむことに懸念の声が上がっている。財政の厳しい町会においては、制度の概要が示されないままでは次年度の予算編成の見通しが立てられないことから、せめて素案だけでも早めに示してほしいと思うがどうか。

本市では、官民境界等先行調査を中心市街地の10地区で12年かけて実施する予定で、1地区で3年かかる見込みであるという。初年度は現況調査で、2年目以降の調査では所有者の立会いが必要となることから、所有者が死亡している場合は、相続人を調べるなど多くの時間を要することになる。

しかし、この調査により境界が明確になると、公共物管理の適正化が図られるだけでなく、被災した際の復旧が迅速に行われるなど、多くのメリットがあることから、時間がかかっても調査を進めてほしいと思うがどうか。

急傾斜地が多い本市では、土石流や崖崩れのおそれがある土砂災害危険箇所が道内で2番目に多いにもかかわらず、土砂災害警戒区域に指定されている箇所の比率は、全国平均より相当低くなっている。

過去には、朝里川温泉をはじめ、融雪期や台風による豪雨などで、たびたび土砂災害が発生していることから、市民の安全を守るためにも、国や道に土砂災害対策予算の増額を要望するとともに、未指定地の調査や警戒区域の指定を早期に進めるよう強く求めるべきと思うがどうか。

老朽化が進む駅前第1ビル・第2ビルについては、法改正により耐震診断の実施が義務づけられたが、診断結果によっては強度不足と判定されることが予想される。また、駅前広場は、バス、タクシー、乗用車が行き交う中を歩行者が歩いており、危険性が指摘されている。

このような状況を受け、商工会議所をはじめ、道、市、関係企業などが小樽駅前再々開発街づくり検討協議会を設立したが、再々開発に向けた協議はそれほど進んでいないと聞く。民間主導の事業であるため、調整等に時間を要することは理解できるが、構成メンバーである市がリードするなど、できるだけ早く協議が進むよう努力してほしいと思うがどうか。

大分県竹田市は、過疎化と少子高齢化が急速に進んだことで空き家が増え、にぎわいも失われつつあったが、農村回帰推進室という部署を設置し、移住・定住を推進するさまざまな支援策の中に空き家バンク制度も組み込んで、実績を上げているという。本市にも空き家バンク制度はあるが、制度設置当初の目標を達成するほどの成果は上がっていないのが現状である。原因の一つとして、移住・定住と空き家バンクの窓口が異なることから、連携がなく、縦割りになっていることが考えられる。

市は人口減対策を最重点課題と位置づけて庁内検討会議を設置したと言うが、竹田市のように空き家を活用した人口減対策を総合的に実施する部署を設置するなど、新たな対策を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号、第312号及び第740号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号、第312号及び第740号の採択を求める討論を行います。

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

日本共産党は、これまでも議会で、予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。今年度の抽選は172人、100人の当選者のうち17人が辞退し、29人が補欠となっていますが、10月10日の締切りに対し、9月16日時点では、まだ10人が未申請で、補助金総額は1,614万9,000円です。未申請の方全員が省エネ改修で、上限30万円の助成額であるとしても補助金総額は2,000万円に達しません。住宅リフォーム助成制度は、2012年度から始まりましたが、2012年度の補助金総額は1,584万7,000円、2013年度は1,841万円と、いずれも予算を残しました。当選者を100件に限定して辞退した場合、補欠となった人が待ちきれずに工事をしてしまったというケー

スもありました。今年度は過去2年間の教訓から最初の当選者をもっと増やすべきと主張したにもかかわらず、同じ方法で当選者を決め、結果、予算を残すのは事業の目的達成という点で、不十分さを残しました。

しかし、補助金総額に対する工事費総額の経済効果は、2012年度14.3倍、2013年度16.4倍となり、市の補助制度を活用したリフォームの施工業者のアンケート調査では、リフォーム工事件数が増えていると回答した割合は、2012年度55.6パーセント、2013年度65.8パーセントに上っていますから、助成制度が地域経済に貢献したことは事実です。小樽市が行った補助制度に対する意見要望では、「今後も補助制度を続けてほしい」が34.6パーセント、次に「予算をもっと増やしてほしい」「助成件数を増やしてほしい」が23.1パーセントと制度に対する期待が寄せられています。制度を利用した市民の声は、「補助制度を利用することができ、助かりました」が一番多く、「今後も補助制度を継続してほしい」「補助金の率、金額を増やしてほしい」「抽選でなく、希望者全員が制度を利用できるようにしてほしい」と続いています。

我が党は、リフォーム助成制度の予算として5,000万円を計上する予算修正案を提案してきましたが、これが実現できれば、さらなる市内経済活性化に寄与したものと考えます。

今期の議会は、残すところあと2回になりました。補正予算を計上し、市民とリフォーム工事業者の期待に応えるべきです。第2回定例会代表質問で、自民党は過去2年間の検証と反省を踏まえ、予算額に対して執行率を高めるなど、不用額を発生させない方策について質問しております。これは、日本共産党が主張してきたことと一致できるものです。住宅リフォーム助成制度に対する利用者、工事業者の期待に応え、予算増額を求める陳情を採択しようではありませんか。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてです。

火災崩壊家屋の撤去については、いまだに本人と連絡がとれないという問題がありますが、空き家対策の策定の要望は、全会派が議会質問で取り上げており、国の法案制定の動きも見られることから、この点では一致できるのではないのでしょうか。

陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方についてです。

この側溝は平成3年に敷設されたものですが、側溝より道路が下がったため、雪解け水や雨水が側溝に流れず自宅の敷地に流れ込み、とりわけ陳情代表の方の地先は、春先、田んぼ状態になるなど、長年にわたり困っています。9月12日には、局所的大雨で、銭函地域は側溝が溢水し、数か所で土のうを積むなどの被害が出ました。陳情している場所でも、雨水が多量に敷地内に流れ込みました。こういうことを繰り返すと、生活に支障を来すだけでなく、地盤に緩みが出てくることもあります。建設事業課としては、まだ検討しなければならぬ点は多々あるようですが、改修工事の手法・工法については、専門的検討で進められるはずですが、一気に道路・側溝改修ができないのは住民もわかっていることで、年次計画でも改修は可能だと考えます。住民の要求の陳情を議会が採択することによって、行政を動かし、住民の切実な要望を実現することができます。ぜひ陳情を採択されるようお願いいたします。

陳情は、憲法に保障された市民の権利です。陳情をそのまま流してしまうことなく住民が安心して暮らせるように市民の声を行政に反映させていくのが議員・議会の役割です。再度、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

これまでの適正配置は、対象となる学校のうち1校を統合校とする形で進められてきており、学校を新築するという進め方は、今回の手宮地区統合小学校が最初であるが、既存校を活用する進め方と比較し、統合の過程などに違いはあるのかどうか。

適正配置を進めるに当たり、閉校になる学校の児童・生徒が新しく通学する学校に早くなれることができるよう、事前に各学校同士で遠足などの交流が行われているとのことだが、対象となる学校の規模などによって、効果のある交流の仕方は違ってくると思われることから、その学校に合ったやり方を検討した上で行ってほしいと思うがどうか。

山手地区統合小学校に太陽光発電パネルを設置する場合の費用を試算すると、市の持ち出しは約1,600万円となり、費用対効果の観点から、設置は難しいと考えざるを得ないと思う。しかし、教育は本質的に将来への投資であるという考え方からすれば、自然エネルギー活用に係る教育の一環として太陽光発電を体験することによる教育効果も考慮した上で、設置の是非を判断してほしいと思うがどうか。

また、仮にパネルを設置するとしても、その費用を学校で必要な施設・設備の削減により捻出するのであれば、日常の授業に支障又は影響が出ることから、設置費用は同校の建設費に別途追加してほしいと思うがどうか。

統合1年後に行われたアンケート調査において、統合時のアンケート調査と同様に教員からスクールカウンセラーの配置についての要望があった。市では統合校の児童・生徒への対応としてスクールカウンセラーの派遣を掲げているが、現場では、現行の派遣回数では児童・生徒のケアは難しいと考えている教員もいることから、今後予定されている統合校への派遣回数の増加について検討してほしいと思うがどうか。

また、アンケートにおいて、統合後の教員の負担は想像以上のものであったという意見が散見されることから、再編時においては、児童・生徒や保護者への配慮はもとより、教員のケアについても対策を講じてほしいと思うがどうか。

適正配置について、既に統合を実施した学校の教員から、学力向上の取組が組織的にできるようにな

ったとの報告があるなど、その効果が形として表れてきているものと考えられる。市教委は全ての適正配置を平成36年度までに実施するとしているが、既にこうした効果が表れていることを考えると、地域によっていろいろな課題があると思うが、今後予定している再編についても前倒しで進めていってほしいと思うがどうか。

適正化基本計画において、小中学校再編計画の後期の進め方については、平成27年度以降の児童生徒数推計を見極め、前期に引き続き再編を行うとされている。前期に行うとされている中央・山手地区の再編が遅れていることから、これらも含めて後期の再編を進めることになると、平成27年度以降は、推計数値等の更新が必要になると思うが、その点も含め、後期の具体的な進め方についてどのように考えているのか。

また、前期に行うとされているほかの学校についても一定程度めどがついてきたことから、後期に行うとされている学校については、課題のあるところは慎重に進めつつも、前倒しできるところについては、早急に地区別懇談会等のスケジュールを明らかにしながら進めてほしいと思うがどうか。

再編後の色内小学校の跡利用については、現在、道営住宅の建設という選択肢を示して地域の理解を求める形になっているが、道営住宅の移転は平成32年までの計画であり、色内小学校の閉校まで2年というタイミングであることを考えれば、地域住民に対してどのような利活用がいいか要望を聞いてから進める必要があったのではないか。

結果的に、地域住民からは、なぜ道営住宅ありきなのか、市の進め方に納得がいかないとの声があったと聞かすが、市は、適正化基本計画において「市民の共有財産として、全市的なまちづくりの視点で、地域の皆さんの意見や要望を聞きながら検討します」としている以上、この基本計画に沿った進め方をすべきと思うがどうか。

再編の進展に伴い、今後、閉校となる学校が一気に増加するが、跡利用が決まるまでは校舎などの維持・管理に年間数百万円かかるほか、老朽化している建物であれば倒壊の危険性もあるという。また、閉校になると、交付税が減額されるものの、それを上回る学校管理費が削減できるとのことだが、結局は、跡利用が決まるまでの維持管理費で、その効果が相殺されてしまうことから、早急に利用方法を決定する必要があると考えられる。

こうした中で、急増する跡利用の案件に適切に対処するためには、企画政策室だけではなく、全庁挙げての対応が必要であり、さらには、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトを積極的に活用するなど、これまでより一歩も二歩も進んだ取組が必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号の採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

私たち日本共産党は、学校の統廃合に当たっては、児童・生徒への教育的影響とともに、地元住民と

の合意が必要と述べてきました。陳情書にあるように、西陵中学校付近については、新しい住宅も建設されています。今、市内の人口問題を考えるに当たって、便利な中心部での定住対策として、特に若い子育て世代をどう呼び込み、流出を防ぐかは重要な課題となります。その柱となるべき施設が学校です。しかも、西陵中学校は新耐震基準で建てられており、市内全域で学校整備が続く中では、財政的にも存続させる選択肢をつくるべきです。

また、教育委員会は、1学年3クラスが適正な規模だと言って中学校の統廃合を進めながら、指定校変更によって、西陵中学校の1年生は、3クラスから2クラスへと編成されました。今後、同じような規模で指定校変更が行われれば、来年度も再来年度も3クラスから2クラスへとクラス数が減ってしまいます。みずから3クラスが適正だとしながら、一方ではクラス数の削減を行うことは矛盾しています。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

長距離の通学による児童・生徒の負担は、教育上、大きな影響を及ぼすことが考えられます。児童・生徒にとどまらず教員の負担も増えます。例えば、児童が家を出たのに学校に着いていないという問題が起きたとき、通学区域が広範囲な場合、対応が遅れることも危惧されます。

旧塩谷村は、1958年に小樽市に統合されました。それから半世紀以上たちますが、塩谷という地域は、独自の文化があり、歴史があります。陳情書にあるように、「かつての塩谷村に存在した小・中学校五校が、すべてなくなる異常事態だけは避けたいものです」という住民の気持ちは当然のものです。地域のコミュニティの核である学校を残してこそ、その地域に人が住み続けることのできる大きな要素となります。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を主張します。全議員に採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第31号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第31号教育委員会委員の任命につきましては、高木正一氏の任期が平成26年10月10日をもって満了となりますので、後任として小澤倭文夫氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいま提案されました議案第31号小樽市教育委員会委員の任命について、棄権の討論を行います。

安倍内閣の下で狙われている教育の政治支配は、侵略戦争美化の愛国心教育の押しつけや、全国学力・

学習状況調査に見られる異常な競争主義の持込みです。

また、少人数学級実施見送りや高校授業料の無償化見直しなど、教育予算切捨てが進められている中、地方教育行政法が改定され、教育委員会制度が来年度から変更になります。今回の教育委員の任命は、このような社会情勢の下での任命になります。

もともと教育委員会は、戦後の1948年、選挙で選ばれた教育委員たちが、その自治体の教育のあり方を決めるという民主的な制度として発足しました。これは、お国のために血を流せと子供たちに教えた戦前の中央集権型の教育行政を改め、教育の自主性を守るため、教育行政を首長から独立させたものです。

しかし、その後、1956年に公選制は廃止され、任命制へと変わっていきました。当時の小樽市議会で、どのような議論があったのか、公選制廃止2年後の1958年、昭和33年の小樽市議会会議録を読みました。この会議録は、日本共産党小樽市議会議員団の控室にある最も古い会議録です。昭和33年第3回定例会は、当時の安達与五郎市長が、自民党に入党した後の議会です。

教育委員会委員の任命の議案についての質疑を紹介します。革新クラブ大原登志男議員の質問です。

「自民党に身売りした安達市長が、まず、第一に手をつけたのは、市教委から革新勢力をボイコットし、保守独占をはかる政治的陰謀のころみでした。一昨年、教育委員会制度が改悪され、教育委員の公選制が廃止された。これに伴い、最初の委員の任命にあたっては、先ほど、境議員からお話がありましたように、互いに各派から推せんしあつた者に、市長個人が選定した者を加えて、それを各ムラ会議に持つて帰つて、各派の了解を得てから、本人に交渉しました。このように事前に話合いをつけ、本会議では全会一致の同意で任命されました」、「最初の委員だけは、法付則第八条で、一年、二年、三年の委員が一人ずつ、四年以上が二人となつておる、この規定によつて、誰を何年委員にするかの決定にあつても、今後とも、民主的に改選する約束のもとに、市長にまかせたのです。これは、市長自身の口から、われわれ各派の代表に言い出されたことでした」とあります。

この動きは、小樽市議会が長い間かけて確立してきた民主的な慣例を破るものでした。大原節を表現しきれていませんので、詳しい経過は議会図書室にある会議録をお読みください。

この当時、議論されていたことは、市長勢力だけによる任命は、一つの政党に所属する党員でないにしても、特定の政治勢力に教育が支配されることを防ぐ目的の地方教育行政法第4条第3項「委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない」という条文の趣旨に反するということでした。

以上の経過を踏まえて、日本共産党は、公選制が廃止されても公選制の復活を要求し、公選制の精神を生かした民主的な人選を行うことを求めてきました。ですから、私たちは以前のように公選制の精神を生かして、責任を持って推薦できる人事かどうかを判断して、毎回の新しい教育委員の任命への態度表明を行っているところです。提案されている小澤氏個人について、今の教育行政に対してどのような立場をとられている人物かは不明であり反対はしませんが、会派として政治責任を持てる人事ではありませんので、自席にて棄権の態度をとります。以上、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よつて、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第15号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第11号ないし第15号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第10

号及び決議案第1号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号ないし第9号及び決議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、意見書案及び決議案の提案趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、国に対し、希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を、意見書案第2号は、北海道に対し、希望する教職員全員の再任用を求めるものです。意見書案第1号及び第2号をまとめて提案させていただきます。

政府は、年金支給開始年齢繰り延べによる定年退職後の生活維持のため、60歳の定年以降も働き続けたいと希望する全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務づけ、昨年4月からは、60歳からの継続雇用に選定基準などを設けることを禁じる改正高齢者雇用安定法が施行されています。この法律は、公務員にも適用され、政府は定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする閣議決定し、3日後には総務副大臣名で、各都道府県においても、これに準じた措置を講じるように通知しています。

ところが、道立高校では今春の退職者218名中、再任用されたのは80名にすぎません。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年3月も道立高校で今年を上回る大量の教職員の分限扱いが生じかねません。

また、北海道教育委員会が、現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の3月解雇を大幅に増やすこととなります。こうした原因は、制度設計や財政負担を地方に任せる政府の施策にあります。国には、雇用と年金の接続を確実にを行うために、財政支援を必要とする地方に交付税などの追加措置を講ずる責任があります。道教委も国の動向を見極めるなどの現行制度の延長上の対策にとどまらず、どの子供にも行き届いた教育を行うために少人数学級などの教育環境整備を行い、教職員の定数増、希望する教職員の全員再任用を図るべきです。

意見書案第3号は、高校・大学教育の無償化の前進を求めるものです。

2014年4月以降の高校入学者に対して授業料無償化への所得制限が導入されました。これは、高校無償化制度の理念を後退させ、2012年に政府が留保を撤回した中等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約に違反するものです。

高等学校等就学支援金の受給に所得証明の提出が義務づけられ、高校生や保護者の新たな負担を招き、各家庭の経済状況が可視化され、生徒を分断する事態にもなっています。この間、無償教育を求める運動と世論の成果で、非課税世帯の高校生に支給される奨学のための給付金は、実質的な給付制奨学金で評価はできますが、その財源が所得制限で徴収した授業料であるのは問題です。

また、就学支援金が病気や留学以外で留年した生徒に支給されないのも問題です。

2010年度の日本の教育予算は、対GDP3.6パーセントで、OECD諸國中4年連続最下位です。段階的にOECD諸国平均並みの5.4パーセントまで引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化が可能になります。国は、就学支援金の所得制限をやめて、高校授業料無償化を復活し、所得制限による財源ではない給付制奨学金制度をつくるべきです。

意見書案第4号は、新たな高校教育に関する指針の見直しを求めるものです。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針の中で、高校配置の考え方を「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備を進めます」と明記し、学級定員を40人に固定した上で、特例2間

口制度も廃止しました。この10年間で道立高校は、35校が統廃合され、1学年3学級以下の小規模校は、全207校のうち4割にも上ります。このまま指針に基づいて高校配置計画が進めば、地域の高校がなくなり、通学時間が長くなり課外活動もできない、通学費用がかさむなど、さまざまな問題がさらに深刻になります。小規模校の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根ざした学校教育を受けられる点です。実際、卒業生は、充実した高校生活を送り、社会へ巣立っています。今、求められるのは、教育の機会均等の理念からも、指針を見直し、少人数学級を実施し、機械的統廃合を行わずに子供の学ぶ権利を保障することです。

意見書案第5号は、行き届いた教育の前進を求めるものです。

今、学校ではいじめや体罰、全国学力・学習状況調査などの競争主義教育によって、多くの子供たちが苦しめられています。現在、全国の多くの自治体で、独自に少人数学級を実施していますが、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲が高まり、教員の定数増で、教職員が子供と向き合う時間が増えて、学校が落ちついてきたなど、その有効性が報告されています。

しかし、少人数学級や教職員定数増を自治体だけの負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じますから、国の教育予算を増やし、国の責任で全ての小・中・高校で少人数学級を実現し、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やし、行き届いた教育を進めることが強く求められます。

意見書案第6号は、国家公務員の給与制度の総合的見直しの中止を求めるものです。

今年の人事院勧告で、月例給、一時金とも7年ぶりの賃上げとなりました。

しかし、50歳代後半の給与は、ほとんど抑制されたままで、さらに来年から民間地場賃金の低い下位12県に合わせて、いったん俸給表を2パーセント程度引き下げた上で、東京都特別区をはじめとする大都市圏には地域手当を支給して、賃金を上乘せする勧告を行いました。現行でも18パーセントの地域格差があり、これをさらに20パーセントに拡大することは、国家公務員法第62条で定める職務給に反するばかりか、大都市と地方での賃金格差の固定化につながります。これは、地方公務員の給与にも影響することで、ひいては消費支出の減少により、地域経済の疲弊にもつながります。よって、国家公務員の給与制度の総合的見直しは中止すべきです。

意見書案第7号カジノ合法化法に反対する意見書（案）です。

安倍内閣は、閣議決定した改訂成長戦略にカジノ解禁を盛り込み、継続審議になっているカジノ合法化を含む特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の次の臨時国会での成立を目指しています。カジノはそもそも社会の風俗を害する行為として刑法で禁じられている賭博であるのに、合法化し、具体的な規制策や弊害の対策はカジノ合法化法成立後に整備するという乱暴なやり方で成立させようとしています。

こうした動きに対して、日本弁護士連合会は、カジノ合法化法案に反対する意見書を発表しました。政府が進めるアベノミクスの第5の矢に位置づけられているカジノ合法化については、経済効果のプラス面のみが喧伝され、経済的なマイナス面の客観的な検証はほとんどされていないと指摘し、暴力団、マネーロンダリング、ギャンブル依存症、多重債務問題再燃の危険性、青少年の健全育成への悪影響などの問題点を挙げています。

厚生労働省の発表によると、病的ギャンブラーは推計536万人、諸外国に比べ高い比率です。小樽消費者協会が先日、9月6日に都通り商店街で行った小樽市へのカジノ誘致についてのアンケート調査では、反対が83パーセントもありました。社会を壊し、国民を苦しめるカジノ合法化は、きっぱり断念するこ

とを強く求めるものです。

意見書案第8号電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書（案）です。

北海道電力は、7月31日に電力料金の値上げを国に申請しました。今回の値上げ案は、家庭向け17.03パーセント、企業向け22.61パーセントで、昨年の2倍を超える大幅値上げです。節電もう限界、もっと経営努力をしてほしいなど、道民や企業、自治体から厳しい批判が上がっています。小樽市にとっても新たに2億円の負担増になります。今回の再値上げ案の前に、経済産業省から一層の経営努力による経費圧縮を求める要請があったと報道されていますが、重役陣の人件費の削減などは曖昧なままです。

再値上げ申請の背景には、電力需要の4割を原発に依存していることが大きく影響しています。泊原発再稼働に当たり、原子力規制委員会の基準をパスするために1,600億円もの資金を投入していると言われていますが、それも今の電気事業法では、電気料金に含まれます。北海道電力は、原発ゼロを願う道民多数の声に応え、再生可能エネルギー、自然エネルギーに転換すべきです。北海道電力は、電力料金再値上げの申請を撤回し、国・北海道においては、申請に対し、厳しい姿勢で臨み、認可しないように求めます。

意見書案第9号オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書（案）です。

日米両政府は、沖縄県の普天間基地に配備されているMV-22オスプレイの作戦・訓練などを全国に一気に拡大する動きを強め、オスプレイの訓練移転先として、北海道大演習場をはじめ全国で5か所を候補地にし、2015年度からは佐賀空港に配備することにしました。沖縄県仲井眞知事が、普天間基地にかわる新基地建設のために名護市辺野古沿岸の埋立てを承認したのと引換えに、現在24機のオスプレイの半分程度を県外に配備するように求めたことによるものです。

オスプレイは、開発段階で墜落事故を起こし、多数の死者を出しています。オスプレイの元技術データ主任分析官が、「オートローテーションの欠如により、事故はいつか起こり得る。エンジンが停止すれば操縦不能となり、どこにでも墜落する」と述べているように、構造的欠陥があり、防衛省の安全基準も満たしていません。アメリカ本国では、オスプレイの騒音や環境への悪影響の可能性から、テスト飛行を取りやめたところもあるのに、沖縄では、日米合意に反して学校や病院を含む人口密集地域上空の飛行を繰り返し、県民は危険にさらされています。辺野古の海兵隊基地を拠点にしたオスプレイの沖縄配備の恒久化と騒音被害や墜落など重大事故の危険性を全国に拡散することは認められません。オスプレイの国内への配備、及び、北海道はもとより全国への訓練地移転と訓練区域拡大をしないように強く求めるものです。

以上、意見書案の提案趣旨説明をいたしました。議員各位の賛同をお願いします。

次に、決議案第1号議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議（案）の提案について、趣旨説明を行います。

地域主権改革、地方分権改革の義務づけ、枠づけの見直しによって、これまで国が定めた基準が直接に規律していた自治事務については、国の基準にかわって、自治体が条例で定めた基準に基づいて事務の執行が行われることになりました。これにより地方自治体は、政省令によって条例制定基準の従うべき基準、標準、参酌すべき基準という三つの類型を基に条例を制定します。条例制定の際、地方自治体が定める基準が国の基準と同一ということで、条例に政省令をそのまま引用する方式をとると、参照法令である内閣府令、省令を書き込むことから非常に短い条例文で済みますが、その内容がわからず、政省令の内容が改悪されたら、市の条例も自動的に改悪され、市民に責任を負うことができなくなります。引用方式は、地方自治法や憲法が定める自治体の条例制定権を実質的に政省令に委ねてしまうものであり、国の基準どおりにすると、自治体独自の上乗せ、横出し基準を積極的に条例化する立場に反し、市

民の願いに応えられないという問題が出てきます。国の政省令と同一の基準で定める場合は、せめて抜き書き方式にするべきです。

決議案は、条例の提案に当たっては、政省令をそのまま引用する方式を採用しないことを決定するものであります。議会の権利、議会制民主主義を侵害しないためにも議員各位の賛同をお願いしまして説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 提出者を代表して、意見書案第10号魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書（案）について提案趣旨説明をいたします。

低迷していた日本経済が今、再び力を取り戻しつつある中で、政府はさらなる日本の前進に向けて、新たな成長戦略を発表するなど、積極的な姿勢で取り組んでいます。我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口によれば、平成38年には1億2,000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されています。

また、高齢化率も現在の20パーセント台から平成36年には30パーセントを超え、平成60年には、約40パーセントへと大幅に上昇すると見込まれていることから、課題である少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つためにも合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワーク・ライフ・バランスの推進に全力で取り組むときに来ています。

本年5月に行われた第31次地方制度調査会第1回総会に出席した安倍総理大臣は、地方の元気がなくして国の元気なしと挨拶し、地方の活性化は最重要のテーマであるとし、地域の担い手、社会保障制度の支え手、労働力人口等が減少していく人口減少社会において、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるよう元気な地方をつくっていくことは喫緊の課題であると述べられています。

東京への一極集中や地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図り、地方の活性化を急速に進めることも求められています。そのためには、立法、司法、行政をはじめ、経済、金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させるべきです。

また一方、地方においては、中核的な機能を担うことのできる都市については、近隣市町村と連携を図り、その地方の発展を支えるとともに、国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、さまざまな権限の移譲を含め行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとしての集中的な投資を行うべきです。その上で、人口増加を目指す定住圏等においては、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育てしやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業については、地域の使い勝手を重視した再編、拡充を行うべきと考えます。

今後、政府は首都圏から全国へ、大都市から地方へと人の流れを生み出せるよう企業誘致や起業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講じ、Uターン、Iターンの促進を図るとともに、都市高齢者の地方への住み替えを容易にする支援措置等にも積極的に取り組むべきです。

以上、議員各位の賛同を求めて提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

○13番(酒井隆行議員) 自民党を代表し、議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議(案)並びに意見書案第8号電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書(案)及び意見書案第9号オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書(案)に否決の立場で討論を行います。

最初に、議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議(案)についてですが、提出者の日本共産党が主張されるように地域主権改革、地方分権改革の義務づけ、枠づけの見直しによって、政省令が改正される場合には、市の基準も自動的に変わり、議会の議決を得ずに内容が変更されることについては、我々自民党においても改正された内容が本市になじまない場合の対応はどうかという論議は当然ありました。そこで、理事者を交えて論議し、その内容をたどりました。その中で、本市としては、改正があった場合、速やかにその内容を議会に伝えるシステムを構築する用意があること、また改正内容が示されなくても、改正内容は容易に検索でき、改正内容などに異論・疑義があった場合、市側と十分審議し、納得できない場合は、議会側から議員発議の改正条例案を申し入れることができるため、政省令引用方式の条例提案であっても、日本共産党が主張する議会の権利の侵害などには当たらないとの結論に至りました。よって、本決議案の主張の根拠には無理があり、賛同できません。

次に、意見書案第8号電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書(案)については、電気料金の値上げは、市民生活や企業活動など地域経済に大きな影響があると考えております。しかしながら、北海道電力の収支状況は、泊発電所の長期停止に伴い、火力発電の燃料費などが約2,000億円増加したことから、大幅に悪化しました。また、平成25年度には、現在の電気料金に反映されている効率化額と国の査定方針に基づく補正額の合計452億円を上回る460億円程度の効率化が実施されました。平成26年度には、安定供給の観点から本来であれば実施すべき工事についても、供給支障リスクを大幅に増加させない範囲で補修工事の繰り延べが行われております。人件費などの効率化額と国の補正額の合計504億円を上回る590億円程度のコスト削減の取組も行われております。

自然エネルギーへの転換については、太陽光発電や風力発電などは、発電時にCO₂を排出しないクリーンなエネルギーであり、また、燃料も必要ありません。しかし、一方で、大規模な電源と同等の発電量を得るためには広大なスペースが必要となることや、天候などによる出力変動が激しく、安定的な発電が期待できないことも大きな課題となっております。

電気は、ただ発電すればいいというものではなく、使える電気として周波数や電圧などを一定に保つ必要があることから、電力会社は電気の消費と発電所の出力バランスを24時間365日、常に調整しています。

また、電気は大量にためておくことができません。電気の流れは光と同じくらい速く、発電所で発電された電気は、即、家庭や企業活動などで使用されるので、使う電気の量に合わせて発電しなければならず、太陽光発電や風力発電は、導入量が増えると出力変動も大きくなることから、使える電気として導入するには、瞬時の過不足を素早く調整するための発電所が、どうしても必要になります。その発電施設は、現在泊原発が停止中で、老朽化した火力発電が現在の電力供給を支えており、その燃料も高騰している状況です。

さらなる企業努力はもちろんですが、安定供給と現在の状況などを総合的に考えると、全てを否定するものではないものの、意見書案第8号の提出には賛同できません。

次に、意見書案第9号オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書(案)については、まずMV-22オスプレイの安全性と事故率について、2012年9月19日の防衛省の資料によると、10万飛行時間当たりの事故発生数、事故率は、普天間基地に配備されている改良型のCH-53Eスーパー

スタリオンでも2.35と、オスプレイの1.93よりも高くなっており、CH-53の老朽化の現状を加味すると、オスプレイの配備のほうが安全性が増すという意見もあります。

しかしながら、それでもオスプレイの垂直モードから水平モード移行時又はその逆の操作時に起こる事故比率は高く、特に市街地上空でのモード移行は、日本政府が申し出たとおり米軍は慎むべきであると考えます。

(発言する者あり)

また、アジア情勢は不安定で、とりわけ朝鮮半島では北朝鮮の核ミサイル開発や南北関係の緊張が続き、中国の飛躍的台頭と軍事能力拡大もあり、将来の不透明さ、不確実さは増しております。特に、今の尖閣問題で、中国が強硬姿勢を緩めない中で、オスプレイは従来ヘリコプターに比べ、速度、収容人数などが2倍、航続距離が8倍、作戦行動半径が4倍という性能であり、配備による中国への牽制効果はかなりのものであると述べる専門家もおります。

(発言する者あり)

(「だめだよ」と呼ぶ者あり)

また、訓練などの行動範囲を北海道を含む全国に拡散する動きについては、全国知事会でも、沖縄県の米軍基地負担の軽減ということは、他の自治体がしっかりと取り組んでいかなければいけないこと、沖縄県以外の都道府県知事が沖縄県の負担軽減をいかに実現していくかということについて議論している途中でもあります。

よって、我が党としては、今のヘリを飛ばすということの危険性、あるいはオスプレイの持つ能力を考えると、オスプレイの配備、全国への訓練地拡散について全面的に否定的な意見書案第9号の提出には賛同できません。

(発言する者あり)

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「だめだわ」と呼ぶ者あり)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇)(拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第9号は可決、意見書案第10号は否決、決議案第1号は可決を主張して討論を行います。

最初に、意見書案第1号希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める意見書(案)、あわせて意見書案第2号希望する教職員全員の再任用を求める意見書(案)についてです。

国は年金の支給年齢を徐々に引き上げ、65歳にならないと年金が支給されない制度へと変更しています。60歳で定年退職を迎えても、再任用にならないと、収入の手だてを失います。その責任は国にあります。希望する教職員全員が再任用となり、なおかつ新卒の教員を雇用するには、大幅に定数を引き上げていくなど、国の役割は重大です。

次に、意見書案第3号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書(案)についてです。

日本において教育費の負担は重く、日本政策金融公庫の調査では、高校入学から大学卒業までかかる費用は子供1人当たり平均1,042万円、子供にかかる教育費用は年収の37.7パーセントに上り、過去最高です。

日本国憲法第26条は国民にひとしく教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条は「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」としています。高校教育は進

学率97パーセントを超える準義務教育というべきものであって、その無償化は世界の流れであり、国際人権規約にも定められた当然の権利です。授業料無償化への所得制限は、制度の理念を否定し、世界的に確立された授業料無償化の流れに逆行するものです。

私が大学生のとき、1999年に有利子の奨学金の枠が拡大し、金額も選択できるようになりました。そして、1998年度の有利子貸与人数が11万人に対して、99年度は24万人に増え、10年後の2009年度には80万人となりました。本来なら給付制の奨学金をつくるべきですが、その手前に奨学金の枠を拡大するなら無利子の枠を拡大すべきでした。ところが、有利子拡大の一方で、無利子の貸与枠は横ばいであり、有利子拡大が社会人生活のスタートで多額の借金を背負わせて、奨学金負担が重くて返せないという原因になっています。当時、何てひどいことをするのかと、学生時代に思った記憶があります。

大学教育の最大の問題は、世界にまれな高学費です。1970年代から大幅に上がり出しました。物価上昇よりも激しい伸びです。この背景には、政府の教育予算削減があります。学費の減免制度の拡大も重要ですが、子供を持つ世帯や大学生の最大の負担となっている高い授業料の解決こそ急がれます。

次に、意見書案第4号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書（案）、意見書案第5号「行き届いた教育」の前進を求める意見書（案）についてです。

いずれの学校の段階でも、教育の機会均等という原点に立って学校配置を考えるべきです。学校の統廃合を迫られる理由の一つが、これもまた教育予算が削減されていることです。北海道は、小・中学校においても、高校においても、少人数学級の実現と学級数が少なくとも必要な教員数を確保する財源を保障することを国に求めるとともに、子供の学ぶ権利を保障するという立場に立ち、独自の配置も必要です。

次に、意見書案第6号国家公務員の給与制度の総合的見直しの中止を求める意見書（案）についてです。

8月7日、給与制度の総合的見直しを含む人事院勧告を受け、全国市長会と全国知事会、全国町村会とは、共同コメントを発表しました。以下、ホームページ記載の記事を紹介します。

「人事院は、国家公務員給与に地場の賃金をより一層反映させるなど俸給水準を引き下げる方向等での勧告を行ったが、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねないことから、地方と都市部の格差が一層拡大することがないように適切な措置を講ずることを期待すること等を表明した」ということです。

今、日本経済を元気にするには、賃上げによる労働者の収入を増やすことです。ここで、公務員の恒久的賃下げが行われれば、今でさえ低い最低賃金までもが固定化され、民間労働者への悪影響が生まれます。撤回すべきです。

次に、意見書案第7号カジノ合法化法に反対する意見書（案）についてです。

日本の成人の4.8パーセント、推計536万人にギャンブル依存症の疑いがあるという厚生労働省の研究班の調査が衝撃を広げています。世界でも最悪のギャンブル依存の広がりを実証されたことで、安倍政権が秋の臨時国会で狙うカジノ賭博場の解禁、合法化の危険性が鮮明になっています。

カジノ推進派は、カジノはパチンコや公営賭博とは違う高規格施設で、優良顧客だけを集めるから依存症患者は増えないと言います。日本のカジノは、厳格な規制下に置くから依存症やさまざまな社会的問題を起こすことはないと言いますが、現在、国会に提出されているカジノ法案に、そのための具体的な方策は何も書かれていません。そんな規制や対策などできるはずがないからです。日本は、刑法で賭博を禁止している国です。社会の実情に合わないなどと、まともな説明もなしにカジノ合法化を進め、それを成長戦略の目玉に位置づけるなど許されません。

カジノによる税収が期待できるとしたら、それはカジノの施設が大もうけすることが前提です。では、カジノの施設側がもうけるということはどういうことかといえば、カジノに来る客が負ける、お金を失うということです。客がお金を失うということは、依存症の多い日本人にとっては、人生を失うことにつながります。多くの人の未来を食い物にして、政治を行うことは許されません。

次に、意見書案第8号電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書（案）についてです。

5月の福井地方裁判所の判決では、国民の安全よりコストを優先する考え方をきっぱり拒否し、人間の生存にかかわる権利と電気代の高い低いの問題はてんびんにつけられないと断じました。

原発は、維持するだけで多額のコストを要します。使用済み核燃料を長期間保管し続けることなど、将来の大きなコストもあります。電気料金として支払ってきた使用済燃料再処理等引当金は、2013年度末の残高が2兆5,000億円あります。この引当金や、原発推進で利益を上げてきたプラントメーカーや関係金融機関などの利益剰余金を基金化し、値上げ回避の財源に回すべきです。

次に、意見書案第9号オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書（案）についてです。

佐賀空港へのMV-22オスプレイ配備を計画している防衛省は、空港建設に当たって、佐賀県と地元の間で、自衛隊と共用しないと合意していたことを最近まで知らなかったことも明らかになり、配備、先にありきの防衛省の地元無視の姿勢が浮き彫りになりました。

オスプレイは、一度に多数のアメリカ海兵隊を戦地に送り出すためにつくられています。海外への殴り込みをかけるための機体です。日本の防衛とは関係ありません。アメリカは、財政悪化による軍事費削減で、オスプレイの調達計画が落ち込んでいます。これを海外に売ることで、アメリカ軍需産業を助けようというもくろみの一つとして、日本が有力な市場になろうとしています。まさにアメリカに日本国民の安全を売り渡すこととなります。全国への拡散ではなく、配備撤回をすべきです。

次に、意見書案第10号魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書（案）についてです。

安倍内閣は6月24日に骨太の方針を閣議決定し、人口減少問題への対策を今後の日本経済の課題の一つに掲げ、地域戦略として集約と活性化を打ち出しました。地方への財政支出削減を目的に行政サービス縮小に向けた集約化を狙う政府が、道州制を視野に入れつつ新たな自治制度の改編を目指す手法として新たな広域連携を打ち出しています。集約化が進めば進むほど、自治体間の相互依存を抜きに行政サービスもままならない半人前の自治体が増えていくこととなります。

意見書案が示していることが進めば、身近な行政サービスなどを自分が住んでいない自治体から受けることになる住民が広範囲に生まれることとなります。拠点となる自治体の周りの近隣市町村の住民にとって物理的に遠くなることによって行政サービスなどが後退しかねません。住民自治の制度そのものを大きくゆがめかねないものです。

片山善博元総務大臣は、5月30日付けの読売新聞で、人口減少を理由に離島や農山漁村を切ってはならない、森林や水資源を維持し、食料の供給を担っているのではないかと指摘しています。人口減少対策、地方の活性化と雇用の確保を進めるには、地方切捨てが危惧される集約とネットワーク化の全国展開ではなく、日本の国土と資源、食料、歴史的文化を支えてきた市町村と地域・集落の活性化を図る真の支援策こそ求められています。

地方の活性化には、交付税の削減路線から転換し、地方への財源を確保すること、一生派遣、残業代ゼロなどという政策から転換し、労働者の雇用などを守ることなどが重要です。なぜ地方の雇用が失われているのか、なぜ子供を産み育てることが選択肢としてとれないのか、その大もとにある国の責任にメスを入れない限り、魅力ある地方都市とはなり得ません。

最後に、決議案第1号議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議（案）です。

条例作成で政省令をそのまま引用する方式、小樽市の言うリンク方式の問題点について、大きく三つの角度から指摘します。

第1に、市民との関係です。

市政の主権者は市民です。条例作成で政令や省令を引用する方式では、条例で定めるべき基準は、政令若しくは省令の定めるところによるとなります。条例の本文を読んでも何のことかわかりません。そして、リンクする政省令を読むと、まず、何が従うべき基準で、何が参酌すべき基準になるかなどということが記載されています。これは、政省令自体はそれを基に自治体に基準を定めるように求めるために必要な条文となっています。しかし、条例の基準では、この条文は丸ごと要りません。ここで示している従うべき基準等は、ほかの条文で記載しているからです。

小樽市は、自治基本条例によって協働による小樽のまちづくりを進めるとして、4月に同条例を制定したばかりです。この大前提となることは、情報を市民にわかりやすく提供することから始まります。問題にしている引用方式は、この大前提を覆す条例の立案方式となります。

第2に、議会との関係です。議会の議決権を奪う重大なシステムになるということです。

8月26日の議案説明が会派にあったとき、福祉部長から、引用方式なのでA4、1枚になるという趣旨の説明を受けた際、私たちは、それでは政省令が変わったとき議決が要らないのではないかと問題を提起し、そのような条例提案はすべきではないと指摘しました。政省令を引用する場合、政省令で定めている内容が変更になると、自動的に条例の内容も変更になります。条例で定めた内容が変更になっても、引用する政省令が別の政省令に変わらない限り、文言が変更にならないため議決の対象になりません。

地方自治法第96条第1項では、「地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」として、第1号には「条例を設け又は改廃すること」とあります。このように、議会の議決権として、条例を設けること、改めること、廃止することがあります。この改めることにおいて問題になる引用方式では、議会の権限を行使できなくなります。私たち議員は、選挙により議会へと送り出されます。市政について監視し、チェックすることが議員の役割です。しかし、議案にならなければ、変更内容へのそれぞれの議員の賛否が市民に明らかにならない問題点があります。

さらには、丸ごと政省令を引用する場合の問題点があります。政省令に二つの施設の従うべき基準などが定めてある場合、議員として片方の施設に関しては賛成できるが、もう一つについては反対という場合であっても、この引用方式では、一つの政省令を引用しているため、反対とせざるを得ません。

三つ目の角度は、地方自治体としての責任が問われる重大な問題だということです。

国では、地方的・地域的事情を十分に考慮できないことから、これまで政省令で定めてきた基準を条例制定事項に振り替えました。国で基準をつくるなら、条例で制定する事柄にする必要はありません。なぜ条例で定めるとされたかということを考える必要があります。地方自治法第1条の2にある「住民の福祉の増進」を図るため条例を定め、事務を行うことに地方自治体の任務があります。憲法第94条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」とあります。地方自治法第14条には、「法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる」とあります。つまり、法律や政令で定められていることを処理するために条例を制定することができるということです。

問題の引用方式は、政省令が変われば、自動的に自治体の基準も変わるという条例の方式になります。これは、憲法第94条や地方自治法第14条に定められている自治体の条例制定権を政省令に委ねることとなり、地方自治が失われかねません。政省令が変更になった場合に議会に報告する、内容が問題となる

減少が続く財政難の地方自治体が住民の生活圏と行政機能を維持する上で必要と考えます。

また、地方において、これらの中核的な機能を担うことのできる都市には、周辺市町村で補うことのできない医療、介護、教育などの機能を補完し、市町村と連携しながら、その地域の発展を支えるために、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして投資が必要です。

そして、人口増を目指す定住圏や、地域ごとに違った問題を抱える地方において、企業誘致や起業を促すために必要な財政上、税制上の措置を講じ、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使いやすさを重視した再編や拡充を行うことは、地域経済を持続可能なものとし、魅力あるまちづくりを地域主導で行えることにつながります。

よって、本意見書案にある事項について適切な措置が講じられることは、地方の活性化を進め、広く国民の利益に資することは明らかで賛成です。

次に、議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議（案）についてです。

本決議案は、条例制定の際、地方自治体が定める基準が国の基準と同一の場合であっても、条例の提案に当たっては、政省令をそのまま引用する方式を採用しないことを決定する内容の決議案です。条例整備の方法として、通常の条文策定方式と引用方式については、それぞれメリット、デメリットがあり、各自治体の考えが分かれていることから、本市における条例の提案に当たっては、政省令をそのまま引用する方式を採用しないことを決定づける理由はありません。よって、現段階で本決議案を可決するには至らないと判断しました。

ただ、政省令が改正される場合に、自治体の条例も自動的に改正されることについては、本市の条例が改正されたことがわからないままにならないよう、私たち議員も政省令の改正の状況を注視していくことはもちろん、市には議会に検討内容の報告と審議を担保するための早期ルール化を求めています。

以上、討論を終わります。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議（案）に否決の討論をいたします。

9月19日の意見書調整会議に先立ち、共産党から政省令改正に伴う小樽市の条例改正についての立案方式に関する決議案の提出方について提案があり、協議を行いました。協議の中で、提案に至る経緯として、政省令改正に伴う小樽市の条例改正について、これだけの重要問題にもかかわらず、小樽市の議員が全く疑義を感じていないことは問題との説明がありました。

私は、この発言は事実と反し、誤解に基づく提案であると判断しております。少なくともこれまで共産党の代表質問への答弁を踏まえて、議会運営委員会や厚生常任委員会、各会派代表者会議などを通じて、問題点は共有してきたと理解されるからであります。

確かに、この決議案には、議案第27号、議案第28号との表記はありませんが、共産党が代表質問で取り上げた政省令改正に伴う小樽市の条例改正に関連して提案されたものと理解されます。私どもは、議会運営委員会の協議の場で総務部長の答弁の真意をもう一度確かめて協議すべきと提案し、問題点を確認し、協議を経て、委員会での協議が進められてきたものと理解しております。その後も総務部長の答弁を踏まえ、厚生常任委員会の理事会や委員会での一定の理解の下に第4回定例会までに一定の結論を得ることで合意がなされたと理解されますが、現在、総務部長の下で、ルールづくりが進められていることを踏まえれば、今、会派間の協議も不十分なままでの突然の決議案の提出は、今後の会派間の協議に

も支障を与えることが懸念されます。

(発言する者あり)

そうした意味で理解に苦しんでいるところでございます。

(発言する者あり)

よって、現状では、否決を主張せざるを得ません。以上をもって討論いたします。(拍手)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに願います。

(「話にならん」と呼ぶ者あり)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安齋哲也議員。

(6番 安齋哲也議員登壇) (拍手)

(発言する者あり)

○6番(安齋哲也議員) 一新小樽を代表し、決議案第1号議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議(案)に否決の態度を主張し、討論いたします。

この決議案は、政省令が改正される場合に市の基準も自動的に変わり、議決を得ずに内容が変更されることを危惧し、この引用方式を採用しないことを求めて提案されました。

今定例会には、政省令の引用方式で、子ども・子育て支援法の制定に伴い、2件の議案が提出されました。自治体条例が法令の規定を引用すること自体は違法ではありませんが、引用方式を採用した他都市の例では、条例制定の際に、その自治体に合ったものを規則で定める手法をとるなどしています。また、対象事項を引用し、基準を定める自治体もあります。

政省令をそのまま引用した場合、議会の議決なく条文が自動的に変わるというデメリットもありますが、政省令を引用することによるメリットとしては、小樽市独自の基準があるのかなど、自治体それぞれで違いがわかるということもあります。ただし、政省令改正時には万全の対処が必要ですし、基準として示された部分に関しては、十分な検討をし、それらを適用することが妥当であると判断いたします。

小樽市においては、今後、条例立案のルール化、引用方式への対処方法が検討され、示されるとのことですので、それらを見極めて判断する必要があります。

よって、現段階での決議案第1号の可決はいったん見送り、否決として討論を終えます。(拍手)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、決議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第1号ないし第7号について一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第8号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 可否同数であります。

(発言する者あり)

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

次に、意見書案第9号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第10号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 川 畑 正 美

議員 佐々木 秩

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成26年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２６年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 川 畑 正 美
同 林 下 孤 芳
同 新 谷 と し

年金支給開始年齢「繰延べ」が続き、昨年 4 月以降の退職者からは、全く収入のない期間が生じています。定年退職後、生活の糧を全て失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は 60 歳定年以降も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務付け、昨年 4 月からは 60 歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。

この高年法改正は公務員にも適用され、政府は 3 月 26 日、国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と閣議決定しました。3 日後の同月 29 日には総務副大臣通知が出され、各都道府県においてもこれに準じた措置を講ずることとされています。

ところが、道内の道立高校、公立小中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じています。今春（平成 26 年 3 月）道立高校を退職した教員では、退職者 218 人中「再任用」できた者は 80 人にすぎず、実に希望者の 3 人に 1 人が「辞退」を強いられています。

「無年金期間」が生じ、再任用希望者が増加する一方、子供の減少による教員の定数減が生ずる来年度以降の事態は一層深刻です。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年 3 月も道内公立学校で今年を上回る大量の教職員の「分限（解雇）扱い」が生じ兼ねません。原因は、制度設計や財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成 23 年 9 月、本年から生ずる公務員の無年金期間について職員の「定年延長」を行う意見の申出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたのですから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実にを行う責任が国に求められるのは当然です。対策は待った無しです。道、道教委が任命権者として責任を果たさなければならないのは当然ですが、「定年延長ではなく、再任用制度による」と制度の大枠を作った政府が財政支援を必要とする都道府県に交付税等の追加措置を講ずるなどの責任があります。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3 月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付教職員の「雇止め」も起き兼ねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響し、一人高齢層教職員の問題にはとどまりません。

道教委が「国の動向を見極めて」などと、現行制度の延長上の対策にとどまっている状況も問題です。地域では学校統廃合などにより学校が次々と無くなり、教育の機会均等の原則が脅かされています。少人数学級など、どの子供にも行き届いた教育を行うための定数増や定員外措置と併せて再任用問題も解決が図られれば、子供の教育を受ける環境も前進します。希望する全ての教職員の再任用保障へ、下記項目について、速やかな国の指導と必要な財政措置の実施を要望します。

記

- 1 希望する全ての教職員の再任用実現へ、国は対策が求められる都道府県への交付税等、必要な財政支援を行うこと。
- 2 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇止めされることのないようにすること。
- 3 以上を実現するためにも、教育条件整備にも必要な定数外措置（大幅な定数増）を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 9 月 22 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

希望する教職員全員の再任用を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

年金支給開始年齢の「繰延べ」が続き、昨年4月以降の退職者からは、全く収入のない期間が生じています。定年退職後、生活の糧を全て失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務付け、昨年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。

この高年法改正は公務員にも適用され、政府は3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と閣議決定しました。3日後の同月29日には総務副大臣通知が出され、各都道府県においてもこれに準じた措置を講ずることとされています。

ところが、道内の道立高校、公立小中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じています。今春（平成26年3月）道立高校を退職した教員では、退職者218人中「再任用」できた者は80人にすぎず、実に希望者の3人に1人が「辞退」を強いられています。

「無年金期間」が生じ、再任用希望者が増加する一方、子供の減少による教員の定数減が生ずる来年度以降の事態は一層深刻です。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年3月も道内公立学校で今年を上回る大量の教職員の「分限（解雇）扱い」が生じ兼ねません。原因は、制度設計や財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成23年9月、本年から生ずる公務員の無年金期間について職員の「定年延長」を行う意見の申出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたのですから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実に行う責任が国に求められるのは当然です。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付教職員の「雇止め」も起き兼ねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響し、一人高齢層教職員の問題にはとどまりません。

道教委が「国の動向を見極めて」などと、現行制度の延長上の対策にとどまっている状況も問題です。地域では学校統廃合などにより学校が次々と無くなり、教育の機会均等の原則が脅かされています。少人数学級など、どの子供にも行き届いた教育を行うための定数増や定員外措置と併せて再任用問題も解決が図られれば、教育条件も前進します。希望する全ての教職員の再任用保障へ、必要な制度設計を行うよう求め、下記の項目について速やかな措置を要望します。

記

- 1 希望する全ての教職員の再任用実現へ、必要な制度設計を行うこと。
- 2 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇止めされることのないようにすること。
- 3 以上を実現するためにも必要な定数外措置（大幅な定数増）を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 林 下 孤 芳
同 中 島 麗 子
同 新 谷 と し

2014年4月の高校入学生から「高校無償化」への所得制限が導入されました。

これは、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念を根本から踏みにじり、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるものです。それは、高校生や父母、国民に対する約束違反であると同時に、政府が2012年に留保を撤回した、中等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約に違反する、世界への約束違反でもあります。

就学支援金の受給に所得証明の提出が義務付けられ、高校生や保護者の新たな負担となり、所得証明の提出が困難な高校生や保護者が就学支援金を受けられないおそれもあり、自治体、学校の事務量が膨大になっています。また、授業料を払う生徒と払わない生徒、就学支援金を受給できる生徒と受給できない生徒が、同じ学校や学級の中で学ぶことになり、各家庭の経済状況が可視化され、生徒を分断し精神的苦痛を与えています。OECD諸国で高校授業料に所得制限を導入している国はなく、大多数の国々は高校無償化を実現しています。

非課税世帯の高校生に支給される「奨学のための給付金」は実質的な給付制奨学金であり、この間の無償教育を求める運動と世論の成果とすることができそうですが、その財源が年収910万円以上の世帯の高校生から徴収した授業料であることは大きな問題です。また、「学び直しへの支援」として、高校中退者が再入学した場合、標準修業年限を超えても最長2年まで就学支援金を支給するとしています。しかしながら、病気や留学以外の理由で留年した生徒は含まれていません。全ての高校生の修学を保障し、教育の無償化を進めていくことが求められています。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2010年度）」は3.6パーセントでOECD諸国の中では4年連続最下位となっています。段階的にOECD平均並みの5.4パーセントまで引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国は「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校授業料無償化」を復活すること。
- 2 国は、所得制限による財源ではなく、教育予算を増やして、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度を作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下、「指針」）を公表し、平成20年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」の中で「高校配置の考え方」として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定した上で「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編を進め、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして「高校配置計画」を推し進めた結果を道教委は検証するわけでもなく、保護者や地域住民の声を聴くために開催している「地域別検討協議会」では意見を聴き置くのみの状況に、参加者から「意見が全く生かされていない」との批判が募っています。それは、各自治体が地域の高校で学ぶ環境を充実させようと、本来道教委が行うべき就学のための諸策を行っているにもかかわらず、言わば「機械的」に地域の高校を統廃合していることの証左です。この10年間で道立高校は35校が統廃合されました。現在、1学年3学級以下の小規模校は全207校のうち、その4割に当たる86校に上ります。このまま「指針」に基づいて「高校配置計画」が進めば、地域の子供の学習権を脅かし兼ねません。

「指針」が「望ましい学校規模」維持の利点として、「多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切さたく磨る機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことを挙げていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校が無くなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない事態も起こっています。小規模校の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根ざした学校教育を受けることができる点です。現に卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。また、都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、大規模な統廃合も住民の声を十分に聴かないまま進められています。

一方で道教委は高校統廃合を続けながら、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を「学力向上」の名の下に特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき「教育の機会均等」の理念を自ら放棄するものと批判されても仕方ありません。

今求められるのは、「指針」を見直し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、全ての子供の学ぶ権利の保障です。

よって、道及び道教委に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 道・道教委は「新たな高校教育に関する指針」を見直し、子供の学ぶ権利を保障すること。
- 2 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、「機械的」高校統廃合を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「行き届いた教育」の前進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	林 下 孤 芳
	同	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し

全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小学校1年生で、2012年度は小学校2年生で35人以下学級を実施しました。しかし、安倍政権に代わった2013年度以降は、父母・国民の期待に背を向け、35人以下学級の前進を見送り、教職員定数改善計画も1959年に開始して以来、初の「純減」を強行しました。

今学校では、いじめ・体罰の問題や「全国一斉学力テスト」体制による競争主義教育によって、多くの子供たちが苦しんでいます。さらに、子供たちを守るべき教職員も長時間過密労働で追い詰められています。こうした状況を変えていくために、少人数学級実現や教職員定数増は大きな力を発揮します。国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子供と向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

しかし、少人数学級実現や教職員定数増を自治体だけの負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級実現と教職員定数増を行うことが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せを行い「定数崩し」等の安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時・非常勤職員が増え続けています。こうした非正規頼みの状態は、子供たちにとっても、共に働く教職員にとっても、十分な教育環境ではありません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化を進める必要があります。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2010年度）」は3.6パーセントでOECD諸国の中では4年連続最下位となっています。段階的にOECD平均並みの5.4パーセントまで引き上げていけば、小・中・高校の30人以下学級の実現のみならず、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。

地方に負担を押しつけることなく、国の責任による教育条件整備を進めることが必要です。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国の責任で、全ての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。
- 2 国は、新たな教職員定数改善計画を作り、計画的に教職員を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

国家公務員の給与制度の総合的見直しの中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

今年の人事院勧告で、月例給・一時金とも 7 年ぶりの賃上げとなりました。

しかし、50 歳代後半の高齢層の号俸については、ほとんど抑制されたままです。さらに、今年は一時的に「賃上げ」となりましたが、来年から民間地場賃金の低い下位 12 県に合わせて一旦俸給表を平均 2 パーセント程度引き下げた上で、東京特別区を始めとする大都市圏には地域手当を支給して賃金を上乘せする勧告を行いました。

国家公務員は全国一斉の行政サービスを行います。また、生計に要する費用は全国どこにいても大きくは変わりません。

現行でも 18 パーセントの地域較差があり、これを更に 20 パーセントに拡大することは、国家公務員法第 62 条で定める「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」という職務給原則に反するばかりか、大都市部と地方での賃金格差の固定化につながります。また、地方公務員等の給与にも影響することから、消費支出の減少により地域経済のさらなる疲弊につながるため、下記の事項を要望します。

記

- 1 人事院勧告のうち「給与制度の総合的見直し」に当たっては、中止を求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 9 月 22 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

カジノ合法化法に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

安倍晋三内閣が閣議決定した「改訂成長戦略」にカジノ解禁が盛り込まれました。継続審議になっているカジノ合法化法案（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法案）を安倍首相は、次の臨時国会で成立を目指しています。社会の風俗を害する行為として刑罰で禁じられている「賭博」の合法化です。しかも、具体的な規制策や弊害への対策は全て、カジノ合法化法成立後1年以内に、政府の責任で整備する「実施法」段階に先送りし、白紙委任のようにカジノ合法化だけを決めるという乱暴なものです。

日本弁護士連合会は、カジノ合法化法案に反対する意見書を発表しました。意見書は、政府が進める「アベノミクス」の「第5の矢」と位置付けられるカジノ合法化について、その経済効果のプラス面のみがけん伝され、経済的なマイナス要因の可能性について「客観的な検証はほとんどされていない」と指摘し、暴力団対策・マネーロンダリング（資金洗浄）対策・ギャンブル依存症の拡大・多重債務問題再燃の危険性・青少年の健全育成への悪影響など、カジノ解禁がもたらす問題点を挙げています。

今年8月、厚生労働省は病的ギャンブラーが全国で推計536万人になると発表しました。成人全体の4.8パーセントで諸外国に比べて日本の割合が高いと指摘されています。

よって、国においては、社会を壊し、国民を苦しめるカジノ合法化をきっぱり断念することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 林 下 孤 芳
同 新 谷 と し

北海道電力は 7 月 31 日に、電力料金値上げの認可を国に申請しました。

今回の値上げ案は、国の認可が必要な家庭向けの平均が 17.03 パーセント、国の認可が不要な企業向けの平均が 22.61 パーセントで、どちらも昨年 9 月の値上げの 2 倍を超える大幅なものです。

標準的家庭（契約電流 30 アンペア、電力使用量 260 キロワットアワー）では、1 か月 1,069 円、14.78 パーセント上がって月額 8,302 円となり、道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかです。

今回の再値上げに関しては、「節電ももう限界」、「もっと経営努力を示してほしい」と、道民はもとより経済界、道内自治体からも厳しい批判の声が揚がっています。

北海道電力は値上げ理由を、泊原発の再稼働が遅れ、電力供給の 8 割を依存する火力発電の燃料費が急増したためとしています。しかし、道民の多数は原発ゼロを願い、再稼働を願っていません。

今回の再値上げ案の発表を前に、国（経済産業省）からは、一層の経営努力による経費圧縮を求める要請があったと報道されています。しかし、求められたような経営努力や社長ら重役陣の人件費の削減も曖昧なままです。

昨年の値上げと今回の再値上げ申請の背景には、電力需要の 4 割を原発に依存する北海道電力固有の原発依存体質が大きく影響しています。今、北海道電力がやるべきことは原発の早期再稼働ではなく、原発ゼロを願う多数の道民の声に応え、安全で再生可能な自然エネルギーへの転換です。

よって、本市議会は、北海道電力が電力料金の再値上げ認可申請を撤回することを強く求めるとともに、国や道においては認可申請に対し厳しい姿勢で臨み、認可しないことを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 9 月 22 日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------------	------	-----	-------------

オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	高 橋 克 幸
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

日米両政府は、沖縄県の米海兵隊普天間基地に配備されている垂直離着陸機MV-22オスプレイの作戦、訓練など行動範囲を全国に一気に拡大する動きを強めています。防衛省がオスプレイ訓練移転先として、北海道大演習場をはじめ、全国で5か所を候補地としていることが判明しました。

オスプレイは、米海兵隊が任務とする他国への侵攻作戦を強化するため導入した新型輸送機です。開発段階で墜落事故を繰り返し多数の死者を出しています。2012年の普天間基地への配備直前にも、アフリカ・モロッコで墜落し米兵2名死亡、米フロリダ州で墜落し5名が負傷など事故を相次いで起こしています。一連の事故はオスプレイの元技術データ主任分析官が述べているように「オートローテーション機能（自動回転）の欠如により事故はいつか起こり得る」、「エンジンが停止すればオスプレイは操縦不能になり、どこにでも墜落する」という構造的欠陥によるものです。防衛省の「航空機の安全性の確保に関する訓令」によっても、「全発動機が不作動である状態で、できる限り自動回転飛行により安全に侵入し、及び着陸できるものでなければならない」と、航空法に準拠し、自衛隊機にも自動回転能力を求めており、防衛省が定める安全基準を満たしていないものです。

アメリカでは、オスプレイの騒音や環境に悪影響を与える可能性があるとして、テスト飛行を取りやめたところもあります。ところが米軍は、沖縄では「学校や病院を含む人口密集地域上空を避ける」とした日米合意に違反する危険な飛行を繰り返しています。

政府は2015年度から陸上自衛隊に導入するオスプレイを佐賀空港に配備することにしました。沖縄県の仲井真弘多知事が、普天間基地に代わる新基地建設のため名護市辺野古沿岸域の埋立てを承認したのと引換えに、現在24機態勢のオスプレイの半分程度を県外に配備するよう求めたことによります。これは、辺野古の海兵隊新基地を拠点にしてオスプレイの沖縄配備を恒久化するとともに、騒音被害や墜落など重大事故の危険を全国に拡散するものでありません。

よって、本市議会は、道（市町村）民の生命、財産及び安心・安全な生活を守る立場から、国に対し、MV-22オスプレイの国内への配備及び北海道はもとより全国への訓練地移転と訓練空域拡大を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	松 田 優 子
	同	鈴 木 喜 明
	同	林 下 孤 芳

低迷していた日本経済が今再び力を取り戻しつつある中で、政府は、さらなる日本の前進に向けて、新たな成長戦略を発表するなど積極的な姿勢で取り組んでいます。

長年の課題であった少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つため、合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワークライフバランスの推進に全力で取り組む時に来ているとともに、東京への一極集中や地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や、新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図り、地方の活性化を急速に進めることは広く国民の利益に資することになります。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 立法、司法、行政を始め、経済・金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させること。
- 2 地方において中枢的な機能を担うことのできる都市については、近隣市町村と連携し、その地方の発展を支えるとともに、国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、様々な権限の委譲を含め、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして集中的な投資を行うこと。
- 3 人口増加を目指す定住圏等において、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育てしやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使いやすさを重視した再編や拡充を行うこと。
- 4 首都圏から全国へ、大都市から地方への人の流れを生み出せるよう、Uターン、Iターンの促進や地域おこし協力隊、新・田舎暮らし隊の推進、都市高齢者の地方への住み替えを容易にする支援措置等に取り組むこと。
- 5 地方における企業誘致や起業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田友三郎
	同	斉藤陽一良
	同	斎藤博行
	同	中島麗子
	同	佐々木茂

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいと、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関を始め、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

よって、国においては、現状を踏まえて、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 業務上の災害又は通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、医療機関を始め国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

産後ケア体制の支援強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田友三郎
	同	川畑正美
	同	斉藤陽一良
	同	上野智真
	同	斎藤博行

子育て支援は、国や各自治体の取組により、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな議題になっているのが出産前と直後の対応です。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の親子関係が、虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすと言われています。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上しました。少子化対策を進めるに当たって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があることから、下記の項目の実現を強く求めるものです。

記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

奨学金制度の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	成田祐樹
	同	小貫元
	同	鈴木喜明
	同	佐々木秩

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3パーセントを上限とする利息付きの第二種奨学金があります。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっています。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動型無利子奨学金制度」を導入しています。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引下げを実施しています。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されています。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できるよう、下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 所得が一定額を超えた場合に、所得に応じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	川 畑 正 美
	同	斉 藤 陽一良
	同	上 野 智 真
	同	斎 藤 博 行

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、使用により人体への危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し、昨年 3 月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年 4 月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

よって、政府においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化する必要があることから、下記の事項について措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発を始め鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 9 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	小 貫 元
	同	松 田 優 子
	同	濱 本 進
	同	山 口 保

全国各地で異常な大雨に見舞われ、土砂災害が相次ぎ、死者や行方不明者が発生するなど甚大な被害をもたらしています。北海道でも宗谷管内礼文町で高さ50メートル、幅50メートルにわたり崩れた土砂が住宅を直撃し、2人が亡くなりました。また、河川の氾濫によって家屋、商店、農作物、工場などが浸水し、市民生活や営業にも大きな影響を及ぼしています。

これほどの大災害が起きてしまったのは、「1時間の雨量が100ミリを越すような記録的なもの」、「50年に一度の大雨」ということでもあります。共通した問題として、大雨に対する対策が遅れていることです。土砂災害警戒区域の指定作業の遅れ、警戒区域に指定するための現地調査の未実施、砂防ダム整備・河川整備の遅れ、避難指示・避難所の受入れ体制作り等、災害に襲われた際、被害を最小限に食い止める対策とその後の対応を改善することが求められています。

土砂災害の対策で最も大切なことは、危険箇所を周知し、避難対策を整備することと施設整備を行うことです。

北海道には約1万2,000もの土砂災害危険箇所がありますが、法律に基づき指定する「土砂災害警戒区域」は約1,400か所と、指定率は全国でも最低水準の12パーセント程度にとどまっています。

警戒区域に指定されたら、土砂災害防止法に基づき、市町村の地域防災計画に災害発生時の避難路や避難所などの記載、ハザードマップ作成、さらに特別警戒区域に指定されたら、宅地開発が許可制になるなど土地利用に規制などの対策が講じられます。

海に囲まれた北海道には、礼文町のように海岸沿いの崖下に居住する地域が多数点在します。警戒区域に指定するための現地調査を急ぎ、その結果を住民に周知することが求められています。

河川の点検を行い、氾濫の危険性がある所の整備が急がれています。

今回のような大災害が全国どこでも起こり得ることを前提に、災害を防ぐ対策を抜本的に見直し、警戒を強めるべきです。

よって、国においては、下記の対策を講じるよう強く求めます。

記

- 1 警戒区域指定促進に必要な危険箇所調査に伴う事業費の国庫負担割合（現在3分の1）を増額すること。
- 2 危険区域の施設整備対策を強めること。
- 3 既に危険区域に建設されている住宅に対しては、全国各地で実施している「宅地防災工事助成制度」などの制度化を検討すること。
- 4 河川整備費を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月22日
小樽市議会

議決年月日	平成26年9月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫	元
	同	川 畑	正 美
	同	中 島	麗 子
	同	新 谷	と し
	同	北 野	義 紀

地域主権改革・地方分権改革の「義務付け・枠付けの見直し」によって、これまで国が定めた基準が直接に規律していた自治事務については、国の基準に代わって、自治体が条例で定めた基準に基づいて事務の執行が行われることになりました。このことにより地方自治体は、政省令によって条例制定基準の「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」という 3 つの類型を基に条例を制定します。

条例制定の際、地方自治体が定める基準が、国の基準（「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」）と同一ということで、条例に政省令をそのまま引用する方式が採られることがあります。しかし、このような条例の立案方式では、条例本文を読んでも条例で定められている基準を見ることができません。政省令と同一の基準であっても、条項を抜き書きした方式にし、条例に基準を明記することが、市民協働のまちづくりを推進することにつながります。

さらに、政省令が改正される場合には、市の基準も自動的に変わり、議会の議決を経ずに内容が変更されることは、議会の権利を侵害する方式です。これは、地方自治法や憲法が定める自治体の条例制定権の実質を政省令に委ねることになり兼ねません。このような条例の立案方式は、議会制民主主義、地方自治を軽視するものであり、認めることはできません。国の政省令と同一の基準で定める場合は、せめて抜き書き方式にするべきです。

よって、当市議会として、条例の提案に当たっては、政省令をそのまま引用する方式を採用しないことを決定するものであります。

以上、決議します。

平成 26 年 9 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 26 年 9 月 22 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

平成26年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成26年9月3日～平成26年9月22日（20日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H26.9.3	市長	H26.9.10	予 算	H26.9.16	可 決	H26.9.22	可 決
2	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H26.9.3	市長	H26.9.10	予 算	H26.9.16	可 決	H26.9.22	可 決
3	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H26.9.3	市長	H26.9.10	予 算	H26.9.16	可 決	H26.9.22	可 決
4	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H26.9.3	市長	H26.9.10	予 算	H26.9.16	可 決	H26.9.22	可 決
5	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算	H26.9.3	市長	H26.9.10	予 算	H26.9.16	可 決	H26.9.22	可 決
6	平成25年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
7	平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
8	平成25年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
9	平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
10	平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
11	平成25年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
12	平成25年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
13	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
14	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
15	平成25年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
16	平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
17	平成25年度小樽市病院事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
18	平成25年度小樽市水道事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
19	平成25年度小樽市下水道事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
20	平成25年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.9.10	継 続 審 査	H26.9.22	継 続 審 査
21	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	予 算	H26.9.16	可 決	H26.9.22	可 決
22	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	経 済	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
23	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	厚 生	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
24	小樽市手数料条例及び小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	厚 生	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
25	小樽市総合福祉センター条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	厚 生	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
26	小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	厚 生	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
27	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	厚 生	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
28	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	厚 生	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決
29	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H26.9.3	市長	H26.9.10	建 設	H26.9.17	可 決	H26.9.22	可 決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
30	小樽市非核港湾条例案	H26.9.3	議員	H26.9.10	総務	H26.9.17	否決	H26.9.22	否決
31	小樽市教育委員会委員の任命について	H26.9.22	市長	—	—	—	—	H26.9.22	同意
意見書案第1号	希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置を国に求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第2号	希望する教職員全員の再任用を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第3号	「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第4号	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第5号	「行き届いた教育」の前進を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第6号	国家公務員の給与制度の総合的見直しの中止を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第7号	カジノ合法化法に反対する意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第8号	電力料金再値上げ申請を認可しないことを求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
意見書案第9号	オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
意見書案第10号	魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
意見書案第11号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
意見書案第12号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
意見書案第13号	奨学金制度の充実を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
意見書案第14号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
意見書案第15号	土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	可決
決議案第1号	議決権を奪う政省令引用方式の条例提案の不採用に関する決議(案)	H26.9.22	議員	—	—	—	—	H26.9.22	否決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.7.4	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.9.13	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.11.28	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24.2.27	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24.2.27	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	H25.9.3	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
325～534	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H25.12.9	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
535～739	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26.2.28	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
741～809	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26.6.12	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
810	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H26.6.23	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査
811	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について	H26.8.29	H26.9.17	不採択	H26.9.22	不採択
812～834	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26.9.5	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23.11.29	H26.9.17	継続審査	H26.9.22	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方 について	H24. 6. 19	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地 停留所利用時の料金設定改善要請方につ いて	H23. 7. 4	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方につ いて	H24. 9. 4	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」 の実施方について	H24. 11. 21	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設方 について	H25. 9. 4	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止 諸施策の強化方について	H25. 9. 6	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
835	国民健康保険に対する国庫負担の増額を 求める意見書提出方について	H26. 9. 9	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方につ いて	H24. 6. 13	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家 対策の策定方について	H24. 8. 28	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
740	市道御膳水仲通線の側溝改修方について	H26. 6. 9	H26. 9. 17	継続審査	H26. 9. 22	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H26. 9. 18	継続審査	H26. 9. 22	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存 続方について	H24. 2. 20	H26. 9. 18	継続審査	H26. 9. 22	継続審査